障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成17年3月18日(金)

社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

目 次

<企	曲	課 >		
1	Н	IV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について・・・・	-	l
2	障	害者ケアマネジメント体制支援事業について・・・・・・・・・・	-	١
3	特	別児童扶養手当等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	3
4	心	身障害者扶養保険について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ę)
5	特	定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律について ・・	1 3	3
6	知	的障害児(者)基礎調査の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 -	1
<国)	立施 記	设管理室>		
玉	立更	生援護施設等の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2	2
(1)	国立身体障害者リハビリテーションセンター・・・・・・	2 2	2
(2)	国立視力障害センター(国立光明寮)・・・・・・・・・・	2 4	1
(3)	国立重度障害者センター(国立保養所)・・・・・・・・・・	2 4	1
(4)	国立知的障害児施設(国立秩父学園)・・・・・・・・・・	2 4	1
• (5)	全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)・・・・・	2 5	5
(6)	専門職員の研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	7
(7)	国立身体障害者更生援護施設への入所手続き等について・・・	2 8	3
	ア	国立施設への入所手続き・・・・・・・・・・・・・	2 8	3
	1	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ()
<社会	参加	推進室>		
1	障害	者自立支援・社会参加総合推進事業について・・・・・・	3	1
	(1)	障害者IT総合推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 -	1

	(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業・・・・・・・・・	3 2
	(3)手話通訳関係事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
	(4) バリアフリーのまちづくり活動事業・・・・・・・・・	3 2
	(5) 身体障害者補助犬の普及について・・・・・・・・・・	3 3
	(6) 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進 ・・・・・・・・	3 4
	ア 障害者スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・	3 4
	イ 文化芸術活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
2	補装具給付事業及び日常生活用具給付事業について・・・・・・	3 8
	(1) 厚生年金保険制度における整形外科療養事業の廃止に係る取扱い・	
		38
	(2) 平成17年度予算案における改定事項について・・・・・・	38
	(3) 日常生活用具給付等事業費の執行について・・・・・・	4 0
	(4)補装具給付制度等の見直しについて・・・・・・・	4 1
3	聴覚障害者情報提供施設等の整備について	
	(地域介護・福祉空間整備等交付金)・・・・・・・・・・・・・	4 2
4	国際障害者交流センターについて・・・・・・・・・・・	4 3
5	手話通訳技能認定試験等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
<監査	E指導室>	
1	平成17年度における障害保健福祉行政事務指導監査について・・・	4 9
	(1) 障害福祉施設等に対する指導監査について・・・・・・・	4 9
	(2) 指定居宅支援事業者等に係る指導監査について・・・・・・	4 9
	(3)特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査	
	について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
	(4)精神病院に対する指導監督について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
2	平成17年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査	
	実施計画等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2

	(1)特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査に	
	ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
	(2)精神保健福祉法関係行政事務指導監査について・・・・・・	5 2
3	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2

資 料

<1	企画課 >	
(O 重点施策実施5か年計画(新障害者プラン) ・・・・・・・	5 5
<[国立施設管理室>	
1	国立更生援護施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
2	高次脳機能障害支援モデル事業〔概念図〕・・・・・・・・・	5 8
3	自閉症・発達障害支援センターネットワーク概要・・・・・・	5 9
4	平成17年度国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における	
	研修実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 1
5	平成17年度全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)にお	
	ける研修実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
6	平成17年度 国立秩父学園附属保護指導職員養成所に	
	おける研修実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 9
<₹	t会参加推進室>	
1	市町村障害者社会参加促進事業の実施状況一覧・・・・・・	7 2
2	都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数・・・・・・	7 3
3	都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧・・・・・・・・	7 4
4	手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 5
5	第17回手話通訳技能認定試験の概要(平成17年度実施)・・	7 6

<企画課>

1 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について

ア HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行されて以来、 まもなく8年目を迎えようとしている。

HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、各種福祉サービスの窓口業務に携わる職員を始め、一般の行政窓口においても、HIV感染者への理解を深め、プライバシーの保護に配慮した適切な対応を行うことが重要である。

- イ このことに関しては、国と「HIV弁護団・原告団」との協議の中でも、各自治体が、それぞれの職員に対し、職種を超えて広く研修会等を継続的に実施することにより、周知徹底を図ることについて要望を受けているところであり、各自治体の障害福祉部局の窓口にとどまらず、一般行政窓口においても、HIV感染者をはじめとする障害者のプライバシー保護等について十分留意されるよう、関係部課・関係機関に対する助言をお願いいたしたい。
- ウ また、身体障害者手帳の交付を受けたHIV感染者に対しては、手帳により利用 できる福祉の制度・サービスのみならず、就労・障害年金等、障害者に係るそれ以 外の制度・サービスについても、それぞれの制度や相談機関等の情報提供等の対応 についてお願いいたしたい。
- エ さらに、身体障害者福祉法に基づく更生医療を受ける指定医療機関は、原則として1つの障害につき1つの指定医療機関で対応することとしているところであるが、HIV感染者のように、受給者がおかれている個々の治療状況に応じて、1つの指定医療機関だけで対応することが困難であることに対してやむを得ない理由があり、当該医療機関間で十分な連携を行うことが可能であれば、複数の指定医療機関で対応することも可能であるので、関係機関に対して周知をお願いしたい。

2 障害者ケアマネジメント体制支援事業について

ア 障害者ケアマネジメント体制支援事業は、地域に暮らす障害者のニーズに即した 地域生活を支えることを目的として、障害者ケアマネジメントの普及並びに各自治 体における障害者ケアマネジメント体制の整備を目指して実施してきたところであ る。

- イ 障害者ケアマネジメントについては、各自治体や障害者団体等より、位置付けの 明確化や制度化等の要望を受けてきたところでもあり、今回の通常国会に上程した 「障害者自立支援法(仮称)」において、「市町村を基礎とした障害者相談支援体制 の確立」を目指しており、障害者ケアマネジメントの手法を取り入れた相談支援体 制の充実を図ることとしている。
- ウ このような中、本事業については、制度改正も踏まえ平成17年度も継続的に実施することとしている。特に、障害者ケアマネジメント従事者研修については、本年度の国の研修において3障害合同の演習を行うなどの取り組みを行ったところでもあり、また、平成17年度は制度改正に対応した内容を加えることを想定し、できるだけ早期に要綱等をお示しすることとしているので、各都道府県等におかれては今後の制度改正の動きを踏まえつつ、国の研修内容に準じた準備並びに実施をお願いいたしたい。
- エ なお、新法施行の中で、障害者ケアマネジメント従事者の質の向上や人材養成については、相談支援体制の充実において非常に重要であることから、各都道府県が実施する地域生活支援事業に位置づけているところである。

特別児童扶養手当等について

(1) 手当額の改定について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられている。

平成11年以降、毎年、消費者物価指数は低下しているが、平成12年度から 平成14年度の3年間は、公的年金と同様、社会経済情勢に鑑みて特例措置によ り手当額を据え置いてきたところであり、平成15年度及び平成16年度につい ては、平成11年から平成13年の3年間の消費者物価下落分(マイナス1.7 %)は反映させず、それぞれ直近1年間の消費者物価下落分のみの額の改定を行 うという公的年金と同じ取扱いとしてきたところである。

平成17年度以降は、物価が上昇した場合には、手当額を据え置き、物価が下落した場合には、物価スライドにより引き下げることにより、段階的に特例措置分(1.7%)を解消することとする予定である。(当該内容の法案が本年2月4日に国会へ提出され、年度内に成立する見込みである。)

	(現 行)	(平成17年4月~)
特別児童扶養手当(1級)	50,900円	→ 据 え 置 き
(2級)	33,900円	→ 据 え 置 き
特別障害者手当	26,520円	→ 据 え 置 き
障害児福祉手当	14,430円	→ 据 え 置 き
福祉手当(経過措置分)	14,430円	→ 据 え 置 き
(参 考)		
障害基礎年金1級(月額)	82,758円	→ 据 え 置 き
障害基礎年金2級(月額)	66,208円	→ 据 え 置 き

手当額については、事務処理に遺漏のないよう万全を期されるとともに、管内市 町村・関係機関への周知をお願いしたい。

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分) の所得制限限度額については、最近の勤労者所得が伸びていないことから、障害基 礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定であるので了知されたい。

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収) 770.7万円 → 据え置き

そ の 他(2人世帯・年収) 565.6万円 → 据え置き

扶養義務者等(6人世帯・年収) 954.2万円 → 据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令(昭和40年政令第270号)」に基づき交付されているところであるが、平成16年度事業実績報告及び平成17年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となるので、了知されたい。

15年度 16年度

・ 政令第1条第1号に規定する額2,297円 → 2,326円

・ 政令第2条に規定する額 1,442円 → 1,458円

(4)制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の制度については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県の認定事務等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ・ 有期認定の際の額改定事務において、
 - ①増額改定の場合、受給者が増額の申請を行っていないにもかかわらず、職権 にて事務処理している事例
 - ②減額改定又は受給資格喪失の場合、減額改定日又は受給資格喪失日を診断書

の診断日ではなく有期満了日としている事例

- ・ 施設入所、対象児童の死亡等による資格喪失の把握が適切に行われておらず、 過払いとなっている事例
- ・ 認定請求書の受理から認定までの期間が、長期間(2ヶ月以上)に及んでいる 事例
- ・ 障害認定に当たって、診断書の記載内容に不備がある場合や、申請に係る障害 分野の専門医が作成したものではない診断書によって認定が行われている事例 各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正 な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案の概要

1. 法律案の内容

(1) これまでの経緯

児童扶養手当等の各種手当の手当額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」が採られている。

しかしながら、<u>平成12年度以降は、</u>年金と共にいわゆる物価スライド特例法に基づき、<u>物価の下落に伴う手当額の改定の特例措置を講じており、</u>平成16年度においても、<u>平成16年度物価スライド特例法により1.7%かさ上げされた状態と</u>なっている(下記表を参照)。

(2) 法律案の内容

○ 平成16年度物価スライド特例法は平成16年度限りの特例措置であり、今後何も措置を講じなければ、平成17年4月からは、本来の自動物価スライドの規定により1.7%引き下げられることとなる。

このため、本法律案は、この<u>1.7%の特例措置の平成17年度以降の取扱い</u> (解消方法)を定めるもの。

- 具体的には、1.7%の特例措置について、現下の社会経済情勢にかんがみ 年金制度における解消の仕組みに準じて、平成17年度以降、
 - ・物価が上昇した際には、手当額を据え置く
 - ・物価が下落した際には、その下落分だけ手当額を引き下げる

ことにより、徐々に解消していくルールを定めるものである。

2. 対象となる手当

児童扶養手当

医療特別手当

特別児童扶養手当

特別手当

障害児福祉手当

原子爆弾小頭症手当

特別障害者手当

健康管理手当

経過的福祉手当

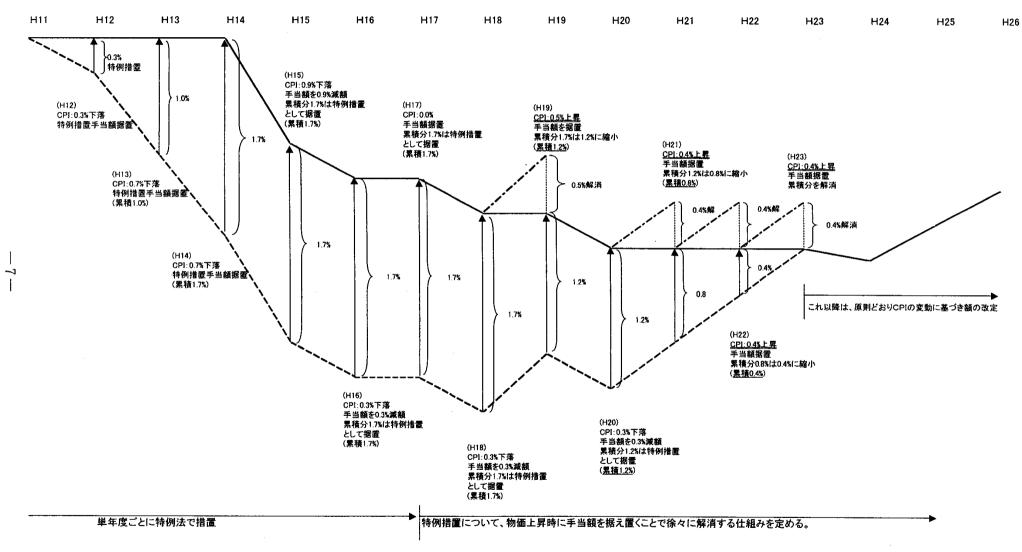
保健手当

3. 施行期日

平成17年4月1日

(参考)物価の動向(※平成12~14年度は手当額を据え置く特例措置を講じた。) 13年 15年 16年 11年 14年 12年 前年比(%) △0. 3 △0.7 △0. 7 △0.9 △0. 3 0.0 特例措置分累積△1.7 平成15年度物価スライド 特例法で引き下げ 平成12~14年度物価スライド 平成16年度物価スライド 特例法でかさ上げ 特例法で引き下げ

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律案のイメージ図



----:手当額の推移

----:特例措置を講じない場合の手当額の推移

(参考2) 所得制限限度額表(平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位:円)

	扶 親族等	本	人	配偶者及び	扶養義務者
	が 数	収 入 額	所 得 額	収 入 額	所 得 額
平 成 17 年	0 1 2 3 4 5	6, 420, 000 6, 862, 000 7, 284, 000 7, 707, 000 8, 129, 000 8, 551, 000	4, 596, 000 4, 976, 000 5, 356, 000 5, 736, 000 6, 116, 000 6, 496, 000	8, 319, 000 8, 596, 000 8, 832, 000 9, 069, 000 9, 306, 000 9, 542, 000	6, 287, 000 6, 536, 000 6, 749, 000 6, 962, 000 7, 175, 000 7, 388, 000
平 成 16 年	0 1 2 3 4 5	6, 420, 000 6, 862, 000 7, 284, 000 7, 707, 000 8, 129, 000 8, 551, 000	4, 596, 000 4, 976, 000 5, 356, 000 5, 736, 000 6, 116, 000 6, 496, 000	8, 319, 000 8, 596, 000 8, 832, 000 9, 069, 000 9, 306, 000 9, 542, 000	6, 287, 000 6, 536, 000 6, 749, 000 6, 962, 000 7, 175, 000 7, 388, 000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位:円)

	扶 親族等	本	人	配偶者及び	扶養義務者
	が放映寺の数	収 入 額	所得額	収 入 額	所得額
平 成 17 年	0 1 2 3 4 5	5, 180, 000 5, 656, 000 6, 132, 000 6, 604, 000 7, 027, 000 7, 449, 000	3, 604, 000 3, 984, 000 4, 364, 000 4, 744, 000 5, 124, 000 5, 504, 000	8, 319, 000 8, 596, 000 8, 832, 000 9, 069, 000 9, 306, 000 9, 542, 000	6, 287, 000 6, 536, 000 6, 749, 000 6, 962, 000 7, 175, 000 7, 388, 000
平成16年	0 1 2 3 4 5	5, 180, 000 5, 656, 000 6, 132, 000 6, 604, 000 7, 027, 000 7, 449, 000	3, 604, 000 3, 984, 000 4, 364, 000 4, 744, 000 5, 124, 000 5, 504, 000	8, 319, 000 8, 596, 000 8, 832, 000 9, 069, 000 9, 306, 000 9, 542, 000	6, 287, 000 6, 536, 000 6, 749, 000 6, 962, 000 7, 175, 000 7, 388, 000

心身障害者扶養保険について

心身障害者扶養保険制度については、平成7年度に、保険料の引き上げ及び公費の投入などの措置を講じた(第3次改正)ところである。

心身障害者扶養保険制度の財政状況については、第3次改正以降も厳しい状況 にあり、また、平成17年度が5年に一度の制度の見直しの年にあたることから、 国としてもその必要性も含めて検討が必要と考えている。

(参考1) 心身障害者扶養共済制度の加入者数・年金受給者数の推移

年度	加入者数		年金受給者数(年度末)	
及	延数	実 人 員	延数	実 人 員
44	_	733	_	
45	_	46, 530	_	139
46	-	63, 320	_	477
47	-	65, 149	-	872
48	_	67, 088	-	1,382
49	_	69, 838	-	1,912
50	-	72, 183	-	2, 458
51	_	74, 357		3, 038
52	_	76, 732	-	3, 644
53	_	78, 662	-	4, 261
54	87, 364	82, 530	4, 975	4, 975
55	97, 467	86, 444	5, 744	5, 725
56	102, 051	88, 537	6, 583	6, 527
57	105, 609	90, 078	7, 540	7, 430
58	108, 653	91, 262	8, 538	8, 348
59	111, 201	92, 157	9, 645	9, 372
60	113, 148	92, 662	10,689	10, 332
61	113, 007	91, 581	11, 958	11, 487
62	113, 980	91, 421	13, 112	12, 534
63	116, 126	91, 885	14, 416	13, 726
1	118, 378	92, 390	15, 782	14, 954
2	120, 516	92, 845	17, 198	16, 217
3	122, 802	93, 323	18, 690	17, 547
4	124, 610	93, 544	20, 291	18, 941
5	126, 306	93, 657	21, 988	20, 405
6	127, 862	93, 643	23, 736	21, 924
7	122, 841	89, 981	25, 496	23, 431
8	118, 540	86, 770	27, 084	24, 773
9	113, 843	83, 315	28, 586	26, 046
10	109, 281	79, 946	30, 200	27, 366
11	106, 100	77, 429	31, 846	28, 721
12	103, 893	75, 576	33, 319	29, 927
13	101, 947	73, 858	34, 820	31, 125
14	100, 011	72, 158	36, 339	32, 365
15	98, 576	70, 796	37, 854	33, 565

(参考2)心身障害者扶養保険における数理上必要な資産額

年金収支

• 障害者死亡率:平成7~9年度扶養保険制度実績

(平成15年度末現在)

単位:百万円

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 数理上必要な資産額	121,084	131,309	143,188	162,263
② 年金資産額	41,267	43,065	44,982	47,740
③ 差引額(①-②)	79,817	88,244	98,206	114,523
④ 公費負担現価	42,884	42,884	42,884	42,884
⑤ 不足額(③-④)	36,933	45,360	55,322	71,639

(参 考)

(平成14年度末現在)

単位:百万円

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 数理上必要な資産額	117,806	127,891	139,628	158,518
② 年金資産額	40,715	40,715	40,715	40,715
③ 差引額(①-②)	77,091	87,176	98,913	117,803
④ 公費負担現価	43,892	45,942	48,138	51,314
⑤ 不足額(③一④)	33,199	41,234	50,775	66,489

中期目標

独立行政法人福祉医療機構中期日標

5 心身障害者扶養保険事業

新法人名 独立行政法人福祉医療機構

心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、 地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」 る事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不 とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表 すること。

なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとす ること。

(1)業務運営の効率化に関する事項

扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中 において、安全性を重視した運用に努めること。

(2)業務の質の向上に関する事項

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養 共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよ うに連携を図ること。

中期計画

独立行政法人福祉医療機構中期計画

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、 地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」と という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険すいう。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事 業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解 安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的制し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以 下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表す

- (1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、 厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考 慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保する ため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記 方針等に従って適切に指導を行う。
- (2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共 済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連 携を図るため、事務担当者会議(年間2ヶ所)を開催する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律について

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」に関しては、昨年 12月10日に公布され、平成17年4月1日より施行されることとされている。 本法律に関する手続きの詳細等については、現在、鋭意検討を進めており、追って政省令等を整備することとしている。

既に昨年12月20日付で、貴都道府県に対し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、厚生労働省年金局年金課、社会保険庁運営部年金保険課の連名による事務連絡(別添1)にてご協力をお願いするとともに、同日付社会保険庁運営部年金保険課の事務連絡にて同様の内容につき各社会保険事務局長宛お知らせしたところである。改めて本法律について、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては社会保険事務局・市区町村とも連携して本法律の内容の周知広報に努められ、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本法律の実施に当たっては、特別障害給付金の内容や請求手続き等を記載した広報用の資料(別添2)を作成したところであり、先般、貴都道府県・市区町村・社会保険事務局・関係団体へ配布したところである。これらを有効に活用され、国民の皆様への周知徹底を図るようお願いする。

(これまでの経緯)

- ・ 第159回通常国会において、平成16年6月10日、自民党・公明党が「特 定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案」を提出。
- ・ 平成16年12月3日、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律」成立。12月10日公布。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律概要

第1 目的

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害 基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、その福祉の増進を図ることを 目的とすること。

第2 概要

1 対象者(特定障害者)

次のいずれかに該当する者であって、国民年金法による障害基礎年 金等を受ける権利を有していないもの

- (1) 昭和61年3月31日以前に<u>初診日</u>があり、その当時被用者年 金各法の<u>被保険者等の配偶者</u>であり、かつ、国民年金法の<u>任意加</u> 入被保険者でなかった者であって、その傷病により<u>現に国民年金</u> の障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの
 - ・当該初診日以前に初診日のある別の障害を併合して障害等級に該当する程度の障害の状態にあるものを含む。
 - ・65歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったものに限る。
 - ・(2)において同じ。
- (2) 平成3年3月31日以前に<u>初診日</u>があり、その当時<u>学生又は生</u> <u>徒</u>であり、かつ、国民年金法の<u>任意加入被保険者でなかった者</u>で あって、その傷病により<u>現に障害等級に該当する</u>程度の障害の状態にあるもの

2 支給要件

特定障害者が次のいずれかに該当するとき ((2)及び(3)に該当する場合にあっては、厚生労働省令に定める場合に限る。)は、給付金の支給を行わない。

- (1) 日本国内に住所を有しないとき。
- (2) 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。
- (3) 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

3 給付金の額

- (1) 給付金は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、
 - ・障害の程度が1級に該当する場合は、5万円
 - ・障害の程度が2級に該当する場合は、4万円とする。
- (2) 給付金については、消費者物価指数による物価スライドを行う。

4 認定

- (1) 特定障害者は、給付金の支給を受けようとするときは、その受給資格及び給付金の額について、65歳に達する日の前日までに社会保険庁長官の認定を受けなければならない。
- (2) (1)の申請は、当該申請をする者の住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)を経由して行わなければならない。

5 支給期間及び支払期月

- (1) 給付金の支給は、4の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、給付金の支給をすべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- (2) 給付金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。

6 支給の制限

所得に着目した支給制限を行う。

7 支給の調整

給付金は、特定障害者が国民年金法による老齢基礎年金等を受ける ことができるときは、その額の全部又は一部を支給しない。

8 不服申立て

社会保険庁長官のした給付金に関する処分は、国民年金法に基づく 処分とみなして、社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定を適用 する。

9 国民年金保険料の免除に関する特例

給付金の支給を受けている者について、申請免除の特例措置を講じ る

10 費用の負担

給付金の支給に要する費用は、その全額を国が負担する。

11 事務費の交付

国は、市町村(特別区を含む。)に対し、事務の処理に必要な費用 を交付する。

12 時効等

- (1) 給付金の支給を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。
- (2) 給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。
- (3) 租税その他の公課は、給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

13 施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。

14 経過措置

施行日時点において既に65歳に達している特定障害者については、施行日から5年以内に限り、4(1)にかかわらず、認定の請求ができる。

15 検討

日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。(附則第2条)

事 務 連 絡 平成16年12月20日

都道府県民生主管部(局)障害保健主管課(部) 御中

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部企画課 厚 生 労 働 省 年 金 局 年 金 課 社 会 保 険 庁 運 営 部 年 金 保 険 課

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」について

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害 基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる 観点から特別障害給付金を支給し、もって障害者の福祉の向上を図るこ とを目的とした「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法 律(平成16年法律第166号)」が、平成16年12月10日に公布 され、平成17年4月1日より施行されることとなりました。

本法律においては、市区町村を申請窓口とし、国(社会保険庁)において対象者の認定及び給付金の支給を行うこととなりますが、具体的な手続き等については、現在、施行に向けての検討を行っているところであり、追って政省令等を整備することとしています。

なお、本法律は、障害基礎年金等を受給していない障害者の方々に対する特別な福祉的措置を講ずるため制定された経緯があり、また、本法律による特別障害給付金は、対象者からの請求に基づき、支給されることとされていることから、本法律の施行前においても、できるだけ早く対象者の方へ周知を図る必要があります。

つきましては、本法律の概要、及び社会保険事務所担当窓口等にて制度の周知に使用する文書例(以下、別添文書)を送付させていただきますので、ご多忙のところ恐縮ですが、これらの別添文書を適宜ご活用され、国民の皆様への周知等につき、よろしくお取り計らいいただくとともに、市区町村及び関係団体等を通じての周知についてもご協力を頂きますよう併せてお願い致します。

特別障害給付金 - 17年4月から始まります

1. 特別障害給付金制度創設の趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金 等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給 付金制度が創設されました。

2. 対象者

・ 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

・ 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、 共済組合等の加入者)の配偶者

であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、 障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方。

3. 支給額

2級:月額4万円

- 支給額は、毎年度自動物価スライドがあります。
- 所得によって支給制限となる場合があります。
- 老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。
- 支払は、年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)です。前月までの分を受け取りいただくこととなります。(初回支払など、特別な場合は、奇数月に支払が行われることがあります。)

4. 窓口

- 障害認定等の審査、支給事務は、社会保険事務局(社会保険庁)で行います。

5. 事務の開始日

平成17年4月1日からです。

6. ご注意いただきたいこと

① 給付金の支給は、請求のあった月の翌月分から支給いたします。 (4月に請求いただくと5月分から支払額を計算します。) 請求が遅れた場合に、遡って支給できませんので、5月分から受け取る ためには、17年4月中に請求を行ってください。

障害認定に必要な添付書類が全てそろわない場合であっても、まずは、 4月中に市区町村窓口で請求書を提出してください。

② 障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間がかかる場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数か月必要となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給額を計算いたします。

7. お問い合わせ窓口

最寄りの社会保険事務所・事務局までお願いいたします。

特別障害給付金 -17年4月からはじまります

○ 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等 を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程におい て生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」 が創設されました。

給付金の支給対象になる方は、お住まいの市区町村役場の窓口で請求手続きを行っていただく必要がありますので、忘れずに手続きをしてください。

<u>1. 支給の対象となる方</u>

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日(※)があり、現在、障害基礎年金 1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に 該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、社会保険庁長官の認定が必要になります。

(※) 障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額

障害基礎年金1級に該当する方:月額5万円(2級の1.25倍)

" 2級に該当する方:月額4万円

- ・支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。
- ・ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。
- ・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の支給は停止されます。
- ・給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。
- ・支払いは、年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)です。前月までの分をお受け取りいただくことになります。(初回支払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。)

3. 請求手続の窓口等

(1) 窓口

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。

なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局(社会保険庁)で行います。

(2)請求の受け付け開始日

平成17年4月1日から受け付けいたします。

原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、経過措置として、施行日(平成17年4月1日)に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができます。また、施行日以降間もなく65歳に達する方についても必要な経過措置が講じられる予定です。

裏面もご覧ください

4. 請求に必要な書類

- * 1 特別障害給付金請求書
 - 2 年金手帳または基礎年金番号通知書(添えることができないときは、その理由書)
- *3 障害の原因となった傷病にかかる診断書(次の①及び②に該当する場合は、複数の診断書が必要となります。)
 - ①障害の原因となった傷病が複数ある場合、各傷病についての診断書
 - ②65歳を超えている方は、65歳到達前と請求時現在の傷病についての診断書
 - 4 レントゲンフィルム (次の①~③の傷病の場合) 及び心電図所見のあるときは心電図 の写し
 - ①呼吸器系結核、②肺化のう症、③けい肺(これに類似するじん肺症を含む。)
 - ※①~③以外の傷病であっても認定または審査に際しレントゲンフィルムが必要となる場合があります。
- *5 病歷等申立書
- *6 受診状況等証明書(3の診断書が初診時に治療を受けた病院と異なる場合に必要となります。)
- * 7 特別障害給付金所得状況届
- <任意加入対象の学生であった方がその他必要なもの>
 - 8 生年月日についての市区町村長の証明書(住民票など)または戸籍の抄本
 - 9 在学証明書
- *10 在学内容の証明にかかる委任状(予定)(在学されていた学校について、国民年金法 上の適用が不明な場合、社会保険庁(社会保険事務局)が請求者に代わって学校に照会 を行うために必要な書類となります。)
- <任意加入対象の被用者の配偶者であった方がその他必要なもの>
 - 11 戸籍の謄本(生年月日及び婚姻年月日確認のため)
 - 12 年金加入期間確認通知書(共済用)(初診日において配偶者が共済組合の加入員であった場合に必要となります。)
- *印の用紙は、市区町村役場・社会保険事務所に備え付ける予定です。

その他、受診状況等証明書を添付できないなどの理由により初診日の確認ができない場合、65歳到達前の傷病についての診断書が添付できない場合、在学証明書を添付できない場合などにおいては、その他当時の状況を確認できる参考資料を提出していただくことになります。

5. ご注意いただきたいこと

- · 給付金は、請求月の翌月分から支給されます。平成17年4月にご請求いただいた場合には翌月の5月分から支給されます。
- ・ 障害の認定や、初診日、初診日における在学状況や扶養関係等を確認するために必要な 書類等が全て揃わない場合であっても、4月中に請求していただくことが可能です。まず は、請求を行っていただき、後日、これらの不足している必要書類等をご提出いただき、 認定された場合には、認定後、請求月の翌月分(4月請求の場合、5月分)から支給され ます。
- ・ 障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間を要する場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数ヶ月かかることもありますので、 あらかじめご了承願います。なお、支給が決定されれば、請求月の翌月分に遡って支給されます。
- なお、給付金の支給を受けた方は、申請により国民年金保険料の免除を受けることがで きます。

お問い合わせ先:最寄りの社会保険事務所・事務局までお願いいたします。

厚生労働省 ・ 社会保険庁

http://www.mhlw.go.jp/ http://www.sia.go.jp/

知的障害児(者)基礎調査の実施について

障害者の生活を支援し、自立と社会参加を促進することは、今後の障害福祉行政の 重要な課題であり、これを実現し、知的障害児(者)福祉施策の一層の推進を図るた めには、知的障害児(者)の生活の実情とニーズを正しく把握する必要がある。

本調査は、これまで、おおむね5年ごとに実施(前回調査は、平成12年度に実施) していることから、平成17年度に調査を実施することとしている。

調査の詳細については、現在、検討しているところであるが、調査の時期は、平成 17年9月1日現在とし、調査の客体は、平成12年国勢調査により設定された調査 区から150分の1の割合で無作為抽出された地区内の知的障害児(者)とすることを予定している。

調査は、都道府県、指定都市及び中核市が、福祉事務所の協力を得て調査員を選定して実施することとしているので、よろしくお取り計らい願いたい。なお、調査を実施するに当たり必要な経費については、委託費として交付することとしている。

おって、詳細が決まり次第、実施方法について説明したいと考えているので、調査 の円滑な実施について、御協力を御願いする。

<企画課国立施設管理室>

国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、身体障害者のリハビリテーションに関する施策の推進と身体障害者の自立更生を推進するため、医療から職能訓練までの総合的リハビリテーションを実施し、また、重度の知的障害児を保護指導し、障害者福祉に関する技術的調査研究や実践に取り組み、その成果を全国の関係施設等に普及させることを目的として設置・運営されている。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者(児)のリハビリテーションの需要等に応えるため、これら国立施設の訓練内容、処遇技術、情報提供、人材育成等の機能を有効に活用されるようお願いする。

なお、国立更生援護施設の概要については、 資料1 のとおりである。

(1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター

国立身体障害者リハビリテーションセンターは、我が国の身体障害者の中核的リ ハビリテーション施設として、

- ① 総合的リハビリテーションの実施
- ② リハビリテーション技術の研究と開発
- ③ リハビリテーション関係専門職員の養成・研修の実施
- ④ リハビリテーションに関する情報の収集と提供
- ⑤ リハビリテーションに関する国際協力

等を行っている。

特に、平成17年度においては、次の事業について重点的に取り組むこととしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、当事業へのご理解とご協力方よろしくお願いしたい。

ア 高次脳機能障害支援モデル事業

高次脳機能障害(頭部外傷などの後遺症による記憶、判断、認知等の機能障害)を有する者に対する具体的な支援方策を検討するため、平成13年度から国

立身体障害者リハビリテーションセンターが中心となって地方支援拠点機関等と 連携し「高次脳機能障害支援モデル事業」に取り組んでいる。

平成16年3月には、平成15年度までの3か年における症例の集積と分析を通じ、標準的な「診断基準」、「訓練プログラム」及び「支援プログラム」を作成し、「高次脳機能障害支援モデル事業報告書」をまとめた。

また、平成15年度から、高次脳機能障害に対する正しい理解とモデル事業の成果を広く普及するため、行政担当者、医師、施設職員等を対象とする研修事業を実施しているところである。

平成17年度においては、前年度に引き続き、作成されたプログラムを活用して、地方支援拠点機関に配置された支援コーディネーターによる関係機関からの当事者や家族等の相談に対する助言や、支援計画の策定などサービスの試行的提供を実施するとともに、関係機関と連携して全国に普及可能な支援体制の確立に向け検討することとしている 資料2 。

イ リハビリテーション専門職員の育成強化

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院では、リハビリテーションに 関する専門職員の養成及び研修に取り組んでいる。平成15年度には、養成課程 において、手話通訳学科(2年課程)の入学定員の増(15人→30人)を図っ たところである。

また、「身体障害者補助犬法」が平成15年10月に完全施行され、従来にもまして良質な補助犬を育成し実働数を増やしていくことが重要となったことから、トレーナーの質を高める必要性が生じている。このため、平成15年度より介助犬トレーナーの研修を実施しているところであり、さらに平成16年度より聴導犬トレーナーについても研修を実施しているところである。

平成17年度においても引き続き取り組むこととしているので、各都道府県・ 指定都市・中核市におかれては、研修への参加、当該事業の積極的な活用につい てご配慮方お願いしたい。

(2) 国立視力障害センター (国立光明寮)

国立視力障害センター(国立函館視力障害センター、国立塩原視力障害センター、 国立神戸視力障害センター、国立福岡視力障害センター)は、人生の途中で失明された視覚障害者の自立と社会参加を促進するため、①あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を養成する理療教育、②基礎的な日常生活動作等を修得させる生活訓練を実施しているところである。

平成17年度においても、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得のため、より一層、理療教育の充実に取り組むこととしているので、視覚障害者のリハビリテーション施設として積極的に活用され、中途失明者等の視覚障害者の自立と社会参加への支援に努められたい。

(3) 国立重度障害者センター (国立保養所)

国立重度障害者センター(国立伊東重度障害者センター、国立別府重度障害者センター)は、重度の身体障害者の自立と社会参加を促進するため、医学的管理の下に各種リハビリテーションを実施しているところである。

また、重度身体障害者の更生援護施設のモデル施設として、特に脊髄(頸髄)損傷者を中心とした医学的リハビリテーション及び職能訓練等に重点的に取り組むほか、これら重度障害者の居宅生活を支援するための住宅改造に関する支援や専門職員等に対する実習・研修施設として重点的に機能しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これらの機能を有効に活用されるよう管内市町村、関係施設等に対し周知方お願いする。

(4) 国立知的障害児施設(国立秩父学園)

国立知的障害児施設は、①知的障害の程度の著しい児童又は視覚等に障害のある知的障害児を入所させての保護・指導、②自閉症等の特有の発達障害を有する在宅の児童に対する「外来診療」及び「通園療育指導事業」、③知的障害児の保護指導業務に従事する専門職員の養成・研修を実施している。

特に、自閉症等への取り組みとして、

- ① 全国の知的障害児施設等に附置される「自閉症・発達障害支援センター」の 職員に対する療育技術に関する研修事業
- ② 療育援助に関する情報の普及と障害への理解を深めることを目的として保護者を対象に行う「自閉症子育て支援セミナー」

について、重点的に取り組んでいる。

平成15年度からは、自閉症・発達障害支援センター相互間の情報交換や、各都 道府県・指定都市へ自閉症・発達障害支援センター職員研修会の概要を情報提供し、意見交換、研究討議を行うためのネットワークづくりを 資料3 のとおり行っているところである。

また、発達障害全体の支援としては、包括的な支援体制の構築等を図るため、「発達障害者支援法」が平成16年12月に成立し、平成17年4月1日より施行されることとなった。これに伴い、国立知的障害児施設においては、従来の研修に加え、平成17年度から新たに都道府県・指定都市における発達障害分野の指導者となる行政担当者及び保健師、保育士等の現任者に対して、年2回研修を実施することとしている。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これら事業への積極的な参加について関係者等に対する周知方お願いする。

(5) 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)は、昭和55年8月に、「国際障害者年」の記念事業として、閣議決定により国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、各種の生活相談、障害者施策等に関わる職員の研修、情報提供、啓発事業等を行っている。このうち相談事業は、

- ① 身体障害者福祉にかかる生活、就職、法律、補装具等に関する相談
- ② 障害年金受給者等に対する年金相談

であり、来所による相談をはじめ、電話、文書、電子メール等による相談にも応じている。

研修事業では、

- ① 身体障害者福祉センター職員(初任者・現任者)等の研修
- ② 障害者福祉レクリエーション指導者研修

等であり、全国の身体障害者福祉センター職員等を対象に、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的として実施している。

また、障害者福祉の動向や障害者に関する様々な情報を提供する情報誌として 「戸山サンライズ」を発行している。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者福祉の推進、身体障害者福祉センター職員の質的向上等を図るため、これら事業を有効に活用されるよう管内市町村、関係施設、団体等への周知方お願いする。

なお、全国身体障害者総合福祉センターは、障害者の利用に配慮した研修室・会議室、宿泊室、体育館等を備え、障害者関係団体が行う研修、障害者の宿泊等に優先的に利用頂けるよう配意しているところであり、関係者への周知についてご配慮をお願いしたい。

【施設の概要】

宿泊室 和室8室、洋室シングル8室、ツイン17室

研修室・会議室 計8室(10名から240名(イス席の場合350名)程度)

その他 体育館、食堂、理美容室、大型リフトバス2台 等

【連絡先】 全国身体障害者総合福祉センター (戸山サンライズ)

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

E-mail toyama@mub. biglobe. ne. jp

URL http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm

(6) 専門職員の研修について

ア 身体障害者リハビリテーション関係専門職員

身体障害者に対して有効なリハビリテーションを実施するためには、広範な 領域にわたる福祉関係専門職員が互いに連携して取り組むことが重要であり、 利用者本位の福祉サービスの提供が求められることから、身体障害者に関する 専門職員の資質の向上を図ることが身体障害者福祉の増進に極めて重要である。

このため、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院及び全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)においては、身体障害者リハビリテーション関係専門職員の研修事業を実施しているところであり、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これらの研修事業を積極的に活用するようお願いする。

① 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院は、国家資格である義肢 装具士や言語聴覚士の養成をはじめ、身体障害者のリハビリテーションに従 事する専門職員の研修を<u>資料4</u>のとおり実施することとしているので、市 町村等関係機関、施設等に対する周知及び職員の積極的派遣について助言方 よろしくお願いしたい。

② 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)における研修

全国身体障害者総合福祉センターにおいては、国の委託事業として身体障害者福祉関係職員の研修を<u>資料5</u>のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、各施設等への周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしくお願いしたい。

イ 知的障害児(者)関係専門職員

知的障害児(者)の高齢化や障害の重複化、さらには自閉症等の特有の発達 障害を有する障害児(者)に対する取組の強化等に伴い、これらに関連する業 務に従事する専門職員の資質向上を図ることは重要な課題である。

このため、国立秩父学園附属保護指導職員養成所において、知的障害関係福

祉施設等で保護指導の業務に従事する職員の資質向上を図るための研修を 資料6 のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、各施設等 への周知及び積極的派遣について助言方よろしくお願いしたい。

(7) 国立身体障害者更生援護施設への入所手続き等について

平成12年6月の社会福祉法の制定により、国立身体障害者更生援護施設(以下、「国立施設」という。)についても、平成15年4月より利用契約制度が導入されたところである。

また、平成12年6月の身体障害者福祉法(以下、「身障法」という。)一部改正及び平成14年6月の身障法施行規則一部改正により、新たに国立施設への入所の申込みについて規定され、入所申込みを行うことができる身体障害者の基準の告示及び入所手続き等の取扱いに関する通知を発出しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、国立施設への入所の手続き等が円滑に行われるよう、管内市町村への周知についてお願いするとともに、国立施設へ入所の申込みを行う身体障害者に対する支援等についても、ご指導ご協力方お願いしたい。

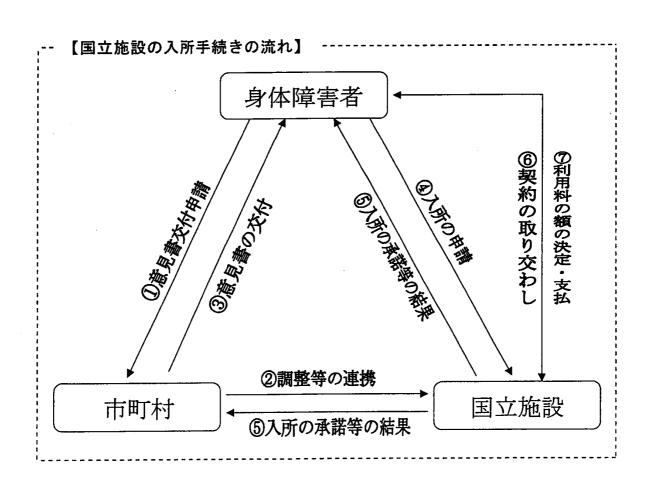
なお、国立施設については、身障法第36条の2に基づき、身体障害者の入所後に要する費用を国が支弁するものであり、都道府県・市町村の支弁はないものである。

ア 国立施設への入所手続き

- ① 国立施設への入所手続きは、身障法第17条の32第1項から同条第6項、 身障法施行規則第12条の1から第12条の4に規定され、国立施設の入所基 準は、「国立施設へ入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準」 (平成14年7月30日厚生労働省告示第258号)により規定されている。
- ② 国立施設への入所手続き等に必要な書類については、「身体障害者福祉法第 17条の32第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所 の取扱い等について」(平成15年1月9日社援発第0109007号厚生労

働省社会・援護局長通知)により、「国立施設入所に関する意見書交付申請書」、「国立施設入所に関する意見書」及び「国立施設入所申請書」の様式を示している。また、入所に係る留意事項については、「身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所に係る留意事項について」(平成15年3月28日障企第0328001号障害保健福祉部企画課長通知)において示している。

- ③ 国立施設は、入所の承諾を行った身体障害者に対し、サービスの提供内容等について説明を行い、同意を得た上で契約を取り交わし、その契約は書面により行う。
- ④ 国立施設への入所を希望する身体障害者に関する手続きの流れは下図に示す ところであるので、こうした入所手続き等が円滑に進むよう、管内市町村に対 しご指導方よろしくお願いしたい。



イ その他

① 意見書について

身障法第17条の32第3項に規定されている市町村による意見書の作成に 当たっては、国立施設と緊密な連携を図るとともに、特に医学的、心理学的及 び職能的判定を必要とする場合に身体障害者更生相談所に判定を求めるなどの ご指導方お願いしたい。

② 利用料について

身障法第17条の32第4項及び第5項に規定されている利用料は、国立施設の長が入所の承諾を行った身体障害者の申告により、厚生労働大臣が定める基準に基づき、当該身体障害者及び扶養義務者の負担能力に応じて当該国立施設においてその額を決定することとなっているので、管内市町村に対し、当該申告に係る手続き等に関してご周知願いたい。

(利用料額決定の流れ)

- ⑦ 国立施設の長は入所の承諾を行った身体障害者(以下、「入所者」という。)の申告に基づき、厚生労働大臣の定める基準により利用料を算定する。
- 団 国立施設における利用料の額の決定に係る挙証資料は、入所の承諾を 受けた身体障害者に対し、当該国立施設の長が提出を求める。
- 図 国立施設において決定した利用料の額は、入所者及び市町村に対し、 当該国立施設の長が書面により通知する。

③ 国立施設の入所手続き等の見直しについて

今国会に提出している障害者自立支援法案において、国立施設の入所 手続き・利用者負担等についても見直しを行うこととしている。その詳細 については追ってお知らせする。

<企画課社会参加推進室>

1 障害者自立支援・社会参加総合推進事業について

平成16年度より、これまでの社会参加促進関係事業に訪問入浴サービス、更生訓練費・施設入所者就職支度金の給付等を内容とする自立支援等推進事業を加えて統合・メニュー化を図り、障害者の社会参加と自立支援を一体的に推進することとしたところであるが、平成17年度は本年度よりも厳しい財政事情にあることから、各地域内の障害者の実情を十分に把握した上で、障害者IT総合推進事業や盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業をはじめとする各種事業を重点的かつ効率的・効果的に取り組んでいただくようお願いしたい。

障害者自立支援・社会参加総合推進事業は、基本的に障害者自立支援法(案)に規定する地域生活支援事業に再編されることとなるが、同法(案)第2条並びに第77条及び第78条において、地域生活支援事業は、原則として市町村が行い、都道府県がこれをバックアップすることが明記されている。したがって、これまでの都道府県・市町村の担う役割が大きく変化し、特に市町村においては、これまで都道府県が実施してきた事業を担当する機会が増え、事務の移行に伴う新たな事業実施体制の整備が必要となることが予想される。厚生労働省としては、平成17年度の障害者自立支援・社会参加総合推進事業の執行状況を踏まえて、新しい実施体制への移行のための準備を進めていくこととしており、全国的な視点から各地域の先進的な取組事例等の情報収集及びその提供を行っていくこととしている。各都道府県におかれても、管内市町村の障害者社会参加促進事業の取組状況について十分な把握に努められ、市町村における社会参加促進事業の取組状況について十分な把握に努められ、市町村における社会参加促進事業のより一層の推進が図られるよう、管内市町村との連絡を密にし、担当者の連絡会議の開催や事業実施にかかる技術的支援などに関し、ご配慮をお願いする。

(1) 障害者 I T 総合推進事業

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、平成 16年度から、ITに関する情報提供等を行う総合的なサービス拠点として「障 害者ITサポートセンター」を活用し、パソコン教室の開催などを内容とする 「パソコン利用促進事業」を実施し、IT関連施策を総合的かつ一体的に推進する「障害者IT総合推進事業」として実施したところである。ITの利活用が障害者の就労能力を引き出し、自立と社会参加を促す効果が期待できることから、さらに積極的な取組をお願いする。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度より通訳・介助員の派遣等を行う 事業を実施してきたところであるが、未だすべての都道府県・指定都市において 実施されるに至っていない実態にある。

また一部地域においては、社会福祉法人全国盲ろう者協会により「コミュニケーション支援等調査・研究事業」として先駆的に実施されているところでもあるが、当該事業は、調査・研究事業として期間を限定して実施(平成17年度が最終年度の予定)されているものであるので、未実施の都道府県・指定都市においては、本事業の直接実施に向けて早急に検討されるようお願いする。

(3) 手話通訳関係事業

手話通訳関係事業については、従前よりご尽力いただいているところであるが、 聴覚障害者等への的確な情報提供の観点から、手話通訳の養成及び派遣事業について、一層の積極的な取組をお願いする。

また、手話通訳設置事業については、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳を行う者を都道府県本庁及び福祉事務所等公的機関に設置することとされているものであるが、未設置の都道府県・指定都市におかれては、その設置の促進について一層の配慮をお願いする。

なお、市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳設置事業についても同様であるので、管内市町村に対し、助言指導をお願いする。

(4) バリアフリーのまちづくり活動事業

バリアフリーのまちづくり活動事業のうち、障害者等生活環境基盤整備事業

(ハード事業)は、本年度も社会福祉施設整備費で対応する予定であるが、採択 方針等については、おってご連絡する予定である。

(5) 身体障害者補助犬の普及について

ア 身体障害者補助犬の普及のためには、身体障害者補助犬法の趣旨、補助犬の 役割等についての十分な周知が必要である。

各都道府県等におかれては、従来よりポスター、パンフレット等の配布により、施設利用の円滑化等に関する広報・啓発等についてのご協力をいただいているところであるが、補助犬普及の環境整備のため一層の取り組みをお願いしたい。

- イ また、社会福祉事業としての訓練事業や受け入れに関する相談・苦情が寄せられた場合は、法の趣旨等についてきめ細かな説明を行い十分な理解を得るとともに、必要に応じ社会福祉法に基づく福祉サービスに関する苦情解決制度の活用や監査の実施等により適切な対応をお願いする。
- ウ さらに、良質な補助犬がこれを必要とし、かつ犬の管理が適切にできる身体 障害者に貸与されるよう「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」を活用し た補助犬の育成に積極的に取り組むようお願いする。当該事業による育成委託 先は、社会福祉法人、民法第34条に基づく公益法人又は特定非営利活動法人 としているところであるのでご了知願いたい。
- エ なお、身体障害者補助犬法については、平成14年10月に施行され、本年 10月には施行後3年が経過することから、法律の附則により、施行の状況に ついて検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられることとされ ている。このため、今後、必要な情報の把握等を行うことを予定しているので ご協力をお願いする。

(6) 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進

ア 障害者スポーツの推進

近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、平成16年度に開催されたアテネパラリンピックやメルボルンデフリンピック、スペシャルオリンピックス冬季世界大会などの国際大会に代表される様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。

今後は、こうした大会の成果を十分に生かしつつ、スポーツが障害者の生活をより豊かにするという視点に立って、日常生活の中で楽しむスポーツ、競技するスポーツの各々の面から、障害者スポーツの充実、発展に努める必要がある。

各都道府県等におかれても、上記の状況を踏まえ、財団法人日本障害者スポーツ協会が中心となって進めている競技選手の育成強化、指導員の養成等の諸事業や各地域の障害者スポーツ関係団体との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の推進をお願いする。

(ア) スペシャルオリンピックス冬季世界大会の開催

本年2月26日から3月5日まで長野県において開催された、2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会は、各都道府県等をはじめとする関係機関のご支援をいただいて、成功裏に終了したところである。

本大会に参加したアスリートたちが個々の目標と可能性に向かって懸命に取り組む姿は、多くの国民に希望と感動を与え、障害に対する理解を深めたところであり、今後とも、知的障害者のスポーツの充実にご尽力をお願いする。

(イ) 障害者スポーツ指導員の確保等

地域における障害者スポーツ推進という観点からは、障害者の身近なところで指導を行う障害者スポーツ指導員の確保が不可欠である。各都道府県・指定都市におかれては、従来より初級及び中級スポーツ指導員の養成に尽力いただいているところであるが、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」により、

引き続きその養成をお願いする。

また、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツ推進の中心的な役割を担うものであるので、今後ともその組織づくりや 充実に特段のご配慮をお願いする。

併せて、一般のスポーツ大会への障害者の参加促進に向けた関係部局との連携など、障害者がスポーツに取り組む環境の一層の向上についてもご配慮をお願いする。

(ウ) 障害者スポーツ大会の開催

平成17年度の全国障害者スポーツ大会が岡山県において開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配慮をお願いする。

当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技参加枠割当数は、別紙のとおりである。

また、選手団の参加申込期限は、「晴れの国おかやま国体・輝いて!おかやま大会」実行委員会事務局宛・平成17年6月30日(木)必着とするので、競技運営計画や宿泊・輸送計画の円滑な策定に支障を来さないよう、期限の厳守についてよろしくお願いする。

なお、全国障害者スポーツ大会は、従前の身体障害者と知的障害者の全国スポーツ大会を統合し、平成13年度から開催しているものであるが、障害者全体のスポーツの推進という観点から、大会実施競技のあり方について、さらに検討を行っていくこととしている。

○ 第5回全国障害者スポーツ大会(「輝いて!おかやま大会」)

開催期間:平成17年11月5日(土)~ 7日(月)

開催地:岡山県 岡山市、倉敷市、総社市、赤磐市

主 催:厚生労働省、(財)日本障害者スポーツ協会、岡山県 他

また、平成18年3月に、冬季パラリンピック競技大会がトリノにおいて開催される予定であるので、選手団の派遣に係る便宜の提供等についてご配慮をお願いする。

○ 2006年トリノ冬季パラリンピック競技大会

開催期間:平成18年3月10日(金)~ 19日(日)

開催地:イタリア トリノ

主 催:国際パラリンピック委員会、トリノ2006組織委員会

イ 文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動への参加を通じ、自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成13年度から「障害者芸術・文化祭開催事業」を実施しているところであるが、平成17年度については、山形県のご協力をいただいて開催することとしている。詳細については、平成17年度開催に係る実施要綱が策定され次第ご連絡する予定であるが、その際に、各種作品の募集等についてご協力をお願いする予定であるのでご了知願うとともに、平成18年度以降の全国大会の開催について、積極的なご検討をお願いする。

また、障害者の文化芸術活動については、「障害者自立支援・社会参加総合推 進事業」における助成対象事業となっているので、各都道府県等におかれても積 極的な取組をお願いする。

第 5 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

地关位语(士)	個人競技	技参加석	割当数	本、 学位目(士)	個人	競技参加格	当当数
都道府県(市)	身体	知的	合計	都道府県(市)	身体	知的	合計
北海道	3 2	4 1	7 3	鳥取県	1 1	1 6	2 7
青森県	1 2	18	3 0	島根県	1 2	18	3 0
岩手県	1 1	17	28	岡山県	5 9	9 0	1 4 9
宮城県	1 0	1 5	2 5	広島県	18	2 5	4 3
秋田県	1 1	1 5	2 6	山口県	1 7	2 3	4 0
山形県	1 1	1 4	2 5	徳島県	1 2	1 8	3 0
福島県	1 6	1 9	3 5	香川県	1 3	1 8	3 1
茨城県	1 5	2 5	4 0	愛媛県	1 6	2 3	3 9
栃木県	1 3	1 9	3 2	高知県	1 3	1 7	3 0
群馬県	1 3	18	3 1	福岡県	19	2 6	4 5
埼玉県	3 4	5 5	8 9	佐賀県	9	1 5	2 4
千葉県	2 0	3 0	5 0	長崎県	1 4	2 1	3 5
東京都	5 7	7 8	1 3 5	熊本県	1 6	2 2	3 8
神奈川県	1 8	2 7	4 5	大分県	1 3	1 6	2 9
新潟県	16	2 3	3 9	宮崎県	1 2	1 7	2 9
富山県	1 0	1 4	24	鹿児島県	1 7	2 3	4 0
石川県	10	14	2 4	沖縄県	1 1	1 8	2 9
福井県	9	1 2	2 1	札幌市	1 3	1 7	3 0
山梨県	9	1 2	2 1	仙台市	7	1 2	1 9
長野県	16	2 2	3 8	さいたま市	1 7	2 7	4 4
岐阜県	1 5	2 2	3 7	千葉市	7	1 1	18
静岡県	1 7	2 6	43	横浜市	1 5	2 5	4 0
愛知県	2 2	3 7	5 9	川崎市	7	1 2	1 9
三重県	1 3	18	3 1	静岡市	7	1 1	18
滋賀県	10	16	26	名古屋市	14	2 0	3 4
京都府	1 1	1 6	2 7	京都市	1 3	18	3 1
大阪府	3 1	48	7 9	大阪市	1 9	2 4	4 3
兵庫県	2 8	4 0	6 8	神戸市	18	2 4	4 2
奈良県	1 1	1 5	2 6	広島市	12	18	3 0
和歌山県	1 1	1 4	2 5	北九州市	10	1 5	2 5
				福岡市	9	14	2 3
				合 計	962	1,394	2,356

2 補装具給付事業及び日常生活用具給付事業について

(1) 厚生年金保険制度における整形外科療養事業の廃止に係る取扱い

厚生年金保険制度においては、厚生年金保険法第79条の規定に基づく福祉施設事業として、厚生年金受給者等に対して、義肢、装具、車椅子及び補聴器等の支給・修理を行う整形外科療養事業を実施してきたところであるが、当該制度の厳しい財政状況等を踏まえ、今後、年金保険料は福祉施設の整備費及び委託費には投入しないとされたことから、平成16年度限りで廃止されることとなる。

このことから、昨年の10月以降、各社会保険事務所等において、窓口相談業務やポスターの掲示等を通じて当該事業の廃止を利用者に対しお知らせするとともに、平成17年度以降は、身体障害者福祉法に基づく補装具給付制度を利用いただきたい旨の周知が進められている。

したがって、当該事業が廃止されたとしても、これまで給付を受けてこられた 方々が困ることのないようにしていくことが大切であるから、厚生年金保険の年 金受給者等であって、身体障害者手帳を有する者については、平成17年度以降、 身体障害者福祉法に基づく補装具給付制度の対象者となり得ることについて、管 内市町村等へ周知願うとともに、今後の補装具給付制度の円滑な運営について御 協力をお願いする。

(2) 平成17年度予算案における改定事項について

平成17年度予算案においては、次の事項に係る改定を予定しているので、管 内市町村等に対する周知等をお願いする。

なお、詳細については、改めて通知することとしている。

ア 費用徴収基準の見直し

身体障害者に係る補装具給付事業及び日常生活用具給付等事業における利用者 からの費用徴収については、これまで市町村民税非課税世帯からは費用徴収をし ない取扱いとしてきたところであるが、既に市町村民税非課税世帯から費用徴収 を実施している身体障害児補装具給付事業等、他制度との均衡を図る観点から、 平成18年1月より当該世帯に属する対象者についても費用徴収することとし、 下表のように費用徴収基準の見直しを行う予定である。

徴収基準額表(改正前)

(昭和63年4月1日適用)

			徴収基準額							
	世帯階層区分	更生医療	更生医療 (入院外)	加算基準額						
		(入院)	補装具 (交付・修理)							
Α	生活保護法による被保護世帯	0 円	0 円	0円						
В	市町村民税非課税世帯	0	0	0						
	******************************	22222222222		0000000000						



徴収基準額表(改正後・案)

(平成18年1月1日適用)

	世帯階層区分	徽収基準額	加算基準額
		(補装具交付・修理)	
A	生活保護法による被保護世帯	0 円	0 円
В	市町村民税非課税世帯	1, 100	220

イ 遮光眼鏡の給付対象者の拡大

補装具給付制度における「遮光眼鏡」については、網膜色素変性症の者の羞明感をやわらげることで視力低下の進行を遅らせる等に有効であるとして、平成2年度より補装具の給付種目に取り入れたところであるが、近年、網膜色素変性症と同様に、「白子症」「先天無虹彩」「錐体かん体ジストロフィー」についても有効であるとされたことから、これらの疾病の者についても、遮光眼鏡の給付対象とする予定である。

ウ 修理基準の見直し(消耗品の廃止)

補装具給付制度の修理基準に規定されている補聴器用乾電池、人工喉頭用電池 及び歩行補助つえ用先ゴムについては、補装具の修理として特別の技術を要しな いこと、また限られた財源の有効活用を図る必要があることを踏まえ、平成16 年度限りで廃止する予定である。

エ ストマ用装具の特例として紙おむつ等を支給する場合の基準単価の見直し

補装具給付制度における紙おむつ等の支給については、これまでストマ用装具の特例と整理してきたことから、ストマ用装具の基準額に準じた額で給付の基準額を設定してきたところであるが、実勢価格や自治体における給付実績を踏まえ、次のとおりの基準額とする予定である。

【現行】

- 排便機能障害者蓄便袋の基準額(8,600円)の範囲内
- 排尿機能障害者蓄尿袋の基準額(11,300円)の範囲内
- 排便・排尿何れにも機能障害がある者 各々算出した合計額(19,900円)の範囲内



【改正後】

○ 一律 12,000円の範囲内

(3) 日常生活用具給付等事業費の執行について

日常生活用具給付等事業費に係る補助金の交付決定については、昨年度に引き続き省内予算の流用等を行うことで、可能な限り財源の確保に努めてきたところであり、所要見込額に対して約9割程度の財源確保ができる見通しとなったので、特段のご理解とご配慮を賜りたい。

また、平成17年度においても厳しい財政状況に変わりがないことから、基準 単価の見直しに努めるなど、運用上の工夫を図りたいと考えているので、引き続 き、本事業の円滑な運営にご協力をお願いする。

(4) 補装具給付制度等の見直しについて

昨年10月の「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」において、補装具給付制度及び日常生活用具給付等事業の見直しに関する基本的な考え方を提示したところであるが、今般、「補装具等の見直しに関する検討委員会」を設置し、補装具及び日常生活用具の給付範囲の見直し等といった諸課題につき検討を進めているところであるので、その旨御了知を願いたい。

なお、本検討状況については、厚生労働省ホームページを通じて、適宜、議 事内容を情報提供する予定である。

3 聴覚障害者情報提供施設等の整備について(地域介護・福祉空間整備等交付金)

地域介護・福祉空間整備等交付金に関する具体的内容については、2月18日の全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議にて既にお示ししているところであるが、障害関係施設の整備を行う場合には、都道府県においては国の基本方針に基づいて基盤整備を行うための「施設生活環境改善計画」を策定することとなるので、関係部局等との緊密な連携を図り当該計画に位置づけたうえで、効率的な施設の設置に向けて取り組むようお願いする。

(別冊「地域介護・福祉空間整備等交付金について」参照)

なお、障害関係施設のうち、特に聴覚障害者に対する情報提供及びコミュニケーション支援体制の一層の充実については、日常生活における必要性に加えて、自然災害等緊急時の対応の観点から、喫緊の課題として挙げられてきたところである。

したがって、未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県にあっては、「障害者基本計画」において、聴覚障害者情報提供施設の整備を全都道府県において整備促進することとされている点にご留意のうえ、施設生活環境改善計画を策定されたい。

4 国際障害者交流センターについて

「国際障害者交流センター(愛称:ビッグ・アイ)」は、「国連・障害者の十年」を記念する施設であり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボル的な施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者自らが行う文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成17年度においては、引き続き以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成16年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

(1) 平成17年度事業計画について

ア 手話通訳者・手話通訳士現任研修事業

手話通訳者・手話通訳士の資質と技術の向上を図る。

実施時期 平成17年6月~平成18年2月

研修期間 • 手話通訳者現任研修: 5日間(年4回)

· 手話通訳士現任研修: 5日間(年3回)

募集人員 20人/回

イ 障害者パソコンボランティア指導者養成事業

障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。

実施時期 平成17年7月·平成18年2月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

ウ 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

災害発生時、障害者に対するきめ細かな救援・支援活動をサポートするボラン ティアリーダーの養成を行う。

実施時期 平成17年7月・11月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

工 障害関係福祉情報等提供事業

以下に掲げる方法により、ビッグ・アイにおいて開催される各種行事の開催予 定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。

○ ホームページの運用

当センターの紹介、アクセス、事業案内を始め、障害者団体が開催する障害者の芸術・文化事業等の情報を、当センターのホームページを通じて提供する。

○ メールマガジンの発信(平成17年3月1日開設)

当センターの主催事業をはじめ、全国の都道府県及び関係団体、障害者グループの芸術・文化活動の情報などを、メールマガジンを通じて提供する。

○ ビッグ・アイ インターネット美術館の運営

障害者の作成した絵画、イラストなどを募集し、当センターのホームページに 開設しているインターネット美術館 (BiG-i Museum) に掲載する。

○ 情報誌「ビッグ・アイ」の発行

障害者の芸術活動に関する国内外の情報、当センターの紹介・事業報告などを 掲載した情報誌「ビッグ・アイ」を発行し、全国の障害者団体・施設等へ配布する。

○ 障害児の作品展

養護学校などの作品を中心にパネル展を開催する。

○ 障害者の社会参加に関する相談

障害者が、障害者が自ら行う国際交流へのアシスト、芸術・文化活動へのサポート、パソコンやインターネット等の情報化へのアドバイス、及びその他障害者の社会参加に関する分野に対して助言・指導等を行うとともに、これらの相談に応えられるよう関連情報の収集や関係団体との連絡調整に努める。

○ 障害者対応パソコンによる情報提供や操作指導

障害者対応パソコン及び周辺機器を操作体験しながら、様々な情報収集ができるよう操作指導を行う。

○ コミュニケーション機器等の常設展示

「情報と交流」を展示コンセプトとして、障害者の情報収集や交流活動に欠か せない意思伝達装置等のコミュニケーション機器を中心に展示し、また、食事を 交えた交流活動を支える食事用具も併せて展示する。

○ 施設の広報やイベント、研修案内などの情報発信

当センターのパンフレットや行事案内を始め、障害者関連の情報誌等を常置し、来館者への情報提供に努める。

才 障害者芸術·文化活動支援事業

障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

○ バリアフリーアートアカデミーの開催(年2回実施予定)

力 国際交流事業

海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を 実施する。

(2) 施設の利用について

施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行宿泊先としての活用、また、市民団体、関係機関等にも障害者に対する理解を深めてもらう観点から積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

【施設の概要】

1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」(愛称:ビッグ・アイ)

2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1 (泉北ニュータウン泉ヶ丘地区) (JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、 泉ヶ丘駅下車徒歩3分)

3 施設規模

地上3階地下1階建 (敷地面積 約8,000㎡, 延床面積 約12,000㎡)

- 4 主な施設内容
 - ○多目的ホール

(客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席(うち車椅子席最大約300席))

- ○宿泊室 35室 (洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)
- ○大・中・小会議室、バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)
- ○レストラン (50席)、駐車場
- 5 障害者のための特別な機能
 - ○大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール
 - ○館内自動音声案内設備
 - ○広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

- ○文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内 設備
- 〇光点滅式避難誘導設備 等
- 6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL 072-290-0900

FAX 072-290-0920

URL http://big-i.jp/

5 手話通訳技能認定試験等について

平成16年度の第16回手話通訳技能認定試験は、平成16年9月に第一次試験が行われ、同年11月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成17年3月31日(木)に合格者の発表が行われる予定である。

平成15年度までの認定試験の合格者の累計は、全国で1,533人となっているが、大都市を中心とした地域に偏在する傾向が見られるところである。

また、近年、聴覚障害者が手話通訳を必要とする場面は、教育、医療、司法、福祉、 労働などの各分野に広がり、しかも内容は益々複雑・多様化の傾向にある反面、これ らに対応できる高度な技術をもつ手話通訳士の数は十分とは言えない状況にある。

このような状況において、今後とも、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」の「手話通訳者養成・研修事業」等を積極的に活用すること等により、手話通訳技能認定試験の受験を志す者の拡大と資質の向上に積極的に取り組まれるようお願いする。

なお、平成16年度認定試験から学科試験合格者の次年度以降の学科試験免除期間 が2年間から1年間に変更になっているのでご了知願いたい。

また、身体障害者福祉促進事業費委託費のうち、手話通訳指導者養成研修事業費の 委託先が(財)全日本聾唖連盟から(社福)全国手話研修センターに変更されたこと も併せてご了知願いたい。

<企画課監査指導室>

1 平成17年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

(1) 障害福祉施設等に係る指導監査について

ア 障害福祉施設に対する指導監査については、「障害福祉施設等に係る指導監査について」(平成15年3月28日障第0328016号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添1「障害福祉施設指導監査指針」及び別添2「入所措置事務等実施機関指導監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、障害福祉施設等における利用者に対する虐待等の不詳事が発生している 現状を鑑み、入所者等に対する適切な処遇を確保し、関係法令・通達に基づく適 正かつ厳正な執行を図る観点から特段のご配意をお願いする。

イ 障害福祉施設は種別が多種であり、種別によって目的、機能等が異なるので、 その指導監査を行うに当たっては、施設の特性に関して知識経験を有する職員の 確保、その資質向上のための研修の充実等、指導監査体制の整備強化が図られる よう配慮願いたい。

また、施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、個々の入所者の人権を尊重した適切な処遇の確保に重点を置いた指導監査を 実施するとともに、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を 有する職員による適切な運営が図られるよう指導方お願いする。

(2) 指定居宅支援事業者等に係る指導監査について

支援費制度に対する指導監査については、「指定居宅支援事業者等の指導監査について」(平成15年3月28日障第0328011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添1「指定居宅支援事業者等指導指針」及び別添2「指定居宅支援事業者等監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、市町村に対する指導については、円滑かつ適正な運営の確保を図るため、 適切な助言指導を行うことが重要であることから、「支援費支給事務等の市町村の 指導について」(平成15年3月28日障第0328014号厚生労働省社会・援護局障 害保健福祉部長通知)の別添「市町村指導指針」を参考に、地方自治法に基づき、 管内市町村等を対象として、都道府県、指定都市及び中核市において定期的な指導の実施に努められたい。

(3)特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」(昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知)及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」(昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」(平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要網」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任(専決権付与等)している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施に努められたい。

イ 平成17年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等 が確保されるよう指導されたい。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への 照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸 籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づき適正に処理されるよう指導されたい。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」(昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知)の別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」を踏まえ、適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等により的確に所 得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院 の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と 連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資 格者の資格喪失に係る届出義務についても、周知徹底を図るよう指導された い。

(4)精神病院に対する指導監査について

精神病院に対する指導監査については、平成10年3月3日各都道府県知事・各政令市長あて4部局長連名通知「精神病院に対する指導監督の徹底について」等に基づき実施しているところであるが、今年度厚生労働省が行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)関係行政事務指導監査において精神病院を実地検証した結果、一部の精神病院について、法律上の諸手続や身体拘束等の重要事項についての指導が徹底されていない事例等があり、また、指導後の改善も十分でない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、指導方法に創意工夫を疑らし、適正かつ効果的な指導監査に努められたい。

2 平成17年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1)特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成17年度都道府県に対して行う特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給 事務指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了知願いたい。

(2)精神保健福祉法関係行政事務指導監査について

平成17年度の精神保健福祉法関係行政事務指導監査の実施計画については、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び結核予防法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いする。

また、当該指導監査の際には、平成17年度においても、精神病院入院者の適正な医療及保護を図るため、引き続き、各都道府県・指定都市において実施されている精神病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、関係部局との連携を密にし、指導監査を円滑に行うことができるよう特段の配慮をお願いする。

(指導監查重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況(処理期間等)
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況(公費負担の承認内容、連名簿等の審査 点検等)
- カ 社会復帰施設の設置促進及び指導監査の状況
- キ 精神病院に対する実地指導等の検証

3 その他

平成16年度障害福祉施設等に係る指導監査の実施状況及び指定居宅支援事業者等 の指導実施状況については、別途通知するので提出方お願いする。

平成17年度 障害福祉関係(特別児童扶養手当等)指導監査実施計画(案)

	4月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2 月	3 月
		和歌山県	奈良県	千葉県		山形県	岡山県	佐賀県	京都府	東京都	高知県	
実施計画 (案)		長野県	滋賀県	富山県		鳥取県	長崎県	三重県	埼玉県	広島県	大阪府	
				宮崎県		山梨県		福井県	 大分県 	徳島県	兵庫県	
		(2)	(2)	(3)		(3)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	

(注) 上記の予定は、都合により変更することもありうる。

平成17年度公衆衛生関係行政事務導監査実施計画 (精神保健福祉法関係)

実 施 計 画	都 道 府 県 ・ 指 定 都 市	備考
各都道府県・市 ごと実施日を定	(都道府県) [24]	(注)
め通知	北海道青森県岩手県秋田県	対象都道府 県・市につい ては、都合に
	山形県福島県栃木県千葉県	より変更する ことがある。
	新潟県富山県石川県福井県	
	山梨県三重県京都府広島県	
	山口県徳島県愛媛県高知県	
	熊 本 県 宮 崎 県 鹿児島県 沖 縄 県	
	(指定都市) [6]	
	仙 台 市 千 葉 市 川 崎 市 名古屋市	
	京都市福岡市	
	[合 計 30]	

※ 平成16年度の対象都道府県・市については、指導監査の結果を踏まえ、平成17年度において追加して実施する場合がある。

く企 画 課>

重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)

〇 新障害者基本計画(平成15年度から24年度までの10年間)に沿って、その前期 5年間(平成15年度から19年度まで)において重点的に実施する施策及び達成目標 を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

・ホームヘルプサービス、デイサービスなど在宅サービスの推進

区 分	平成 1	5年度予算	平成	【16	年度	予算	平成	1 .	7 年 8	そう算案	(新	平成19年度 障害者プラン目標)
訪問介護員 (ホームヘルパー)	約	51, 560人	約	55, 2	30	人	約	91,	200	人	約	60,000 人
短期入所生活介護(ショートステイ	約	4, 920人分	約	5, 0	60	人分	約	5,	220	人分	約	5,600 人分
日帰り介護施設 (デイサービスセンター)	約	1, 230か所	約	1, 3	300	か所	約	1,	380	か所	約	1,600 か所
障害児通園(デイサービス)事業	約	9, 710人分	約	10, 0	000	人分	約	10,	330	人分	約	11,000 人分
重症心身障害児(者)通園事業	約	230か所	約	2	40	か所	約		250	か所	約	280 か所
精神障害者地域生活支援センター	約	410か所	約	4	30	か所	約		440	か所	約	470 か所

グループホームや通所授産施設などの住まいや働く場または活動の場の確保

区分	平成	15年度予算	平成16年度予算		平成17年度予算案		平成19年度 (新障害者プラン目標			
地域生活援助事業(グループホーム)	約	19, 920人分	約	23, 600	人分	約:	30, 710	人分	約	30, 400 人分
福祉ホーム	約	3, 910人分	約	4, 240	人分	約	4, 560	人分	約	5, 200 人分
通所授産施設	約	68, 240人分	約	69, 590	人分	約	70, 950	人分	約	73, 700 人分
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	約	5, 700人分	約	5, 960	人分	約	6, 220	人分	約	6, 700 人分

<企画課国立施設管理室>

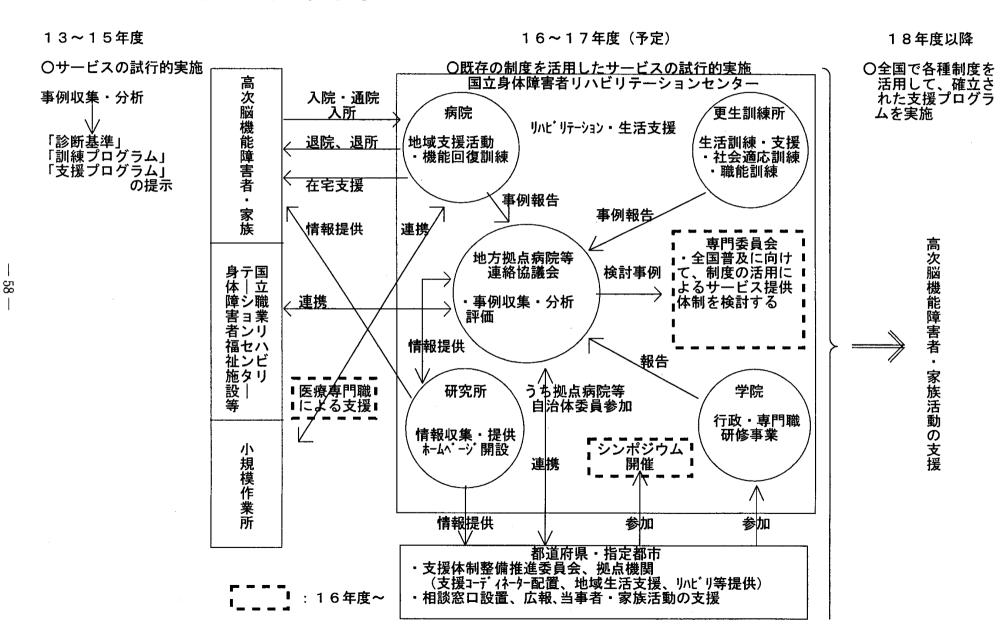
1 国立更生援護施設の概要

施設名	所在地	事業内容等
国立身体障害者リハビリテーセンター (更生訓練所・病院・研究)	所沢市	ア 一般リハビリテーション課程 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等 定員 330名
TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102		 イ 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 135名(45名) ・中卒5年課程 定員 75名(15名) ※() は各年度の募集人員
		ウ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要 な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の 実施 定員 40名
国立函館視力障害セン	ター 北海道 函館市	ア・理療教育課程
国 TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383	四 馬巾	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成の ための教育訓練の実施
国立塩原視力障害セン 立 TEL 0287-32-2934	·ター 栃木県 那須塩原市	・中卒5年課程
FAX 0287-32-2941 光 国立神戸視力障害セン	·ター 兵庫県 神戸市	定員 各センターフ5名(15名) ※()は各年度の募集人員
明 FAX 078-923-4670 FAX 078-928-4122		イ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要 な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の
国立福岡視力障害セン 寮 TEL 092-806-1361	ター 福岡県 福岡市	実施 定員 各センター20名
FAX 092-806-1365		
国立伊東重度障害者セ	シター 静岡県 伊東市	重度の肢体不自由者に対し以下の訓練を実施 ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーション
立 TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571		の実施 ・職能訓練
保 国立別府重度障害者也 養	ナンター 大分県 別府市	・心理判定、ケースワーク等の心理的・社会的リハビリテーションの実施
所 TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794	2242 11-	定員 各センター100名
字国 国立秩父学園 児立 TEL 042-992-2839	埼玉県 所沢市	知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある 知的障害児に対する保護・指導の実施
施知 FAX 042-995-2253 設的 障	77195112	定員 125名

(参考) 国立更生援護施設ホームページアドレス一覧

施設名	ホームページアドレス
国立身体障害者リハビリテーションセンター	http://www.rehab.go.jp/
国立函館視力障害センター	http://www.hakodate-nhb.go.jp/
国立塩原視力障害センター	http://www.shiobara-nhb.go.jp/
国立神戸視力障害センター	http://www.kobe-nhb.go.jp/
国立福岡視力障害センター	http://www.fukuoka-nhb.go.jp/
国立伊東重度障害者センター	http://www.ito-nrh.go.jp/
国立別府重度障害者センター	http://www.beppu-nrh.go.jp/
国立秩父学園	http://www.chichibu-gakuen.go.jp/

2 高次脳機能障害支援モデル事業 [概念図]



3 自閉症・発達障害支援センターネットワーク概要

国立秩父学園

- ①自閉症・発達障害支援センター職員研修会(年2回:専門研修 および基礎研修)を企画し実施する。 内容は、基礎的知識の習得並びに専門性の向上を図るものとす る。また、情報交換を行い実践報告を受ける。。
- ②研修内容の概要をとりまとめ、各センター並びに全都道府県・ 政令指定市に送付するとともに連絡調整を図る。



各都道府県・政令指定市(自閉症・発達障害支援センター 既に設置済みの場合)

- ①管内関係諸機関に研修内容等について周知を図る。
- ②自閉症・発達障害支援センターに協力して、センターの 機能が地域の障害児者およびその家族・機関・療育施設 等への支援に資するよう努める。



各自閉症・発達障害支援センター

- ①センター職員は、国立秩父学園が実施する「自閉症・発達障害支援センター職員研修会」に参加する
- ②センターは研修の成果を生かし、関係機関と協力し、地域の障害児者およびその家族・療育施設等への直接、間接の支援を実施する。
- ③各センター間の連絡・情報交換を密にする。

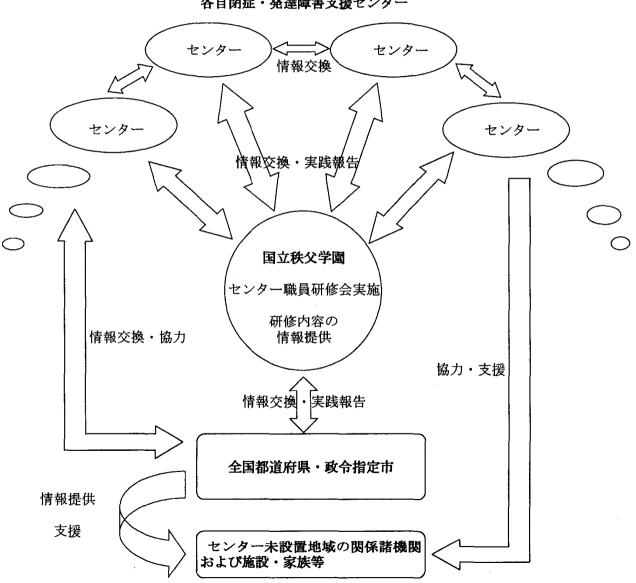


各都道府県・政令指定市(自閉症・発達障害支援センター 未設置の場合)

- ①管内関係諸機関に研修内容等について周知を図る。
- ②自閉症・発達障害支援センターが設置されるまでの間、 知的障害者更生相談所・児童相談所・生活支援センター 等を通して、地域の障害児者およびその家族・機関・療 育施設等への支援を実施する。
- ※自閉症・発達障害支援センター職員研修会は、内容・目的によっては、センター以外の関係諸機関の職員の聴講を認めることがある。

(参考) 自閉症・発達障害支援センターネットワーク 〔概念図〕

各自閉症・発達障害支援センター



4 平成17年度 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修実施計画

研修会名	目 的	受 講 資 格	研修期間	日数	定員
補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定 に従事する医師の研修を行い、 判定技術の向上を図るとともに 医学的リハビリテーションを推 進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院 等において、補聴器適合判定 に従事する耳鼻咽喉科医師。	【第1回】 7月11日(月)~ 7月15日(金) 【第2回】 1月16日(月)~ 1月20日(金)	5日	76 名
音声言語機能等判定医師研修会	脳卒中等による疾病や先天性が原因で、音声・言語・そそしゃく機能障害をもつ身体障害者の判定に必要な研修を行い、判定に必要な研修をとともに医学技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、音声・言語・そしゃく機能障害の判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	9月12日(月)~ 9月16日(金)	5 日	30 名
義肢装具等適合判定 医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合 判定に従事する医師の研修を行 い、義肢装具等適合判定技術の 向上を図るとともに医学的リハ ビリテーションを推進すること を目的とする。	身体障害者更生相談所、身 体障害者更生援護施設、病院 等において、義肢装具等の適 合判定に従事する医師。	【第1回】 12月5日(月)~12月9日(金) 【第2回】 3月13日(月)~3月17日(金)	5日	100 名
視覚障害者用補装具 判定医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定に従事する医師の研修を行い、 判定技術の向上を図るとともに 医学的リハビリテーションを推 進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、視覚障害者の補助具の適合判定に従事する眼科医師。	12月12日(月)~12月16日(金)	5 日	20 名

研修会名	自 的	受 講 資 格	研修期間	日数	定員
15条指定医師研修会	各都道府県・指定都市・中核 市が、身体障害者福祉法の 見体障害者福祉法子・ 見体障害がでして、 を を は は は は は は は は は は は は は は は は は	①都道府県等が設置する身体障害者更生相談所に勤務(嘱託医を含む)する医師②都道府県等が身障法第15条の規定に基づき指定した医師で、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	2月9日(木)~ 2月10日(金)	2 日	60 名
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用機により、運生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見、更生相談所業務の円滑なし、更生相談所業を目的とする。	身体障害者更生相談所長及 び身体障害者更生相談所長の 推薦する更生相談所に勤務す る職員。	11月10日(木)~11月11日(金) (予定)	2 日	50 名
義肢装具士研修会	義肢装具の製作、適合評価等 に関わる専門職員に対して座位 保持装置の専門的知識及び技術 を習得させることを目的とす る。	義肢装具士養成校、リハビリテーション病院等において、 義肢装具に携わる者で、所属 長の推薦する者。	11月16日(水)~11月18日(金)	3 日	20名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、 肢体不自由児施設、病院等に おいて、現に作業療法に従事 している者で、免許を有し、 所属長の推薦する者。	10月5日(水)~10月7日(金)	3 日	20 名

研修会名	目	的	受講 資	格	研 修 期 間	日数	定員
理学療法士研修会	身体障害者のままない。または、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	に必要な専門的 習得させ、その ることにより適 業務の運営に寄	身体障害者更 身体に 時体では りまれている は りまれている は で が は で が の が が は の が は の が で の の の の が の の の の の が の が の の が の が	胆学療法に従事 免許を有し、	11月14日(月)~11月15日(火)	2日	20 名
リハビリテーション 心理職研修会(基礎)	身体では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	て、心理専門職 知識及び技術の の資質の向上を 効果的な業務の	都道府県・指 市、身体障害者 リハビリテーシ おいて、現してい 務に従事る者。	/ョン病院等に	5月23日(月)~ 5月27日(金)	5 日	20 名
リハビリテーション 心理職研修会(応用)	身体障害者のが は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	知識及び技術を 資質の向上を図 果的な業務の運	都道府県・指市、身体障害者 リハビリテーシ おいて、現してい 務に従事してい の推薦する者。	/ョン病院等に /理専門職の業	9月26日(月)~9月30日(金)	5 日	20 名
手話通訳指導者研修会	聴覚障害者の見によっていることを目的には一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次で	知識と実技を習 より、聴覚障害	① 社施者では、おいば、これでは、おいば、これでは、おいば、手者験指に、おいば、手者験指に、おいるで、といるで、といるで、といるで、といるで、といるで、といるで、といるで、と	章害者に 事者に 事業 事業 事業 事業 事業 事業 事業 一、 一、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	休 止		20 名

	識及び技術を習得させその資質 の向上を図ることにより適切か つ効果的な業務の運営に寄与す ることを目的とする。				
視覚障害生活支援 研修会	視覚障害者の支援に携わっている者に視覚障害者の生活全般に関する生活支援の知識と技術を修得させることによりその資質の向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市・中核 市、身体障害者更生援護施設、 盲児施設、病院等において視 覚障害者の支援に携わってい る者で、所属長の推薦する者。	5月30日(月)~ 6月3日(金)	5日	20 名
身体障害者更生相談 所身体障害者福祉司 等実務研修会	各都道府県・指定都市が設置 する身体障害者更生相談所に勤 務する身体障害者福祉司等に対 して職務上必要な技術と知識の 習得・訓練を行い、職務能力の 向上を図ることにより身体障害 者更生相談所業務の円滑な推進 に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所において、原則として2年以上身体障害者の相談援助業務に従事した経験を有する身体障害者福祉司等の職員。	7月19日(火)~7月22日(金)	4 日	60 名
手話通訳者研修会	で で で で で で で で で で で で で で	① 国際 大学 は は は が は が に が に が に が に が に が に が に が	休 止		45 名

民生主管部(局)長の推薦す

る者。

受講資格

身体障害者更生援護施設、

病院等において現に言語訓練

等に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。

的

聴覚障害、音声機能障害及び

言語機能障害のリハビリテーシ

ョンに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知

とにより聴覚障害者の福祉の向

上に寄与することを目的とす

る。

目

日数

3 日

研 修 期 間

11月30日(水)~12月2日(金)

定員

30 名

研修会名

言語聴覚士研修会

研修会名	目 的	受講資格	研修期間	日数	定員
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している 手話通訳士に対して、より高度 な通訳技術が要求される通訳技 術の習得に関する現任訓練を行 い、聴覚障害者の福祉の向上に 寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長の推薦する者。	10月17日(月)~10月21日(金)	5日	20 名
リハビリテーション 看護研修会	りハビリテーション看護に必要な基礎知識を習得し、その資質の向上を図るとともに障害者の看護の充実に資することを目的とする。	身体障害者の看護に従事し、 看護師、准看護師の免許を有 している者で、所属長の推薦 する者。	10月25日(火)~10月28日(金)	4 日	50 名
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員に 研修を行い、福祉機器の使用に ついて指導等に必要な専門的技 術を習得させることを目的とす る。	身体障害者更生相談所、市町村、福祉事務所、社会福祉施設、リハビリテーション病院等において、福祉機器相談等を担当している専門職員で、所属長の推薦する者。	1月31日(火)~2月3日(金)	4日	60 名
靴型装具専門職員 研修会	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得さることを目的とする。	義肢装具士で、靴型装具の製作・適合業務に従事している者で、所属長の推薦する者。	休 止		15 名

研修会名	目 的	受講資格	研修期間	日数	定員
電動義手装具専門職員研修会	義肢装具士に電動義手の理論、製作、適合技術の普及のため、電動義手装具に関する必要な専門的知識及び専門技術を習得させることを目的とする。	医学・工学・義肢装具専門 分野(特に義手)の基礎的知識 を修得し、現在、義手の製作に 携わっている義肢装具士で所 属長の推薦する者。	休 止		10 名
盲ろう者通訳ガイド ヘルパー指導者研修 会(前期) 盲ろう者通訳ガイド ヘルパー指導者研修 会(後期)	盲ろう者のコミュニケーショ 方者のコミュニケーショ 対し、会話用点字及び盲ろう 活等の専門的知識と技術を習得 させ、各地域における指導的 と担う人材育成を図ることを 目的とする。	市(区)町村において、ガイドへルのではなび事者をでして、ガイのではないででではないででは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一	【前期】 6月20日(月)~6月24日(金) 【後期】 11月7日(月)~11月11日(金)	10 日	20 名
介助犬・聴導犬訓練者 研修会	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者を対象として、訓練に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	介助犬又は聴導犬の訓練に 従事している者で、所属長の 推薦する者。	2月27日(月)~3月3日(金)	5 日	20 名
高次脳機能障害支援 事業関係職員研修会 (短期コース) (一般研修コース)	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題についてるでは、都道府県・指定都市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種がに福祉施設の担当者等)がことを目的とする	都道府県・指定都市における 行政担当者、並びに、関係 関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、 病院及び福祉施設等)に支お で、診断、評価、訓練、な 等に携わる医で、都道府県・指 定都市民生主管部(局)長から 推薦のある者。	2月15日(水)~ 2月17日(金)	3 日	200 名

[※]上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

5 平成17年度 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)における研修実施計画

研 修	会 名	目	的	受 講 対 象 等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援技術研修会		障害者が地域において 基づき、保健、医療、福 から必要なサービスを選 て、その人らしく安心し	祉等各種サービス 択し、尊厳をもっ	市町村、障害者福祉センター、 障害者地域生活支援センター、 指定居宅支援事業者及びその他 関係施設等において障害者の地	【身体障害者コース】 12月13日(火) ~12月16日(金)	4日	150名	
		う支援することが重要で そこで、地域生活支援 及び技術について研修し	がある。 後業務に必要な知識 、関係職員の資質	域生活支援業務に携わる者	【知的障害者コース】 〈第1回〉 9月20日(火)	4日	180名	
		の向上並びに地域生活支 営の確保を図ることを目 			~9月23日(金) <第2回> 1月10日(火) ~1月13日(金)	4日	180名	
障害者施設 職員研修会	新任職員コース	障害者施設等の新任職 一員として活躍できるよ ついて研修し、施設運営 ことを目的とする。	う必要な知識等に	新任職員(異動による新任を 含む)。	6月7日 (火) ~6月9日 (木)	3日	70名	
	機能訓練・健康管理担当者コース	障害者施設等の機能訓 管理担当者に対し必要ないて研修し、障害者支援 施設運営の円滑化を図る る。	知識、技術等につ サービスの向上と	OT・PT・スポーツ指導員・看護師等で機能訓練、健康管理を担当する者。	10月4日 (火) ~10月6日 (木)	3日	100名	
身体障害者福祉 研修会	センター等職員	身体障害者福祉センタ職員に対し、国の障害者情報を提供するとともに支援および施設経営等のし、施設運営の充実、強	「福祉行政等新しい 」地域の障害者生活 の知識について研修	身体障害者福祉センターA型、B型及びデイサービスセンター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。 (開催地:宮城県仙台市)	11月24日(木) ~11月25日(金)	2日	70名	
		的とする。		身体障害者福祉センターA型、B型及びデイサービスセンター等の施設長等幹部職員。	2月23日 (木) ~2月24日 (金)	2日	70名	
障害者保健福祉 コーディネー 〜身体障害		身体障害者の障害特性スを円滑に提供するためョンの理論と手法につい害者の地域での自立したとのできる優れた人材をり、障害者の地域福祉のとを目的とする。	うのコーディネーシ いて研修し、身体障 生活を支援するこ 全養成することによ	都道府県、市町村、福祉事務 所、社会福祉協議会、保健所、 障害者施設、指定居宅支援事業 者等に所属し、地域において障 害者福祉に携わる者。	< ベーシックコース> 7月5日(火) ~7月8日(金)	4日	150名	
		地域で身体障害者支援 ついて、より実践的な研 で中心的存在と成りうる とを目的とする。	F修を実施し、地域	地域で身体障害者支援業務に 携わる者で、リーダーを目指す 者。 (現在、地域のリーダーとして 活躍中の者を含む)	<アドバンストコース> 1月25日(水) ~1月27日(金)	3日	50名	

研 修 会 名	目 的	受 講 対 象 等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者保健福祉サービス コーディネーション研修会 〜知的障害者コース〜	知的障害者の障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、知的障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	所、社会福祉協議会、保健所、 障害者施設、指定居宅支援事業	<第1回ベーシックコース> 6月21日(火) ~6月24日(金) <第2回ベーシックコース> 10月18日(火) ~10月21日(金)	4日	180名	
	地域で知的障害者支援業務に携わる者に ついてより実践的な研修を実施し、地域で 中心的存在と成りうる人材を養成すること を目的とする。	携わる者で、リーダーを目指す	〈アドバンストコース〉 3月7日 (火) ~3月9日(木)	3日	50名	
障害者のためのレクリエーション 支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者 のレクリエーション支援に携わ る者	(第1回ベーシックコース) 7月19日(火) ~7月22日(金) (第2回ベーシックコース) 11月8日(火) ~11月11日(金)	4日	70名	修了者は日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」資格取得のための一部の履修が免除される。
	障害者のレクリエーション支援業務に携わる者について、より実践的な内容を研修することにより、レクリエーション支援の中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。		〈アドバンストコース〉 2月7日(火) ∼2月9日(木)	3日	50名	
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び 身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。	盟校の学生で障害者のスポーツ ・レクリエーション活動に興味 があり、今後の障害者スポーツ	<第1回> 8月2日(火) ~8月5日(金) <第2回> 8月23日(火) ~8月26日(金) <第3回> 3月21日(火) ~3月24日(金)	4日 4日 4日	120名 120名	修了者は日本障害 者は一ツ協一一本 者ス「初級ス一次 で で で で き の で き の で る こ で る で の で る で の の で る で の で る で の で る で る

[※] 上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

(その他)平成16年度に共同開催した「福祉施設職員向け コミュニケーション技術・IT活用技術研修会」は今年度も京都で実施する予定です。 開催内容等は別途通知します。

6 平成17年度 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修実施計画

コース名	日数		間	研 修 目 的	受講資格	定員
第82回 指導員・保育士コース	10 日間	1	0日(金)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義を中心に知識 ・技術等を修得させ、資質のさらなる向上を図ることを目 的とする。本年度は、知的障害医学・諸援助方法・援助技 術演習等を主な内容とする。		4 0
第13回看護師コース	5日間			施設の担うべき役割、施設における医療(看護)の役割、知的障害児・者の理解と看護のあり方、福祉(支援スタッフ)と医療(医療スタッフ)との連携、さらにこれからの地域福祉・地域療育の中で施設医療の役割等について研鑽を積むことを目的とする。本年度は、自閉症・発達障害の理解、行動障害の理解とその対応等を加える。	用者の健康管理にあ	4 0
第10回 新任職員コース	5 日間			知的障害関係施設で直接援助職員として働くために必要な基礎的知識・援助技術等を習得し、福祉の心を培い資質の向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的とする。本年度は、「福祉の基礎と援助の基礎を学ぶ」をテーマとする。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 0
第83回 指導員・保育士コース	10 日間			知的障害関係施設で働いている職員に、講義・実習・見学等を通して基礎的な理論を学ばせるとともに実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。本年度は、暮らしを支える〜知的障害者への支援〜をテーマとし、各種支援方法を取り上げる。		4 0
第10回 施設長コース	3 日間	•		施設の運営を包括的にとらえ、運営に関する専門的な研修 を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報提供、課題を 持ち寄っての討議の場とし、施設相互の交流を図ることを 目的とする。	施設長または施設長	3 0

テーマ別研修

コース名	日数	期間	研 修 目 的	受講資格	定員
自閉症入門コース	3日間	10月5日(水)~	自閉症の理解をはじめ、療育や援助を行う上で必要となる	知的障害福祉の仕事	4 0
		10月7日(金)	基礎的な知識と援助法を習得させ、実践の場で生かせるこ	に従事している方・	
		f 	とを目的とする。本年度は自閉症・発達障害の理解、各ラ	知的障害者更生相談	
		! !	イフステージにおける支援、支援方法、課題行動の対応等	所職員	
		1 1 1	を中心に実施する予定。	,	
		1			
自閉症療育トレーニン	3日間		自閉症・発達障害の障害特性の理解を深め、その援助シス		20
グセミナー		11月10日(木).	テムについて実践を含めた研修を行い、自閉症・発達障害	職員	
			支援者養成の一環とする。		
2- \$1 pt da	0 0 00		Zerosti Britania	1. 11 74 th BB 14 14 50.	
行動障害コース	3日間	•	行動障害についての理解を深め、その対応や支援について		40
		12月9日(金)	学び療育や支援の場で生かせることを目的とする。本年度		
			は主に行動障害の医学、自閉症の行動障害、支援の実際な		
		!	どについて実施する予定。	師・知的障害者更生	
		! !		相談所職員	
地域移行支援コース	3日間	2月1 (水) ~	地域移行についての基本的考え方、ケアマネジメント、生		40
		2月3日(金)	活支援の実際、就労支援など地域移行に際しての基本的な	に従事している方・	
		; 1	知識や技術を習得させることを目的とする。	知的障害者更生相談	
		1 1 }		所職員	
自閉症子育て支援セミ	2日間	11月19日(土)~	自閉症・発達障害のある子どもを持つ家族や施設職員、教	自閉症児・者の家族	200
ナー	!	11月20日(日)	師、保育士等を対象として、講義や実践報告から療育の知	・施設職員・教師・	
		!	識や援助法を習得させることを目的とする。本年度は、「ソ	保育士・医療関係者	
		! ! !	ーシャル・スキルトレーニング」をメーンテーマとする。	等	
		! ! !			

- 71 -

発達障害関係職員研修会

コース名	日数	期間	研修目的 受講資格	定員
専門コース	3日間	7月1日(金)~	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援セン発達障害者支援セン	4 0
		7月3日(日)	ターの職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要↓ター職員で管理責任	£
			│な専門的知識および技術を習得させることにより同支援セ│者の推薦する方。 仮	<u>b</u>
			│ンター業務の円滑な推進に資することを目的とする。但し、機関で関連業務につ	
基礎コース	3日間	2月17日(金)	基礎コースと専門コースの2コースを設ける。 いている職員の聴詞	紫
		2月19日(日)	を認めることがある	.
				,
指導者コース	3日間		都道府県・政令指定都市で発達障害分野の指導者となる行 発達障害分野の行政	女 60
	(年2回	日程については	┃政担当者、保健師、保育士など現任者に対しアスペルガー┃担当者、保健師・促	뢳
	実施予定)	検討中	障害・学習障害・注意欠陥/多動性障害等といった発達障 育士等で都道府県・	.]
			│害に関する研修を行い知識・技術を習得させることにより│政令指定都市の民生	E
			│業務の円滑な推進に資することを目的とする。 │主管部 (局) 長の打	É
			薦する方。	

知的障害者更生相談所職員研修

コース名	日数	期間	研 修 目 的 受講資格	定員
知的障害者更生相談所知	3 日間	11月30(水)~	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談知的障害者更生相談	4 0
的障害者福祉司等実務研		12月2日(金) 所の職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な 所において、知的障	
修会			専門知識および技術を習得させることにより、同更生相談 害者の相談援助業務	
			所の円滑な推進に資することを目的とする。 に従事している職員	Ì
. 1			で、都道府県および	
			政令指定都市の民生	1
			主管部(局)長の推	
			薦する方。	

※上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

<企画課社会参加推進室>

1 市町村障害者社会参加促進事業の実施状況一覧

(平成17年3月現在) 都道府県 箇所数 実 施 主 体 函館市他、北広島市、帯広市、旭川市、苫小牧市、釧路市、江別市、北見市、名寄市他、室蘭市、美唄市他、小樵市、滝川市、稚内 北海道 市、根室市他、岩見沢市、千歳市 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市 盛岡市、雫石町、紫波町、花巻市他、石鳥谷町、東和町、北上市、水沢市、江刺市、前沢町、一関市、花泉町、大船渡市、宮古市、 2 青森県 6 3 岩手県 陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、久慈市 4 宮城県 3 多賀城市、石巻市、塩竈市 秋田市、横手市、本荘市、大曲市、大館市、湯沢市、鹿角市、能代市、男鹿市、象潟町 秋田県 10 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市、東根市、寒河江市他、新庄市 山形県 6 8 7 福島県 福島市、郡山市、いわき市、原町市、白河市、須賀川市、会津若松市、喜多方市、船引町、河東町、二本松市、相馬市、棚倉町 13 水戸市、結城市、水海道市、牛久市、つくば市、土浦市、日立市、取手市、笠間市 宇都宮市、足利市、佐野市、今市市、大田原市、鹿沼市、黒磯市 8 茨城県 9 栃木県 9 前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市 10 群馬県 6 川口市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、川越市、所沢市、草加市、春日部市、幸手市、狭山市、岩槻市、入間市、新座市、鶴ヶ 11 埼玉県 20 島市、東松山市、秩父市、深谷市、越谷市、久喜市 千葉県 市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、八千代市、市原市、鎌ヶ谷市 11 東京都 13 0 横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老 14 神奈川県 22 名市、座間市、綾瀬市、寒川町、藤野町、南足柄市、中井町、開成町、湯河原町 15 新潟県 新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新津市、新発田市 7 富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、小矢部市、砺波市、小杉町、立山町 16 富山県 11 石川県 金沢市、七尾市、小松市、加賀市、松任市、輪島市、羽咋市、根上町、鶴来町、野々市町、中島町 11 福井県 福井市、敦賀市、武生市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、和泉村 18 9 甲府市、都留市、韮崎市、増穂町、竜王町、富士河口湖町、春日居町、八代町、富士吉田市、大月市 19 山梨県 10 塩尻市、松本市、伊那市、飯田市、須坂市、上田市、岡谷市、飯山市、丸子町、開田村、白馬村、長野市、諏訪市、駒ヶ根市、阿智 村、小諸市、佐久市、小海町、臼田町、佐久町、軽井沢町、望月町、御代田町、立科町、浅科村、東御市、真田町、茅野市、下諏訪 20 長野県 56 町、富士見町、養輪町、辰野町、宮田村、南箕輪村、高遠町、阿南町、豊丘町、南木曽町、明科町、波田町、穂高町、梓川村、三郷村、堀金村、山形村、麻繍村、松川村、大町市、池田町、小布施町、三木村、板城町、豊野町、小川村、千曲市、中野市 岐阜市、可児市、関市、大垣市、高山市、土岐市、美濃市、美濃加茂市、多治見市、各務原市、羽島市、中津川市、池田町、恵那 21 岐阜県 17 市、端浪市、本巣市、飛騨市 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、焼津市、浜北市、富士市、藤枝市、袋井市、富士宮市、磐田市、伊東市、掛川市、島田 市、御殿場市、天竜市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆長岡町、戸田村、函南 22 静岡県 町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町、岡部町、大井川町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町、中川根町、小笠町、菊川町、大東町、浅羽町、福田町、豊田町、豊岡村、舞阪町、新居町、雄略町、細江町、引佐町、三ヶ日町 愛知県 5 豊田市、岡崎市、春日井市、瀬戸市、日進市 23 四日市市、鈴鹿市、上野市、名張市、伊勢市、尾鷲市他、桑名市、松阪市、鳥羽市、久居市他、飯高町、安濃町、朝日町 三重県 13 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、草津市、守山市、栗東市、中主町、野洲町、今津町他、甲西町、米原町、志賀 町、石部町、水口町、甲南町、信楽町、安土町、日野町、竜王町、永源寺町、五個荘町、豊郷町、甲良町、山東町、湖東町、伊吹 滋賀県 25 30 町、近江町、高月町 亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、長岡京市、向日市、京丹後市、園部町、井手町 26 京都府 14 堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野 市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、東大阪市、泉南市、四条畷市、阪南市、富田林市、柏原市、摂津市、高 27 大阪府 石市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市、田尻町、熊取町、島本町、能勢町、泉大津市、豊能町、忠岡町、岬町、太子町、河南町、千 早赤阪村、美原町 明石市、尼崎市、西宮市、洲本市他、芦屋市、伊丹市、加古川市、川西市、三木市、三田市、姫路市、相生市、豊岡市、龍野市、赤 穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、小野市、加西市、篠山市、猪名川町、八千代町他、稲美町、播磨町、夢前町他、太子町他、千種町 28 兵庫県 他、美方町、養父市、香住町他、和田山町他、春日町 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、桜井市、香芝市、平群町、斑鳩町、五條市、川西町、室生村、御杖村 奈良県 14 和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、御坊市、南部町他 和歌山県 30 6 鳥取県 鳥取市、米子市、倉吉市、中山町 31 4 松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市他、安来市、江津市、平田市、佐田町、石見町他、横田町他、斐川町、多伎町、大社町、 32 島根県 15 田原町 33 岡山県 10 岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、高梁市、新見市、笠岡市、井原市、備前市 具市、竹原市、大竹市、廿日市市、東広島市、三原市、尾道市、因島市、福山市、府中市、三次市、府中町、大野町、湯来町、加計町、大朝町、千代田町、大和町、向島町、沼隈町、神辺町、東城町、久井町、御調町、安芸高田市、黒瀬町、本郷町、瀬戸田町、庄 34 広島県 28 下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山口市、下松市、萩市、柳井市、小野田市、光市、長門市、美袮市、美和町 35 山口県 14 36 徳島県 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、藍住町他、川島町他、市場町他、海南町他、羽ノ浦町他、石井町他、半田町他、三野町他 12 37 香川県 高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市 愛媛県 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、北条市、伊予市、東予市、四国中央市 38 11 39 高知県 6 高知市、須崎市他、安芸市他、南国市他、中村市他、土佐市他 飯塚市、大牟田市、田川市、甘木市、筑紫野市、直方市、行橋市、久留米市、中間市、筑後市、豊前市、前原市 40 福岡県 12 41 佐賀県 佐賀市、唐津市、伊万里市 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、長与町 42 **春**崎県 6 43 熊本県 4 熊本市、八代市、鹿本市他、宇土市他 44 大分県 5 大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市 宮崎県 45 宮崎市、日向市、都城市、延岡市 46 鹿児島県 10 鹿児島市、出水市、指宿市他、鹿屋市、川内市、串木野市、国分市、西之表市他、伊集院町他、和泊町 名護市、石川市、具志川市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、平良市、石垣市、糸満市、西原町、南風原町、読谷村、北谷町、 47 沖縄県 15 嘉手納町 計 651

2 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数

指定都市名		初 .关应目.	<u> </u>	14 de 34	- 19 He 136 .	(平)	戊16年12月末現在
1	1	都道府県・ 指定都市名		障害者	スポーツ指導」		
2			420 1				
3					1	1	-
名 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	2					l.	
5 秋田県 150 126 17 7 7 0 17 7 7 0 17 7 7 0 17 7 7 0 17 17						f	
6 山形県							0
T 福島県 274 254 15 5 0 0 0 0 0 0 0 0							1
8							0
9 板木県 273 251 14 6 2 2 2 2 2 3 2 1 1 1 2 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3						5	0
9 初末県 273 251 14 6 2 2 2 2 2 3 2 1 1 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3					21	5	0
11 埼本県 1,324 1,172 98 48 6 12 千葉県 541 492 38 8 3 13 東京都 1,763 1,555 133 65 10 14 神奈川県 453 376 58 18 1 15 新鴻県 691 651 32 7 1 16 富山県 279 250 23 5 1 17 石川県 159 146 10 3 0 0 18 福井県 131 128 3 0 0 0 19 山梨県 104 94 9 1 0 0 20 長野県 470 408 45 15 2 21 岐阜県 215 205 7 2 1 22 静岡県 523 482 23 17 1 23 愛知県 268 217 39 12 0 24 三重県 320 289 28 3 0 25					14	6	
11 埼本県 1,324 1,172 98 48 6 12 千葉県 541 492 38 8 3 13 東京都 1,763 1,555 133 65 10 14 神奈川県 453 376 58 18 1 15 新鴻県 691 651 32 7 1 16 富山県 279 250 23 5 1 17 石川県 159 146 10 3 0 0 18 福井県 131 128 3 0 0 0 19 山梨県 104 94 9 1 0 0 20 長野県 470 408 45 15 2 21 岐阜県 215 205 7 2 1 22 静岡県 523 482 23 17 1 23 愛知県 268 217 39 12 0 24 三重県 320 289 28 3 0 25			293	261	19	11	2
12			1,324	1,172	98		6
13 東京都				492	38		3
14 神奈川県 453 376 58 18 1 15 新潟県 691 651 32 7 1 17 石川県 159 146 10 3 0 0 0 0 0 0 0 0			1,763	1,555	133		
15			453	376	58		
16		新潟県	691	651	32	i e	
17		富山県	279	250			
18 福井県	[17]	石川県					
19 山梨県 104 94 9	18	福井県					
20 長野県 470 408 45 15 2 15 15 2 16 16 17 17 15 17 15 17 15 15							
21 岐阜県 523 205 7 2 1 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3							
22 静岡県 523 482 23 17 1 1 23 24 25 28 3 3 0 28 28 3 3 0 25 26 京都府 209 188 16 5 0 0 27 大阪府 1,255 1,080 156 15 4 4 0 29 597 69 9 4 4 0 30 12 36 4 0 30 13 8 8 8 8 4 1 18 16 8 8 4 1 18 16 18 18 18 4 18 18 18 18							
23 愛知県 707 645 40 20 2 2 24 三重県 320 289 28 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0							
24 三重県 320 289 28 3 0							
25 滋賀県 268 217 39 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0					ſ	l l	
26 京都府 209 188 16 5 0							
大阪府							
28							
29 奈良県 241 201 36 4 0 0 36 31 高取県 33 33 33 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							
30 和歌山県 365 247 155 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0		奈良県		3)		
31 鳥取県 33 33 0 0 0 0 0 0 0							
32 島根県 91 81 7 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0					1		
33 岡山県 435 413 18 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0							
34 広島県 181 168 8 4 1 168 36 徳島県 187 177 7 7 3 3 0 0 0 0 0 0 0 0				1 .	· 1		
181					i i	9	
187 177 7 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0						B.	
143					,		-
38 愛媛県 260 245 10 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1				1			
196							
40 福岡県 506 475 23 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
41 佐賀県 147 142 3 2 0 42 長崎県 214 209 4 1 0 43 熊本県 426 403 15 7 1 44 大分県 513 472 31 7 3 45 宮崎県 122 116 5 1 0 46 鹿児島県 244 234 9 1 0 47 沖縄県 177 157 15 5 0 48 札幌市 208 174 28 6 0 49 仙台市 224 163 54 7 0 50 さいたま市 70 62 5 3 0 51 千葉市 73 63 8 2 0 52 横浜市 480 438 33 8 1							
42 長崎県 214 209 4 1 0 43 熊本県 426 403 15 7 1 44 大分県 513 472 31 7 3 45 宮崎県 122 116 5 1 0 46 鹿児島県 244 234 9 1 0 47 沖縄県 177 157 15 5 0 48 札幌市 208 174 28 6 0 49 仙台市 224 163 54 7 0 50 さいたま市 70 62 5 3 0 51 千葉市 73 63 8 2 0 52 横浜市 480 438 33 8 1							
# 43						2	
44 大分県 513 472 31 7 3 45 宮崎県 122 116 5 1 0 46 鹿児島県 244 234 9 1 0 47 沖縄県 177 157 15 5 0 48 札幌市 208 174 28 6 0 49 仙台市 224 163 54 7 0 50 さいたま市 70 62 5 3 0 51 千葉市 73 63 8 2 0 52 横浜市 480 438 33 8 1						1	
45 宮崎県 122 116 5 1 0 46 鹿児島県 244 234 9 1 0 47 沖縄県 177 157 15 5 0 48 札幌市 208 174 28 6 0 49 仙台市 224 163 54 7 0 50 さいたま市 70 62 5 3 0 51 千葉市 73 63 8 2 0 52 横浜市 480 438 33 8 1							
46 鹿児島県 244 234 9 1 0 47 沖縄県 177 157 15 5 0 48 札幌市 208 174 28 6 0 49 仙台市 224 163 54 7 0 50 さいたま市 70 62 5 3 0 51 千葉市 73 63 8 2 0 52 横浜市 480 438 33 8 1							
47 沖縄県 177 157 15 5 0 48 札幌市 208 174 28 6 0 49 仙台市 224 163 54 7 0 50 さいたま市 70 62 5 3 0 51 千葉市 73 63 8 2 0 52 横浜市 480 438 33 8 1							
48 札幌市 208 174 28 6 0 49 仙台市 224 163 54 7 0 50 さいたま市 70 62 5 3 0 51 千葉市 73 63 8 2 0 52 横浜市 480 438 33 8 1						1	
49 仙台市 224 163 54 7 0 50 さいたま市 70 62 5 3 0 51 千葉市 73 63 8 2 0 52 横浜市 480 438 33 8 1						5	
50 さいたま市 70 62 5 3 0 51 千葉市 73 63 8 2 0 52 横浜市 480 438 33 8 1							
51 千葉市 73 63 8 2 0 52 横浜市 480 438 33 8 1							
52 横浜市 480 438 33 8 1							
				(2	0
1 801 111111-1-1 1 1 1 1 1						8	. 1
53 川崎市 129 123 4 2 0						2	0
54 名古屋市 322 281 26 14 1							1
55 京都市 275 231 32 9 3							3
56 大阪市 413 324 61 22 6						22	
57 神戸市 343 302 31 7 3							
58 広島市 159 134 15 7 3					15		
59 北九州市 193 181 8 3 1				181			· ·
60 福岡市 270 244 13 11 2							
合計 20.589 18 446 1 595 474 74		計	20,589				
資料: (財)日本障害者スポーツ協会調べ 74	₹料:(財)日本障害者スポ	ペーツ協会調べ	·			<u></u>

3 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧

(平成17年2月末現在)

				(平成17年2月末現在					
		T T		対象	とす	る障害	写者		
割	道府県・	名 称	│ 〒 住 所	3障害	身体	身体	知的		
		1				l	のみ		
	定都市名		 060-0002 札幌市中央区北二条西7丁目 かでる2.7(道民活動センタービル)4階	-		6,70,7	10,00		
					0.		 		
2	青森県	特定非営利活動法人 青森県障害者スポーツ協会	030-0122 青森市野尻字今田52-4 ねむのき会館内	0	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		
3	岩手県	_	_	ļ	L	l	J		
4	宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	983-0836 仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県心身障害者福祉センター内	0	l .				
		秋田県障害者スポーツ協会	010-0922 秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館5階	0	Γ	Γ			
		山形県障害者スポーツ協会	990-2231 山形市大字大森385番地 県身体障害者福祉会館内	0			1		
			960-8670 福島市杉妻町2-16 県障害者支援グループ内	ŏ		_	 		
ıı		(財)福島県障害者スポーツ協会					 -		
8	茨城県	茨城県障害者スポーツ・文化協会	310-8555 水戸市笠原町978-6 県障害福祉部障害福祉課内	0	L_				
9	栃木県	栃木県障害者スポーツ協会	320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内		<u>. o.</u>				
10	群馬県	群馬県身体障害者スポーツ協会	371-8525 前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター内	ŀ		0			
		群馬県知的障害者スポーツ協会	379-2214 伊勢崎市下触町238-3 県立ふれあいスポーツプラザ内				0		
	埼玉県	埼玉県障害者スポーツ協会	330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1-124 埼玉県大宮合同庁舎3F	0			Г		
1!		千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会	263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-1 千葉県障害者スポーツレクリエーションセンター内				ļ		
				<u> </u>		_	├		
l = + - i		(社)東京都障害者スポーツ協会	162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12F		0	· <u></u> .	 -		
14	神奈川県	神奈川県身体障害者スポーツ協会	221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内			0			
		神奈川県知的障害者スポーツ振興協議会	221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内				O		
15	新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	950-0121 新潟県中蒲原郡亀田町向陽1-9-1 新潟ふれ愛プラザ内		0				
		富山県障害者スポーツ協会	930-0966 富山市石金3-8-31 県立身体障害者更生指導所内		Ö	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1		
			920-8557 金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館1F	0	<u> </u>		 		
		石川県障害者スポーツ協会	740 0007 並火中かず10 1 10 477末氏式電化式開北	Y					
	福井県	_	The second of th	<u> </u>	$\vdash \vdash$		-		
19	山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	400-0005 甲府市北新1-2-12 県福祉プラザ1階	<u>. o.</u>	L		ļ		
20	長野県	長野県障害者スポーツ協会	381-0008 長野市大字下駒沢586	ĹĬ	0		L		
		岐阜県障害者スポーツ協会	500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内	0			L		
		(財)静岡県障害者スポーツ協会	420-0856 静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館5階	Ō			[
\rightarrow			460-0001 名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館内		0		\vdash		
				<u>-</u>	- Y-				
-		三重県障害者スポーツ協会	514-0113 津市一身田大古曽670-2 三重県身体障害者総合福祉センター内	0					
25	滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037 大津市御陵町4-1 県立スポーツ会館内		0		l		
26	京都府	京都障害者スポーツ振興会	606-8106 京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内	0					
27	大阪府	大阪府障害者スポーツ振興協会	540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 府障害保健福祉室内	0					
28		(財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 県障害福祉課内	0					
\rightarrow			636-0344 磯城郡田原本町宮森34-4 県心身障害者福祉センター内	_	0		╁		
5		奈良県障害者スポーツ協会				0	 		
30	和歌山県		641-0014 和歌山市毛見琴ノ浦1437-218 県子ども・障害者相談センター内			U			
		和歌山県ゆうあいスポーツ協会	640-1162 海南市上谷777-1 太陽の丘内				0		
31	鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会	680-0947 鳥取市湖山町西3-127 障害者福祉センター福祉会館内	0			l		
32	島根県	(財)島根県障害者スポーツ協会	690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内	0					
33		岡山県障害者スポーツ協会	700-8570 岡山市内山下2-4-6 県障害福祉課内		0				
34		27230776 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27	_						
		山口県障害者スポーツ協会	753-0072 山口市大手町9-6 県社会福祉会館2階	0					
				-0					
		(財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0939 徳島市かちどき橋1-41 県林業センター6階	-			⊢		
	香川県	_					 -		
38	愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会	790-0855 松山市特田町3-8-15 県総合社会福祉会館内			0	1		
		愛媛県知的障害者福祉協会スポーツ委員会	793-0213 西条市兎之山字上ノ向甲322 西条福祉園内		L		0		
39		(財)高知県障害者スポーツ振興協会	780-8065 高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ内	0					
40		福岡県障害者スポーツ協会	816-0804 春日市原町3-1-7 県総合福祉センタークローバープラザ内		0		l		
_		佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851 佐賀市天祐1-8-5		Ö				
-41		L					·		
42		長崎県障害者スポーツ協会	852-8104 長崎市茂里町3-24	$\stackrel{\sim}{\circ}$		_	1-		
43		熊本県障害者スポーツ・文化協会	862-0939 熊本市長嶺南2-3-2	0					
44	大分県	大分県身体障害者体育協会	870-8501 大分市大手町3-1-1 県障害福祉課内			0			
45	宮崎県	宮崎県障害者スポーツ協会	880-0007 宮崎市原町2-22 県福祉総合センター内		0	L]		
		鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021 鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま内	0			ا		
		1000円4011年日 日 2 44、 2 MMで			-		T		
	沖縄県								
\rightarrow		(社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802 札幌市西区二十四軒二条6丁目 市身体障害者福祉センター内		0		 		
49	仙台市	仙台市障害者スポーツ協会	980-0022 仙台市青葉区五橋2-12-2 市福祉プラザ8F	0			 		
50	さいたま市		–						
	千葉市								
	横浜市		_				l		
							\vdash		
b	川崎市					. <i></i> -	 -		
54	名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055 名古屋市名東区勢子坊2-1501 市障害者スポーツセンター内	0			 		
55	京都市	(財)京都市障害者スポーツ協会	606-8106 京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内	0			J		
56	大阪市	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	546-0034 大阪市東住吉区長居公開1-32 大阪市長居障害者スポーツセンター内		O				
57		(財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階	0			Г		
		(水ババナ) 「甲澤百石 ヘルーン 防云	201 0000 117 17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	<u>~</u>			† -		
-	広島市				\vdash		\vdash		
59		北九州市障害者スポーツ協会	802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10-5 市障害者スポーツセンター内				 -		
60	福岡市	福岡市障害者スポーツ・レクリエーション振興会	810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ4階	0					
_,		合	計	30	15	5	4		
· · · · ·		東は勝事者 知的勝事者 特神暗事者ないら				-			

(注): 3障害は、身体障害者、知的障害者、精神障害者をいう。

4 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数

都道府県名	合格者数累計	都道府県名	合格者数累計
北 海 道	1 5	島根県	7
青森県	1 5	岡山県	1 6
岩 手 県	7	広島県	1 2
宮城県	6	山口県	1 0
秋田県	6	徳島県	7
山 形 県	6	香川県	9
福島県	1 9	愛 媛 県	1 6
茨 城 県	1 2	高 知 県	8
栃 木 県	9	福岡県	1 1
群馬県	2 7	佐 賀 県	3
埼 玉 県	6 8	長 崎 県	1 3
千葉県	2 2	熊本県	1 3
東京都	3 2 6	大 分 県	1 0
神奈川県	7 9	宮崎県	1 1
新潟県	8	鹿児島県	1 1
富山県	8.	沖縄県	6
石 川 県	1 5	札幌市	2 3
福 井 県	7	仙台市	1 1
山梨県	8	さいたま市	1 9
長 野 県	2 2	千葉市	5
岐阜県	1 2	横浜市	4 7
静岡県	1 7	川崎市	2 0
愛知県	2 6	名古屋市	1 2
三重県	2 3	京 都 市	3 2
滋賀県	1 2	大阪市	1 1
京都府	2 7	神戸市	1 5
大 阪 府	6 5	広島市	1 1
兵 庫 県	3 2	北九州市	9
奈 良 県	1 6	福岡市	1 6
和歌山県	1 7		
鳥 取 県	6	合 計	1, 332

⁽注) 第15回 (平成15年度) までの手話通訳技能認定 試験に合格した者の数である。

5 第17回手話通訳技能認定試験の概要(平成17年度実施)

(1) 試験実施法人の名称及び所在地 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目23番1号マルネビル TEL 03-3356-1634

(2) 試験期日及び試験地(予定)

ア 一次(筆記)試験

平成17年9月25日(日) 東京都、大阪府及び熊本県

イ 二次(実技)試験

平成17年11月27日(日) 東京都及び大阪府

(3) 試験科目(予定)

ア 一次(筆記)試験

国語、手話通訳のあり方、手話の基礎知識等

イ 二次(実技)試験

聞き取り(手話表現による)通訳、読み取り(口頭)通訳、 読み取り(筆記)通訳

(4) 受験資格

年齢が20歳(一次試験日現在)以上である者

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成17年3月18日(金)

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

目 次

			E
1	支援	優費制度の推進等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
. (1) 1	7年度における支援費予算について	
	1	居宅生活支援費について	
	2	施設訓練等支援費について	
(2	2)	支援費事業経営実態調査の実施について	
(3	() そ	その他	
	1	居宅介護従業者養成研修について	
	2	その他の留意事項	
(4	Į)	進行性筋萎縮症者療養等給付事業の見直しについて	
2	障害	背者の就労支援について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1)	福祉施策と雇用施策の一体的推進	
	1	障害者就業・生活支援センター事業について	
	2	重度障害者在宅就労促進特別事業(バーチャル工房支援事業)	
(2	2)福	証祉部門における就労支援の充実	
	1	小規模作業所の支援の充実強化事業	
	2	平成17年度小規模通所授産施設の事前協議	
	3	福祉工場の事前協議等	
(3	3) 地	也方自治体が随意契約をすることができる範囲に授産施設が追加された件につ	いて
3	発達	陸害者の支援について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
(1	.) 発	後達障害者支援法の成立	
(2	2) 発	E 達障害者支援体制整備事業	
(3	3) 自	別症・発達障害支援センター運営事業	

		頁	
4	障害者の生活支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2 1
(1))障害者地域生活推進特別モデル事業の見直しについて		
(2)	(2) 障害者自立支援等総合推進事業等について		
(3)) 知的障害者生活支援事業(生活支援ワーカー)について		
(4))知的障害者に対するサービス利用の支援について		
(① 成年後見制度利用支援事業		
(② 療育手帳により受けられるサービス内容の周知		
5	障害児の療育支援等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2 4
(1))重症心身障害児(者)通園事業について		
(2)	2)難聴幼児通園施設の運営について		
(3))障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算	算について	
(4))障害児施設における暫定定員の設定基準の変更について		
6	平成17年度における障害福祉施設の整備について・・・・・・		3 1
7	障害者(児)福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応に	こついて・・	3 2
(1))指定居宅支援事業者への指導監査の徹底等について		
(2)	:)障害者(児)福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応	2	
(① 人権侵害等の防止について		
(② 不正・不明瞭な経理処理の防止について		
(③ 施設整備に係る不正の防止について		
(④ 苦情解決の取組について		
!	⑤ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について		
8	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取締	組みについて	
		• • • •	3 5
(1)のぞみの園における地域生活移行への取組み		
(2)	() のぞみの園における養成・研修の実施について		
9	平成18年度以降の障害福祉課関係予算について・・・・・・		3 6

参考資料

													負	
1	平成17年度支援費基準(案)	•	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	3	7
2	平成17年度障害児施設等の補助単価(案)	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
3	平成17年度在宅心身障害児(者)福祉対策補助金	<u>:</u> の	補	助	基	準	頂	(3	톤)	•	•	•	4	9
4	平成17年度身体障害者保護費の補助基準額(案)		•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	•	5	0
5	行動援護について(案)		•	•	• •		•	•	•	•	•	•	5	1
6	障害児タイムケア事業の実施について(案)		•	•	• •		•	•	•	•	•	•	5	3
7	心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画	(3	平月	龙 '	1 7	7 年	₽度	ξ)		•	•	•	5	6
8	発達障害者支援法要綱		•				•		•		•	•	5	7

1 支援費制度の推進等について

(1) 17年度における支援費予算について

① 居宅生活支援費について

ア 平成17年度予算(案)について

居宅生活支援費については、17年度予算(案)において、93,009百万円(うち、18年1月からの義務的経費分16,112百万円)を計上しており、16年度当初予算に対して、32,822百万円の増額を図ったところである。これらの予算については、今後の利用者増への対応及びこれに必要な安定的な財源の確保を図るため、以下のような平成17年度当初から実施予定の運用上の工夫及び18年1月以降実施予定の制度改正などを含む、障害者施策全般の見直しを図ることを前提としたものである。

- 7) 17年4月実施予定の運用上の工夫について
 - ・ホームヘルプサービスの身体介護及び身体介護を伴う移動介護における1時間30分を超える利用時における加算単価の見直し
 - ・ホームヘルプサービスを1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔を概ね2時間以上空けること
 - ・行動援護の新設
 - ・グループホームにおいて、入居者全員を定例的に毎週土・日曜日に帰省させる など運営されていない曜日がある場合に対する対応(詳細については、別途通 知予定)
- 1 8年1月実施予定の制度改革に伴う見直しについて
 - ・サービス量と所得に着目した利用者負担の導入
 - ・居宅生活者との負担のバランスを踏まえた、デイサービスやショートステイの 食費負担の自己負担化
 - ・国の支弁の義務的経費化

なお、具体的な内容や実施方法等については、早期に随時お示ししていくこと としているので、ご了知方お願いしたい。

上記のほか、後述している「その他の留意事項」など、居宅支援サービスの事業運営及びサービス内容の適正化など必要な見直しや疑義解釈等について、引き続き行うこととしているので、併せて周知方よろしくお願いしたい。

イ 障害児タイムケア事業について

17年度については、モデル事業的に行うととし、原則として、各都道府県で 2市町村、指定都市・中核市で1事業を実施する予定としている。今後、本事業 を希望する市町村からの事業計画書等の協議書の提出をお願いすることとしてい るが、各都道府県においては、2市町村の推薦をお願いしたい。

ウ 16年度執行について

16年度については、当初予算で602億円の予算を確保しているところであるが、サービス量の伸びの推移をみると、国庫補助所要額が当初予算を大幅に上回る見込となっている。

このため、16年10月から実施している単価の適正化などの支援費制度運用上の工夫や省内予算の流用の他に、例外的に約173億円の補正予算を計上したところである。

今後、所用の手続きを経て、執行することとなるので、事務手続等において 遺漏のないよう宜しくお願いしたい。

② 施設訓練等支援費について

施設訓練等支援費については、17年度予算(案)において、290, 165百万円を計上しており、16年度当初予算に対して、3,047百万円(+1.1%)の増額を図ったところである。

その内容としては、以下の項目を含んでいる。

- ア 通所授産施設等の新設等による利用定員の増加見込み
- イ 実勢に応じた施設支援費基準額の見直し(対16年度基準額 △1.7%、
 - 17年4月実施)
- ウ 制度改正による利用者負担の見直し(18年1月実施)
 - ・ 在宅と施設のバランスのとれた負担の導入(食費、居住費及び知的入所施 設の医療費などの実費負担)
 - サービスの利用量や所得に着目した負担の導入

(2) 支援費事業経営実態調査の実施について

支援費基準額については、それぞれのサービスの実態等を踏まえて、適宜見直しを行っているところであるが、18年1月及び10月からの制度改正に合わせて、 その体系や水準の抜本的な見直しを行うこととしている。 ついては、支援費基準額は各々のサービスに通常要する費用の額を勘案して設定することとされているため、支援費の対象となる居宅サービス事業所や施設について、その経営実態を把握する調査を行うこととし、16年度においては、「試行調査」を実施したところである。

今後、関係機関との協議を終えた後、3月中旬から下旬に、全国の居宅サービス 事業所及び施設を対象として、調査票を配布し、17年3月及び16年度全体のサービス利用や収支の実態について調査を行うこととしており、17年度予算(案) に関係経費を計上している。調査票は、直接事業者に送付されることとなるが、管下の事業者等への周知・協力方をお願いしたい。

(3) その他

① 居宅介護従業者養成研修について

居宅介護等事業については、その業務の担い手として、障害特性を理解し利用者のニーズに応じたサービスを提供できる質の高い従業者を養成し、確保することが重要である。しかしながら、障害特性を十分に理解していないヘルパーが派遣されている実態もあると聞いているところであり、そのようなことが無いよう、管内の事業所等への適切な指導等をよろしくお願いしたい。

ついては、各自治体等において、実務経験に応じた段階的な技術・知識の向上を 図るための養成研修の実施に継続的に取り組むほか、指定居宅介護事業所において も内部研修に努め、良質なヘルパーの確保に努められたい。

② その他の留意事項

ア サービス利用段階における障害の特性を踏まえた対応について

支援費制度においては、利用者のニーズを把握し、適正な支給決定が行われるよう、支給決定事務等中心的な役割を担う市町村が、利用援助等のための相談支援機能の役割を担うこととなっており、引き続きご尽力願いたい。特に、コミュニケーションに障害のある者がサービスを利用するにあたっては、情報提供、契約締結など各サービス利用段階において、障害の特性に応じた支援がなされることが重要である。

このため、市町村においては、障害者又は障害児の保護者等に対する情報提供 又は相談、若しくは指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービス 又は指定事業者の選択のための相談支援を、支援費の支給申請の受付若しくは審 査又はサービス利用に係るあっせん・調整、要請と関連づけながら行う必要がある。

例えば、情報提供、相談援助については、

- 7) 点字を用いたパンフレット等による制度の広報、事業者情報、支給決定内容 のお知らせ
- イ) 社会参加促進のための事業(盲ろう者向け通訳・介助員派遣点訳奉仕員派遣事業等)の活用

などが考えられる。

これらの施策により、障害者のニーズを反映し、障害者が円滑に福祉サービスを利用するための支援が十分に行われるよう、支援費支給決定円滑化等支援事業の活用を含め、各市町村において必要な体制の整備等に引き続き取り組まれるよう周知願いたい。

イ 利用者本位のサービスの提供について

支援費制度は、利用者とサービス提供者が対等の立場に立ち、契約により利用 者本位のサービス提供が図られることを目指したものであることから、各事業者 においては、この点を踏まえ、利用者のニーズに的確に対応した、様々な取組が なされていることと考えている。

指定基準に盛り込まれている居宅介護計画及び施設支援計画(以下「支援計画」 という。)の作成については、利用者本位のサービス提供のために特に重要であ ることから、各事業者の実践を踏まえ、その取組が実質的に向上されるよう、都 道府県等においては、より一層の指導監督にあたられるよう努められたい。

また、利用者本位のサービス提供のためには、支援計画の作成と並んで、各施設・事業所において、職員の資質の向上を図るために研修機関や事業者団体等が 実施する外部研修や当該事業所内研修への参加の機会を計画的に確保することも 重要である。

ア) 支援費の支援計画について

指定基準においては、利用者の支援目標や支援の内容、支援を提供する上で 留意すべき事項等を盛り込んだ支援計画を作成し、それに基づいたサービスを 提供しなければならないこととされている。

当該計画については、利用者本人に説明・同意を得ること、実施に当たっては、利用者の意向を踏まえるとともに一方的にこれを強制することがあってはならないことは当然であるが、特に、コミュニケーションに制約のある利用者については、利用者本人の特性を踏まえ、支援計画の内容が十分に理解された

上で同意が得られるよう更なるご尽力をお願いしたい。

また、計画実施後は、その実施状況の把握を行うことが肝要であり、支援目標の達成状況や支援内容の妥当性などについて十分に検証を行うなど、利用者について解決すべき課題を把握するとともに、必要に応じて計画の見直しを行わなければならない。

なお、当該計画の作成、見直しに当たっては、職員の間で会議を開催し、利用者の状況及び利用者に対する支援目標等を共有することも必要である。

イ 施設支援計画について

施設指定基準において、各施設が入所者の心身の状況等に照らし、居宅サービス等を利用することにより日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならず、かつ居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならないこととされている。施設における支援計画の作成や実施に当たっては、この点も踏まえて取り組むことが肝要である。

(4) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業の見直しについて

進行性筋萎縮症者療養等給付事業については、17年度予算(案)において、3,066百万円を計上しており、16年度当初予算に対して、1,162百万円(+61.1%)の増額を図っているところである。

本事業は、予算補助事業として、平成17年12月まで実施され、平成18年1月から9月までの間は、障害者自立支援法案の附則により改正される身体障害者福祉法に基づき、市町村が対象者を独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等に措置委託することとなる。なお、この改正により、国・都道府県の補助は義務負担化(国、都道府県、市町村の負担割合は従前のとおり)されるが、それに併せて、利用者負担額については、他の障害者施設との負担の均衡を考慮した徴収基準額表を平成18年1月に改正し、適用することとしている。

また、平成18年10月以降は、新法による「療養介護」に移行することとなる。

2 障害者の就労支援について

(1) 福祉施策と雇用施策の一体的推進

① 障害者就業・生活支援センター事業について

本事業の平成17年度新規実施主体については、職業安定局高齢・障害者雇用対策部から先日通知したところであるが、センターの指定にあたっての都道府県知事の推薦など、労働部局と連携の下、適切な手続きを実施されたい。

また、今年度、生活支援等事業を既存の事業との連携により対応していたセンターにおいては、17年度から生活支援等事業を専任体制とすることが、センター事業を継続する要件となるので、生活支援等事業の早急な確保についてお願いする。

なお、本事業は今後の制度改革において重要な役割を果たすことになるので、引き続き、障害者の就労と地域生活支援の観点から、制度改革の方向性を踏まえた積極的な取り組みをお願いする。

② 重度障害者在宅就労促進特別事業 (バーチャル工房支援事業)

近年、情報機器やインターネットの普及により、障害者が在宅のまま就労することが現実のものとなっている。

こうした障害者の在宅就労は、これまで職業的自立が困難とされてきた重度障害 者等の就労の機会を確保する上で、極めて有効である。

このため、17年度予算(案)においては、在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行う事業者(バーチャル工房)に対する補助事業を創設し、下記により実施することとしているので、積極的な取り組みをお願いする。

重度障害者在宅就労促進特別事業実施要綱 (案)

1 目的

本事業は、在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行うことにより、もって在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。

なお、本事業を社会福祉法人、民法第34条の規定により設立された法人(社団法人及び財団法人)及び特定非営利活動法人(NPO法人)等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

3 事業の内容

本事業は、実施主体が利用者に対し訓練を行うための作業を受注し、当該作業を元に、主に次の事業を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等、自立に向けた支援を実施する。

- ア 在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援
- イ 企業から受注した実際の作業を教材とした訓練指導
- ウ 仕事の進め方、作業環境・機器等及び職業生活の維持に関する相談・援助
- 4 利用者の要件等
- (1) 利用者の要件

利用者は、障害により企業等への通勤が困難な者であって情報機器を用いた在宅での就労を希望する者とする。

(2) 利用者の定員

利用者の定員は10名以上とする。

- 5 職員配置等
- (1) 本事業の実施に際し、2名以上の職員を配置し、うち1名を常勤とする。
- (2)職員は、情報処理に相当程度の知識、経験を有し、情報機器を用いた就労 に向けて行う訓練が可能な者及び障害者の福祉施策について知識、経験を有 する者であり、必要に応じ利用者宅を訪問して対応ができる者とする。
- 6 在宅就業支援機関との連携

実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、「重度障害者在宅就業推進 事業実施要綱」に定める在宅就業支援に実績のある社会福祉法人等(以下「支 援機関」という。)と連携・協力関係を構築するとともに、当該支援機関に対 して、必要に応じて助言・援助を求めることができるとされているので、適宜 連携を図ること。

7 留意事項

- (1) 実施主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用、及び作業内容に関する契約を締結すること。
- (2) 実施主体は、利用者に対し、3のイにより得た事業収入から事業に必要な 経費を控除した額に相当する金額を対価として支払うこと。

- (3)補助を実施する期間は、実施主体1か所あたり3年以内とすること。
- 8 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

9 経費の補助

国は、都道府県が本事業の運営に要する経費について、その1/2以内を補助する。(1か所あたり10,000千円)

(2) 福祉部門における就労支援の充実

① 小規模作業所の支援の充実強化事業

小規模作業所の中で、良質なサービスを提供するとともに、新たな事業として求められる機能を有し、平成18年10月の制度改正にあわせた施設基準(現在検討中)を満たすものについては、都道府県障害福祉計画に定める範囲内で計画的に新たなサービス類型への移行が図られることになるものと考えている。

こうした状況を踏まえ、平成17年度においては、小規模作業所に対する支援を 充実強化し、制度改革による再編後の新たなサービス類型への移行の促進を図り、 地域での障害者の就労支援を促進させるための事業を創設し、下記により実施する こととしているので、積極的な取り組みをお願いする。

小規模作業所の支援の充実強化事業実施要綱(案)

1 事業の目的

本事業は、在宅障害者通所援護事業として国の補助を受けているもの及びこれに準ずる事業として地方公共団体の単独助成事業による補助を受けているもの(いわゆる小規模作業所)のうち、意欲があり良質なサービスを提供するものについて、その果たしている機能に応じて、今回の改革による新たなサービス体系下でサービスを提供できるよう移行の促進を図るとともに、自立支援・就労支援等の機能を充実強化するため、小規模作業所に対する支援を行い、もって地域で生活する障害者の福祉の向上を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、本事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人(社団法人及び財団法人)等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

ただし、3の(2)のイの(ウ)の事業については、特定非営利活動法人(NPO法人)格を有する小規模作業所等にも委託ができるものとし、委託を受けた小規模作業所等は、事業の対象となる複数の小規模作業所等からなる連絡協議会を設けるとともに、事業運営にかかる要綱等を定め、適切な運営を図ること。

3 事業の内容

(1) 育成事業

ア 趣旨

本事業は、新たなサービス体系への移行に向けたモデル的・先駆的事業 や調査研究を行う小規模作業所を支援し、新たなサービス体系の移行の促 進を図るものである。

イ 実施内容

- (7) 就労移行支援を行うために、職場開拓や就職後の支援を行う職員を確保するなど、新たなサービス体系に向けた人的体制の整備
- (4) 新たなサービス体系に向け、専門性を高めるための人材の育成
- (ウ) 市町村、ハローワーク、養護学校などの関係者からなる、就労に向け たネットワークの構築
- (x) 障害の特性や就労の可能性があることの理解などのための企業等との 懇談会の設置
- (オ) 新たなサービス体系を想定した先進事例の調査研究
- 等、本事業の趣旨に資すると認められる事業

ウ 留意事項

(ア) 事業の対象となる小規模作業所は、新たなサービス体系への移行を目指すもののうち、利用者のニーズなどを踏まえ、市町村が都道府県に申請するものとする。

対象小規模作業所の決定にあたっては、有識者や関係者による客観性 を持った検討会等を設けて行うことが望ましいこと。

- (4) 補助を実施する期間は、小規模作業所1か所あたり3年以内とすること。
- (ウ) 補助額は、地域の実情や小規模作業所が実施する事業内容等を考慮し

て、実施主体の補助方針により設定するものであるが、1か所あたりの 補助額が極端に多寡にならないようにすること。

- (エ) 本事業が小規模作業所の運営費補助ではないことに鑑み、適正な執行を行うこと。
- (オ) 都道府県は、本事業の対象となる小規模作業所にかかる事業実施状況 について、毎年度報告を求めること。

(2) 研修等事業

ア 趣旨

本事業は、小規模作業所に対し、研修事業、コーディネーター派遣事業、 及び事業の共同実施支援事業を実施することにより、新たなサービス体系 の移行の促進、及び小規模作業所の資質の向上を図るものである。

イ 実施内容

(7) 研修事業

小規模作業所の職員に対し、新しいサービス体系への円滑な移行を図るための知識の付与、就労に向けた訓練手法、企業就労後のフォローアップ、経営管理、人事労務管理等について研修事業を実施する。

(イ) コーディネーター派遣事業

新たなサービス体系下において必要となるノウハウ等をコーディネーターを派遣し付与することにより、小規模作業所の資質の向上を図る。

- a 例えば、「就労継続支援」を行おうとする場合には、
 - (a) 受注先企業の開拓方法
 - (b) 経営管理(販売手法、販売ルート開拓 等)
 - (c) 人事労務管理、安全衛生管理(労働法規についての解説等) 等
- b また、「就労移行支援」を行おうとする場合には、
 - (a) 障害の状況に応じた効果的な訓練手法
 - (b) 雇用先企業の開拓方法
 - (c) 公共職業安定所等の機関との連携方法 等などのノウハウの付与が考えられる。
- (ウ) 事業の共同実施支援事業

複数の小規模作業所で、共同商品開発や共同受注、販路の拡大、売場 提供の調整等を行うことにより、運営の安定化を図る。

ウ 留意事項

(ア) 早期に新たなサービス体系に移行し、サービス提供を目指す場合、授

産施設や福祉工場(小規模通所授産施設を含む)についても本事業の対象として差し支えないこと。

(イ) 実施主体は、実施状況について定期的に報告を求め、事業実施による 成果を検証すること。

4 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

5 経費の補助

国は、都道府県が本事業の運営に要する経費について、その1/2以内を補助する。 (1都道府県あたり事業費約15,000千円程度)

② 平成17年度小規模通所授産施設の事前協議

今般、重度障害者在宅就労促進特別事業及び小規模作業所の支援の充実強化事業の事前協議とともに、本事業についても協議をお願いしたところであるが、平成17年度の新規増分は30か所(身体7か所、知的23か所)であるため、真に必要なもののみを協議の対象としていただくようお願いする。

なお、今回の制度改革により小規模通所授産施設としての新規協議は17年度が 最後となり、18年度からは新事業体系での対応となるとともに、17年度に採択 するものも含め、既存の小規模通所授産施設についても、18年10月から5年半 の間に新事業体系へ移行していただくことになるので、念のため申し添える。

③ 福祉工場の事前協議等

小規模通所授産施設と同様、今回の制度改革により福祉工場としての新規協議は 17年度が最後となり、18年度からは新事業体系での対応となるとともに、17年度に採択するものも含め、既存の福祉工場についても、18年10月から5年半の間に新事業体系へ移行していただくことになる。

なお、身体障害者・知的障害者福祉工場、社会事業授産施設等事務費の17年度 事前協議については、従前どおり17年4月を目処に通知を予定しているところで ある。

(3) 地方自治体が随意契約をすることができる範囲に授産施設が追加された件について 先日もお伝えしたところであるが、地方自治法施行令が16年11月に改正され、 地方公共団体等が随意契約をすることができる範囲に、地方公共団体の規則で定める 手続きにより、授産施設及び小規模作業所等から物品等を調達する契約をする場合が追加されたところである。

貴職におかれては、

- ① 昨今の厳しい経済状況の中、授産施設等の経営が不安定となっている状況に鑑み、 福祉部局における対応のみならず、契約担当部局と連携のうえ都道府県、指定都市、 各市町村全体に周知するとともに、その取り組みについて配慮されたいこと。
- ② 授産施設等の製品について、管内の授産施設等における取扱品目を十分に把握したうえ、その優先発注など積極的な活用を図られたいこと。 等をお願いするとともに、関係団体等に対する周知徹底に努めるなど積極的な取り組みをお願いする。

なお、14年10月に「障害者を多数雇用する事業所、授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について」を通知し、都道府県等における授産施設等の製品の積極的な活用をお願いしているところであるので、都道府県等においては、授産施設等の安定的な運営が図られるよう、引き続き特段のご配慮をお願いする。

3 発達障害者の支援について

(1) 発達障害者支援法の成立

発達障害者対策については、自閉症・発達障害支援センターを中心に発達障害者に対する支援に取り組んできたところであるが、今般、発達障害に対する国民の理解を促すとともに、発達障害者に対する包括的な支援体制の構築を図るため、先の臨時国会において、議員立法により「発達障害者支援法」が、平成16年12月3日に成立したところである。(平成17年4月1日施行)

同法の主な内容としては、

- ① 早期の発見・発達支援から教育・就労・地域での生活といった一貫した支援
- ② 発達障害者支援センターの全国的整備
- ③ 発達障害者支援を担う人材の育成

等が盛り込まれているところである。

施行のために必要な政令は3月中に公布し、施行通知は4月1日付けで発出する予 定である。

今後は、新しい法律の趣旨を踏まえ、次のような発達障害者の支援に積極的に取り 組んでいくこととしているので、了知されるとともに、関係者等への周知方お願いし たい。

(2) 発達障害者支援体制整備事業

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別の支援計画の作成等、支援の体制整備をモデル的に実施することとしている。

本事業に係る実施要綱については、以下の内容で検討しており、別途お知らせする 予定である。予算案では全ての都道府県・指定都市で実施できることとしているので、 積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、本事業は文部科学省の実施する「特別支援教育体制推進事業」と協働して実施することとしているので、都道府県や圏域等においても、実施に当たっては教育委員会と一体的な取り組みをお願いしたい。

事業の実施に当たっては、社会福祉法人や NPO 法人等の活用も含めて、地域の実

発達障害者支援体制整備事業実施要綱 (案)

1 目的

発達障害者支援体制整備事業(以下「支援事業」という。)は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児(者)について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、もって発達障害児(者)の福祉の向上を図るものである。

2 実施主体

支援事業の実施主体は、3の(1)の事業については、都道府県又は指定都市 (以下「都道府県等」という。)、3の(2)及び(3)の事業については、指定 都市及び市町村とする。

ただし、事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び特定非営利活動法人(NPO法人)等(以下「社会福祉法人等」という。)であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができるものとする。

この場合、単独の社会福祉法人等で十分な事業内容を実施することができない場合には、社会福祉法人等は、実施主体である都道府県等又は市町村の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができる。

なお、社会福祉法人等が、他の社会福祉法人等に事業の一部を委託した場合には、委託先の社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。

また、実施主体は、委託先に定期的な報告を求めること。

3 事業の内容

支援事業は、都道府県等支援体制整備事業、圏域支援体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業とする。

(1)都道府県等支援体制整備事業

ア 趣旨

都道府県等支援体制整備事業は、都道府県等が圏域での支援体制整備の実態 を把握した上で、今後の都道府県等の発達障害者支援のあり方を検討すること 等により、乳幼児期から成人期までの一貫した、発達障害児(者)の支援体制の整備を図ることを目的とする。

イ 実施内容

(ア)「発達障害者支援体制整備検討委員会」の設置

各都道府県等における発達障害者の実態把握、都道府県支援計画の作成、今後の支援体制整備(モデル事業を実施していない他圏域を含む。)等について検討することを目的とした、医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局、大学、当事者団体、親の会、NPO法人、発達障害者支援センターの管理責任者等の関係者等からなる「発達障害者支援体制整備検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置するものとし、その実施に当たっては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「広域特別支援連携協議会」と連携すること。

(イ) 委員会の役割

委員会では、県内のニーズや体制整備の状況等を勘案し、(2)の圏域支援体制整備事業を実施する圏域(障害保健福祉圏域等)を指定することとする。

実施圏域を指定するに際しては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の LD、ADHD 等推進地域との関係も考慮し、また、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される圏域とするよう努めること。

圏域で実施した成果を、委員会で検証の上、実施圏域に今後採るべき方向を示すためにフィードバックするということを繰り返しながら、都道府県等内の望ましい支援体制の在り方について検討し、都道府県等内の全域に対してその成果を波及させることを目指す。

(ウ) 理解の促進の実施

各都道府県等の住民に発達障害の理解促進のための小冊子の作成、セミナー等を実施する。

ウ 留意事項等

国庫補助対象とする期間は原則として、3年以内とする。

実施主体である都道府県等は、本事業の毎年度の実施状況について、別に定める様式により翌年度4月末日までに、厚生労働大臣あて提出すること。

(2) 圏域支援体制整備事業

ア 趣旨

都道府県等内の圏域における乳幼児期から成人期まで一貫した、発達障害者

の支援体制の整備を図るため、都道府県等が指定した1圏域で次に掲げる支援 等をモデル的に行うものであるが、その成果を他圏域に波及させることを目的 とする。

具体的には、発達障害者に対するライフステージに応じた一貫した支援を的確に行うため、発達障害支援コーディネーターを中心に、当事者や保護者が日常的に利用可能な、身近にある保健所、保育所、学校、福祉事務所、関係施設、ハローワーク等の関係者が連携し、個々の発達障害の状態に応じたきめ細かな個別の支援計画を作成の上、必要な支援を行うものである。

イ 実施内容

(ア) 連絡調整会議の設置

発達障害についての連絡調整や適切な情報の伝達、権利擁護を推進すると ともに、(イ)の個別の支援計画の作成のため、指定された圏域に連絡調整会 議を設置する。

連絡調整会議では、発達障害支援コーディネーターが中心となり、医療、 保健、福祉、教育及び労働の関係部局・機関等の関係者を集めて、発達障害 児(者)の個別の支援計画を作成するためのチームを作る。

なお、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「特別支援連携協議 会」と連携を図ることとする。

(イ) 個別の支援計画の作成

連絡調整会議では、圏域内の発達障害児(者)について、当事者や保護者の 了解を得て、個別の支援計画を作成する。

個別の支援計画の作成に当たっては、実態とニーズの把握や、現在活用可能 な社会資源の調整を行い、将来の目標を掲げた上で行うものとし、状況の変化 等に応じて適宜、適切にフォローアップやモニタリングを行うとともに、個別 の支援計画の評価、見直し等を行うこととする。

(ウ) 発達障害支援コーディネーターの配置

発達障害児(者)及び保護者の相談に応じるとともに、(ア)、(イ)に掲げた事項を実施するため、社会福祉士又は臨床心理士等で、自閉症児(者)に対する支援について相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者を、コーディネーターとして1名以上専従で配置することとするが、既存の相談支援事業や施設に係る日常業務に従事することのないようにすること。

発達障害支援コーディネーターは、相談支援及び圏域における連絡調整会議

を開催し、各関係機関等のネットワークの中で、発達障害者の援助プログラム

を合議の上作成することとする。

また、相談支援の実施に当たっては、地域における親の会などの連携や協力の下、実施されたい。

なお、本事業のコーディネーターは、教育委員会の指導主事や学校内に位置 づけられている「特別支援教育コーディネーター」との連携を密にし、地域の 発達障害児(者)の情報収集に努めるとともに、支援に関する情報の取り扱い には十分注意すること。

(エ) 関係者の研修等の実施

福祉及び教育関係機関の職員等を対象とした研修等により、発達障害者支援に関する専門性のアップ及び質の向上を図ることとする。

また、発達障害者は、犯罪等の被害や消費者としてのトラブルに巻き込まれることがあり、関係者の理解を得るため、警察や司法関係者を講師とすることなども検討されたい。

ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業はより身近な圏域で支援体制の整備をモデル的に行うものであるが、 実施に当たっては、発達障害者支援センターと連携するとともに、発達障害者 支援センターと当該圏域との役割を明確にし、発達障害者支援センターが都道 府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるよう努め ること。

工 留意事項等

国庫補助対象とする期間は原則として、3年以内とする。

(3) 発達・相談支援等モデル事業

ア 趣旨

障害児通園施設、障害児デイサービス等、障害児に対する療育の技術や経験のある施設や事業所に臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士等を配置し、受託施設の職員や地域にある諸機関(保健センター、児童相談所、保育所、学校等)の職員の協力の下、在宅の自閉症等発達障害のある児童(必要に応じて者も含む。)の診断・評価、発達支援等を実施して、当該児童が地域生活を円滑に送れるようにするための援助をモデル的に実施する。

なお、原則として、モデル事業の対象となる児童としては、障害児通園施設などを利用している(措置を受けている)児は除外する。

イ 実施内容 (例示)

本モデル事業については、先駆的な事業として、その成果を広く全国に普及できるものを対象とすることとし、例えば、以下のような内容の事業が考えられる。

(ア)診断・検査機能

医師および臨床心理士が担当する。

自閉症等の障害が疑われる児童に対して、諸検査を実施して障害名や障害の程度を確定するとともに、保護者や本人に伝達・説明し、障害への理解と受容を促す。必要に応じて、児童が日常的に通う場所(保育所、学校等)に出向いて観察・評価も行う。保護者の了解の下で、学校や保育所等の諸機関に対して情報を提供する。

(イ) 発達支援

臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士等が担当する。

自閉症児等がもつコミュニケーションやソーシャルスキルの障害、感覚や協調運動の障害等に対して、通園による個別・グループ指導や訪問・職員派遣による保健センター・保育所・学校等への施設支援を通して改善を図る。

a 通園による指導(受託施設に定期的に通園させて指導する)

(a) 個別指導

感覚統合療法や言語指導などを個別的に提供するとともに、保護者へのカウンセリングやペアレントトレーニングなども必要に応じて実施する。

また、本人への情報提供(告知)やカウンセリングも主要な業務とする。

(b) グループ指導

グループによる指導は、自閉症児等がもつコミュニケーションや社会性の障害に対して効果的であると考えられる。対象児の年齢、発達レベルなどを考慮して適切な小グループを構成し、ソーシャルスキルトレーニング等の指導を実施する。

b 職員派遣による指導

家庭・保育所・学校等、児童が日常的に過ごす場所に職員が出向き、担当職員に情報提供するとともに担当職員と協力して、日常活動が円滑に進められるように支援する。また、何らかの事情で通園することが困難な児童に対しては、保健センターや公民館等の施設を利用して指導を実施することも考

慮する。

ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業では、地域に密着して発達障害児の成育を保障し、成人期の生活に必要な生活技術を付与することを目的とするが、発達障害者支援センターの機能を補完するとともに、必要に応じ、発達障害者支援センターに専門的な見地からの意見を聞くものとする。

エ 留意事項等

都道府県は、実施市町村を指定するに際しては、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される市町村とするよう努めること。

圏域支援体制整備事業と同一の市町村が実施することも可能であり、その場合には、コーディネーター等との連携を密にし、相乗効果が得られるよう工夫すること。

なお、国庫補助対象とする期間は原則として、3年以内とする。

4 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県等支援体制整備事業は都道府県等、圏域支援 体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業は指定都市又は市町村が支弁するものとする。

5 経費の補助

国及び都道府県の補助については、別に定めるところによる。

都道府県等支援体制整備事業

実施か所:60都道府県・指定都市

単価:1か所当たり 1,035千円

負担割合: 国 1/2、都道府県 1/2

国 1/2、指定都市 1/2

圈域支援体制整備事業

実施か所:60圏域

単価:1か所当たり 5,533千円

負担割合:国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

国 1/2、指定都市 1/2

発達・相談支援等モデル事業

実施か所:10か所程度

単価:1モデル事業あたり 10,000千円

負担割合:国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

国 1/2、指定都市 1/2

事業を実施する圏域の指定は各都道府県等で行うことになるので、準備を進めてい ただきたい。

(3) 自閉症・発達障害支援センター運営事業

自閉症・発達障害支援センターについては、発達障害者支援法において「発達障害者支援センター」として位置付けられたところである。

発達障害者支援法においては、「発達障害」の定義として、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされたところであり、従来、対象としていた範囲に加え、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害についても、支援の対象としていくことになる。

したがって、これまで自閉症・発達障害支援センターとして取り組んできたところについても、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害への対応に係る体制等について検討をお願いしたい。

また、発達障害者支援センターについては、新エンゼルプランに代わる新たなプラン (子ども・子育て応援プラン)の中で、設置か所数を19年度までに60カ所とする目標を盛り込むなど、全都道府県・指定都市に計画的に整備していくこととしたところであり、17年度予算(案)においては、16か所増の36か所を計上したところである。未設置の都道府県・指定都市においては事業実施について具体的に検討されたい。

さらに、(2) の発達障害者支援体制整備事業において、より身近な圏域で支援体制の整備をモデル的に行うことにしているところであるが、センターと当該圏域との役割を明確にし、センターが都道府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるよう努められたい。

4 障害者の生活支援について

(1) 障害者地域生活推進特別モデル事業の見直しについて

障害者地域生活推進特別モデル事業は、地域生活移行事業と地域生活支援ステップアップ事業の2つの事業内事業により構成されているところであるが、平成17年度においては、地域生活支援ステップアップ事業を、今回の制度改正に資する形で見直しを行うこととしている。

具体的には、新制度への移行を念頭において、相談支援事業の機能強化の観点から、 以下の2類型のいずれかに該当する市町村について優先採択することとしている。

地域生活支援ステップアップ事業の見直し案の概要 (1か所あたり事業費 6,000千円)

- [1型] 相談支援事業所が存在していないところの立ち上げ支援、ないしは発展段階 の低いところ(1又は2)が、従来のステップアップの枠組みで実施する場 合。
- [2型] 新制度下で相談支援事業者に期待される以下のいずれかの事業を行うととも に、併せてサービス調整会議の開催、市町村の支給決定事務の一部(障害者 の心身の状態等のアセスメント等)を実施する場合。
 - ① 3障害又は2障害共通の相談窓口を設ける。
 - ② 年齢を問わないワンストップの窓口を実現するため、地域包括支援センターを在宅介護支援センターと一体的な相談窓口を設ける。
 - ③ 居住サポート事業や権利擁護関連事業を実施する。

上記の2類型については、17年度のみの採択とする。都道府県・指定都市・中核市で各1か所実施可能とするようにし、実施市町村で上記の事業内容を評価することとする。

なお、現行の地域生活移行事業は、16年度からの継続分のみ採択とし、17年度 新規での採択は行わないこととする。(1か所あたり事業費 9,000千円)

(2) 障害者自立支援等総合推進事業等について

平成16年度より障害者自立支援・社会参加総合推進事業の中で、障害者自立支援 等総合推進事業及び市町村障害者自立支援等推進事業が実施され、施設外授産の活用 による就職促進事業、訪問入浴サービス事業、更生訓練費・施設入居者就職支度金給 付事業等がメニュー事業とされているところであるが、これらの事業に係る17年度 の負担割合や補助方式については、16年度と変更はしない予定であるので、あらか じめ了知願いたい。

(3) 知的障害者生活支援事業(生活支援ワーカー)について

地域で生活する知的障害者の相談に応じ助言等を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う知的障害者生活支援事業(生活支援ワーカー)については、地域から施設へという流れの中で重要な事業であり、平成17年度予算(案)においては、対前年度同数の166か所を確保したところである。したがって、本事業の平成17年度における新規承認は行わないのでご了知願いたい。

地域で生活する知的障害者が安全で快適な生活を送ることができるよう、すでに本 事業を実施している都道府県・指定都市・中核市においては、一層の支援内容の充実 をお願いしたい。

(4) 知的障害者に対するサービス利用の支援について

① 成年後見制度利用支援事業

平成15年4月から施行している支援費制度は、利用者が事業者を選択し、契約によって、サービスを利用する仕組みであることから、本人の意思に基づく利用契約に対する支援が重要である。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思により契約を締結できるよう、11年度から実施している地域福祉権利擁護事業(社会・援護局所管)について一層の普及をお願いするとともに、判断能力が不十分な知的障害者に係る成年後見制度の活用について、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記をしたパンフレットの配布や少人数を対象とした説明会の開催等、知的障害者に配慮した取り組みと同時に関係機関、障害者団体等に対し周知を図られたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、「介護

予防・地域支え合い事業」(老健局所管)のメニュー事業の一つである「成年後見制度利用支援事業」の対象に、14年度より「知的障害者」を追加し、知的障害者が市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合(知的障害者福祉法第27条の3)に、その手続きや後見活動に係る費用等について補助を行っているところである。

本事業の実施状況を見ると、平成14年4月1日現在で342市町村(10.6%)、平成15年4月1日現在で551市町村(17.1%)、平成16年4月1日 現在で616市町村(19.7%)となっているが、今後とも成年後見制度利用促進のための広報・普及に努め、制度の利用に係る経費の助成について周知を図られたい。

② 療育手帳により受けられるサービス内容の周知

療育手帳により旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引等の援助措置を受けられることとされているが、都道府県等においては、少なくとも療育手帳を交付する際に知的障害者向けのサービスについて、都道府県等でそれぞれの実情に応じて行われるサービス内容を含めて記載した小冊子を配布し、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記をすること等により、多くの機会において、サービス内容について理解しやすい工夫を行うなど、特段の配慮をお願いしたい。

5 障害児の療育支援等について

(1) 重症心身障害児(者) 通園事業について

重症心身障害児(者)通園事業については、17年度予算(案)においては、B型について10か所増を図ったところである。

この事業の実施施設は、A型が重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び肢体不自由児通園施設、B型が障害児(者)施設等となっているが、国庫補助の対象について、重症心身障害児(者)の受け入れ体制に支障がない場合は、実施施設について弾力的な取扱いをしているところであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、A型であるにも拘わらず、長期間にわたって利用者が少数に留まっている施設にあっては、ニーズの再度の把握を行い利用増に努めるとともに、利用が伸びない場合には、B型への転換を含め検討するなど、適正な事業実施に努められたい。

(2) 難聴幼児通園施設の運営について

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われれば聴覚障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語の発達が促進され、社会参加が容易になる。 従って早期に聴覚障害を発見し、児童及びその家族に対して援助を行うことは重要である。

聴覚障害の早期発見については、平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」 (平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知)が示され、事業の実施にあ たって、難聴児に対する早期療育が開始できるよう努めることとされているところで ある。

また、高度の聴覚障害に適応する人工内耳については、装着後に長期の訓練が必要となることから、身近な施設で療育が受けられる体制整備が求められているところである。

このように、難聴児に対する適切な療育の提供体制を整えることは重要となっていることから、次の事項に留意の上、その推進に努められたい。

ア 難聴幼児通園施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進に努めること。

イ 難聴幼児通園施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、施設の設置に努めるとともに、 障害児通園(デイサービス)事業などの活用を図ること。

また、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図られたい。

- ウ 難聴幼児通園施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴児童の早期療育が重要となっていることから、同検査により発見された乳児についても対象 とするよう、管内の施設に対して指導方お願いする。
- (3) 障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について

障害児施設への入所に係る実施主体の在り方や施設体系については、障害者自立支援法案の施行後3年を目途として、大人と同様の新たなサービス体系への移行等について検討を行い、必要な措置を講ずることとしているところであるが、障害児施設における喫緊の課題である虐待を受けて障害児施設に入所する児童や重度重複の障害をもった児童に対する支援体制の充実を図るため、平成17年度予算(案)において、入所施設における暫定定員の設定基準を引き上げ、その財源を基に、「被虐待児受入加算費」及び「重度重複障害児加算費」を創設することとしている。

障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について (案)

1. 目的

本加算費は、虐待を受けて障害児施設に入所する児童又は重度重複の障害をもった入所児童等に対し、よりきめ細かな支援が行えるよう、必要な職員の配置等施設のニーズに応じた一層の支援体制の充実を図り、もって、障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 被虐待児受入加算費

(1) 対象児童

本加算費の対象となる児童は次の①又は②に該当するものであること。 ただし、本加算費の適用は1人の児童につき、1回限りとし、他の施設に おいて、すでに加算(「被虐待児受入加算費について」(平成16年5月17 日雇児発第 0517001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による被虐待 児受入加算を含む。)の対象となっていた児童については、原則として加算 は行わない。

- ① 知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設に入所する児童であって、児童相談所において施設入所の主な理由が虐待である児童及び施設入所の主な理由ではないが虐待を受けていたことが児童相談所の児童票により明らかな児童。
- ② 施設入所当初は本加算費の対象となっていない児童であって、その後の入所期間中において、過去に虐待を受けていたと児童相談所において認められた児童。
- [注] ここでいう被虐待児とは、児童虐待の防止等に関する法律第2条にいう「虐待」に該当する児童を指し、本加算費の対象についても18歳に満たない者を対象とする。

(2) 適用期間

本加算費の適用期間は次の①又は②によるものであること。

- ① 施設入所段階で当加算費の対象となった児童については、入所後1年間を適用期間とする。
- ② 施設入所後に本加算費の対象と認められた児童については、児童相談所が認めた月から1年間を適用期間とする。

なお、本加算費の対象となった児童が、適用期間中に他の施設(施設種別の変更を含む。)への入所の変更を行った場合には、(1)のただし書きに関わらず、入所の変更後の施設において、入所の変更前の施設の残余期間について適用できることとする。

ただし、虐待を受けた児童については特に安定的な環境の下での職員 との信頼関係の構築及び愛着の形成が必要であることから、児童相談所 は児童が1年を経ずに他の施設へ入所の変更となることのないよう予め 必要な配意を行うこと。

3. 重度重複障害児加算費

対象児童等

本加算費の対象となる児童等は、「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」(平成9年10月17日厚生省障第

263号厚生事務次官通知)の別紙「障害児施設措置費国庫負担金及び知的 障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱(以下「交付要綱」 という。)の別表1に定める重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費、 盲ろうあ児重度加算費、肢体不自由児療護重度加算費、重度肢体不自由児加 算費の対象児童等であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声 機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、 じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不 全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知 的障害を除く。)のうち3以上の障害を有する児童等であること。

なお、加算費の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴かなければならない。

[注] この通知でいう「児童等」とは、18歳未満児及び在所期間の延長による1 8歳以上の者を指し、本加算費の対象については18歳以上の者も対象とする。

4. 加算費の使途

本加算費は、被虐待児又は重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、それぞれの加算費の目的に従って支出するものとする。

5. 経費

被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費については、交付要綱に定めるところにより支弁するものとする。

【交付要綱案】

各月の支弁額の算式

- ① 被虐待児受入加算費 被虐待児受入加算月額保護単価 37,800 円×その月初日の別に定める 基準による被虐待児数
- ② 重度重複障害児加算費 重度重複障害児受入加算月額保護単価 32,000 円×その月初日の別に 定める基準による重度重複障害児数

And at	Ωreba∗		4075//		9 l.i	B 14 ~ 1.	al den to L					_ 4 44						
1951)	平成17	/年4月	1日入所(聚度符9	足として製	いられ、	1年以」	上駆殺し	て入所)	→	平成1	7年4月~	平成18	3年3月ま	ਦ 			
7年1月	2月	3月	17年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	18年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7F
例 2)	平成1	7年5月	5日入所(破虐待!	見として製	思められ、	.1年以」	上継続し	て入所)	→	平成1	7年6月~	平成18	3年5月ま	で			
7年1月	2月	3月	17年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	18年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7,5
例 3)	平成17	7年5月	5日入所(玻虐待!	見として質	と められ、	1年未満	質の平成	18年2月	月7日に	退所) →	平成	17年6	月~平月	戊 18年2	月まで		
			 															
7年1月	2月	3月	17年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	18年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
			5日入所()	*****						J4 04 1 7		404 C > < 1/1				月~平月	K 1 9 T 0	
7年1月		3月	17年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	18年1月		3月	4月	5月	6月	7,5
	2月		17年4月 8日入所(2					9月	10月	11月		18年1月 成 17年4	2月			5月	6月	7,5
例 5)	2月 平成1 7	/年1月		皮虐待!				9月	10月	11月	平 :		2月 月 ~平 月			5Я 5Я	6 Я	
例 5) 7年1月	2月 平成17 2月	/年1月 / 3月	8日入所(神	皮虐待 9	見として設 6月	められ、 7月	1年以上 8月	9月 上継続し 9月	10月(大所)	11月	平: 12月	成17年4 , 18年1月	2月 月~平 月 2月	&18年1 3月	月まで 4月		6月	7,5
7年1月	2月 平成17 2月 平成17	3月 年1月8	8日入所(2 17年4月	皮虐待! 5月	見として設 6月	められ、 7月	1年以上 8月	9月 上継続し 9月	10月(大所)	11月	平) 12月 以上權	成17年4 , 18年1月	2月 月~平 月 2月 千) →	&18年1 3月	月まで 4月	5月	6月	7,5 7,5 7,5
例 5) 7年1月 例 6) 7年1月	2月 平成17 2月 平成17	3月 3月 年1月(3月	17年4月 17年4月 17年4月 17年4月	坡虐待 9	記として 認 6月 平成17	7月 年7月1	1年以上 8月 日に被加	9月 上 継続し 9月 2特児と し	10月 で入所) 10月	→ 11月 5れ、1年	平) 12月 以上權	成17年4. 18年1月 続して入月	2月 月~平 月 2月 千) →	支18年1 3月 平月	月まで 4月 支17年 7	5月 月~平月	6月 歳18年6	7月ま
例 5) 7年1月 例 6) 7年1月	2月 平成17 2月 平成17	3月 3月 3月 3月 3月	8日入所(名 17年4月 3日入所(2	皮虐待 5月 所後、 5月	記として 認 6月 平成1 7	7月 年7月1 7月	1年以』 8月 日に被虐 8月	9月 上 継続し 9月 2待児と し	10月 (C 入所) 10月 10月	→ 11月 5れ、1年 11月	平 12月 12月 12月	成17年4 18年1月 続して入所 18年1月	2月 2 月 2 月 → 2 月	数18年1 3月 平 6 3月	月まで 4月 枚17年7 4月	5月 月~平月 5月 年5月 ま	6月 &18年6 6月	7,F

(4) 障害児施設における暫定定員の設定基準の変更について

今般、「被虐待児受入加算」及び「重度重複障害児加算」の創設に当たって、暫定 定員の設定基準を83%から90%に引き上げることとしたことに伴い、暫定定員の 算定方法を次のように変更することとしているが、算定に当たって、一時保護委託児 童数を人数に加えるほか、直近3年度の平均による算出を可能とするなど、一定の配 慮を行っているところである。

なお、今般の暫定定員の設定基準の見直しについては、入所施設のみを対象としているところであり、通所施設の暫定定員の設定については、従前のとおりである。

障害児施設(入所施設に限る)における暫定定員の計算方法について(案)

【現行の算式】

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児を含む。)の合計数

÷12月(小数点以下の端数切り上げ)]

×1. 205以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

【見直し後の算式】

次の算式1から算式4のいずれかにより算出することとする。

なお、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改 定するものとする。

(算式1:前年度の在籍児童の延べ日数)

「前年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)

÷30.4日÷12月(小数点以下の端数切り上げ)]

×1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式2:直近3年度の在籍児童の延べ日数)

「直近3年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)

÷3年÷30.4日÷12月(小数点以下の端数切り上げ)]

×1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式3:前年度の各月初日の在籍児童数)

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数

÷12月(小数点以下の端数切り上げ)]

×1. 11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式4:直近3年度の各月初日の在籍児童数)

[直近3年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数

÷3年÷12月(小数点以下の端数切り上げ)]

×1. 11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

【事務費保護単価の特例措置の基準について】

(昭和47年4月3日児企第13号厚生省児童家庭局企画課長通達関連)

平成17年度の保護単価の設定に際して、次に掲げるような事例があり、定員の 改定または暫定定員の設定が極めて困難な場合には、交付要綱の保護単価等の特例 措置に関する協議を当省に対して行なうものとする。

- 1 暫定定員を超過して入所措置を行い、その超過期間が連続して3ヶ月を越えるもの、かつ、管内の他の同種の施設も定員をおおむね充足しているもの
- 2 その他明らかに合理的な特殊事情があると認められるもの

【10月計算の適用】

(昭和47年4月22日児企第15号厚生省児童家庭局企画課長通達関連)

暫定定員の設定に当たっては12月平均による算出方法が原則であり、10月計算については、都道府県等において暫定定員の設定を行う場合に個々の施設の状況を勘案して適用するものであり、一律に10月計算を適用することは認められない。例えば、12月計算でも繰越金や人件費積立金等の活用により、児童の処遇の低下を招かないと判断される場合においては、10月計算は適用しないものとする。

なお、上記によってもやむを得ず10月計算の適用を行う場合は、次に掲げる事例について、当分の間、事務費保護単価の特例措置の基準2に該当するものとして取扱うこととし、①については、下記のいずれかの計算方式によって差し支えないものとし、また、これに該当する施設は当省の包括承認があったものとみなし、個々の施設についての特例措置の協議は必要としないものとして取り扱われたい。

また、②の事例についても次のいずれかの算式によるものとする。

- ①学齢の児童が多いため年度のはじめに特に児童数が減少するなどの理由により、各月初日現在の在籍児童数が月により変動のあるもの。
- ②暫定定員の設定を行うことにより、現にいる職員の整理が必要となるもの。

(算式1:前年度の在籍児童の延べ日数)

[前年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)

÷30.4日÷10月(充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

×1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式2:直近3年度の在籍児童の延べ日数)

[直近3年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)

÷3年÷30.4日÷10月(充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

×1. 11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式3:前年度の各月初日の在籍児童数)

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数 ÷10月(充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

×1. 11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式4:直近3年度の各月初日の在籍児童数)

[直近3年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数

÷3年÷10月(充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

×1. 11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

6 平成17年度における障害福祉施設の整備について

平成16年度から平成17年度の継続分については、4月当初に内示を行うこととして事務を進めているところであり、各都道府県・市においては、各地方厚生(支)局に対して、速やかに関係書類を提出されるよう、ご協力願いたい。

なお、提出が遅れる場合にあっては、当初内示の時期が遅れることとなるので了知願いたい。

平成17年度の新規分については、平成17年1月19日の全国厚生労働関係部局長会議においても示したとおり、極めて厳しい状況にあることから、平成17年度において緊急性の高い整備が協議されているものと理解しているところであるが 特に、入所施設については、真に必要なものに限定することとしていることから、ソフト事業面について、今後、必要な資料を求めることもあるので了知願いたい。

7 障害者(児)福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

(1) 指定居宅支援事業者への指導監査の徹底等について

15年4月の支援費制度発足以来、指定居宅支援事業者(以下、「事業者」という。) 数が着実に増加している一方で、支援費の不正な受給による事業者の指定取消し処分 の報告を受けているところである。

このような状況を踏まえ、支援費制度の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施の確保に向けた取組の充実強化が切に求められているところである。

ついては、各都道府県・市におかれましては、事業者に対するなお一層の適切な指導監査の実施に努められるようお願いする。また、管内市町村に対しては、請求内容と実際のサービス利用に差異が無いことを十分審査するのはもちろんのこと、虚偽のサービス提供実績記録表が作成されるようなことが無いよう事業者(基準該当事業者を含む)を指導いただくとともに、支給決定者への制度の周知を図られますようお願いする。

(2) 障害者(児) 福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応

人権侵害の防止等については機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

ついては、以下のような事項に留意の上、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

① 人権侵害等の防止について

社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事案が依然として後を絶たず、この中には、刑事事件にまで及んでいる事案も見受けられることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

各都道府県等にあっては、社会的に許容されない事案が発生した場合は、速やかに事実関係及び発生原因の究明を行うとともに、特別監査を実施し、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合に

よっては、法人組織の再検討も視野に入れるとともに、関係者の社会的責任を明確にするために氏名の公表等も検討されたい。さらに、内容によっては、刑事告発の可否も検討されたい。

なお、人権侵害等の不祥事が発生した施設については、

- ・ 施設における職員会議や法人理事会が管理者等の一方的な意思の伝達の場と なっているなど実質的に機能していないこと
- 利用者の家族等とのコミュニケーションが希薄であったり、情報公開や第三 者評価等の取組が低調であったりすること
- ・ 施設支援計画が形式的には定められているが、その内容に個人差がなく、適 時適切に見直しがなされていないこと
- ・ 特定の利用者への支援が特定の職員のみによって行われており、組織として 利用者の状態の把握ができておらず、かつ支援目標等が共有されていないこと
- ・ 職員の支援技術の向上のための研修への参加が低調であること
- ・ 苦情解決体制は整備されているが、苦情解決の実績が皆無に近く、実質的に 機能していないこと

といった状況が見受けられることから、これらの状況が複数又は単数であっても顕著にあると判断される場合は、例えば、以下のように、指導・監査手法を工夫し、その実態の把握に努めるとともに、問題点を早急に改善するよう重点的な指導を行うことを検討されたい。

また、このような施設においては、一時的に問題点が改善されるのみの場合も考えられることから、継続的に指導を行うよう留意されたい。

【指導・監査手法の工夫(案)】

- ・ 日時を特定せず、指導・監査等を行うこと
- ・ 指導・監査時においては、施設の管理者や法人の責任者だけでなく、個々の職員からも施設全体の運営に当たっての課題や利用者支援における問題がないか意見を聴くこと
- ・ 指導・監査時においては、利用者等の意見を聴くこと
- ・ 施設の管理者や法人の責任者に、人権侵害防止に関する施設としての考え方、 取組状況及びその評価について聴くこと
- ・ 施設の管理者や法人の責任者に、支援困難者に対する施設としての支援方針、 取組状況及びその評価について聴くこと
- ※ なお、施設の職員や利用者等に意見を聴く場合には、本人の意向を踏まえ、本 人に不利益が及ぶことのないよう十分配慮した方法で行うこと

② 不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正 な記録と透明性の確保を図ることが重要であり、都道府県等においては、引き続き、 指導監督の徹底に努められたい。

③ 施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の 徹底をお願いしているところであるが、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と 未然防止策の検討を行い、発生防止に努められたい。

④ 苦情解決の取組について

障害者(児)福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者(児)福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至りうることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

平成15年に実施された社会福祉施設等調査によると、未だに苦情解決体制が整備されていない施設が見受けられる。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもち ろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組みや窓口の存在(都道府県社会福祉協議 会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて)を分かりやすく 具体的に周知できるよう、引き続き指導徹底を図られたい。

(参考) 障害者施設の取組み状況

施	設	種	別		施設数	うち、苦情解決の ための取組あり
身体	障害	者療	護施	設	450	441 (98.0%)
知的	障害	者 更	生施	設	1,430	1,394 (97.5%)
障	害	児	施	設	830	790 (95.2%)

※「平成15年社会福祉施設等調査」より

⑤ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について

第三者評価事業については、15年度に全国社会福祉協議会において、福祉サービスの第三者評価事業等の見直し等について研究を行い、その結果等を踏まえ新たな「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」を取りまとめ、お示ししているところであり、同事業の着実かつ円滑な普及・定着を図っているところである。なお、障害分野における第三者評価基準等については、年度内を目途に通知する予定である。

障害関係施設・事業所においてもサービスの質の向上を図る観点から積極的に第 三者評価を受けることが重要であることから、都道府県レベルにおける第三者評価 の推進体制整備促進を図るとともに、管下施設・事業所に対して、第三者評価の受 審を促すようご指導願いたい。

8. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて

(1) のぞみの園における地域生活移行への取組み

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園においては、一昨年10月の 独立行政法人化以来、入所者の地域移行について、積極的に取り組んでいるところで ある。

入所者の移行先については、出身地域や近隣地域のグループホーム等への移行を基本として進めているところである。実践においては、入所者本人の意向はもちろんのこと、保護者等の家族の意向、本人の生活歴等も尊重しつつ、個々の入所者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことを基本としている。

特に、受入先となる関係地方公共団体等への働きかけ・情報交換を含む相互の連携体制の確立は重要な課題であり、その取組を全国に事例として発言することが必要であると考えている。

現在、のぞみの園においては様々な取組を行っており、その詳細については、ニュースレターを通じて情報提供をしているところであり、その活用を図られたい。

また、今までの活動においても、関係地方公共団体等との協議を行っているところであるが、さらに、対象を広げ、複数の地方公共団体等へ協議を行うこととしているので、協力方をお願いしたい。

(2) のぞみの園における養成・研修の実施について

のぞみの園においては、調査・研究の成果を踏まえ、全国の知的障害者の支援の業務に従事する者に対し、専門的・体系的な養成・研修事業を以下のとおり実施することとしているので、管内の関係団体及び施設に対する周知方お願いしたい。

研究コース	期間	定員	開催場所	開催予定日
地域移行セミナー (基礎コース)	3 目	300人	高崎シティギャラリー コアホール	平成17年7月 11日(月)~13日(水)
地域移行セミナー (発展コース)	4日	50人	群馬厚生年金会館 (ウエルシティ前橋)	平成18年1月 17日(火)~20日(金)
知的障害者の健康 管理セミナー	3日	50人	群馬厚生年金会館 (ウエルシティ前橋)	平成17年11月 9日(水)~11日(金)

※募集に関する窓口

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

企画研究部 企画研究課 養成研修係 (担当:山崎)

TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368 E-mail yamazakit@nozomi.go.jp

9 平成18年度以降の障害福祉課関係予算について

平成18年度予算要求は、本格的な新法の実施に向けた要求となり、新制度に沿った 形となるため、今までの事業を大幅に組み替えることや、予算費目を大幅に組み替える こととしているので、今後は逐次各都道府県・市に情報提供していくとともに、各都道 府県・市においても遺漏のないよう留意願いたい。

なお、進行性筋萎縮症者療養等給付事業や居宅生活支援費については、平成18年1 月から義務的経費化となり、年度途中において予算費目の変更があることから、交付申 請等においても費目を分ける必要が生じる。追って交付要綱を発出することとなるが、 各都道府県・市においては、十分に留意の上、事務処理にあたるとともに、管内市町村 に対してその旨周知願いたい。

また、平成17年度予算の執行については、厳しい財政状況の中で必要な予算を確保 したところであるが、新規事業の協議等にあっては、18年度以降の制度改革なども踏 まえ、真に必要な事業か十分に精査されたい。

さらに、平成16年度予算執行にあたっては、各地方自治体において受け入れ未済が ないよう、特に注意されたい。

【参考資料】

1. 平成17年度支援費基準(案)について

[主な改正点]

- 〇 居宅生活支援費については、
 - ① 居宅介護支援費は、身体介護、移動介護(身体介護を伴う場合)について、16年4月の長時間加算単価の見直しの際の激変緩和措置を廃止し、介護保険と同様に、1時間30分を超えた場合、30分ごとの単価を1.820円から830円に見直すこととした。
 - ② 知的障害者居宅介護支援費、児童居宅介護支援費について、行動援護類型を設けることとした。
 - ③ ショートステイ支援費については、施設訓練等支援費と同様の見直しを行った。
- 施設訓練等支援費については、

施設訓練等支援費は、実勢に応じて全ての基準単価を対前年度 △1.7% 引き下げることとした。

※ 今後、所要の省令、告示改正を行い、平成17年4月から適用することとしているので、管内の市町村及びサービス提供事業者等への周知方よろしくお願いしたい。

平成17年度居宅生活支援費の基準(丙地単価)

① 居宅介護支援費

サービス類型	30分未満	30分以上 1 時間未満	1 時間以上 1.5時間未満	以後30分	1 📵
身 体 介 護 家 動 介 護 動 介 題 動 介 助	2,310円 800円 ※1	4, 020円 1, 530円 ※ 1	5, 840円 2, 220円 ※ 1	830円 830円 ※ 1	1, 000円

※1 「移動介護」は、身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いる。

サービス類型	30分未満	30分以上 1 時間未満	1 時間以上 1.5時間未満	以後30分
日常生活支援 ※2			2,410円	900円

※2 日常生活支援は身体障害者居宅支援のみ。

サービス類型	30分未満	30分以上 1 時間未満	1 時間以上 1.5時間未満	1.5時間以上 2時間未満
行動援護 ※3	2,310円	4, 020円	5, 840円	7, 340円

2時間以上	2.5時間以上	3 時間以上	3.5時間以上	4時間以上	4. 5時間以上
2.5時間未満	3時間未満	3. 5時間未満	4時間未満	4.5時間未満	
8,840円	10, 340円	11,840円	13, 340円	14,840円	16, 340円

^{※3} 行動援護は知的障害者居宅支援及び児童居宅支援のみ。

② デイサービス支援費

サービス種別	ŧ	是供単位等	区分 1	区分2	区分3	加算
身体障害者	***	4 時間未満	3, 490円	3, 230円	2, 980円	給食サービス加算
デイサービス 支 援 費 (I)	単独型	4~6時間	5,820円	5, 390円	4, 960円	1日につき420円 入浴サービス加算
		6時間以上	7, 560円	7,000円	6, 450円	1 日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
	/+4-	4時間未満	2, 800円	2, 550円	2, 290円	万地に フさ550円
	併設型	4~6時間	4, 670円	4, 240円	3,820円	
	¥.	6時間以上	6, 070円	5, 520円	4,960円	
身体障害者デイサービス	単	4 時間未満	1,560円	1,350円	1, 150円	
支援費(Ⅱ)	平独 型	4~6時間	2, 590円	2, 250円	1,920円	
	¥	6時間以上	3, 370円	2, 930円	2, 490円	
	併	4 時間未満	870円	670円	460円	
	設型	4~6時間	1, 450円	1,110円	770 F 3	
	¥.	6時間以上	1,890円	1,440円	1,000円	
知 的 障 害 者 デイサービス	単	4 時間未満	2,880円	2, 580円	2, 280円	給食サービス加算 1日につき420円
支援費	独型	4~6時間	4,800円	4, 300円	3,800円	入浴サービス加算 1日につき410円
	<u> </u>	6時間以上	6, 240円	5,590円	4, 930円	送迎サービス加算 片道につき550円
	併	4時間未満	2, 190円	1,890円	1,590円	万度に Je 33011
	設型	4~6時間	3,660円	3, 150円	2,650円	
		6時間以上	4, 750円	4, 100円	3, 450円	
児童デイサービス 支援費		小規模		5,340円	<u> </u>	送迎サービス加算 片道につき550円
人 版 貝		標 準		3,680円	一 万度につる200円	
		大規模		2, 820円		

[※] 児童デイサービスの規模別単価の適用については、平均実利用人員が小規模は10人以下、標準は11人~20人、大規模は21人以上。

③ 短期入所支援費

サービス種別	区分1	区分2	区分3	遷延性意識 障害(児)者	重症心身障害(児)者	
身体障害者短期 入 所 支 援 費	7, 900円	7, 120円	6, 760円	14, 350円		
知的障害者(児童) 短期入所支援費	7, 850円	7, 120円	4, 490円	14, 350円	20, 320円	
送迎サービス加算	片道につき1,860円					

④ 知的障害者地域生活援助支援費(1月につき)

	定員	区分1	区分2
	4 人	131, 470円	65, 730円
知的障害者地域生活援助支援費	5 人	118, 320円	52, 590円
	6 人	109, 550円	43,820円
	7 人	103, 290円	37,560円

平成17年度施設訓練等支援費の基準(丙地単価)

〇 平成17年度単価の定員区分

小規模(30人以上40人以下:通所は20人、標準1(41人以上60人以下:通所は21人以上40人以下)、 標準2(61人以上90人以下:通所は41人以上60人以下)、大規模(91人以上:通所は61人以上)

○ 現在民改費加算の対象となっていない公立施設等については、下記の単価に1,000分の965を乗じて算出する。

1 共通事項

① 入所時特別支援加算

@21,900円

② 退所時特別支援加算

@42,800円(2回訪問した場合)

③ 重度・重複障害者に対する加算

障害程度区分Aで3種重複障害の者に加算 対象者1人につき 月額30,700円(入所) 対象者1人につき 月額10,200円(通所)

2 身体障害者施設支援費

(月額、単位:円)

平成17年度単価 490,500 小規模 449,300 В C 407,700 Α 398,600 標 準 1 В 373,900 С 348.500 390,400 Α 標準 2 366,000 В 体 С 336,800 Α 358,900 障 大 規 模 334,000 В С 308,900 害 併設等 425,900 Α (定員10人) 者 В 378,800 331,800 С 療 併設等 Α 339,700 (定員11人 В 316,200 ~20人) С 292,600 Α 161,400 施 ~定員4人 В 156,500 С 151,600 設 通 274,000 Α 定員5人 в 272,000 ~10人 С 270,000 所 Α 198.800 定員11人 В 197,800 ~20人 С 196.800 (月類 単位·円)

		(月額、単位:円)	
			平成17年度単価
		Α	349,800
身	小規模	В	291,500
体障害者		C	256,400
		Α	272,900
	標 準 1	В	225,300
更		С	186,400
生		Α	257,400
施	標 準 2	В	201,800
設		C	161,100
5		Α	233,700
内部	大 規 模	В	181,200
除		С	151,200
がく		Α	90,400
S	通所	В	88,500
		С	86,500
		Α	362,100
身	小規模	В	303,800
体		С	268,700
單		Α	285,200
害	標 準 1	В	237,600
者		С	198,700
更		Α_	269,700
生	標 準 2	В	214,100
施		С	173,400
設(A	246,000
内	大規模	В	193,500
陪		С	163,500
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		A	90,400
-	通所	В	88,500
		С	86,500

			(月額、単位:円)
			平成17年度単価
		Α	297,100
	小規模	В	248,800
		C	213,700
		Α	228,800
	標 準 1	В	199,300
身		С	166,100
体		Α	212,700
串	標 準 2	В	178,100
障害者		С	154,300
授		Α	184,800
産	大規模	В	158,100
施		С	137,000
設		Α	90,400
	通所	В	88,500
		С	86,500
		Α	114,000
	分場	В	105,700
		С	97,500
		Α	161,300
	小規模	В	153,400
身		С	137,200
体		Α	129,600
障	標 準 1	В	124,300
害		С	119,100
者		Α	106,100
通	標 準 2	В	103,000
所		С	96,500
授		Α	93,400
産施	大規模	В	91,100
胞設		С	86,500
äΧ		_ A_	114,000
	分場	В	105,700
L	<u> </u>	С	97,500

(日婚 举点,四)

		(月額、単位:円)
	小規模	17,500
兴勘医练加等	標準1	10,500
常勤医師加算	標準2	7,500
	大規模	5,200

(日類 単位-四)

		1000
	遷延性意識障害者加算	9,830
ALS等支援加算	筋萎縮性側索硬化症者等加算	19,660
ACO守又依川昇	神経内科医加算	13,700
	看護師加算	80,200

3 知的障害者施設支援費

			(月額、単位:円)
			平成17年度単価
	,	Α	313,200
	小規模	В	286,500
		С	248,300
		Α	305,000
	標 準 1	В	279,000
		Ç	230,200
		Α	281,800
知	標 準 2	В	256,300
的		С	221,200
障		Α	259,100
害者入	大規模	В	231,400
13 }		C	201,900
所	併設(本体)	Α	453,000
更	(定員10人)	В	437,300
生		C	421,600
施	併設(本体)	Α	328,100
設	(定員11人	В	320,200
	~ 20 人)	C	312,400
	併設	Α	220,500
	(定員10人)	В	204,800
		С	189,100
	併 設	Α	212,600
	(定員11人	В	204,700
<u> </u>	~ 20 人)	С	196,900

			<u>(月額、単位:円)</u>
		平成17年度単価	
		Α	307,800
知	小規模	В	291,500
的		С	264,300
障		Α	281,900
害者	標 準 1	В	268,900
入		C	242,800
所		Α	251,200
授	標 準 2	В	244,200
産		С	225,400
施		Α	230,900
嗀	大 規 模	В	219,500
		С	201,400
		Α	207,500
知	小 規 模	В	192,400
的		С	169,400
障	! !	Α	165,200
害者	標 準 1	В	155,200
通		С	134,600
所		Α	147,500
更	標 準 2	В	141,400
生		С	129,100
施		A	126,800
設	大規模	В	122,500
		С	113,700

			(月額、単位:円)
		平成17年度単価	
		Α	216,100
知	小規模	В	200,400
的		С	184,700
障		Α	171,000
善	標 準 1	В	160,500
害者通		O	150,100
所		A	150,700
授	標 準 2	В	144,500
産		С	138,200
施		Α	129,200
設	大規模	В	124,700
		C	120,200
		Α	104,900
通	勤寮	В	97,900
		С	90,800
		Α	133,700
通用	折部・分場	В	125,900
		С	118,000

	Α	250,000
のぞみの園	В	223,300
	С	194,800
	Α	129,000
のぞみの園の通所部	В	121,500
		113 900

(月額、単位:円)

		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
***	Α	145,000
強度行動障害 支援 加 算	В	171,000
X 14 / #	С	219,800

					(月額、単位:円)
自	活	訓	練	同一敷地内の建物で実施	113,300
支	援	加	算	同一敷地外の建物で実施	142,900

平成17年度4月の支援費制度の見直しに伴うサービスコードの修正・追加(案)について

Ⅰ 居宅生活支援費○身体介護、移動介護(身体介護を伴う)の単価見直しについて身体介護、移動介護(身体介護を伴う)の単価見直しに伴い、サービスコードを以下のように追加する。

【請求用 — 居宅】 (1)統合サービス名称略称

(2) 統合サービスコード内訳

(1)	統合サー	-ビス名称略称	(2) 統合	サーヒ	ニスコ	1	· Marc				
3.3		《開始時加(減)算		i i			, PA	始時加	(被) 算		
住区分	サごビス	14. 証合サービス名称解析 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	李准区分布	#-	ĽZ,		**・サービス内容1	No.	4 一元文學表示。18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 1	第 本	金額
1	111017	身居宅身体開 日1.5	1 身障		居宅		身体	開始時		200	
1		身居宅身体開 夜早1.5	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	18 夜間早朝 1.5H	\dashv	
1		身居宅身体開 深1.5	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	(9 深夜1.5H		_
i	111924	身居宅身体開 日1夜早0.5	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	24 日中1日夜間早朝0.5日		
ı	111925	身居宅身体開 夜早0.5日1	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	25 夜間早朝0.5日日中1日		
i		身居宅身体開 日 0.5 夜早1	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	26 日中0.5日夜間早朝1日	\dashv	
1		身居宅身体開 夜早1日0.5	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	27 夜間早朝1日日中0.5日		
1		身居宅身体開 夜早1深0.5 身居宅身体開 深0.5夜早1	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時開始時	28 夜間早朝1H深夜0.5H 29 深夜0.5H夜間早朝1H	-+	
1		身居宅身体開 夜早0.5深1	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	30 夜間早朝 0.5 H深夜 1 H	-+	
i		身居宅身体開 深1夜早0.5	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	31 深夜1H夜間早朝0.5H		
i		身居宅身体開2 日1.5	L身障	11	居宅	19	身体	開始時	57 2人 日中1.5日		
1	111958	身居宅身体開2 夜早1.5	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	58 2人 夜間早朝1.5H	\Box	
I		身居宅身体開2 深1.5	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	59 2人 深夜1.5H	\dashv	
l l		身居宅身体開2 日1夜早0.5	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	64 2人 日中1日夜間早朝0.5日	\rightarrow	
l l		身居宅身体開2 夜早0.5日1	1 身障	11	居宅	19	<u>身体</u> 身体	開始時	65 2人 夜間早朝 0.5 H 日中 1 H 66 2人 日中 0.5 H 夜間早朝 1 H	\dashv	
1		身居宅身体開2 日0.5夜早1 身居宅身体開2 夜早1日0.5	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	67 2人 夜間早朝1日日中0.5日	+	
1		身居宅身体開2 夜早1深0. 5	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	68 2人 夜間早朝1日2年0.5H	\dashv	
1		身居宅身体開2 深0.5夜早1	1 身障	11	居宅	19	身体	開始時	69 2人 深夜0.5 H夜間早朝1H		
1		身居宅身体開2 夜早0. 5深し	1 身障	il	居宅	19	身体	開始時	70 2人 夜間早朝 0.5 H 深夜 1 H	\Box	
L	111971	身居宅身体開2 深1夜早0.5	1 身障	it	居宅	19	身体	開始時	71 2人 深夜1H夜間早朝0.5H		
1		身居宅移動介護開 日1.5	1 身障	11	居宅		移動(身体介護)	開始時	17 日中1.5日	\rightarrow	
1		身居宅移動介護閉 夜早1.5	1 身障	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	18 夜間早朝1.5H 19 深夜1.5H		
1		身居宅移動介護開 深1.5 身居宅移動介護開 日1夜早0.5	1 身障	11	居宅	49 49	移動(身体介護) 移動(身体介護)	開始時	24 日中1日夜間早朝0.5H	+	
		身居宅移動介護開 夜早0.5日1	1 身障	11	居宅		移動(身体介護)	開始時	25 夜間早朝 0.5 日日中 1 日	\dashv	
1		身居宅移動介護開 日0.5夜早1	1 身障	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	26 日中0.5 H夜間早朝1 H	\dashv	
1		身居宅移動介護開 夜早1日0.5	1 身障	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	27 夜間早朝1日日中0.5日		
1	114928	身居宅移動介護開 夜早1深0.5	1 身障	li	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	28 夜間早朝 1 H 深夜 0 . 5 H	ightharpoonup	
1	114929	身居宅移動介護開 深〇. 5夜早1	1 身障	11	居宅	49	移動(身体介護)		29 深夜 0.5 H 夜間早朝 1 H	\dashv	
1		身居宅移動介護開 夜早0.5深1	1 身障	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	30 夜間早朝 0.5 H深夜 1 H	\dashv	
1	114931	身居宅移動介護期 深 1 夜早 0 . 5	1 身障	11	居宅	49	移動(身体介護) 移動(身体介護)	開始時	31 深夜1H夜間早朝0.5H 57 2人 日中1.5H	\dashv	
i		身居宅移動介護開2 日1.5 身居宅移動介護開2 夜早1.5	1 身障	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	58 2人 夜間早朝1.5日	\dashv	_
1		身居宅移動介護關2 深1.5	1 身障	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	59 2人 深夜1.5 H		
1	114964	身居宅移動介護開2 日1夜早0. 5	1 身障	- LL	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	64 2人 日中1日夜間早朝0.5日		
1	114965	身居宅移動介護開2 夜早0.5日1	1 身障	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	65 2人 夜間早朝0.5日日中1日	\dashv	
1		身居宅移動介護開2 日0. 5 夜早1	1 身障	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	66 2人 日中0.5H夜間早朝1H	\rightarrow	
1		身居宅移動介護開2 夜早1日0.5	1 身障	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
1		身居宅移動介護開2 夜早1深0.5 身居宅移動介護開2 深0.5夜早1	1 身障	11	居宅	49	移動 (身体介護) 移動 (身体介護)	開始時開始時	68 2人 夜間早朝1H深夜0.5H 69 2人 深夜0.5H夜間早朝1H		
1		身居宅移動介護開2 夜早0.5深1	1 身障	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	70 2人 夜間早朝 0.5 H 深夜 1 H		
 		身居宅移動介護開2 深1夜早0.5	身障	11	居宅	-	移動(身体介護)	開始時		\neg	
6	111917	身基居宅身体開 日1.5	6 身障基準	11	居宅	 	身体	開始時	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
6		身基居宅身体開 夜早1.5	6 身障基準	11	居宅	_	身体	開始時			
6	111919	身基居宅身体開 深1.5	6 身障基準	11	居宅	19	身体	開始時		\Box	
6		身基居宅身体開 日1夜早0.5	6 身障基準	11	居宅	-	身体	開始時			
6		身基居宅身体開 夜早0.5日1	6 身障基準	11	居宅	_	身体	開始時			
6	111926	身基居宅身体開 日 0.5 夜早 1	6 身障基準	11	居宅	-	身体	開始時	<u> </u>		
6	111927	身基居宅身体開 夜早1日0.5 身基居宅身体開 夜早1深0.5	6 身障基準	11	居宅	+	<u>身体</u> 身体	開始時開始時		-	
6	111928	身基居宅身体開 深 0.5 夜早 l	6 身障基準	11	居宅	-	タート 身体	開始時			
6	111930	身基居宅身体開 夜早0.5深1	6 身障基準	11	居宅		身体	開始時	+	\vdash	_
6	111931	身基居宅身体開 深1夜早0.5	6 身障基準	11	居宅	+	身体	開始時			
6	111957	身基居宅身体開2 日1.5	6 身障基準	11	居宅	+	身体	開始時	57 2人 日中1.5日		
6	111958	身基居宅身体開2 夜早1.5	6 身障基準	11	居宅	+	身体	開始時		\Box	
6	111959	身基居宅身体開 2 深 1.5	6 身障基準	11	居宅	+	身体	開始時		├ ─┤	
6	111964	身基居宅身体開 2 日 1 夜早 0 . 5	6 身障基準	II.	居宅		身体	開始時		\vdash	
6	111965	身基居宅身体開2 夜早0.5日L	6 身障基準	11	居宅	_	<u>身体</u> 身体	開始時		├─┤	_
6	111966	身基居宅身体開 2 日 0 . 5 夜早1 身基居宅身体開 2 夜早 1 日 0 . 5	6 身障基準	111	居宅	+	身体	開始時			
6	111968		6 身障基準	11	居宅	+	身体	開始時			
6	111969	身基居宅身体開2 深0.5夜早1	6 身障基準	11	居宅	+	身体	開始時	 	 	
6	111970	1	6 身障基準	11	居宅	-	身体	開始時	<u> </u>	}	
6	111971	身基居宅身体開2 深1夜早0.5	6 身障基準	11	居宅	19	身体	開始時	71 2人 深夜1日夜間早朝0.5日	Ш	

	******	開始時加 (減) 算
法区分	 	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	14917	身基居宅移動介護開 日1.5
	14918	身基居宅移動介護開 夜早1.5
	14919	身基居宅移動介護開 深1.5
	14924	身基居宅移動介護開 日1夜早0.5 身基居宅移動介護開 夜早0.5日1
	14926	身基居宅移動介護開 日0.5夜早1
	14927	身基居宅移動介護開 夜早1日0.5
6 1	14928	身基居宅移動介護開 夜早1深0.5
	14929	身基居宅移動介護開 深〇. 5夜早!
	14930	身基居宅移動介護開 夜早 0.5 深1
-	14931	身基居宅移動介護開 深 1 夜早 0.5 身基居宅移動介護開 2 日 1.5
	14958	身基居宅移動介護開2 夜早1.5
	14959	身基居宅移動介護懈2 深1.5
6 1	14964	身基居宅移動介護開2 日1夜早0.5
6 i	14965	身基居宅移動介護購2 夜早0.5日t
	14966	身基居宅移動介護開2 日 O . 5 夜早1
	14967	身基居宅移動介護開2 夜早1日0.5
	14968	身基居宅移動介護開2 夜早1深0、5 身基居宅移動介護開2 深0.5夜早1
	14970	身基居宅移動介護開2 夜早0.5深1
	14971	身基居宅移動介護開2 深1夜早0.5
2 1	11917	知居宅身体開 日1.5
2 1	11918	知居宅身体開 夜早1.5
	11919	知居宅身体開 深1.5
	11924	知居宅身体開 6月0 5月1
	11925	知居宅身体開 夜早0.5日1 知居宅身体開 日0.5夜早1
	11927	知居宅身体開 夜早1日0.5
	11928	知居宅身体開 夜早1深0.5
2 1	11929	知居宅身体開 深 0.5 夜早し
	11930	知居宅身体開 夜早0.5深1
	11931	知居宅身体開発 2 日1 5
	11957	知居宅身体開 2 日 1 5 知居宅身体開 2 夜早 1 5
	11959	知居宅身体開2 深1.5
	11964	知居宅身体開2 日1夜早0、5
2 1	11965	知居宅身体開2 夜早0. 5日1
	11966	知居宅身体開2 日0.5夜早1
	11967	知居宅身体開2 夜早1日0.5
	11968	知居宅身体開 2 夜早 1 深 0 . 5 知居宅身体開 2 深 0 . 5 夜早 1
	11970	知居宅身体開2 夜早0.5深1
2 i	11971	知居宅身体開2 深1夜早0.5
	14917	知居宅移動介護開 日1.5
	14918	知居宅移動介護開 夜早1.5
	14919	知居宅移動介護開 深1.5
	14924	知居宅移動介護開 日 1 夜早 0.5 知居宅移動介護開 夜早 0.5日 1
	14926	知居宅移動介護開 日0.5夜早1
	L4927	知居宅移動介護開 夜早1日0.5
2 l	14928	知居宅移動介護開 夜早1深0.5
	14929	知居宅移動介護開 深〇.5夜早1
	14930	知居宅移動介護開 夜早0.5深1
	14931 14957	知居宅移動介護開 深 1 夜早 0.5 知居宅移動介護開 2 日 1.5
	14958	知居宅移動介護開2 夜早1.5
	14959	知居宅移動介護開2 深1.5
2 1	14964	知居宅移動介護開2 日1夜早0.5
	14965	知居宅移動介護開2 夜早0.5日1
	14966	知居宅移動介護開2 日0.5夜早1
	14967	知居宅移動介護開2 夜早1日0.5
	14968 14969	知居宅移動介護開2 夜早1採0.5 知居宅移動介護開2 深0.5夜早1
	14970	知居宅移動介護開2 夜早0.5深1
	L497L	知居宅移動介護開2 深1夜早0.5
	11917	知基居宅身体開 日1.5
	11918	知基居宅身体開 夜早 1.5
	11919	知基层全身体開 探1.5
	11924	知基居宅身体開 日 1 夜早 0 . 5 知基居宅身体開 夜早 0 . 5 日 1
	11925 11926	知基居宅身体開 日 0.5 夜早1
	11927	知基居宅身体開 夜早1日0.5

Wind do KI SY Section	 #-E		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	C - III / FE C - V			
住区分	種類		・サービス内容1		1986	備考	金
6 身障基準	 		移動(身体介護)		17 日中1.5日	\dashv	_
6 身障基準		宅 49		開始時	18 夜間早朝 1.5 H 19 深夜 1.5 H		
6 身障基準	 	宅 49		開始時	24 日中1日夜間早朝0.5日	\dashv	_
6 身障基準		宅 49		開始時	25 夜間早朝 0.5 日日中 1 日	\neg	
6 身障基準	 	宅 49		開始時	26 日中〇. 5 H夜間早朝1日		_
6 身障基準	lt 居	宅 49	移動 (身体介護)	開始時	27 夜閒早朝 I H 日中 O. 5 H		
6 身障基準	11 居	宅 49	移動(身体介護)	開始時	28 夜間早朝 I H深夜 0.5H	\perp	
6 身障基準	 	宅 49		開始時	29 深夜O.5H夜間早朝1H	\rightarrow	_
6 身障基準	 	宅 49		開始時	30 夜間早朝 0.5 H 深夜 1 H		_
6 身障基準	 	宅 49		開始時	31 深夜1H夜間早朝0.5H	\dashv	_
6 身障基準	<u> </u>	宅 49 宅 49		開始時開始時	57 2人 日中1.5H 58 2人 夜間早朝1.5H	\dashv	_
6 身障基準	 	宅 49		開始時	59 2人 探夜1.5 H	\dashv	_
6 身障基準		宅 49		開始時	64 2人 日中1 H夜間早朝0.5 H	\dashv	_
6 身障基準	1	宅 49		開始時	65 2人 夜間早朝 0.5 日日中 1日	\neg	_
6 身障基準	11 居	宅 49	移動(身体介護)	開始時	66 2人 日中0.5日夜間早朝1日	\Box	
6 身障基準	11 居	宅 49	移動(身体介護)	開始時	67 2人 夜間早朝 1 H B 中 0. 5 H		
6 身障基準	il 居	宅 49	移動(身体介護)	開始時	68 2人 夜間早朝 1 H深夜 0.5 H	_	_
6 身障基準	 	宅 49		開始時	69 2人 深夜0.5日夜間早朝1日	\dashv	_
6 身障基準	 	宅 49		開始時	70 2人 夜間早朝 0.5 H 深夜 1 H		
6 身障基準	+	宅 49		開始時	71 2人 深夜1日夜間早朝0.5日		_
2 知障	_	宅 19	身体	開始時	17 日中1.5H 18 夜間早朝1.5H	\dashv	_
2 知障 2 知障	 	宅 19 宅 19		開始時	19 (次间平明 1. 5日) (深夜 1. 5日)	+	_
2 知障	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	宅 19		開始時	24 日中1日夜間早朝0.5日		
2 知障		宅 19		開始時	25 夜間早朝0.5日日中1日	_	
2 知障		宅 19		開始時	26 日中〇.5 H夜間早朝1 H		_
2 知障	Li 居	宅 19	身体	開始時	27 夜間早朝1H日中0.5H		
2 知障	11 居	宅 [9	身体	開始時	28 夜間早朝 1 H深夜 0.5 H		
2 知障	li 居	宅 19	身体	開始時	29 深夜O.5H夜間早朝1H	_	
2 知障		宅 19	身体	開始時	30 夜間早朝 0.5 H深夜 1 H	\dashv	_
2 知障		宅 19	身体	開始時	31 深夜1日夜間早朝0.5日	\dashv	
2 知障		宅 19 宅 19	身体	開始時期始時	57 2人 日中1.5H 58 2人 夜間早朝1.5H		
2 知障 2 知障	·	宅 19	身体	開始時	59 2人 深夜1.5 日	-+	_
2 知障		宅 19	身体	開始時	64 2人 日中1 H夜間早朝0.5 H	\dashv	_
2 知障		宅 19	身体	開始時	65 2人 夜間早朝 0.5 日日中 1 日	\neg	_
2 知障	li 居	宅 19	身体	開始時	66 2人 日中0.5 H夜間早朝1H		
2 知障	11 居	宅 19	身体	開始時	67 2人 夜間早朝 1 H 日 中 0. 5 H		
2 知障		宅 19	身体	開始時	68 2人 夜間早朝 1 H深夜 0.5 H	_	_
2 知障		宅 19	身体	開始時	69 2人 深夜0.5 H夜間早朝1H		
2 知障	+	宅 19		開始時	70 2人 夜間早朝 0.5 H 深夜 1 H 71 2人 深夜 1 H 夜間早朝 0.5 H	 -	
2 知障	 	宅 19	身体 (身体介護)	開始時	71 2人 深夜1H夜間早朝0.5H 17 日中1.5H		
2 知障 2 知障		宅 49 宅 49		開始時	18 夜間早朝 1.5 日	\dashv	_
2 知障	· · · · · · ·	宅 49		開始時	19	\neg	
2 知障		宅 49		開始時	24 日中1 H夜間早朝0.5 H	\neg	
2 知障	11 居	宅 49	移動(身体介護)	開始時	25 夜間早朝0.5日日中1日		
2 知障	li 居	宅 49	移動(身体介護)	開始時	26 日中0.5 H夜間早朝1H		_
2 知障	11 居	宅 49	移動(身体介護)	開始時	27 夜間早朝 1 H 日 中 0 . 5 H	_	
2 知障	† 	宅 49		開始時	28 夜間早朝1日深夜0.5日	\rightarrow	_
2 知障		宅 49		開始時	29 深夜0.5日夜間早朝1日		
2 知障		宅 49		開始時	30 夜間早朝 0.5 日深夜 1 日		
2 知障	-	宅 49		開始時	31 深夜1H夜間早朝0.5H 57 2人日中1.5H	\dashv	_
2 知障	+	宅 49 宅 49		開始時	57 2人 日中1.5H 58 2人 夜間早朝1.5H		
2 知障	_	宅 49		開始時	59 2人 深夜1.5H	\neg	_
2 知障		宅 49		開始時	64 2人 日中1H夜間早朝O. 5H	\neg	_
2 知障	11 居	宅 49		開始時	65 2人 夜間早朝 0.5 日日中 1 日		_
2 知障	11 居	宅 49	移動(身体介護)	開始時	66 2人 日中0.5 H夜間早朝1H		
2 知障		宅 49		開始時	67 2人 夜間早朝1日日中0.5日	\Box	
2 知障		宅 49		開始時	68 2人 夜間早朝1日深夜0.5日		
2 知障	+	宅 49		開始時	69 2人 深夜 0.5 H夜間早朝 1 H	\vdash	_
2 知障	 	宅 49		開始時	70 2人 夜間早朝 0.5 H深夜 1 H	 	
2 知障 7 知時甘港		宅 49		開始時	71 2人 探夜1日夜間早朝0.5日		
7 知障基準		宅 19 宅 19		開始時開始時	17 日中1.5H 18 夜間早朝1.5H	\vdash	_
7 知障基準		宅 19		開始時	19 深夜1.5H		_
		宅 19		開始時	24 日中1日夜間早朝0.5日		_
7 知障基準	+			開始時	25 夜間早朝0.5 円 日中1 円		_
7 知障基準	11 5	宅 19	身体	Did Mind	20		
		学 19 学 19		開始時	26 日中0.5 H夜間早朝1H		_
7 知障基準	ii E		身体				_

	-34" (2-d) -2	開始時加(滅)算
进区分	サービス	統合サンビス名称略称。
7	111929	知基居宅身体開 深0.5夜早1
7	111930	知基居宅身体開 夜早0.5深1
7	111931	知基居宅身体開 深 1 夜早 0. 5
7	111957	知基居宅身体開2 日1.5
7	111958	知基居宅身体開2 夜早1.5
7	111959	知基居宅身体開発 日 1 7 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
7	111964	知基居宅身体開2 日1夜早0.5 知基居宅身体開2 夜早0.5日1
7	111966	知基居宅身体開2 日0.5夜早1
7	111967	知基居宅身体開2 夜早1日0.5
7	111968	知基居宅身体開2 夜早1深0.5
7	111969	知基居宅身体開2 深〇. 5夜早1
7	111970	知基居宅身体開2 夜早0.5深1
7	111971	知基居宅身体開2 深1夜早0.5 知基居宅移動介護開 日1.5
7	114918	知基居宅移動介護開 夜早1.5
7	114919	知基居宅移動介護開 深1.5
7	114924	知基居宅移動介護開 日1夜早0.5
7	114925	知基居宅移動介護開 夜早0.5日1
7	114926	知基居宅移動介護開 日 0.5 夜早1
7	114927	知基居宅移動介護開 夜早1月0.5 知基居宅移動介護開 夜早1深0.5
7	114928 114929	知基居宅移動介護開 夜早1深0.5 知基居宅移動介護開 深0.5夜早1
7	114930	知基居宅移動介護開 夜早0.5深i
7	114931	知基居宅移動介護開 深1夜早0.5
7	114957	知基居宅移動介護開2 日1.5
7	114958	知基居宅移動介護開2 夜早1.5
7	114959	知基居宅移動介護開2 深1.5
7	114964	知基居宅移動介護開2 日1夜早0.5 知基居宅移動介護開2 夜早0.5日L
7	114966	知基居宅移動介護開2 日0.5夜早1
7	114967	知基居宅移動介護開2 夜早1日0.5
7	114968	知基居宅移動介護開2 夜早1深0.5
7	114969	知基居宅移動介護開2 深0.5夜早1
7	114970	知基居宅移動介護開2 夜早0.5深1
7	114971	知基居宅移動介護開2 深1夜早0.5
3	111917	児居宅身体開 日1.5 児居宅身体開 夜早1.5
3	111919	児居宅身体開 深1.5
3	111924	児居宅身体開 日1夜早0.5
3	111925	児居宅身体開 夜早0.5日1
3	111926	児居宅身体開 日0.5夜早1
3	111927	児居宅身体開 夜早1日0.5 児居宅身体開 夜早1深0.5
3	111929	児居宅身体開 探 0.5 夜早!
3	111930	児居宅身体開 夜早0.5深1
3	111931	児居宅身体開 深1夜早0.5
3	111957	児居宅身体開2 日1.5
3	111958	児居宅身体開2 夜早1.5
3	111959	児居宅身体開2 深1.5
3	111964	児居宅身体開2 日1夜早0.5児居宅身体開2 夜早0.5日1
3	111966	児居宅身体開2 日0. 5夜早1
3	111967	児居宅身体開2 夜早1日0.5
3	111968	児居宅身体開2 夜早1深0.5
3	111969	児居宅身体開2 深0.5夜早1
3	111970	児居宅身体開2 夜早0.5深1
3	111971	児居宅身体開2 深1夜早0.5
3	114917	児居宅移動介護開 日1.5 児居宅移動介護開 夜早1.5
3	114919	児居宅移動介護開 深1.5
3	114924	児居宅移動介護開 日1夜早0.5
3	114925	児居宅移動介護開 夜早0.5日1
	114926	児居宅移動介護開 日0.5夜早1
3		
3	114927	児居宅移動介護隊 夜早1日0.5
3	114928	児居宅移動介護開 夜早1深0.5
3 3 3	114928 114929	児居宅移動介護開 夜早1深0.5 児居宅移動介護開 深0.5夜早1
3	114928	児居宅移動介護開 夜早1深0.5
3 3 3 3	114928 114929 114930	児居宅移動介護開 夜早1深0.5 児居宅移動介護開 深0.5夜早1 児居宅移動介護開 夜早0.5深i
3 3 3 3 3	114928 114929 114930 114931	児居宅移動介護開 夜早1深0.5 児居宅移動介護開 深0.5 夜早1 児居宅移動介護開 夜早0.5 深は 児居宅移動介護開 深1夜早0.5 児居宅移動介護開 2 日1.5 児居宅移動介護開2 夜早1.5
3 3 3 3 3 3	114928 114929 114930 114931 114957	児居宅移動介護開 夜早1深0.5 児居宅移動介護開 深0.5夜早1 児居宅移動介護開 夜早0.5深は 児居宅移動介護開 深1夜早0.5 児居宅移動介護開 深1夜早0.5 児居宅移動介護開2 日1.5

100	建区分		ピス		, サービス内容!		-	算 ジャービス内容 2 編考 金
7	知障基準	11	居宅	,	身体	開始時	29	深夜0.5日夜間早朝1日
	知障基準	11		19	身体	開始時	30	夜間早朝0.5H深夜1H
	知障基準	ŧί	居宅	19	身体	開始時	31	深夜1H夜間早朝0.5H
	知障基準	- 11	居宅	19	身体	開始時	57	2人 日中1.5日
-	知障基準	11	居宅	19	身体	開始時	58	2人 夜間早朝1.5H
_	知障基準	11	居宅	19	身体	開始時	59	2人 深夜1.5H
	知障基準	11	居宅	19	身体	開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H
_	知障基準	11	居宅	19	身体	開始時	65	2人 夜間早朝0.5H日中1H
	知障基準	11	居宅	19	身体	開始時	66	2人 日中O. 5 H夜間早朝1H
	知障基準	11	居宅	19	身体	開始時	67	2人 夜間早朝1H日中0.5H
	知障基準	Į1	居宅	19	身体	開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H
-	知障基準	11	居宅	19	身体	開始時	69	2人 深夜0.5H夜間早朝1H
	知障基準	11	居宅	19	身体	開始時	70	2人 夜間早朝O. 5H深夜1H
	知障基準	11	居宅		身体	開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H
-	知障基準	11	居宅	49		開始時	17	日中1.5日
_	知障基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	18	夜間早朝1.5日
$\overline{}$	知障基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	19	深夜 1.5 H
_	知障基準	п	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	24	日中1H夜間早朝0.5H
Ė	知障基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	25	夜間早朝0.5日日中1日
-	知障基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	26	日中0.5H夜間早朝1日
_	知障基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H
	知障基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	28	夜間早朝1日深夜0.5日
-	知障基準	-11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	29	深夜0.5日夜間早朝1日
_	知障基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	30	夜間早朝0.5日深夜1日
	知障基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	31	深夜1 H夜間早朝 0.5 H
	知障基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	57	2人 日中1.5日
<u> </u>		11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	58	2人 存間 1.5H
	知障基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	59	2人 深夜1.5日
_							64	2人 日中1日夜間早朝0.5日
-	知障基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時		
-	知障基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	65	2人 夜間早朝0.5日日中1日
	知障基準	11	居宅。	49	移動(身体介護)	開始時	66	2人 日中0.5 H夜間早朝1H
_	知障基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	67	2人 夜間早朝1日日中0.5日
_	知障基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	68	2人 夜間早朝1日深夜0.5日
_	知障基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	69	2人 深夜0.5日夜間早朝1日
_	知障基準	LI	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	70	2人 夜間早朝O. 5H深夜1H
_	型基章	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H
3	児童	11	居宅	19	身体	開始時	17	日中1.5日
_	児童	11	居宅	19	身体	開始時	18	- 夜間早朝 1.5 H
3	児童	11	居宅	19	身体	開始時	19	深夜 1.5 H
3	児童	11	居宅	19	身体	開始時	24	日中1日夜間早朝0.5日
3	児童	11	居宅	19	身体	開始時	25	夜間早朝 0.5 日日中1日
3	児童	11	居宅	19	身体	開始時	26	日中0.5日夜間早朝1日
_	児童	11	居宅	19	身体	開始時	27	夜間早朝1H日中0.5H
3	児童	11	居宅	19	身体	開始時	28	夜間早朝1日深夜0. 5日
3	児童	11	居宅	19	身体	開始時	29	深夜 0.5 H 夜間早朝 1 H
3	児童	11	居宅	19	身体	開始時	30	夜間早朝0.5日深夜1日
3	児童	11	居宅	19	身体	開始時	31	深夜 1 H夜間早朝 0. 5 H
3	児童	11	居宅	19	身体	開始時	57	2人 日中1.5日
3	児童	11	居宅	19	身体	開始時	58	2人 夜間早朝 1.5H
3	児童	11	居宅	19	身体	開始時	59	2人 深夜1.5日
3	児童	11	居宅	19	身体	開始時	64	2人 日中1H夜間早朝0.5H
_	児童	11	居宅	19	身体	開始時	65	2人 夜間早朝0.5日日中1日
_	児童	H	居宅	19	身体	開始時	66	2人 日中O. 5H夜間早朝1H
_	児童	11	居宅	19	身体	開始時	67	2人 夜間早朝1日日中0.5日
-	児童	11	居宅	19	身体	開始時	68	2人 夜間早朝1H深夜0.5H
1	児童	11	居宅		身体	開始時	69	2人 深夜O. 5 H夜間早朝1 H
	児童	11	居宅	19	身体	開始時	70	2人 夜間早朝O.5H深夜1H
-	児童	11	居宅	19	身体	開始時	71	2人 深夜1H夜間早朝0.5H
	児童	11	居宅	49		開始時	17	日中1.5日
_	児童	11	居宅	49			18	夜間早朝1.5日
•	児童	11	居宅	49			19	深夜1.5H
_	児童	11	居宅	+-			24	日中1H夜間早朝0.5H
-	児童	. 13	居宅	49	移動 (身体介護)		25	夜間早朝0.5日日中1日
_	児童	11	居宅	+			26	日中O. 5 H夜間早朝1 H
1—	児童	111	居宅				27	夜間早朝1日日中0.5日
•	児童	11	居宅	_	移動 (身体介護)		28	夜間早朝1H深夜0.5H
_	児童	111	居宅	+			29	深夜 O. 5 H 夜間早朝 1 H
_	児童	11	居宅	+			30	夜間早朝0.5H深夜1H
		11	居宅	+			31	深夜1 H夜間早朝 0.5 H
!	児童	11	居宅	+			57	2人 日中1.5日
3		1 1 1	石七	+			┪—	
3	児童	7.	昆少	100	姓勒 (6) 世心性)	CONTRACT.		タル 25回目がり 5 口!!!
3 3	児童	[1	居宅	-			58	2人 夜間早朝 1.5 日
3 3 3		11	居宅 居宅 居宅	49	移動(身体介護)	開始時	59	2人 夜間早朝 1.5 H 2人 深夜 1.5 H 2人 日中 1 H夜間早朝 0.5 H

	1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	開始時加(寶) 算
	サービス	the state of the s
法区分	\$ = F"	統合サービス名称略称()。
3	114966	児居宅移動介護陽2 日0. 5夜早1
3	114967	児居宅移動介護開2 夜早1日0. 5
3	114968	児居宅移動介護開2 夜早1深0.5
3	114969	児居宅移動介護開2 深0. 5 夜早1
3	114970	児居宅移動介護開2 夜早0.5深1
3	114971	児居宅移動介護開2 深1夜早0.5
8	111917	児基居宅身体開 日1.5
8	111918	児基居宅身体開 夜早1.5
8	111919	児基居宅身体開 深1.5
8	111924	児基居宅身体開 日1夜早0.5
8	111925	児基居宅身体開 夜早0.5日1
8	111926	児基居宅身体開 日0.5夜早1
8	111927	児基居宅身体開 夜早1日0.5
8	111928	児基居宅身体開 夜早1深0.5
8	111929	児基居宅身体開 深0.5夜早1
8	111930	児基居宅身体開 夜早0.5深1
8	111931	児基居宅身体開 深 1 夜早 0.5
8	111957	児基居宅身体開2 日1.5
8	111958	児基居宅身体開2 夜早1.5
8	111959	児基居宅身体開2 深1.5 児基居宅身体開2 日1夜早0.5
8	111965	児基居宅身体開2 夜早0.5日1
8	111966	児基居宅身体開2 日0.5夜早1 児基居宅身体開2 夜早1日0.5
8	111968	児基居宅身体開2 夜早1深0.5
8	111969	児基居宅身体開2 深〇. 5夜早1
8	111970	児基居宅身体開2 夜早0.5深!
8	111971	児基居宅身体開2 深1夜早0. 5
8	114917	児基居宅移動介護開 日1.5
8	114918	児基居宅移動介護開 夜早1.5
8	114919	児基居宅移動介護開 深1.5
8	114924	児基居宅移動介護開 日1夜早0.5
8	114925	児基居宅移動介護開 夜早0.5日1
8	114926	児基居宅移動介護開 日0.5夜早1
8	114927	児基居宅移動介護開 夜早1日0.5
8	114928	児基居宅移動介護開 夜早1深0.5
8	114929	児基居宅移動介護開 深〇. 5 夜早1
8	114930	児基居宅移動介護開 夜早0.5深1
8	114931	児基居宅移動介護開 深1夜早0.5
8	114957	児基居宅移動介護開2 日1.5
8	114958	児基居宅移動介護開2 夜早1.5
8	114959	児基居宅移動介護開 2 深 1.5
8	114964	児基居宅移動介護開 2 日 1 夜早 0 . 5
8	114965	児基居宅移動介護開2 夜早0.5日1
8	114966	児基居宅移動介護開2 日0.5夜早1
8	114967	児基居宅移動介護開2 夜早1日0.5
8	114968	児基居宅移動介護開2 夜早1深0、5
8	114969	児基居宅移動介護開2 深0. 5 夜早1
8	114970	児基居宅移動介護開2 夜早0. 5深1
8	114971	児基居宅移動介護開2 深1夜早0.5

	V 7. T4+						(誠)	A	2	(f. 1)	<i>1</i> 27	VICE.	***	
	性区分	414	化文 類		でよサービス内容		į.	,	- ピス内:	12			備考	全額
3	児童	11	居宅	14,0000	移動(身体介護)	開始時	66	2人	e group and	4			1000	- 24-140-12
3	児童	н	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	67	2人	夜間早朝	нін	日中0	. 5 H	П	
3	児童	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	68	2人	夜間早朝	1 H	架夜 0	. 5H		
3	児童	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	69	2人	深夜0.	5 H	夜間早	朝1日		
3	児童	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	70	2人	夜間早草	ЯΟ.	5 H深	夜1日		
3	児童	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	71	2人	深夜11	夜間	早朝0	. 5 H		
8	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	17				日中1	. 5 H		
8	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	18			夜間	早朝1	. 5 H		
8	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	19			i	架夜 I	. 5 H		
8	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	24		日中1日	_				
8	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	25		夜間早朝	ЯO.	5 H B	中1日	Ш	
8	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	26		日中0.	5 H	夜間早	朝1日	\Box	ļ
8	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	27		夜間早朝					-
	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	28		夜間早朝				L1	
	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	29		深夜0.					
$\overline{}$	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	30		夜間早年					
$\overline{}$	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	31		深夜 1 f				lacksquare	
-	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	57				日中1		LI	
8	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	58				早朝1			-
_	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	59	0.1			深夜1			
	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	64	2人	日中 L F 夜間早春	-			-	
_	児童基準	Ш	居宅	19	身体	開始時	65	2人	日中0.				\vdash	
	児童基準	11	居宅	19 19	身体	開始時開始時	66	2人	夜間早朝				\vdash	
_	児童基準 児童基準	11	居宅	19	身体 身体	開始時	68	2人	夜間早朝				H	
$\overline{}$	児童基準	11	居宅	19	<u> </u>	開始時	69	2人	深夜0.				\vdash	
Ě	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	70	2人	夜間早春				-	
$\overline{}$	児童基準	11	居宅	19	身体	開始時	71	2人	深夜 L E				-	
_	児童基準	II	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	17	27	淋状化		上級 0 日中 1		\vdash	
_	児童基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	18				早朝Ⅰ		Н	
	児童基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	19				深夜!			
_	児童基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	24		日中1F					
_	児童基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	25		夜間早					
-	児童基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	26		日中0.					_
-	児童基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	27		夜間早草					
	児童基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	28		夜間早春					
_	児童基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	29		深夜0.					
	児童基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	30		夜間早	男0.	5 H深	夜1日		
8	児童基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	31		深夜11	·夜間	早朝0	. 5 H		
8	児童基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	57		- :	2人	日中1	. 5 H		
8	児童基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	58		2人	夜間	早朝 1	. 5 H		
8	児童基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	59		1	2人	深夜 1	. 5 H		
8	児童基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	64	2人	日中日	[夜間	早朝 0	. 5 H		
8	児童基準	Ħ	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	65	2人	夜間早(明0.	5 H 🛭	ФІН		
8	児童基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	66	2人	8中0.	5 H	夜間早	朝1日		
8	児童基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	67	2人	夜間早春	я1 H	日中0	. 5H		
8	児童基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	68	2人	夜間早春	ЯІН	深夜0	. 5 H		
8	児童基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	69	2人	深夜0.	5 H	夜間早	朝1H		
8	児童基準	11	居宅	49	移動 (身体介護)	開始時	70	2 人	夜間早	朔0.	5 H深	夜1H		
8	児童基準	11	居宅	49	移動(身体介護)	開始時	71	2人	深夜11	I 夜間	早朝 0	. 5 H		

2. 平成17年度障害児施設等の補助単価 (案)

(1) 事務費

①一般事務費

(単位:円)

												<u> - W [7] / </u>
	5 0.	7 =E	5 11				支給割合		支給区分		指定解除	
施	設	種	別	定員	特別区	特甲地域	改定地域	甲地域	改定地域	乙地域	地域	丙地域
	1											
	知的障	害児族	施設	30	212, 570	209, 560	208, 050	203, 480	201, 950	198, 910	197, 400	194, 340
平	第二種	自閉症	定児施設	40	211. 530	208, 510	206, 970	202, 420	200, 940	197, 910	196, 440	193, 430
成	知的障	害児i	通園施設	30	128, 060	126, 070	125, 060	122, 050	121, 070	119, 060	118, 030	116, 010
17	盲児統	設		30	194, 480	191, 720	190, 330	186, 130	184, 770	182, 010	180, 610	177, 830
年	ろうあ	児施語	设	30	193, 550	190, 740	189, 350	185, 210	183, 830	181, 070	179, 670	176, 900
度	難聴幼	り見通	園施設	30	191, 500	188, 560	187, 060	182, 540	181, 060	178, 080	176, 580	173, 600
(案)	肢体不	自由!	見療護施設	50	229, 550	226, 090	224, 390	219, 300	217, 550	214, 140	212, 410	209, 000
							支給割合		支給区分		指定解除	
施	設	種	別	定員	特別区	特甲地域	改定地域	甲地域	1	乙地域	地域	丙地域
<u> </u>												
	知的隨	害児族	施設	30	211, 940	208, 940	207, 430	202, 880	201, 350	198, 330	196, 800	193, 770
平	第二種	自閉症	定児施設	40	210, 840	207, 850	206, 320	201, 760	200, 280	197, 270	195, 810	1
成	知的障	害児i	通園施設	30	127, 640	125, 650	124, 660	121, 660	120, 670	118, 680	117, 650	1
16	盲児族	設	•	30	193, 890	191, 140	189, 750	185, 580	184, 230	181, 470	180, 080	177, 310
年	ろうあ	児施記	设	30	192, 960	190, 180	188, 800	184, 650	183, 290	180, 520	179, 140	176, 380
度	難聴幼	児通 師	園施設 .	30	190, 880	187, 950	186, 460	181, 970	180, 470	177, 500	176, 020	173, 050
	肢体不	自由り	尼療護施設	50	228. 800	225, 360	223, 670	218, 590	216, 850	213, 450	211, 740	208, 320

②加算費等の単価

(単位:円)

施設種別	定員	加算費の区分	平成17年度(案)	平成16年度
第一種自閉症児施設	40	保育士等加算費	71, 360	71, 150
肢体不自由児施設	50	保育士等加算費	26, 730	26, 650
肢体不自由児通園施設	_	通園指導費	48, 360	48, 220

(2) 事業費

①一般生活費

(単位:円)

		(
施設種別	平成17年度(案)	平成16年度
知的障害児施設	47, 340	47, 430
第二種自閉症児施設	47, 340	47, 430
知的障害児通園施設	14, 570	14, 600
盲児施設	47, 340	47, 430
ろうあ児施設	47, 340	47, 430
難聴幼児通園施設	14, 570	14, 600
肢体不自由児療護施設	47, 340	47, 430

②重度加算費

(単位:円)

施設種別	2 5 %	加算分	3 0 % h	印算分
	平成17年度(案)	平成16年度	平成17年度(案)	平成16年度
知的障害児施設	46, 690	46, 630	56, 050	55, 930
第一種自閉症児施設	46, 690	46, 630	56, 050	55. 930
第二種自閉症児施設	46, 690	46, 630	56. 050	55 , 930
盲児施設	44, 470	44, 380	53, 350	53 , 260
ろうあ児施設	40, 640	40, 580	48, 760	48, 700
肢体不自由児施設		-	56, 050	55, 930
肢体不自由児療護施設			56, 050	55, 930

③重症児指導費

(単位:円)

施設種別	平成17年度(案)	平成16年度
重症心身障害児施設	228. 890	228, 240

(3) 知的障害者福祉工場運営事業

(単位:円)

			(T 12 · 1 2 /
事業	1 か所当た り (月額)	平成17年度(案)	平成16年度
知的障害者福祉工場運営事業	50人以上	3, 931, 000	3, 918, 000
	40~49人	3, 700, 400	3, 688, 000
	30~39人	2, 741, 700	2, 733, 000
	20~29人	2, 080, 800	2. 074. 800

3. 平成17年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の補助基準額(案)

(居宅生活支援費を除く)

事	業		区	分	平成16年度	平成17年度(案)
・ 障害者生活 支援事業等	(1) 障害者 生活支援 事業	1か所 当たり	知的障害者 事業	皆生活支援	431,880円	431,730円
	平木	(月額)	障害者就業 センター事業	・生活支援	431,880円	431,730円
	(2) 知的障 害者福祉	1か所 当たり	管理人に要	する経費	218,730円	216,580円
	古 田 祖 本 一 人 運 営 事 業	(月額)	補修費		7,350円	7,350円
・ 重症心身障害り 事業	君(者)通園	事務費	A 型		3,222,700円	3, 238, 930円
尹朱	:	(月額)	B 型		1,398,990円	1,405,980円
	事業費 1 人 当たり		A 型 B 型	生活保護 世帯	16,240円	16,200円
		(月額)	D ±	一般世帯	7,250円	7, 170円
		1日	B型巡回方式加算		5,830円	5,830円
・ 知的障害児 (者) 相談等	心身障害 者扶養共済	(年額)	定額分(1	県当たり)	200,000円	200,000円
事業	制度運営費		I	,000件未満 ,000件以上	100,000円	100,000円
			10	,000件未満 ,000件以上	150,000円	150,000円
			20	,000件未満 ,000件以上	350,000円	350.000円
			30	,000件未満 ,000件以上	500,000円	500,000円
			40	,000件未満 ,000件以上	700,000円	700,000円
			50	,000件以上 ,000件以上	900,000円	900,000円
				, 000H&L	1, 100, 000円	1, 100, 000円
・ 自閉症・発達的 ター運営事業	章害支援セン	1か所 当たり (月額)	運営費		2,045,610円	2,049,350円

4 平成17年度身体障害者保護費の補助基準額(案)

点字図書館等運営事業費、盲人ホーム等事務費及び身体障害者福祉ホーム運営事業費

事業		区 分	平成16年度 当 初 単 価	平成17年度 単価(案)
点字図書館等運営 事業費(点字図書館、 聴覚情報)	1 施 設当たり年額	職員5人 (特別区) (特甲地) (支給割合改定地域) (甲地) (支給区分改定地域) (乙地) (指定解除地域) (丙地)	24,705千円 24,243千円 24,012千円 23,319千円 23,088千円 22,626千円 22,395千円 21,934千円	24, 793千円 24, 329千円 24, 097千円 23, 402千円 23, 170千円 22, 706千円 22, 474千円 22, 010千円
盲人ホーム等運営事業費				
・盲人ホーム	1 施 設 当たり年額	_	3, 782, 000円	3, 796, 400円
・福祉工場 (居住部門有り)	1 施 設 当たり年額	定員50人	46,032千円	46, 173千円
身体障害者福祉ホーム 運営事業費	1 施 設当たり年額	5人 ~ 9人 10人 ~ 19人 20人 ~ 29人	3, 242千円 3, 859千円 5, 093千円	3, 216千円 3, 833千円 5, 068千円

5. 行動援護について(案)

知的障害により行動上著しい困難を有する知的障害者、障害児であって常時介護を有するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービスを17年4月1日から施行する。

【対象者】

知的障害により行動上著しい困難を有する知的障害者、障害児であって常時 介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じうる危険を回避す るために必要な援護、外出時における移動の介護等を行うサービスの対象者の 基準は次の表によるものとし、10点以上とする。

※ 基準表は、平成18年10月に向けて検証することとする。

なお、市町村で判断が困難な場合は、知的障害者更生相談所又は児童相談所 に意見を求めることができる。

【基準表】

次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度 等をそれぞれ同表の O 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の 合計とする。

			,
行動障害の内容	0 点	1点	2 点
言葉以外の表現(ジェスチャー	支援は必要な	時々支援が必要	常に支援が必
やカード)を用いないと意思表	l		要
示できない			
言葉以外の表現(ジェスチャー	非日常的な場	時々必要	常に必要
やカード)を用いないと他者の	面では必要		The state of the s
説明を理解できない			
奇声をあげたり、走っていなく	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
なるなどの突発的行動			The state of the s
自傷行為	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
食事に関する障害	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
他害行為	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
多動または行動の停止	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
パニックや不穏な行動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
不適切な行動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
てんかん発作	年に一回以上	月に一回以上	週に一回以上

判断基準について

- 1 知的障害の判断は以下によるものとする。
 - ① 療育手帳による。
 - ② 知的障害者更生相談所や児童相談所で知的障害と判定されたもの。(判定書又は意見書により確認すること)
- 2 基準表の判断基準は、支援が行われていない場合の外出時における行動を 基準に下記によるものとし、原則として6か月程度継続している場合とする。 ※ 2について、客観的な基準となるよう引き続き検討する。
- 3 てんかん発作については、主治医の意見書または知的障害者更生相談所、 児童相談所の判定書または意見書により確認する。

行動隨害の目安と内容例

	The second secon	11助降音の白文とPIもM
f	う動障害の内容	行動障害の目安の例示
1	言葉以外の表現に よる意思表示	ジェスチャーや絵文字カードを用いないと自分の意思が表出できな い
2	言葉以外の表現に よる指示理解	ジェスチャーや絵文字カードを用いないと指示が理解できない
3	奇声、突発的行動	公共の場において奇声をあげる、急に走っていなくなる等
4	自傷行為	傷跡が残るほど自分の手や物で頭をたたいたり、身体部位を噛む
5	食行動の障害	異食、過食、多飲または反芻行動等
6	他害行為	他者に噛みつく、たたく、ひっかく、髪の毛を引っ張る等
7	多動・行動停止	強いこだわりがあるため、動けなくなったり、多動になる。
8	パニック・不穏行動	急な予定変更などにより、パニックをおこしたり行動が不安定にな る。
9	不適切な行動	他人に抱きついたり、物を持ってきてしまうなど結果として暴行、 窃盗などの触法行為となってしまうもの。
10	てんかん発作	薬物によりコントロールされているが、環境が変化した場合発作を 起こす。

6. 障害児タイムケア事業の実施について(案)

1 目的

障害のある中高校等が養護学校等下校後に活動する場について確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援と障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ)とする。 実施主体は、事業の一部又は全部を適切な事業運営が確保できる社会福祉 法人等に委託することができる。

3 対象者

障害のある中高生等であって、原則として、日中において監護する者がいないことにより放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な者とする。

4 事業内容

(1) デイサービス事業所、学校の空き教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適応する日常的な訓練を行う。利用時間は、原 ・則1回3時間以上(送迎時間を除く)とする。

なお、本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービスその他の居 宇支援サービス等を利用できない。

- (2)養護学校等からタイムケア事業実施施設まで、及びタイムケア事業実施施設から障害児の家等までの送迎サービスを必要に応じて行うこととする。
- (3) 事業は、地域のニーズに応じて行うこととし、月曜から金曜の間だけを行うものについては、原則本事業の対象外とする。

5 施設及び設備

- (1) 実施場所については、デイサービス事業所、学校の空き教室等の社会資源を活用し、活動に必要なスペースを確保しているものと市町村が認める場所で実施する。
- (2) 設備については、障害児に対するケアが適切に行えると市町村が認める ものとする。

6 利用定員及び職員等の配置

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう配慮した上で市町村が定めるものとする。

7 利用の手続き

- (1)利用者(障害児の保護者)は、市町村に、又は実施施設を通じて市町村に、利用の申請を行う。
- (2) 市町村は、障害児の生活状況、他のサービスの利用状況等を勘案して、 利用の要否を決定し、その旨及び利用の決定した場合には利用者負担額を 利用者に通知する。

8 利用者の負担

- (1) 市町村は、サービス利用1回につき、1,000円を利用者から徴収する。ただし、市町村の判断により、その一部又は全部を徴収しないことができる。
- (2) 本事業において、提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当な経費については、利用者から徴収することができることとする。

9 国庫補助について

- (1) 事業に要する経費(利用者が負担する額を除く。) は市町村が支弁する。
- (2)国は、市町村が支弁した経費の1/2以内を補助することができる。

【補助単価】

	年間利用回数	国費
A型	5 , 000回以上	7,500千円
B型	3 , 500回以上	5,250千円
C型	3 ,000回以上	4,500千円
D型	2 , 000回以上	3,000千円

【採択の考え方】

- 1 17年度については、モデル事業的に行うこととし、原則として、各都道府県2ヵ所、指定都市・中核市1ヵ所の実施とする。
- 2 都道府県においては、A~D型の一つの類型を選択した2市町村(A型2 ヵ所は不可)を推薦して行うものとする。
- 3 指定都市の補助単価については、7,500千円(A型補助相当額)、中 核市の補助単価については、4,500千円(C型補助相当額)により行う こととする。
- 4 市町村の範囲を超えた広域での事業実施をするものを優先とする。
- 5 市町村内における複数の場所で行うことも可能とする。
- 6 既に都道府県単独での補助事業又は市町村単独で、同趣旨の事業を実施していない市町村を優先する。

7. 心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画(平成17年度)

	·	「一個日本家原門にファ			
No	講習会名	受講対象者	講習期間	受講費	案内先
	第39回摂食指導 (基 礎・実習) 講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害 児(者)施設・各種通所療育施設等 で摂食指導に携わっている職員	4月19日(火)~4月 20日(水) (2日間)	13, 000円	肢体・重心・通園
2	第32回重度・重症児 (者) 医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害 児(者)の療育に携わっている職員 (主として療育職員)	5月9日(月)~5月12 日(木) (4日間)	22, 000円	
	第27回看護指導者講習 会	肢体不自由児施設・重症心身障害 児(者) 施設の主任看護師・病棟師 長およびこれに準じる職員	5月23日(月)~5月 26日(木) (4日間)	22, 000円	
	第4回障害児者のプー ル指導講習会	障害児(者)のプール指導に携わっ ている職員	6月8日(水)~6月10 日(金) (3日間)	18, 000円	肢体・重心・通園
5	第58回重症心身障害児 (者)施設看護師講習会	重症心身障害児(者)施設の看護 師・准看護師(経験年数3年以上)	6月20日(月)~6月 24日(金) (5日間)	25, 000円	
6	第16回東京コース (2005年度) ボバースア プローチ8週間講習会	PT. 0T. STおよび医師で脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する者(経験年数3年以上)	7月4日 (月) ~8月26 日 (金) (8週間)	315, 000円	(ご案内中)
	第40回摂食指導 (基 礎・実習) 講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害 児(者)施設・各種通所療育施設等 で摂食指導に携わっている職員	8月30日(火)~8月 31日(水) (2日間)	13, 000円	肢体・重心・通園
8	第59回重症心身障害児 (者) 施設療育職員講習 会	重症心身障害児(者)施設の保育 士・児童指導員・介護福祉士・療育員等(経験年数3年以上)	9月5日(月)~9月9日 (金) (5日間)	25, 000円	•
	第12回福祉関係職員講 習会	肢体不自由児施設・重症心身障害 児(者)施設・および関連機関に勤 務し福祉相談に携わる職員	9月14日(水)~9月 16日(金) (3日間)	18. 000円	
10	第33回重度・重症児 (者) 医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害 児(者)の療育に携わっている職員 (看護師・准看護師)	9月26日(月)~9月 29日(木) (4日間)	22, 000円	肢体・重心・通園
	第15回重症障害児(者) 医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の 医療・療育に携わっている看護師	11月5日 (土) ~11月 6日 (日) (未確定)	18, 000円	肢体・重心・通園
	第41回肢体不自由児施 設等療育職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害 児(者)施設・各種通所療育施設等 の保育士・指導員等(経験年数3年	11月14日 (月) ~11 月18日 (金) (5日間)	25, 000円	肢体・重心・通園
	第74回肢体不自由児施 設等看護師講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害 児 (者) 施設・各種通所療育施設等 の看護師・准看護師 (経験年数3年	11月28日(月)~12 月1日(木) (4日間)	22, 000円	
	第41回摂食指導 (基 礎・実習) 講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害 児(者)施設・各種通所療育施設等 で摂食指導に携わっている職員	12月6日 (火) ~12月 7日 (水) (2日間)	13, 000円	
	第16回重症障害児(者) 医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の 医療・療育に携わっている看護師	1月14日 (土) ~1月 15日 (日) (未確定)	18, 000円	
	第38回幼児通園療育職 員講習会	幼児通園療育 (通園施設・保育機関 等) に携わっている職員 (保育士・ 児童指導員等)	1月23日(月)~1月 27日(金) (5日間)	25, 000円	
17	第34回重度・重症児 (者) 医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害 児(者)の療育に携わっている職員 (職種は問わない)	2月6日(月)~2月9日 (木) (4日間)	22, 000円	肢体・重心・通園
	第42回摂食指導 (基 礎・実習) 講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害 児(者)施設・各種通所療育施設等 で摂食指導に携わっている職員	2月14日 (火) ~2月 15日 (水) (2日間)	13, 000円	肢体・重心・通園
	第17回重症障害児(者) 医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の 医療・療育に携わっている医師	3月 (土) (日) (未確定)	23, 000円	肢体・重心
	1日摂食指導 (診断・評価) 講習会	摂食指導に携わっている職員 で (基礎・実習) 講習会を受講済み の方	3月24日 (金)	7, 000円	肢体・重心・通園

^{*} ご案内先の対象施設(肢体:肢体不自由児施設、重心:重症心身障害児施設、通園:肢体不自由児 通園施設)以外で、開催要項をご希望の方は、講習期間の2ヶ月前頃に、療育研修所にご請求ください。

心身障害児総合医療療育センター内 療育研修所(TEL 03-5965-1136. FAX 03-3959-7648)

^{*} 給食関係職員講習会は隔年の開催です(平成18年度開催予定)。

^{*} 摂食指導(基礎・実習)講習会は2日間となっています。1日摂食指導(基礎・実習)講習会は行いません。

8 発達障害者支援法要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものとすること。

二定義

- 1 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広 汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害 であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの をいうものとすること。
- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は 社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18 歳未満のものをいうものとすること。
- 3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正 な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応 した医療的、福祉的及び教育的援助をいうものとすること。

三国及び地方公共団体の責務

- 1 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとすること。
- 2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとすること。
- 3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)の意思ができる限り尊重されなければならないものとすること。
- 4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医

療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとすること。

四 国民の責務

国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならないものとすること。

第二 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

- ー 児童の発達障害の早期発見等
 - 1 市町村は、母子保健法による1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならないものとすること。
 - 2 市町村の教育委員会は、学校保健法による就学時の健康診断を行うに当たり、 発達障害の早期発見に十分留意しなければならないものとすること。
 - 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、発達障害者支援センター、第三の二により都道府県が確保した医療機関その他の機関(二1において「センター等」という。)を紹介し、又は助言を行うものとすること。
 - 4 市町村は、1から3までの措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる 児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならないものとすること。
 - 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的 事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うもの とすること。

二 早期の発達支援

- 1 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとすること。
- 2 -4は、1の措置を講じる場合について準用するものとすること。
- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとすること。

三 保育

市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとすること。

四 教育

- 1 国及び地方公共団体は、発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとすること。
- 2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとすること。

五 放課後児童健全育成事業の利用

市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとすること。

六 就労の支援

- 1 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならないものとすること。
- 2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に 行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとすること。

七 地域での生活支援

市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならないものとすること。

八 権利擁護

国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとすること。

九 発達障害者の家族への支援

都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならないものとすること。

第三 発達障害者支援センター等

- 一 発達障害者支援センター等
 - 1 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができるものとすること。
 - ・ 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその

家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

- ・ 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- ・ 医療、保健、福祉、教育等に関する業務(・において「医療等の業務」という。)を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。
- ・ 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整 を行うこと。
- ・ から・までに掲げる業務に附帯する業務
- 2 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職 務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならないものとすること。
- 二 専門的な医療機関の確保等
 - 1 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならないものとすること。
- 2 国及び地方公共団体は、1の医療機関の相互協力を推進するとともに、1の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を 行うものとすること。

第四 補則

ー 民間団体への支援

国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとすること。

二 国民に対する普及及び啓発

国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとすること。

三 医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発 見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならないものとすること。

四 専門的知識を有する人材の確保等

国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、 医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関す る専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解 を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとすること。

五 調査研究

国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達 障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする こと。

第五 施行期日その他

- 一 この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとすること。
- 二 その他所要の規定を整備すること。

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成17年3月18日(金)

社会・援護局障害保健福祉部

精神保健福祉課

目 次

	頁
1 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について	
(1)精神科救急システムの整備について	1
(2)精神医療審査会の適切な運営について	
(3)精神病院に対する指導監督等について	1
2 精神障害者社会復帰施設について	
(1)精神障害者社会復帰施設の整備について	2
(2)精神障害者社会復帰施設に対する指導監査等の徹底について	3
3 精神障害者居宅生活支援事業の実施について	3
4 精神障害者退院促進支援事業の実施について	5
5 心の健康づくり対策について	
(1) うつ病・自殺防止対策の推進について····································	5
(2) PTSD(外傷後ストレス障害)対策の推進について	6
(3)児童思春期の心の健康づくり対策の推進について	7
(4)「こころのバリアフリー宣言」について	7
6 その他	
(1)精神保健指定医新規申請書類について	9
(2) 特神保健研究所の研修予史について	Q

1 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について

(1)精神科教急システムの整備について

精神科教急医療システムの整備については、各都道府県・指定都市が実状に応じて、精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための体制整備を行う事業として、精神科教急医療システムの運営に関する国庫補助事業を実施してきたところであり、この間、精神保健福祉法に基づく移送を適正・円滑に実施するための精神科教急情報センターや、在宅の精神障害者の症状の悪化に対して早期に適切な医療を提供するための精神科初期教急医療システムを整備するなど、同事業の充実に努めてきたところである。さらに、一般教急と同様にセンター機能を持つ中核的な教急医療施設を地域ごとに整備していく必要があると考えており、平成17年度予算案では、これまでの輪番制病院や医療相談窓口などの精神科教急医療体制の整備に加え、「精神科教急医療センター」を整備するための予算を新たに盛り込んだところである。

精神科救急医療システムの充実・強化は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健福祉施策の基本的な施策を推し進め、精神障害者が安心して地域で生活するためにも必要不可欠であると考えており、着実な精神科救急医療体制の整備の推進をお願いしたい。

(2)精神医療審査会の適切な運営について

精神医療審査会は在院患者の人権確保の観点から極めて重要な役割を果たすものであるが、退院請求・処遇改善請求等の処理に要する平均的な日数が1ヶ月を超える都道府県等があるなど、不適正な状況が見受けられる。

都道府県等におかれては、平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房 障害保健福祉部長通知「精神保健及び精神障害福祉に関する法律第12条に規定 する精神医療審査会について」に基づき、精神医療審査会の適正な運営を図るよ うに徹底されたい。

(3)精神病院に対する指導監督等について

精神保健福祉施策の推進については、かねてより人権に配慮した適切な医療・保護の確保に努めていただいているところであるが、厚生労働省としても、近年の精神病院における人権侵害事業の発生等にかんがみ、より適正な入院患者の医療・保護の確保を図るため、都道府県知事・指定都市市長が精神病院に対して実施した実地指導等を検証する「精神病院実地検証」を実施している。

精神病院を実地検証した結果、一部の精神病院において、不当な身体拘束や開放処遇の制限などの指導が徹底されていない事例が未だに見られるとともに、係

る不当な身体拘束等の重要事項について指導が徹底されていない事例がある。 また、不適切な定期病状報告の事例も認められている。

精神病院入院者の適切な処遇の確保等については、精神病院に対する実地指導後の措置として、平成11年の精神保健福祉法改正により、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命ずることができ、これらの命令に従わない場合には入院医療の提供の全部又は一部の制限ができることとされたことにより、都道府県知事等の権限が強化されており、各都道府県・指定都市においては、適正かつ効果的な指導監督に努められたい。

なお、貴管内医療機関に対し実地指導を実施する際には、精神保健福祉法及び 関係通知(平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第17 6号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、社会・ 援護局長通知「精神病院の指導監督等の徹底について」等)の趣旨を踏まえ、一 層の指導強化を図るようお願いしたい。

2 精神障害者社会復帰施設について

(1)精神障害者社会復帰施設の整備について

平成17年度精神障害者社会復帰施設に係る整備は、障害者施策の制度改革で 予定している新たな障害福祉サービス事業体系等に基づき、次の点に該当する整 備であって、かつ、真に緊急性・必要性の高い施設の整備を優先的に行うものと しているのでご了知願いたい。各都道府県・指定都市におかれては、精神障害者 社会復帰施設の計画的な整備の推進をお願いしたい。

- ① 平成18年10月より予定している新たな障害者サービスの事業体系への 転換等を見据えた整備内容であること。
- ② 都道府県等の障害者計画に沿った事業であり、かつ、医療と福祉の連携体制の整備を進めている地域における整備であって、障害保健福祉圏域毎の均衡のとれた整備であるもの。

なお、今後のスケジュールとしては、平成16年度から平成17年度の継続分については、4月当初に内示を行うこととしており、平成17年度新規採択分については、追って内示を行う予定で事務を進めているところである。

(2) 精神障害者社会復帰施設に対する指導監査等の徹底について

会計検査院が実施した平成15年度決算検査報告においては、一部の社会復帰施設について、国庫補助金の返還を要する不適切な事務処理が行われていたと指摘されている。

これら状況に鑑み、各都道府県・指定都市においては、下記指摘事例に十分留 意の上、貴管内施設に対する指導監査等の一層の強化を図るようお願いしたい。

[指摘事例]

- ①「建物内の一画に作業室等を設ける改修工事を対象経費に計上」
- ②「授産事業に係る備品を対象経費に計上」
- ③「職員の飲食代を対象経費に計上」
- ④「福祉工場の事業に係る光熱水費等を対象経費に計上」
- ⑤「法人と施設を同一会計とし、経費内訳も不明瞭のまま対象経費に計上」
- ⑥「補助事業で取得した施設を無断で担保に供していた」
- ⑦「交付申請書に記載された計画段階の数値を使って算出した額により実績報告を行っており、国庫補助金を過大に受領していた」

3 精神障害者居宅生活支援事業の実施について

精神障害者居宅生活支援事業については、精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)、精神障害者短期入所事業(ショートステイ)及び精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)を、平成14年度から住民に最も身近な行政機関である市町村において一体的に実施し、地域における精神障害者の日常生活を支援することにより、精神障害者の自立と社会参加の促進に寄与しているところである。

本事業については、平成17年4月より、事業内容及び単価の見直しなど、下 記のとおり事業の適正化を図ることとしている。

また、平成18年1月より、障害者自立支援法に基づく、三障害共通の新たな 枠組みの下で、現行の裁量的経費から義務的経費に変更することとし、それに伴 って、報酬体系及び利用者の費用負担について見直しを図ることとしている。

各都道府県におかれては、関係者に対し本事業の利用手続き等についての周知 徹底をお願いするほか、本事業の全市町村での実施を推進するとともに、市町村 においてその適正な執行が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

〇 精神障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプ) の見直しの内容

便宜の内容の見直し(案)

「精神障害者居宅生活支援事業(別紙1)精神障害者居宅介護等事業運営要綱(新旧対象表)」案 抜粋

現 行	改正案
5 便宜の内容	5 便宜の内容
(1) 家事に関すること。 ア 調理	(I) 家事に関すること。 ア 調理
イ 生活必需品の買い物	イ 生活必需品の買い物
ウ 衣類の洗濯、補修 エ 住居等の掃除、整理整頓	ウ 衣類の洗濯、補修 エ 住居等の掃除、整理整頓
オ その他必要な家事	オ その他必要な家事
(2) 身体の介護に関すること。	(2) 身体の介護に関すること。
アー身体の清潔の保持等の援助	アー身体の清潔の保持等の援助
<u>イ 通院、交通や公共機関の利用等の援助</u> <u>ウ</u> その他必要な身体の介護	<u>削除</u> <u>イ</u> その他必要な身体の介護
	(3) 移動支援に関すること。 通院、交通や公共機関の利用等の援助
<u>(3)</u> 相談及び助言に関すること。	(4) 相談及び助言に関すること。
生活、身上、介護に関する相談、助言	生活、身上、介護に関する相談、助言

・ 単価の見直し(案)

()内は現行単価

	便宜の内容	30分以下	30分を超え て1時間 以下	1時間を超 えて1時間 30分以下	1 時間30分 を超えて 30分ごと
ア	身体介護中心業務 身体介護を伴う移動支援	2,310円 (設定なし)	現行どおり (4,020円)	5,840円 (6,030円)	830円 (2,010円)
1	家事援助中心業務 身体介護を伴わない移動支援	800円 (設定なし)	現行どおり (1,530円)	2,220円 (2,290円)	830円 (760円)

※30分以下単価の設定により、「巡回型」の区分を廃止する。

※移動支援における身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断について

移動支援における身体介護を伴う場合とは、移動支援を行う際に実際に身体介護を行ったか否かではなく、当該精神障害者の日常生活において身体介護が必要な者であって、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護サービスを提供されることが想定されるか否かによって、各々の実施主体が判断するものであること。

4 精神障害者退院促進支援事業の実施について

いわゆる社会的入院者の地域生活への移行のための受け皿については、新障害者プランにおいてその整備を図ることとしているが、より円滑な退院を目的として、平成15年度から精神障害者退院促進支援事業を実施している。

本事業は、精神病院、精神障害者社会復帰施設等の従事者、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、市町村等の関係行政機関の担当者で構成する「自立促進支援協議会」において、対象者個々の自立支援のための計画を策定し、これに沿って支援職員が当該入院者に同行し退院訓練を行うなどの支援を行うことにより社会復帰の促進を図るものである。平成17年度予算案では31か所で実施することとし、事業内容についての一部見直し(福祉ホーム等の体験入居経費(利用料)の補助等)を予定しているので、各都道府県・指定都市におかれては、積極的な取組をお願いしたい。

なお、生活保護制度において、生活保護受給者の自立支援強化を目的とした自立支援プログラムが導入され、当省社会・援護局保護課から本事業の活用・参画を図る旨、生活保護主管部局に周知することとしているので、本事業の充実に向け、各都道府県・指定都市における福祉事務所等との連携の強化に努められたい。

5 心の健康づくり対策について

(1)うつ病・自殺予防対策の推進

厚生労働科学研究で行なわれた疫学調査によると、15人に1人が一生の間にうつ病に罹るという報告がある。WHOが行った疾病負荷の将来予測では、うつ病は2000年で第4位であるが、2020年には第2位になると予測されている。厚生労働省の患者調査によると、うつ病を含む気分障害の総患者数(医療機関を受診した者)は、平成11年度では44万人であったのに対し、平成14年度には1.6倍の71万人と急増しており、うつ病は今後さらに大きな健康課題になると考えられる。また、警察庁の統計によると平成15年中の自殺死亡者数は34,427人と過去最高を記録している。自殺者の9割以上は何らかの精神疾患を有するといわれ、中でもうつ病と深い関係があるとされる。

このような状況から、平成14年の「自殺防止対策有識者懇談会」最終報告である「自殺予防に向けての提言」(提言全文…http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/12/h1218-3.html)においても、早急に取り組むべき実践的な自殺予防対策として、うつ対策の必要性が指摘されているところである。平成15年より開催された「地域におけるうつ対策検討会」では、地域の関係者がうつ病について適切なサポートを実施できるよう、都道府県・市町村職員を対象とした「うつ対策推

進方策マニュアル」及び保健医療従事者を対象とした「うつ対応マニュアル」を とりまとめ、平成16年に業務参考資料として配布したので、引き続き地域精神 保健医療活動の更なる充実を図るため活用されたい(マニュアル全文…http://w www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/s0126-5.html)。

また、地域における身近な支援体制の強化を図ることが、うつ病・自殺予防対策として有効であることから、平成16年度より、地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等の心の健康問題に関する知識や対応方法を地域精神保健従事者に習得させるための研修を国立保健医療科学院において実施している。平成17年度からは、地域においてこころの健康づくりに関する研修を行なうための経費と、地域におけるこころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発を促進するための経費についても計上している。関係機関に所属する保健師・精神保健福祉士等のこれらの研修への参加について御配慮いただきたい。

この他、「いのちの電話」においては、相談体制の充実強化を図るとともに、 12月1日を「いのちの日」として位置づけ、その後1週間、「いのちの電話」 によるフリーダイヤル電話相談を実施することとしている。また、労働者の自殺 予防対策に関しては、普及啓発を行うほか、メンタルヘルス対策として、地域・ 職域の連携を図るため、17年度より新規に「働き盛り層のメンタルヘルスケア 支援事業」を実施することとしており、都道府県労働局との連携についてご配慮 いただきたい。

さらに、厚生労働科学研究などにおいて、自殺事例の実態を調査し、自殺に至った経緯を多角的に分析し、原因を明らかにするとともに、予防対策や自殺と関連の深い精神疾患に関する研究などが実施されているところであり、引き続き、これらの調査研究を推進することとしている。

(2) PTSD(外傷後ストレス障害)対策の推進について

大規模な災害や犯罪等により被害を受けた者に対する心のケアの充実強化を図るため、平成8年度から、精神保健福祉センター、保健所、病院などに勤務している医師、看護師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD(外傷後ストレス障害)に関する専門的な養成研修を実施している。ついては、関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただき、本研修の修了者名簿についても活用され、関係機関の連携強化を図っていただきたい。

特に貴都道府県内において、災害や犯罪等が起きた場合の被害者の心のケア対策を行っていく際には、本研修の修了者の積極的な活用について十分留意いただきたい。

(3) 児童思春期の心の健康づくり対策の推進について

児童思春期の心の問題に対する相談については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において実施しているところであるが、思春期精神保健に関する専門家が少なく、各機関における相談体制が十分ではないことから、平成13年度から、精神保健福祉センター、児童相談所、保健所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士、児童指導員等を対象として、思春期精神保健の専門家の養成研修を実施している。ついては、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等の関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただきたい。また、別途配布している研修修了者の名簿についても活用され、関係機関との連携強化を図っていただきたい。

児童思春期の心の問題については、その原因や対応が多様であることから、精神保健福祉センター、児童相談所、教育機関、警察等の関係機関が連携をとりつつ、専門家チーム等を編成し、発見・相談から、指導・解決まで総合的な対応を行う思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業を平成13年度から実施しており、本モデル事業の結果を基にした事例集を作成し、各地域に配布することとしているので、その際は本事例集を思春期精神保健対策の推進に活用していただきたい。

(4)「こころのパリアフリー宜言」について

平成16年3月に、心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会において、『「こころのバリアフリー宣言」~精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針~』が取りまとめられたところである。(報告書等…http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/03/s0331-4.html)

ついては、地域における普及啓発の取り組みの参考となるため、広く周知を図られたい。

「こころのバリアフリー宣言」

~精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針~

【あなたは絶対に自信がありますか、心の健康に?】

第1:精神疾患を自分の問題として考えていますか(関心)

- 精神疾患は、糖尿病や高血圧と同じで誰でもかかる可能性があります。
- ・ 2人に1人は過去1ヶ月間にストレスを感じていて、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかるといわれています。

第2:無理しないで、心も身体も(予防)

- ストレスにうまく対処し、ストレスをできるだけ減らす生活を心がけましょう。
- 自分のストレスの要因を見極め、自分なりのストレス対処方法を身につけましょう。
- サポートが得られるような人間関係づくりにつとめましょう。

第3:気づいていますか、心の不調(気づき)

- 早い段階での気づきが重要です。
- ・ 早期発見、早期治療が回復への近道です。
- ・ 不眠や不安が主な最初のサイン。おかしいと思ったら気軽に相談を。

第4:知っていますか、精神疾患への正しい対応(自己・周囲の認識)

- ・ 病気を正しく理解し、焦らず時間をかけて克服していきましょう。
- · 休養が大事、自分のリズムをとりもどそう。急がばまわれも大切です。
- ・ 家族や周囲の過干渉、非難は回復を遅らせることも知ってください。

【社会の支援が大事,共生の社会を目指して】

第5:自分で心のバリアを作らない(肯定)

- ・ 先入観に基づくかたくなな態度をとらないで。
- ・ 精神疾患や精神障害者に対する誤解や偏見は、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識が伝わっていないことから生じる単なる先入観です。
- ・ 誤解や偏見に基づく拒否的態度は、その人を深く傷つけ病状をも悪化させることさ えあります。

第6:認め合おう、自分らしく生きている姿を(受容)

- ・ 誰もが自分の暮らしている地域(街)で幸せに生きることが自然な姿。
- ・ 誰もが他者から受け入れられることにより、自らの力をより発揮できます。

第7:出会いは理解の第一歩(出会い)

- 理解を深める体験の機会を活かそう。
- 人との多くの出会いの機会を持つことがお互いの理解の第一歩となるはずです。
- · 身近な交流の中で自らを語り合えることが大切です。

第8: 互いに支えあう社会づくり(参画)

- 人格と個性を尊重して互いに支えあう共生社会を共に作り上げよう。
- 精神障害者も社会の一員として誇りを持って積極的に参画することが大切です。

6 その他

(1)精神保健指定医新規申請書類について

精神保健指定医の指定申請書類については、平成16年度から、精神保健指定医研修会の場において、申請者に対する申請書類記載事項の確認の徹底を指導するとともに、地方厚生局及び厚生労働本省における審査事務処理期間の短縮を図ることとしており、各都道府県、指定都市においても、申請時における申請書類の内容確認を行い、不備等が認められた場合には申請者に確認するなど、申請書類の事前確認の御協力を御願いしていることもあり、従来に比べ申請書類の審査に係る時間は短縮されている状況である。

ついては、平成17年度においても、指定事務をさらに迅速に行うため、別添 「精神保健指定医新規申請書類の内容確認について」を参照の上、引き続き特段 の配慮をお願いしたい。

(2)精神保健研究所の研修予定について

国立精神・神経センター精神保健研究所においては、国、地方公共団体並びに 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定による指定病院等 において精神保健福祉の業務に従事する医師、保健師、看護師、臨床心理業務に 従事する者、作業療法士、精神保健福祉士等を対象に、精神保健福祉技術者とし て必要な資質の向上を図ることを目的として、精神保健福祉各般にわたる専門的 な知識及び技術習得に関する研修を行っている。

昭和34年度に研修を開始してから平成15年度までの修了者数は7,879 名に達しており、その多くは全国各地において精神保健福祉分野の専門技術者と して活躍されている。

平成17年度は、医学課程として、発達障害の診断・治療に関する最新の知見と支援の実際、摂食障害の病態と治療に関する最新の知見(医師等対象、看護師対象)、精神科長期在院患者の退院促進のための社会復帰リハビリテーション、我が国における包括型地域生活支援プログラム(Assertive Community

Treatment: ACT)の実践の5課程、精神保健指導課程(精神保健福祉行政の計画的・組織的推進に関する研修)、精神科デイ・ケア課程(初任者対象、中堅者対象)、薬物依存臨床医師研修会、薬物依存臨床看護研修会を開催る。

なお、平成17年度研修の詳細は、研究所のホームページ<u>http://www.ncnp-k.</u>go.jpに掲載されている。

精神保健指定医新規申請書類の内容確認について

(関係通知 「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の適用上の留意点に ついて」昭和63年5月13日健医精発第16号精神保健福祉課長通知)

- 1. 申請書類は以下のとおり。
 - ①申請書(通知 様式1)
 - ②履歴書
 - ③医師免許証(写)
 - ④5年以上診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(通知 様式2)
 - ⑤3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(通知 様式2)
 - ⑥精神保健福祉法第18条第1項第3号に規定する厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働 大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(いわゆるケースレポート)を症例毎に4通(3通以上は原本)(通知 様式3)
 - ※ ケースレポートは以下の8症例が提出される

·第1~3症例 精 神 分 裂 病 圏 3例(措置入院1例以上、医療保護入院)

・第4症例 躁うつ病圏 1例(措置入院又は医療保護入院)

・第5症例 中毒性精神障害 1例(措置入院又は医療保護入院)

・第6症例 児童思春期精神障害 1例(措置入院又は医療保護入院)

・第7症例 全状性又は器質性精神障害 1例(措置入院又は医療保護入院)

·第8症例 老年期痴呆 1例(措置入院又は医療保護入院)

- ⑦法第18条第1項第4号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面
- ⑧写真(縦50mm×横40mm、申請6ヶ月以内、上半身脱帽、裏面に撮影年月日及び氏名を記載)
- ⑨⑦が交付された後に氏名が変更された場合には、本人であることを証明する書類(戸籍抄本等)の写し

前回保留者(前回開催の審議会で、1症例が不適当とされたため、再度、新たな症例若しくはケースレポートを直すこととなった者)のケースレポートの再提出については、対象のケースレポート4通のみの提出となる。

- 2. ケースレポート以外の申請書類の確認事項。
 - ①記載漏れがないか。
 - ②申請日は研修受講日から1年以内となっているか。
 - ③氏名が署名となっているか。
 - ④医籍登録年月日及び番号は医師免許証(写)と同一となっているか。
 - ⑤精神障害の診断治療に従事した期間は3年以上あるか、また、その他の診断治療に従事した期間 を含めて5年以上あるか。
 - ⑥その他の注意事項
 - ・実務経験の始期は医籍登録日以降であるか。
 - ・実務経験証明書は所属機関の管理者(大学院生又は文部科学教官の場合は学長又は学部長)の 証明であるか。
 - ・精神科実務経験は、精神科又は神経科を標榜している医療機関での実務経験(デイケアを含む) であるか。
 - ・精神科実務経験の期間については週4日以上、1日概ね8時間以上(週32時間以上)であるか。
 - ・実務経験期間については、あくまで実務経験証明書に記載されている期間であるか。
 - ・その他、精神科実務経験の算定については、昭和63年5月13日健医精発第16号精神保健 福祉課長通知に基づくものであるか。
- 3. ケースレポート(通知 様式3)の確認事項。

ケースレポートの表紙部分について確認

- ①記載漏れがないか。
- ②第1症例は措置入院例か。
- ③入院期間と担当期間に整合性があるか。(日付のずれ等がないか)
- ④担当期間と指導期間に整合性があるか。(指導を受けていない期間がないか)
- ⑤指導を行った指導医の自筆署名はあるか。

様式 1

精神保健指定医指定申請書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条の規定による精神保健指定医に指定されたく申請します。

申請日 平成 年 月 日

氏 名							Æ)	本籍	手地							
現住所							,					*****					
生年月日			4	<u> </u>	月		E	1	年	齢	Ē	裁	性	別	男	•	—— 女
最終学歴 及び年月		年	月	卒	業	•	中进	<u> </u>	医新及		录年月日 番 号	5	育.	年	月		日号
現在の	所在地				-												
勤務先	名 称															-	
		従事	l	た	期	間					従事し	たれ		等の名			
精神障害者	4	年 月	日	~		年	月	B									
の診断治療	4	年 月	日	~		年	月	日									
に従事した	1	年 月	日	~		年	月	日									
期間及び病		年 月	日	~		年	月	日									
院等名		年 月	H	~		年	月	日									
		āt				年	Ę	7月									
		従事	l	た	期	間					従事し	たり	病院	等の名	名称		
その他の診断治療に従	1	年月	B	~	<u>.</u>	年	月	日									
事した期間	3	年 月	B	~		年	月	H									•
及び病院等 名	3	年 月	日	~		年	月	日									
		計				年	,	ヶ月				_					
	合	āt				年	,	ヶ月							_		
研修の受講	<u>-</u>	平成	4	Ę.	月		ł	3 -	~ 3	平成	年		,	月		1	

(注)記載上の留意事項

1. 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

実務経験証明書

次の者は当施設において診断又は治療に従事したことを証明します。

氏			名										
生	年	月	日		年		月		В				
従事	した	標榜和	4名										
診;	寮 従	事期			年	月		日	~	年	月	Ħ	
診	療	従	事	1週間	間当たり平	均		<u>-</u> -	目				
態			様	1 🖪	当たり平	均		8	捐				

平成 年 月 日

施設名

所 在 地

管理者職名

及び氏名

(H)

- (注) 1. 精神科の実務経験証明書とその他の実務経験証明書は別紙とすること。
 - 2. 診療従事態様が違う場合は、別紙とすること。
 - 3. 大学院在学中については、在学期間全体ではなく、精神障害者の診断又は治療に従事 した時間及び期間を記載すること。
 - 4. 夜間当直のみの勤務については、精神科実務経験として算定できないこと。

ケースレポート (第 症例)

Į. I	申請者の氏名(自筆署名	Z)					
2.	実務経験した医療機関名	3					
3.	2の所在地住所 都道	道府県	市・郡・区				
1.	ケースレポートをする思	患者の氏名、性	別、生年月日				
	氏名(イニシャル) 性	生別 男・女	生年月日	年	月 日生	Ė.	
	主治医あるいは担当医院	こなった時の患	是者の年齢	歳	月		
5.	診断病名圏 ①精神分裂	製病圏 ②瞬	なうつ病圏 ③	中毒性精神	神障害		
	④児童・原	思春期精神障害	写 ⑤症状性又	(は器質性精	青神障害(え	と年期痴呆を	除く)
	⑥老年期組	宛 呆					
6.	入退院年月日及び入院	形態					
	入院年月日 平成	年 月 日	日 入院形態(入院)		
	退院年月日 平成	年 月 日	3				
7.	入院からケースレポー	トの対象期間終	冬了までの入院用	/態変更の	有無 有	有 無	
	有の場合変更日 年	月 日	入院 -	→	入院()	入院形態を記	入)
8.	転院による診療の終了	(退院) の場合	<u> </u>				
	転院先	病院	転院先の入院が	影態(八	院)	
9.	4の主治医あるいは担	当医になった期	期間年	月 日かり	ら 年	月	日
10.	指導を行った精神保健	指定医					
(1	1) 指導を行った精神保	健指定医の確認	忍(※複数いる	易合は全ての	の指導医に	ついて記載す	ること。)
	指定医氏名		指定	医番号			
	指導期間 平成	年 月	日 ~ 平	戊 年	月 日		
(2	(2) ケースレポートの証						
	このケースレポート						
	に診断又は治療を行っ	た症例であり、	、内容について	も、厳正に	確認したこ	とを証明しま	す。
	所属機関名		所属機関	の住所			
	指導医署名(自筆署	名)					
ケー	ースレポートの記載欄(考察を含める。	こと)		記載	欄の文字数	()
Г							1

			(1200~2000	字) ·			
			•••••				
L						······	
ý	注1 精神分裂病圏は第	1 症例~第3	症例 (順序は措	置入院のも	のを先とす	「ること)、躁 ^っ	うつ病圏は

症例、老年期痴呆は第8症例とすること。

第4症例、中毒性障害は第5症例、児童・思春期障害は第6症例、症状性・器質性障害は第7

〈参 考 資 料〉

(参え	考資料)	頁
1 =	平成17年度精神保健福祉施策関係予算(案)の概要1	4
2 #	青神病院関係資料	
(1)	都道府県別精神病院数、病床数及び在院患者数等の状況	8
(2)	開設者別精神病院数、精神病床数の年次推移	9
(3)	都道府県別開設者別精神病院数及び病床数	<u> 2</u> 0
(4)		
(5)	at very 1 stanta disputational majority in Sta	
(6)	都道府県別入院期間別入院患者数2	3 2
(7)	115 (() to be the sold () to () t	
(8)	都道府県別疾患名別在院患者数······2	2 9
(9)	都道府県別年間入退院患者数等(精神病床)	3 O
(10)	精神病院の平均在院日数	3 1
(11)	The state of the s	
	精神医療審査会の審査状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3 #	精神科救急医療システム整備事業実施状況····································	3 4
	平成15年度精神保健福祉センター事業実績	
(1)	一般事業実績······	1 4
	特定相談事業(思春期)実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	特定相談事業(アルコール)実績	
	心の健康づくり推進事業実績	
(5)	社会復帰促進事業実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
5 #	青神障害者保健福祉手帳関係	
(1)	精神障害者保健福祉手帳交付状況	ŧ 9
(2)	地方自治体における精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス一覧 5	5 O
	青神障害者社会復帰施設設置箇所数······	
7 =	平成15年度更生・育成医療の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
	春神保健福祉全国大会の開催宝績及び会後の予定·····	

1 平成17年度精神保健福祉施策等関係予算(案)の概要

16年度予算 <89, 400> 98. 431百万円

17年度予算案 <106, 332> 114.218百万円

注: 〈 〉は、精神保健福祉課計上分を再掲

在宅福祉サービス及び精神障害者社会復帰施設の充実、良質かつ適正な精神医療の効率的な提供等 により、精神保健医療福祉対策の充実向上を図る。

また、心神喪失者等医療観察法の施行に伴う、指定医療機関の運営、医療従事者等の人材の養成等 に必要な所要額を確保する。

(3, 013) (4. 086) 3,013百万円 → 4,086百万円 1. 在宅福祉サービスの充実等

(1) 精神障害者居宅生活支援事業の充実

2,995百万円 → 4,070百万円

・精神障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)

883百万円 → 1,786百万円

・精神障害者短期入所事業(ショートステイ)

143百万円 → 136百万円

・精神障害者地域生活援助事業(グループホーム) 1,969百万円 →

(注) 平成18年1月の負担金化に伴う11ヵ月予算

(2) 精神障害者訪問介護員 (ホームヘルハー) 養成研修事業の実施 17百万円 → 16百万円

2. 精神障害者社会復帰施設の充実

(20, 086)

18,940百万円 → 20,086百万円

(18, 940)

(1) 精神障害者生活訓練施設(援護寮)

6,360百万円 → 6,615百万円

(2) 精神障害者福祉ホーム

993百万円 → 1,099百万円

(3) 精神障害者 (入所・通所) 授産施設

5,298百万円 → 5,563百万円

(4) 精神障害者小規模通所授産施設

- 1,328百万円 → 1,643百万円

(5) 精神障害者福祉工場

338百万円 →

338百万円

(6) 精神障害者地域生活支援センター

4,623百万円 → 4,827百万円

< 351> < 667>

3. 地域精神保健福祉施策等の推進

1,163百万円 → 1,578百万円

(1) 地域精神保健福祉特別対策

96百万円 → 397百万円

① 社会的入院解消のための退院促進支援事業

63百万円 → 162百万円

精神病院に入院している精神障害者のうち、退院訓練を行うことにより退院が可能な者に対し、活動の場を与え、精神障害者の自立を促進し、社会的入院の解消に資する事業。

② こころの健康づくり対策事業

33百万円 → 105百万円

地域に住民が抱える、うつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や技術を 習得させるための研修会、思春期児童及びPTSDの専門家養成研修等を実施するとともに、 地域における自殺予防対策の強化を図る。

③ 精神科教急特別対策事業 (新規)

0百万円 → 130百万円

救急患者対策として、24時間、365日、地域の拠点となる病院(精神科救急医療センター)を整備し、急性期に集中的な手厚い医療を提供することにより、患者の早期退院を図る。

(2) 精神障害者社会復帰施設等実態調査事業 (新規)

0百万円 → 67百万円

社会復帰施設等における報酬体系・利用者負担体系について、平成18年度を目途に見直すこととしており、そのための基礎資料を得ることを目的として、施設等の実態調査を実施。

(3) 自殺予防対策の推進 (一部重複計上)

640百万円 → 855百万円

・地域精神保健指導者(こころの健康問題)の研修

4百万円 → 4百万円

職場、地域における自殺の実態、原因、予防対策等に係る調査研究、相談・啓発活動の強化を図るとともに、適切な対応のための知識や対応技術及び地域における自殺予防対策推進 方策等を習得させるための指導者研修を行う事業。

(4) その他

427百万円 → 331百万円

① 精神保健福祉センター特定相談等事業費 (運営費)

地域における精神保健福祉対策の総合的技術センターとして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及及び相談指導等を行う事業。

② 高次脳機能障害支援モデル事業

地方自治体と国立身体障害者リハビリテーションセンターの連携を図りつつ、地域の関係機関の連携の下に各種の制度を活用したサービス提供を試行的に行い支援体制の確立を図る事業。

③ 精神障害者社会復帰促進事業等

精神障害者の社会復帰等に関する調査研究を行うとともに、社会復帰施設職員等に対する 研修を行う事業。

④ 精神障害者手帳交付事業

・メニュー事業 (障害者自立支援・社会参加総合推進事業)

<66, 130> <72, 599>

4. 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供 66. 130百万円 → 72, 599百万円

(1) 精神医療費の公費負担

53, 267百万円 → 60, 138百万円

措置入院費、通院医療費、医療保護入院費に係る公費負担。

(2) 精神科教急医療システム整備事業 (重複計上) 1,785百万円 → 1,670百万円

精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため、緊急時における保 護・治療を行う救急医療のシステム体制や精神科初期救急医療輪番システムを整備。

(3) 更生医療・育成医療の給付

11,078百万円 → 10,791百万円

身体障害者及び身体に障害のある児童等のハンディキャップを除去、軽減するために必要な 医療費の給付。

783>

< 783>

5. 就労支援の推進

1,600百万円 → 2,208百万円

(1) 精神障害者小規模作業所運営費助成事業

783百万円 → 783百万円

- (2) 小規模作業所への支援の充実強化事業(仮称) 0百万円 → 自立支援・就労支援等の機能の向上を図りつつ新たな施設類型への移行等を図るため、小規 作業所への支援を強化し、地域での障害者の就労支援を促進を図るための経費。
- (3) 施設外授産の活用による就職促進事業

障害者が企業等の事業所において授産活動を行い、当該企業等との連携を深め、一般就労が 可能な者及び一般就労を希望する者について、授産活動終了後における企業等への就業を促進

- ・メニュー事業(障害者自立支援・社会参加総合推進事業)
- (4) 障害者就業・生活支援センター事業

817百万円 → 1,023百万円

(5) 重度障害者在宅就労促進特別事業(バーチャル工房支援事業)(仮称)

0百万円

在宅の障害者に対して情報機器やインターネットを活用するための能力開発に加え、情報機 器を用いて在宅での就労に向けた支援等を行う在宅就労支援事業(バーチャル工房)に対する 補助を行う事業。

6. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備

143>

< 7. 965>

2,618百万円 → 8,193百万円

(1) 指定入院医療機関の整備

2,475百万円 →

国立(特定独立行政法人)、都道府県立医療機関における指定入院医療機関の整備を図る。

(2) 指定医療機関の運営 (新規)

0百万円 → 3,374百万円

(7)指定入院医療機関

入院決定を受けた者に対し、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を実施すると ともに、指定入院医療機関の運営に必要な経費を確保。

(4)指定通院医療機関

通院決定を受けた者に対し、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を実施。

(3) 医療従事者等の人材の養成

91百万円 → 125百万円

指定医療機関従事者、精神保健判定医等に対して養成研修を実施。

(4) その他法施行に必要な経費

52百万円 → 167百万円

法制度の普及啓発、対象者の鑑定入院医療機関から指定入院医療機関への移送等を実施。

〈 O〉 〈 O〉 7. 研究の推進 4,926百万円 → 5,750百万円

精神疾患の疫学調査、原因の究明及び治療法の開発等を対象とした精神・神経疾患研究、障害保健福祉総合研究等の推進。

2. 精神病院関係資料について

(1)都道府県別精神病院数・病床数及び在院患者数等の状況

(平成15年6月30日現在)

大 口 情 神 精 神 精 神 大 口 野 作 数 大 口 野 作 数 大 口 野 作 数 大 口 野 作 数 大 口 野 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	(1)者	(平成15年6)									
		人口	精神	精神	人口万対	在院	人口万対	措置	人口万対	病床	措置率
接											
計画											
	青 森	1,474									
	岩 手	1,413	22	4,890	34.6	4,545	32.2	44	0.31		1.0
	宮城	1,363	20	3,698	27.1	3,448	25.3	17	0.12	93.2	0.5
山 形 1,241 188 3,415 27.5 3,237 26.1 20 0,16 94.8 0,6 5 表 4	秋田				37.9	4,194	35.4	21	0.18	93.3	0.5
接							~			94.8	0.6
接											0.5
勝 末 2010 28 5,401 269 4.870 242 76 0.38 90.2 1.16 1 33.3 0.4 1 対 五 50.31 20 5.388 265 5.528 248 22 0.11 93.3 0.4 1 対 五 50.508 1 47 11.684 229 10.986 21.6 35 0.07 94.0 0.3 東京 京 12.138 116 256.88 21.2 22 31.78 191 272 0.22 90.2 1.2 1	法 娃										1
接								1			
接 五										1	
子 葉 5,081 47 11,654 22.9 10,958 21.6 35 00.7 94.0 0.3 35 7.28											
東京	埼 玉									1	1
接								1			
## 38 2.473 31 7.282 29.4 6.922 28.0 28 0.12 95.1 0.4 1 1.121 32 3.649 32.6 3.483 31.1 30 0.27 95.5 0.9 1 1.121 32 3.649 32.6 3.483 31.1 30 0.27 95.5 0.9 1 3.1 1 1.122 31 3.649 32.6 3.483 31.1 30 0.27 95.5 0.9 1 3.1 1 1.122 31 3.649 32.6 3.483 31.1 30 0.27 95.5 0.9 1 3.1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1											
京田山 1,121 32 3.649 32.6 3.483 31.1 30 0.27 95.5 0.9 0.3 1.1 1.162 21 3.899 33.0 3.726 31.5 13 0.11 95.6 0.3 3.899 33.0 3.726 31.5 13 0.11 95.6 0.3 3.899 33.0 3.726 31.5 15 0.18 92.3 0.7 0.1 92.3 0.7 0.1 92.3 0.7 0.1 92.3 0.7 0.1 92.3 0.7 0.1 92.3 0.7 0.1 92.3 0.7 0.1 92.3 0.7 0.1 92.3 0.7 0.1 92.3 0.7 0.1 92.3 0.7 0.1 92.3 0.7											1
福 井 830 15 2,405 290 2,221 26.8 15 0.18 99.5 0.7 14 1	新潟	2,473	31	7,282	29.4	6,922	28.0	29			0.4
福 井 830 15 2,405 290 2,221 26.8 15 0.18 99.5 0.7 14 1	富山	1,121	32	3,649	32.6	3,483			0.27		
接							31.5	13	0.11		0.3
日本学 200 11 2.599 29.2 2.333 26.2 11 0.12 89.8 0.5 長野 2.223 33 5.436 24.5 5026 22.6 54 0.24 92.5 1.1 数	福井							1		92.3	0.7
展野 2.223 33 5.496 24.5 5.026 22.6 54 0.24 92.5 1.1 1 較 章 2.111 20 4.374 20.7 4.111 19.5 40 0.19 94.0 1.0											1
較 阜 2,111 20 4,374 20.7 4,111 19.5 40 0.19 84.0 1.0											1.1
新											
要 知 4.915 39 9.061 18.4 8.520 17.3 61 0.12 94.0 0.7											
三重											
大阪 6,219 55 19,587 31.5 18,073 29.1 84 0.14 92.3 0.5 兵 庫 4,078 29 8,213 20.1 7,950 19.5 45 0.11 96.8 0.6 奈 良 1,442 10 2,979 20.7 2,563 17.8 16 0.11 96.8 0.6 和耿山 1,066 13 2,595 24.3 2,392 22.4 20 0.19 92.2 0.8 馬 取 613 10 1,834 29.9 1,689 27.6 19 0.31 92.1 1.1	変 型										
大阪 6,219 55 19,587 31.5 18,073 29.1 84 0.14 92.3 0.5 兵 庫 4,078 29 8,213 20.1 7,950 19.5 45 0.11 96.8 0.6 奈 良 1,442 10 2,979 20.7 2,563 17.8 16 0.11 96.8 0.6 和耿山 1,066 13 2,595 24.3 2,392 22.4 20 0.19 92.2 0.8 馬 取 613 10 1,834 29.9 1,689 27.6 19 0.31 92.1 1.1	二 重										
大阪 6,219 55 19,587 31.5 18,073 29.1 84 0.14 92.3 0.5 兵 庫 4,078 29 8,213 20.1 7,950 19.5 45 0.11 96.8 0.6 奈 良 1,442 10 2,979 20.7 2,563 17.8 16 0.11 96.8 0.6 和耿山 1,066 13 2,595 24.3 2,392 22.4 20 0.19 92.2 0.8 馬 取 613 10 1,834 29.9 1,689 27.6 19 0.31 92.1 1.1	滋 賀										
兵庫 4078 29 8.213 20.1 7,950 19.5 45 0.11 96.8 0.6 余 良 1,442 10 2,979 20.7 2,563 17.8 16 0.11 86.0 0.6 13 2,595 24.3 2,392 22.4 20 0.19 92.2 0.8 鳥 取 613 10 1.834 29.9 1,689 27.6 19 0.31 92.1 1.1 3島 根 761 18 2,659 34.9 2,483 32.6 19 0.25 93.4 0.8 18 1.1 1,953 26 6,005 30.7 5,407 27.7 28 0.14 90.0 0.5 広 島 1,753 29 6,533 37.3 6,249 35.6 73 0.42 95.7 1.2 11 1.524 33 6,299 41.3 5,988 39.3 19 0.12 95.7 1.2 11 1.0 1 1.524 33 6,299 41.3 5,988 39.3 19 0.12 95.7 1.2 2											
無 良 1,442 10 2,979 20.7 2,563 17.8 16 0.11 86.0 0.6 13 2,595 24.3 2,392 22.4 20 0.19 92.2 0.8 高 取 613 10 1,834 29.9 1,689 27.6 19 0.31 92.1 1.1 鳥 根 761 18 2,659 34.9 2,483 32.6 19 0.25 93.4 0.8 高 田山 1,953 26 6,005 30.7 5,407 27.7 28 0.14 90.0 0.5 広 島 1,753 29 6,533 37.3 6,249 35.6 73 0.42 95.7 1.2 1.1 1.2 1.5 1.2 1.3 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	大 阪										
無 良 1,442 10 2,979 20.7 2,563 17.8 16 0.11 86.0 0.6 13 2,595 24.3 2,392 22.4 20 0.19 92.2 0.8 高 取 613 10 1,834 29.9 1,689 27.6 19 0.31 92.1 1.1 鳥 根 761 18 2,659 34.9 2,483 32.6 19 0.25 93.4 0.8 高 田山 1,953 26 6,005 30.7 5,407 27.7 28 0.14 90.0 0.5 広 島 1,753 29 6,533 37.3 6,249 35.6 73 0.42 95.7 1.2 1.1 1.2 1.5 1.2 1.3 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	兵 庫	4,078	29	8,213	20.1	7,950					
馬取 613 10 1,834 29.9 1,689 27.6 19 0.31 92.1 1.1 1.1 島根 761 18 2,659 34.9 2,483 32.6 19 0.25 93.4 0.8 回出 1,953 26 6,005 30.7 5,407 27.7 28 0.14 90.0 0.5 広島 1,753 29 6,533 37.3 6,249 35.6 73 0.42 95.7 1.2 1.1 1.1 1.2 1.5 1.2 1.2 1.3 5,988 39.3 19 0.12 95.1 0.3 19.1 1.2 1.2 1.2 1.3 5,988 39.3 19 0.12 95.1 0.3 19.3 0.9 1.2 21 4,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 14,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.4 1.3 2,500 40.0 1.3 2,500 40.0 1.3 2,500 40.0 1.3 2,500 40.0 1.3 2,500 40.0 1.3 2,500 40.0 1.3 2,500 40.0 1.3 2,500 40.0 1.3 2,500 40.0 1.3 2,500 40.0 1.3 2,500 40.0 1.3 2,500 40.0 1.3 2,500 40.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0	奈 良	1,442	10	2,979	20.7	2,563	17.8	16	0.11		0.6
鳥 取 613 10 1,834 29.9 1,689 27.6 19 0.31 92.1 1	和歌山	1,066	13	2,595	24.3	2,392	22.4	20	0.19	92.2	0.8
島 根 761 18 2,659 34.9 2.483 32.6 19 0.25 93.4 0.8 岡 山 1,953 26 6,005 30.7 5.407 27.7 28 0.14 90.0 0.5 山 口 1,524 33 6.299 41.3 5.988 39.3 19 0.12 95.7 1.2 山 口 1,524 33 6.299 41.3 5.988 39.3 19 0.12 95.7 1.2 山 口 1,524 33 6.299 41.3 5.988 39.3 19 0.12 95.1 0.3 養 別 11 10.02 21 4,080 39.9 3.751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 愛 提 1,491 23 5,159 34.6 4,663 31.3 59 0.40 90.4 1.3 高 知 813 24 3,981 49.0 3,541 43.6 13 0.16 88.9 0.4 極 18 1,513 39 8,314 55.0 7,760 51.3 51 0.34 93.3 0.7 大 2 86 <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>27.6</th> <th>19</th> <th>0.31</th> <th>92.1</th> <th>1.1</th>							27.6	19	0.31	92.1	1.1
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田								19	0.25	93.4	0.8
広 島 1,753 29 6,533 37.3 6,249 35.6 73 0.42 95.7 1.2 山 口 1,524 33 6,299 41.3 5,988 39.3 19 0.12 95.1 0.3 菅 島 822 21 4,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 愛 媛 1,491 23 5,159 34.6 4,663 31.3 59 0.40 90.4 1.3 高 知 813 24 3,981 49.0 3,541 43.6 13 0.16 88.9 0.4 福 岡 2,590 65 13,682 52.8 12,987 50.1 124 0.48 94.9 1.0 佐 賀 876 19 4,477 51.1 4,218 48.2 54 0.62 94.2 1.3 長 崎 1,513 39 8,314 55.0 7,760 51.3 51 0.34 93.3 0.7 熊 本 1,860 46 9,014 48.5 8,566 46.1 86 0.46 95.0 1.0 大 分 1,221 29 5,447 44.6 5,290 43.3 45 0.37 97.1 0.9 宮 崎 1,169 26 6,230 53.3 5,792 49.5 5 0.04 93.0 0.1 康 児島 1,783 51 10,111 56.7 9,628 54.0 107 0.60 95.2 1.1 中 4 1,329 24 5,630 424 5,370 40.4 55 0.41 95.4 1.0 杜 代 1,822 39 7,370 40.5 7,044 38.7 39 0.21 95.6 0.6 仙 台 1,008 13 1,985 19.7 1,720 17.1 4 0.04 86.6 0.2 丁 宋 著 887 9 1,708 19.3 1,431 16.1 15 0.17 83.8 1.0 林 溪 3,427 26 5,434 15.9 4,935 14.4 41 0.12 90.8 0.8 川 崎 1,250 7 1,545 12.4 1,353 10.8 13 0.10 87.6 1.0 大 阪 2,599 5 2,77 1.1 186 0.7 3 0.01 67.1 1.6 本 月 1,493 13 3,753 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 大 阪 2,599 5 2,77 1.1 186 0.7 3 0.01 67.1 1.6 市 1,493 13 3,753 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 大 八 州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 本 月 1,410 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 大 八 州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 大 八 州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 大 八 州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 0.4 大 八 州											0.5
山 口 1,524 33 6,299 41.3 5,988 39.3 19 0.12 95.1 0.3 徳 島 822 21 4,303 52.3 4,036 49.1 37 0.45 93.8 0.9 香 川 1,022 21 4,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 愛 媛 1,491 23 5,159 34.6 4,663 31.3 59 0.40 90.4 1.3 高 知 813 24 3,981 49.0 3,541 43.6 13 0.16 88.9 0.4 福 岡 2,590 65 13,682 52.8 12,987 50.1 124 0.48 94.9 1.0 佐 賀 876 19 4,477 51.1 4,181 48.2 54 0.62 94.2 1.3 長 崎 1,513 39 8,314 55.0 7,760 51.3 51 0.34 93.3 0.7 熊 本 1,860 46 9,014 48.5 8,566 46.1 86 0.46 95.0 1.0 大 分 1,221 29 5,447 44.6 5,290 43.3 45 0.37 97.1 0.9 宮 崎 1,169 26 6,230 53.3 5,792 49.5 5 0.04 93.0 0.1 鹿 児島 1,783 51 10,111 56.7 9,628 54.0 107 0.60 95.2 1.1 中 縄 1,329 24 5,630 42.4 5,370 40.4 55 0.41 95.4 1.0 杜 帆 1,822 39 7,370 40.5 7,044 38.7 39 0.21 95.6 0.6 仙 台 1,008 13 1,985 19.7 1,720 17.1 4 0.04 66.6 0.2 丁 丁 丁 丁 16 4,842 22.3 4,428 20.4 71 0.33 91.4 1.6 京 都 1,468 13 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 大 阪 2,599 5 2,77 1.1 186 0.7 3 0.01 67.1 1.6 市 丁 1,493 13 3,753 25.1 3,886 22.7 12 0.08 90.2 0.4 丘 広 日 1,341 23 4,995 30.5 30.51 25.6 85 0.75 96.0 3.0 対 市 日 1 1,27,290 1,667 355,669 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 対 向 1,341 23 4,965 30.666 26.0 2,767 0.22 92.7 0.8 対 向 1,341 23 1,667 355,669 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.7 0.8											
信息 822 21 4,303 52.3 4,036 49.1 37 0.45 93.8 0.9 65 11 1,022 21 4,080 39.9 3,751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 22 23 34.6 49.0 35.41 43.6 13 0.16 88.9 0.4 48 2.590 65 13,682 52.8 12,987 50.1 124 0.48 94.9 1.0 2.590 65 13,682 52.8 12,987 50.1 124 0.48 94.9 1.0 2.590 65 13,682 52.8 12,987 50.1 124 0.48 94.9 1.0 2.590 4.0 4.477 51.1 4,218 48.2 54 0.62 94.2 1.3 3.0 4.5 4.5 5.5 7,760 51.3 51 0.34 93.3 0.7 3.3 4.5 0.34 93.3 0.7 3.3 4.5 0.34 93.3 0.7 3.3 4.5 0.37 97.1 0.9 3.3 3.5 3.3 5.792 49.5 5 0.04 93.0 0.1 3.3 3.5 3.5 3.3 3.5										1	
番 川 1,022 21 4,080 39.9 3.751 36.7 6 0.06 91.9 0.2 要 幾 1,491 23 5,159 34.6 4,663 31.3 59 0.40 90.4 1.3 高 知 813 24 3,981 49.0 3,541 43.6 13 0.16 88.9 0.4											
要 援 1,491 23 5,159 34.6 4,663 31.3 59 0.40 90.4 1.3 高 知 813 24 3,981 49.0 3,541 43.6 13 0.16 88.9 0.4 福岡 2,590 65 13,682 52.8 12,987 50.1 124 0.48 94.9 1.0 住質 876 19 4,477 51.1 4,218 48.2 54 0.62 94.2 1.3 長崎 1,513 39 8,314 55.0 7,760 51.3 51 0.34 93.3 0.7 熊 本 1,860 46 9,014 48.5 8,566 46.1 86 0.46 95.0 1.0 大分 1,221 29 5,447 44.6 5,290 43.3 45 0.37 97.1 0.9 宮崎 1,169 26 6,230 53.3 5,792 49.5 5 0.04 93.0 0.1 庶児島 1,783 51 10,111 56.7 9,628 54.0 107 0.60 95.2 1.1 4.1 株民 1,822 39 7,370 40.5 7,044 38.7 39 0.21 95.6 0.6 仙 台 1,008 13 1,985 19.7 1,720 17.1 4 0.04 86.6 0.2 でしてま ま 887 9 1,708 19.3 1,431 16.1 15 0.17 83.8 1.0 十五 葉 887 9 1,708 19.3 1,431 16.1 15 0.17 83.8 1.0 1.0 株族 3,3427 26 5,434 15.9 4,935 14.4 41 0.12 90.8 0.8 11 6.5 年末 1.5 日本 1,408 13 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 万 0.0 1.0 高 1.3 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 万 0.0 1.0 万 0.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0	未 山							1			
高知 813 24 3,981 49.0 3,541 43.6 13 0.16 88.9 0.4 福岡 2,590 65 13,682 52.8 12,987 50.1 124 0.48 94.9 1.0 住質 876 19 4.477 51.1 4.218 48.2 54 0.62 94.2 1.3											
福岡 2,590 65 13,682 52.8 12,987 50.1 124 0.48 94.9 1.0 佐賀 876 19 4.477 51.1 4.218 48.2 54 0.62 94.2 1.3 長崎 1,513 39 8,314 55.0 7,760 51.3 51 0.34 93.3 0.7 熊本 1,860 46 9,014 48.5 8,566 46.1 86 0.46 95.0 1.0 大分 1,221 29 5,447 44.6 5,290 43.3 45 0.37 97.1 0.9 宮崎 1,169 26 6,230 53.3 5,792 49.5 5 0.04 93.0 0.1 庞児島 1,783 51 10,111 56.7 9,628 54.0 107 0.60 95.2 1.1 沖縄 1,329 24 5,630 42.4 5,370 40.4 55 0.41 95.4 1.0 札幌 1,822 39 7,370 40.5 7,044 38.7 39 0.21 95.6 0.6 仙台 1,008 13 1,985 19.7 1,720 17.1 4 0.04 86.6 0.6 公子子 一 6 1,222 — 1,154 — 9 — 94.4 0.8 千葉 887 9 1,708 19.3 1,431 16.1 15 0.17 83.8 1.0 横浜 3,427 26 5,434 15.9 4,935 14.4 41 0.12 90.8 0.8 川崎 1,250 7 1,545 12.4 1,353 10.8 13 0.10 87.6 1.0 名古屋 2,172 16 4.842 22.3 4,428 20.4 71 0.33 91.4 1.6 京都 1,468 13 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 本 1,468 13 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 本 1,468 13 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 本 1,468 13 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 本 1,468 13 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 本 1,483 13 3,753 25.1 3,386 22.7 12 0.08 90.2 0.4 広島 1,126 14 3,000 26.6 2,881 25.6 85 0.75 96.0 3.0 北 九州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 10.6 合計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8											
佐賀 876 19 4,477 51.1 4,218 48.2 54 0.62 94.2 1.3 長崎 1,513 39 8,314 55.0 7,760 51.3 51 0.34 93.3 0.7 熊本 1,860 46 9,014 48.5 8,566 46.1 86 0.46 95.0 1.0 大分 1,221 29 5,447 44.6 5,290 43.3 45 0.37 97.1 0.9 宮崎 1,169 26 6,230 53.3 5,792 49.5 5 0.04 93.0 0.1 庶児島 1,783 51 10,111 56.7 9,628 54.0 107 0.60 95.2 1.1 沖縄 1,329 24 5,630 42.4 5,370 40.4 55 0.41 95.4 1.0 4.1 4.1 0.12 99.8 13 1,985 19.7 1,720 17.1 4 0.04 86.6 0.2 1.1 0.3 13 1,985 19.7 1,720 17.1 4 0.04 86.6 0.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1											
長崎 1,513 39 8,314 55.0 7,760 51.3 51 0.34 93.3 0.7 熊本 1,860 46 9,014 48.5 8,566 46.1 86 0.46 95.0 1.0 大分 1,221 29 5,447 44.6 5,290 43.3 45 0.37 97.1 0.9 宮崎 1,169 26 6,230 53.3 5,792 49.5 5 0.04 93.0 0.1 産児島 1,783 51 10,111 56.7 9,628 54.0 107 0.60 95.2 1.1 中縄 1,329 24 5,630 42.4 5,370 40.4 55 0.41 95.4 1.0 4.4 程 1,322 39 7,370 40.5 7,044 38.7 39 0.21 95.6 0.6 他台台 1,008 13 1,985 19.7 1,720 17.1 4 0.04 86.6 0.2 1.1 中						<u> </u>					
熊本 1,860 46 9,014 48.5 8,566 46.1 86 0.46 95.0 1.0 大分 1,221 29 5,447 44.6 5,290 43.3 45 0.37 97.1 0.9 宮崎 1,169 26 6,230 53.3 5,792 49.5 5 0.04 93.0 0.1 鹿児島 1,783 51 10,111 56.7 9,628 54.0 107 0.60 95.2 1.1 沖縄 1,329 24 5,630 42.4 5,370 40.4 55 0.41 95.4 1.0 札 幌 1,822 39 7,370 40.5 7,044 38.7 39 0.21 95.6 0.6 仙 台 1,008 13 1,985 19.7 1,720 17.1 4 0.04 86.6 0.2											
大分 1,221 29 5,447 44.6 5,290 43.3 45 0.37 97.1 0.9 宮崎 1,169 26 6,230 53.3 5,792 49.5 5 0.04 93.0 0.1 鹿児島 1,783 51 10,111 56.7 9,628 54.0 107 0.60 95.2 1.1 沖縄 1,329 24 5,630 42.4 5,370 40.4 55 0.41 95.4 1.0 札 幌 1,822 39 7,370 40.5 7,044 38.7 39 0.21 95.6 0.6 仙 台 1,008 13 1,985 19.7 1,720 17.1 4 0.04 86.6 0.2 下文							B.	1			
大分 1,221 29 5,447 44.6 5,290 43.3 45 0.37 97.1 0.9 宮崎 1,169 26 6,230 53.3 5,792 49.5 5 0.04 93.0 0.1 鹿児島 1,783 51 10,111 56.7 9,628 54.0 107 0.60 95.2 1.1 沖 縄 1,329 24 5,630 42.4 5,370 40.4 55 0.41 95.4 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0							i				
宮崎 1,169 26 6,230 53.3 5,792 49.5 5 0.04 93.0 0.1 鹿児島 1,783 51 10,111 56.7 9,628 54.0 107 0.60 95.2 1.1 沖縄 1,329 24 5,630 42.4 5,370 40.4 55 0.41 95.4 1.0 札幌 1,822 39 7,370 40.5 7,044 38.7 39 0.21 95.6 0.6 仙台 1,008 13 1,985 19.7 1,720 17.1 4 0.04 86.6 0.2 工業 887 9 1,708 19.3 1,431 16.1 15 0.17 83.8 1.0 横浜 3,427 26 5,434 15.9 4,935 14.4 41 0.12 90.8 0.8 川崎 1,250 7 1,545 12.4 1,353 10.8 13 0.10 87.6 1.0 名古屋 2,172 16 4,842 22.3 4,428 20.4 71 0.33 91.5 0.1 大阪 2,599 5 77 1.54 1.8 0.7 3 0.01 <		1,221	29	5,447	44.6	5,290	43.3				
度児島 1,783 51 10,111 56.7 9,628 54.0 107 0.60 95.2 1.1 沖 縄 1,329 24 5,630 42.4 5,370 40.4 55 0.41 95.4 1.0 札 幌 1,822 39 7,370 40.5 7,044 38.7 39 0.21 95.6 0.6 仙 台 1,008 13 1,985 19.7 1,720 17.1 4 0.04 86.6 0.2 千 葉 887 9 1,708 19.3 1,431 16.1 15 0.17 83.8 1.0 横 浜 3,427 26 5,434 15.9 4,935 14.4 41 0.12 90.8 0.8 川 崎 1,250 7 1,545 12.4 1,353 10.8 13 0.10 87.6 1.0 名古屋 2,172 16 4,842 22.3 4,428 20.4 71 0.33 91.4 1.6 京 都 1,468 13 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 大 阪 2,599 5 7277 1.1 186 0.7 3 0.01 67.1 1.6 神 戸 1,493 13 3,753 25.1 3,386 22.7 12 0.08 90.2 0.4 元 島 1,126 14 3,000 26.6 2,881 25.6 85 0.75 96.0 3.0 北 九 州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 合 計 1,27,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 分前年計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 分前年計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8									0.04	93.0	0.1
押									0.60	95.2	1.1
札 幌 1,822 39 7,370 40.5 7,044 38.7 39 0.21 95.6 0.6 仙 台 1,008 13 1,985 19.7 1,720 17.1 4 0.04 86.6 0.2 17.5 1							•		0.41	95.4	1.0
他台 1,008 13 1,985 19.7 1,720 17.1 4 0.04 86.6 0.2 17.1 本 88.7 9 1,708 19.3 1,431 16.1 15 0.17 83.8 1.0 横浜 3,427 26 5,434 15.9 4,935 14.4 41 0.12 90.8 0.8 月日 1,250 7 1,545 12.4 1,353 10.8 13 0.10 87.6 1.0 名古屋 2,172 16 4,842 22.3 4,428 20.4 71 0.33 91.4 1.6 京都 1,468 13 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 大阪 2,599 5 277 1.1 186 0.7 3 0.01 67.1 1.6 神戸 1,493 13 3,753 25.1 3,386 22.7 12 0.08 90.2 0.4 広島 1,126 14 3,000 26.6 2,881 25.6 85 0.75 96.0 3.0 北九州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 福岡 1,341 23 4,095 30.5 3,919 29.2 24 0.18 95.7 0.6 合計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 对前年計 127,290 1,670 356,621 28.0 330,666 26.0 2,767 0.22 92.7 0.8											
日本							1	1		1	
干業 887 9 1,708 19.3 1,431 16.1 15 0.17 83.8 1.0 横浜 3,427 26 5,434 15.9 4,935 14.4 41 0.12 90.8 0.8 川崎 1,250 7 1,545 12.4 1,353 10.8 13 0.10 87.6 1.0 名古屋 2,172 16 4,842 22.3 4,428 20.4 71 0.33 91.4 1.6 京都 1,468 13 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 大阪 2,599 5 277 1.1 186 0.7 3 0.01 67.1 1.6 中戸 1,493 13 3,753 25.1 3,386 22.7 12 0.08 90.2 0.4 広島 1,126 14 3,000 26.6 2,881 25.6 85 0.75 96.0 3.0 北九州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 福岡 1,341 23 4,095 30.5 3,919 29.2 24 0.18 <th< th=""><th>さいたま</th><th>1,000</th><th>i .</th><th></th><th></th><th>1</th><th></th><th>i</th><th></th><th></th><th></th></th<>	さいたま	1,000	i .			1		i			
横浜 3,427 26 5,434 15.9 4,935 14.4 41 0.12 90.8 0.8 川崎 1,250 7 1,545 12.4 1,353 10.8 13 0.10 87.6 1.0 名古屋 2,172 16 4,842 22.3 4,428 20.4 71 0.33 91.4 1.6 京都 1,468 13 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 大阪 2,599 5 277 1.1 186 0.7 3 0.01 67.1 1.6 神戸 1,493 13 3,753 25.1 3,386 22.7 12 0.08 90.2 0.4 広島 1,126 14 3,000 26.6 2,881 25.6 85 0.75 96.0 3.0 北九州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 福岡 1,341 23 4,095 30.5 3,919 29.2 24 0.18 95.7 0.6 合計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 対前年計 127,290 1,670 356,621 28.0 330,666 26.0 2,767 0.22 92.7 0.8	+		1			4	l .	1			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								1			
名古屋 2,172 16 4,842 22.3 4,428 20.4 71 0.33 91.4 1.6 京都 1,468 13 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 大阪 2,599 5 277 1.1 186 0.7 3 0.01 67.1 1.6 神 戸 1,493 13 3,753 25.1 3,386 22.7 12 0.08 90.2 0.4 広島 1,126 14 3,000 26.6 2,881 25.6 85 0.75 96.0 3.0 北九州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 福岡 1,341 23 4,095 30.5 3,919 29.2 24 0.18 95.7 0.6 合計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 对前年計 127,290 1,670 356,621 28.0 330,666 26.0 2,767 0.22 92.7 0.8											
京都 1,468 13 3,937 26.8 3,602 24.5 5 0.03 91.5 0.1 大阪 2,599 5 277 1.1 186 0.7 3 0.01 67.1 1.6 神 戸 1,493 13 3,753 25.1 3,386 22.7 12 0.08 90.2 0.4 広島 1,126 14 3,000 26.6 2,881 25.6 85 0.75 96.0 3.0 北九州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 福 岡 1,341 23 4,095 30.5 3,919 29.2 24 0.18 95.7 0.6 合計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 対前年計 127,290 1,670 356,621 28.0 330,666 26.0 2,767 0.22 92.7 0.8							1	1		1	
大阪 2,599 5 277 1.1 186 0.7 3 0.01 67.1 1.6 神戸 1,493 13 3,753 25.1 3,386 22.7 12 0.08 90.2 0.4 広島 1,126 14 3,000 26.6 2,881 25.6 85 0.75 96.0 3.0 北九州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 福岡 1,341 23 4,095 30.5 3,919 29.2 24 0.18 95.7 0.6 合計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 対前年計 127,290 1,670 356,621 28.0 330,666 26.0 2,767 0.22 92.7 0.8											
大阪 2,599 5 277 1.1 186 0.7 3 0.01 67.1 1.6 神戸 1,493 13 3,753 25.1 3,386 22.7 12 0.08 90.2 0.4 広島 1,126 14 3,000 26.6 2,881 25.6 85 0.75 96.0 3.0 北九州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 福岡 1,341 23 4,095 30.5 3,919 29.2 24 0.18 95.7 0.6 合計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 対前年計 127,290 1,670 356,621 28.0 330,666 26.0 2,767 0.22 92.7 0.8	京都	1,468	13			3,602			1		
神 戸 1,493 13 3,753 25.1 3,386 22.7 12 0.08 90.2 0.4 広 島 1,126 14 3,000 26.6 2,881 25.6 85 0.75 96.0 3.0 北 九 州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 福 岡 1,341 23 4,095 30.5 3,919 29.2 24 0.18 95.7 0.6 合 計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 対前年計 127,290 1,670 356,621 28.0 330,666 26.0 2,767 0.22 92.7 0.8		2,599	5	277	1.1	186	0.7	3	1		
広島 1,126 14 3,000 26.6 2,881 25.6 85 0.75 96.0 3.0 北九州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 福岡 1,341 23 4,095 30.5 3,919 29.2 24 0.18 95.7 0.6 合計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 対前年計 127,290 1,670 356,621 28.0 330,666 26.0 2,767 0.22 92.7 0.8				1			22.7	12	0.08	90.2	0.4
北九州 1,101 17 4,193 38.1 3,824 34.7 39 0.35 91.2 1.0 福 岡 1,341 23 4,095 30.5 3,919 29.2 24 0.18 95.7 0.6 合 計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 対前年計 127,290 1,670 356,621 28.0 330,666 26.0 2,767 0.22 92.7 0.8										96.0	3.0
福 岡 1,341 23 4,095 30.5 3,919 29.2 24 0.18 95.7 0.6 合 計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 対前年計 127,290 1,670 356,621 28.0 330,666 26.0 2,767 0.22 92.7 0.8							li .	1		91.2	1.0
合計 127,290 1,667 355,269 27.9 329,555 25.9 2,566 0.20 92.8 0.8 対前年計 127,290 1,670 356,621 28.0 330,666 26.0 2,767 0.22 92.7 0.8							1	4			
対前年計 127,290 1,670 356,621 28.0 330,666 26.0 2,767 0.22 92.7 0.8											
[7] [1] [1] [2] [2] [3] [3] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4											
	对	12/,290								32.	1 0.8

資料:1 病院数、病床数、在院患者数及び病床利用率は精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

² 措置入院者数は精神保健福祉課調 2 1 ロけ 1 ロ世計にトス(総数庁毎計長)

(2) 開設者別精神病院数、精神病床数の年次推移

	総	数	<u> </u>		園			公	(各年6月30日現在)					
年 次				E]	都道	府 県	市町	丁 村	公的医	立 療機関		<u> </u>	(法人・個人)	
	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数
昭和45年	1, 364	242, 022	63	7, 428	64	16, 028	81	7, 828	47	5, 268	255	36, 552	1, 109	205, 470
50	1, 454	275, 468	70	8, 606	66	16, 727	83	8, 141	50	5, 975	269	39, 449	1, 185	236, 019
55	1, 521	304, 469	79	8, 984	68	17, 220	84	8, 045	50	5, 857	281	40, 106	1, 240	264, 363
56	1,546	311, 901	82	9, 140	70	17, 248	84	8, 177	50	5, 843	286	40, 408	1, 260	271, 493
57	1,570	318, 186	84	9, 180	70	17, 082	84	8, 248	50	5, 843	288	40, 353	1, 282	277, 833
58	1, 585	324, 004	87	9, 267	71	17, 108	84	8, 131	50	5, 876	292	40, 382	1, 293	283, 622
59	1, 597	329, 806	89	9, 256	73	16, 961	83	8, 044	50	5, 906	295	40, 167	1, 302	289, 639
60	1,604	333, 570	89	9, 240	74	17, 006	83	8, 135	50	5, 882	296	40, 263	1, 308	293, 307
61	1,610	339, 161	91	9, 306	75	17, 179	81	7, 950	50	5, 973	297	40, 408	1, 313	298, 753
62	1,627	345, 494	91	9, 327	75	17, 143	81	7, 981	51	6, 033	298	40, 484	1, 329	305, 010
63	1, 641	351, 358	91	9, 276	76	17, 138	82	8, 043	51	6, 033	300	40, 490	1, 341	310, 868
平成元年	1,648	355, 089	91	9, 284	77	17, 112	83	8, 101	51	6, 073	302	40, 570	1, 346	314, 519
2	1, 655	358, 251	91	9, 304	78	17, 275	83	8, 151	51	5, 952	303	40, 682	1, 352	317, 569
3.	1,660	360, 303	92	9, 344	77	17, 224	83	8, 151	51	5, 915	303	40, 634	1, 357	319, 669
4	1,663	361,830	92	9, 344	78	17, 274	83	8, 231	52	5, 985	305	40, 834	1, 358	320, 996
5	1, 672	363, 010	92	9, 332	78	17, 274	. 82	8, 128	53	6, 075	305	40, 809	1, 367	322, 201
6	1, 672	362, 692	92	9, 332	78	17, 210	82	8, 134	53	6, 049	305	40, 725	1, 367	321, 967
7	1, 671	362, 154	93	9, 324	79	17, 206	82	8, 079	53	5, 762	307	40, 371	1, 364	321, 783
8	1, 667	361,053	93	9, 347	80	17, 227	82	8, 083	52	5, 685	307	40, 342	1, 360	320, 711
9	1, 669	360, 432	93	9, 357	82	17, 392	82	8, 048	59	5, 971	316	40, 768	1, 353	319, 664
10	1,670	359, 563	94	9, 332	82	17, 338	82	7, 950	50	5, 514	308	40, 134	1, 362	319, 429
11	1,670	358, 609	94	9, 207	83	17, 207	82	7, 870	49	5, 432	308	39, 716	1, 362	318, 893
12	1, 673	358, 597	93	9, 075	85	17, 259	82	7, 879	49	5, 239	309	39, 452	1, 364	319, 145
13	1, 669	357, 388	94	9, 081	87	17, 091	78	7, 657	49	5, 116	308	38, 945	1, 361	318, 443
14	1,670	356, 621	93	9, 071	88	17, 144	77	7, 550	49	4, 985	307	38, 750	1, 363	317, 871
15	1,667	355, 269	93 = F N / E = t	9, 059	87	16, 747	76	7, 503	48	4, 753	304	38, 062	1, 363	317, 207

資料:精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(3) 都道府県別開設者別精神病院数及び病床数

	IN 宗	אם נותן ניני	<u> </u>				<u> </u>					(11%)		()日現在)
都道府県	国		都道府県		市町村		公的医療機関		その他			計		it
l									法	人	個	人		_
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
1 北海道	2	283	4	572	14	1,670	9	733	53	10,268	7	863	89	14,389
2 青 森	1	41	1	350	5	483	1	111	17	3,673	0	0	25	4,658
3 岩 手	1	300	3	738	2	180	0	0	15	3,465	1	207	22	4,890
4 宮 城	0	0	1	354	0	0	0	0	16	3,126	3	218	20	3,698
5 秋 田	1	36	1	200	5	440	3	190	17	3,627	0	0	27	4,493
6山形	1	40	3	430	1	76	0	0	12	2,754	1	115	18	3,415
7福島	0	0	3	445	1	140	4	448	28	6.904	1	150	37	8,087
8 茨 城	2	81	1	589	0	0	0	0	32	6,880	2	191	37	7,741
9 栃 木	0	0	1	255	0	0	4	372	22	4,653	1	121	28	5,401
10群馬		40						0	17	4,753	0			5,388
	1		1	372	1	223	0	476	44		5	0.70	20	
	1	26	1	120	0		2			10,283		876	53	11,781
12 千 葉	1	350	0	0	2	400	1	50	42	10,770	1	84	47	11,654
13 東 京	9	1,082	12	2,054	1	52	0	0	83	20,667	11	1,833	116	25,688
14 神奈川	2	303	0	0	1	38	0	0	29	6,716	2	233	34	7,290
15 新 潟	2	314	3	580	0	0	3	373	22	5,915	1	100	31	7,282
16 富 山	2	233	1	80	4	303	2	103	18	2,315	5	615	32	3,649
17 石 川	2	94	1	400	3	193	0	0	14	2,949	1	263	21	3,899
18 福 井	1	41	2	446	1	100	0	0	11	1,818	0	0	15	2,405
19 山 梨	1	40	1	300	0	0	0	0	9	2,259	0	0	11	2,599
20 長 野	2	320	2	356	0	0	6	562	22	3,555	1	643	33	5,436
21 岐 阜	2	51	1	120	2	112	1	54	13	3,910	1	127	20	4,374
22 静 岡	1	37	1	350	3	140	0	0	33	6,664	1	171	39	7,362
23 愛 知	0	0	2	230	2	262	1	100	29	6,986	5	1,483	39	9,061
24 三 重	2	300	3	604	1.	50	1	350	9	2,830	3	1,014	19	5,148
25 滋 賀	1	45	1	100	0	0	2	207	8	1,963	0	0	12	2,315
26 京 都	2	201	1	266	0	0	0	. 0	6	2,047	1	159	10	2,673
27 大 阪	2	100	1	632	0	0	1	30	48	18,000	3	825	55	19,587
28 兵 庫	1	24	1	45	1	100	0	0	24	7,438	2	606	29	8,213
29 奈 良	1	200	1	80	0	0	0	0	8	2,699	0	0	10	2,979
30 和歌山	0	0	2	340	3	512	0	0	7	1,623	1	120	13	2,595
31 鳥 取	2	342	0	0	1	108	0	0	6	1,284	1	100	10	1,834
32 島 根	1	40	3	393	2	100	2	110	10	2,016	0	0	18	2,659
33 岡 山	1	56	1	240	0	0	0	0	22	5,599	2	110	26	6,005
34 広 島	2	400	0	0	3	471	1	120	22	5,211	1	331	29	6,533
35 山 口	2	103	1	200	0	0	0	0	28	5,694	2	302	33	6,299
36 徳 島	1	45	1	100	1	112	1	20	17	4,026	0	0	21	4,303
37 香 川	2	126	1	340	4	369	0	0	14	3,245	0	0	21	4,080
38 愛 媛	1	40	1	50	1	165	0	0	20	4,904	0	0	23	5,159
39 高 知	. 1	35	1	153	1	50	0	0	20	3,593	1	150	24	3,981
40 福 岡	3	30	2	350	0	0	0	0	57	12,253	3	1,049	65	13,682
41 佐 賀	2	599	0	0	0	0	0	0	14	3,246	3	632	19	4,477
42 長 崎	2	90	3	411	1	70	0	0	31	7,230	2	513	39	8,314
43 熊 本	3	250	1	190	0	0	0	0	42	8,574	0	0	46	9,014
44 大 分	2	70	0	0	0	0	1	200	25	5,075	1	102	29	5,447
45 宮 崎	1	40	2	402	0	0	0	0	23	5,788	0	0	26	6,230
46 鹿児島	1	45	1	340	0	0	0	0	47	9,584	2	142	51	10,111
47 沖 縄	2	390	3	456	0	0	0	0	19	4,784	0	0	24	5,630
48 札 幌	4	141	1	50	1	254	0	0	33	6,925	0	0	39	7,370
49 仙 台	3	137	0	0	1	16	0	0	8	1,712	1	120	13	1,985
50さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1,101	1	121	6	1,222
51 千 葉	3	722	1	50	1	60	0	0	4	876	0	0	9	1,708
52 横 浜	1	52	3	565	2	80	0	0	17	3,905	3	832	26	5,434
53 川 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,434	1	111	7	1,545
54 名古屋	4	323	1	342	1	36	0	0	9	3,796	1	345	16	4,842
55 京 都	1	80	1	118	0	0	. 0	0	11	3,739	0	0	13	3,937
56 大 阪	0	0	1	44	2	95	1	84	1	54	0	0	5	277
57 神 戸	1	46	1	495	0	0	0	0	9	2,809	2	403	13	3,753
58 広 島	1	20	1	50	1	43	0	0	10	2,777	1	110	14	3,000
59 北九州		112	0	0	0	0	0	0	17	4,081	0	0	17	4,193
60 福 岡	2	143	0	0	0	0	1	60	14	2,617	6	1,275	23	4,095
合計	93	9,059	87	16,747	76	7,503	48	4,753		299,442	94			355,269
各料·特油/P	 1				,,,	.,000				<u>, , </u>	· · · · ·	,		, , , , , , , , ,

資料:精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(4)都道府県別病棟形態別精神病棟数及び病床数

1,073

15.645

5.393

1,583

4.842

3,852

3.753

3,000

4,131

4,095

合計 353,699

横浜市

川崎市

名古屋市

京都市

大阪市

神戸市

広島市

北九州市

福岡市

7.356

32 1,697

(平成15年6月30日) 急性期病模数 老人性痴呆疾患 精神療養 アルコール アルコール 老人精神 薬物 児童思春期 合併症 精神病床 指定病床 事物混合 病棟数 | 病床数 | 病棟数 | 病床数 | 病棟数 病床数 病 棟数 病床数 病棟数 病床数 病棟数 病床数 北海道 14,389 2 ! 100 l 1,698 青森 4.648 n o 岩手 4.890 σī 宮城 3,698 0 [οT កា n 秋田 4,493 0 1 ñ 山形 3,415 n Ö 福島 8.090 茨城 7,741 n Ö 1.931 ő n 0 1 栃木 5,401 -2.058 Δ 0.1 群馬 5,024 n 1,431 Ö σĪ ō 埼玉 11.705 1,545 1,724 q न । 千葉 11,654 23 n 東京 2 560 25 688 Ω R 1.269 8 1 神奈川 7.240 1 466 Ô 新温 1.533 n n 7.232 O 事山 3,627 Ö c n 1,195 石川 3,899 0 1 Ö n 福井 2.405 0 [C 山製 2,599 1,219 779 長野 5,325 Ō ō 岐阜 4.374 Π n 7.316 1.626 .042 静岡 1,352 ō Ö 愛知 9.000 οT n 5.148 Ö n n 滋賀 Ö ō I 0.1 Ö 2,309 Ď Ö 京都 2.627 n οT 1,227 0 1 大阪 19,669 4,522 兵庫 n Ó ō 8,057 2,022 O 奈良 2.985 n n 和歌山 2.595 Ô ō G 0 1 O 0.1 n 鳥取 1.834 島根 2,659 5.948 1.373 0 1 ₩ dt n ਗ 6.533 0 1 0 1 1.740 nΤ 広島 1.410 n E C 6.297 O 徳島 4,299 ō ਗ 4,080 香川 Λ n 愛媛 5,156 1,416 高知 3,981 1.020 3.078 福岡 13,425 佐賀 4.467 5 I 1] 1 | 0 | 長崎 2,546 1 [8.314 1,970 熊本 9.011 1,315 大分 5,447 1.914 6,230 宮崎 1.340 應児島 10,060 1,841 Δ n 沖縄 5,634 2.849 O 札幌市 7.339 ō 仙台市 1.985 0 1 Ö さいたま市 1,222 千葉市 0 1 1.609

1,407

3 [

0 [

T

3.842

G

0]

ō

n

ō

0 1

265 14.167

Ö

ਗ

0 1

0 1

ñ

1,625

1 1

oΤ

Ω

336 17,750

 \cap

1,324

1,132

1,201

73,526

2,764

228 11,656

-21 -

(5) 都道府県別入院形態別在院患者数

(平成15年6月30日現在) 都道府県 措置 医療保護 その他 任 意 北海道 61 2,678 394 13,100 9,967 22 4,186 森 1,139 3,013 12 44 766 # 4,545 3,735 0 城 17 4 969 2,460 3 3,449 秋 2,573 5 田 21 1,600 Õ 4.194 形 20 Ш 1,142 2.077 0 3,239 福 島 2.454 38 4.741 25 7,258 城 60 2,127 4.898 3 7,088 栃 2 9 木 76 1,892 2,912 4,882 10 群 馬 22 1.913 2.754 0 4,689 埼 Ŧ 150 4.845 5.791 328 11,114 11 葉 35 4.342 6.575 0 10,952 東 272 13 京 87 7,509 15,293 23,161 神奈川 41 3,402 14 3,260 6,704 1 15 新 潟 29 3,999 2,843 13 6,884 1,795 16 富 Ш 30 1,660 ō 3,485 2,087 17 Ш 13 1.626 0 3.726 福 # 18 15 697 1.508 0 2.220 悡 19 Ш 11 0 857 1,466 2,334 野 20 長 54 1,148 0 3,771 4.973 岐 21 阜 40 1.349 2.723 4,113 1 畄 41 2.221 静 4,336 0 6,598 23 知 61 2,502 191 8.530 5.776 重 19 1,529 3,309 0 4,857 賀 滋 25 40 811 1,295 0 2,146 26 9 792 1,606 0 2,407 京 阪 84 6,976 10,791 448 18,299 兵 庫 45 28 2,432 5,277 198 7,952 奈 良 和歌山 16 2,560 1,558 985 30 20 931 1,441 Ō 2,392 取 19 31 615 1,061 1,696 島 32 根 19 1,122 1,335 17 2,493 33 畄 Ш 28 1,744 132 5,412 3,508 34 広 島 73 2.275 3,898 $\overline{0}$ 6,246 35 Ш П 19 2,885 3,082 0 5,986 36 徳 島 37 910 3,089 1 4,037 加 37 香 6 571 3,172 1 3,750 媛 59 0 38 1,936 2,671 4,666 高 知 13 27 3,537 39 1,136 2,361 40 福 阎 124 3,803 194 12,719 8,598 2,878 41 54 1,245 35 4,212 崎 42 51 1.816 5.871 22 7,760 能 43 本 86 3,247 5,232 0 8,565 分輪 44 45 1,859 3,386 0 5,290 45 5 1,092 4,695 0 5,792 鹿児島 46 107 3,160 0 6,361 9,628 47 細 55 1,426 0 5,370 3,889 札 帽 48 39 2,659 4,062 298 7,058 49 仙 4 672 1,043 0 1,719 50 さいたま雨 9 595 0 1.154 550 51 葉 15 791 625 0 1,431 横 52 浜 41 2,670 2,226 1 4,938 丌 峤 0 <u>53</u> 13 497 844 1,354 名古屋 71 1,705 4,425 2,648 1 54 0 3,608 都 5 1,193 2,410 55 京 阪 3 56 14 171 1 189 神 12 1,334 2,043 3,390 1 58 広 島 85 1,046 1,730 20 2,881 北九州 59 39 1,002 2,798 0 3,839 畄 24 60 福 1,131 2,761 2 3,918 2,461

資料:精神保健福祉課調

2,566

114,152

209,921

329,100

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数①

(平成15年6月30日)

	(平成15 一									
	1ヶ月未満	~3ヶ月未	~6ヶ月未	~1年未満		~10年未満	~20年未満	20年以上	合計	
北海道	2	6	4	2	16	4	5	22	61	
青森	3	5	1	1	7	3	0	2	22	
岩手	1	4	4	2	13	5	12	3	44	
宮城	3	3	3	3	3	0	1	1	17	
秋田	2	2	3	4	5	0	2	3	21	
山形	0	2	3	3	4	6	0	2	20	
福島	3	3	4	0	10	2	5	11	38	
茨城	6	16	1	11	16	4	4	2	60 76	
栃木 群馬	20	24	8	0	12	3	· 3	7	22	
埼玉	8 19	22	16	16	26	19	4	28	150	
千葉	6	6	8	3	5	6	1	0	35	
東京	121	86	19	14	15	11	5	1	272	
神奈川	18	8	2	6	4	2	1	Ò	41	
新潟	10	6	3	1	2	2	1	4	29	
富山	1	2	4	2	9	2	5	5	30	
石川	0	2	2	3	1	3	2	0	13	
福井	2	1	1	3	0	0	0	8	15	
山梨	1	4	1	0	0	1	0	4	11	
長野	6	10	3	4	17	5	2	7	54	
岐阜	1	0	1.	1	4	2	7	24	40	
静岡	7	10	4	6	5	0	3	6	41	
愛知	5	9	9	5	20	10	1	2 8	61	
三重 滋賀	3	2	1 3	0	10	1 2	3	13	19 40	
京都	3	1	1	2	10	0	1	0	9	
大阪	26	21	12	8	13	2	2	0	84	
兵庫	3	4	1	4	6	6	8	13	45	
奈良	3	4	1	1	3	3	0	1	16	
和歌山	4	4	1	1	2	0	. 0	8	20	
鳥取	0	2	2	3	7	4	1	0	19	
島根	2	10	1	3_	2	0	0	1	19	
岡山	2	9	1	1	9	2	1	3	28	
広島	15	18	8	6	14	3	2	7	73	
山口 徳島	3	3	1	0	5 8	6	1 4	5 13	19 37	
香川	2	1	2	1	1	0	0	0	6	
愛媛	3	6	1	2	13	6	5	23	59	
高知	3	1	1	2	2	1	3	0	13	
福岡	9	13	8	9	37	17	6	26	124	
佐賀	2	3	5	7	11	5	2	19	54	
長崎	5	3	5	11	9	4	6	8	51	
熊本	10	13	14	6	22	8	2	11	86	
大分	1	4	4	6	14	1	5	10	45	
宮崎	1	1	1	1	0	0	0	1 27	5	
鹿児島	10	8	8	3	16	10	15	37	107	
沖縄 札幌市	5 0	14	8	9	9	3 4	6	11	55 39	
仙台市	3	7	1	0	0	0	0	0	39	
さいたま市	1	4	1	2	1	0	0	0	9	
千葉市	3	6	2	2	2	0	0	0	15	
横浜市	21	9	1	2	5	2	1	0	41	
川崎市	5	2	2	2	1	0	1	Ō	13	
名古屋市	4	3	6	10	31	7	6	4	71	
京都市	3	0	0	0	0	2	0	0	5	
大阪市	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
神戸市	1	0	3	2	1	3	0	2	12	
広島市	18	20	8	6	15	10	4	4	85	
北九州市	2	7	5	2	9	2	7	5	39	
福岡市	1	4	2	3	8	0	0	6	24	
合計	430	447	228	214	495	205	165	384	2,567	

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数②

				医療	保護入院患	 者数		(十八八)	5年6月30日)
	1ヶ月未満	~3ヶ月未	~6ヶ月未	~1年未満	~5年未満	~10年未満	~20年未満	20年以上	合計
北海道	249	248	178	241	681	287	352	442	2,678
青森	117	143	111	145	282	129	110	102	1,139
岩手	59	102	54	57	190	100	98	106	766
宮城	72	116	100	92	278	128	93	90	969
秋田	123	151	131	176	443	196	158	222	1,600
山形	90	131	100	116	400	99	96	110	1,142
福島	176	202	200	213	649	277	284	453	2,454
茨城	140	190	140	177	590	261	263	366	2,127
栃木	114	134	105	134	514	270	272	349	1,892
群馬	118	141	117	134	485	233	279	406	1,913
埼玉	302	535	405	517	1,273	520	583	710	4,845
千葉	287	366	349	383	1,478	536	467	474	4,340
東京神奈川	811 268	1,068 384	717	789	2,047	798	666	613	7,509
新潟	264	340	281 265	363 353	1,046	435 526	326	299	3,402
富山	149	156	119	155	1,160 578		446 174	645	3,999
石川	102	161	136	142	491	238 182	181	226 231	1,795 1,626
福井	77	83	54	75	166	95	66	231 81	697
山梨	80	77	40	68	234	87	105	166	857
長野	92	108	92	109	312	110	120	205	1,148
岐阜	122	130	92	91	362	132	173	247	1,349
静岡	219	236	177	197	579	221	262	330	2,221
愛知	174	181	162	199	652	352	404	378	2,502
三重	131	165	118	147	423	200	167	178	1,529
滋賀	64	82	51	88	234	87	96	109	811
京都	79	88	70	56	212	102	78	107	792
大阪	609	667	595	605	2,206	783	694	732	6,891
兵庫	163	181	134	166	614	313	380	481	2,432
奈良	96	153	89	125	447	206	201	241	1,558
和歌山	49	62	56	54	154	110	153	293	931
鳥取	36	58	46	55	171	86	87	76	615
島根	84	98	89	129	421	116	78	108	1,123
岡山 広島	103 133	206	135	178	531	210	179	202	1,744
山口	137	206 215	165 181	204 250	705 899	337 351	242 350	283 502	2,275
徳島	34	43	29	40	189	146	183	246	2,885 910
香川	54	59	40	57	157	63	66	75	571
愛媛	123	180	139	175	478	201	289	351	1,936
高知	103	108	88	111	342	129	115	140	1,136
福岡	242	329	288	358	1,284	498	433	371	3,803
佐賀	77	116	92	124	381	132	153	170	1,245
長崎	90	130	126	149	594	203	195	329	1,816
熊本	162	251	166	260	942	427	411	628	3,247
大分	108	179	123	159	512	203	239	336	1,859
宮崎	61	76	79	73	286	165	148	204	1,092
鹿児島	132	186	197	200	917	464	488	576	3,160
沖縄	110	160	121	151	491	145	147	101	1,426
札幌市	167	203	157	225	826	412	358	311	2,659
仙台市	47	74	71	144	213	50	32	41	672
さいたま市	42	51	28	39	191	76	67	101	595
千葉市 	83	101	57	77	153	91	97	132	791
横浜市	184	276	213	266	909	320	261	241	2,670
川崎市 名古屋市	30	41	42 79	52	164	59	60	49	497
京都市	94 67	153 113	107	119 136	436 446	228 167	273 82	323 75	1,705 1,193
大阪市	5	4	2	3	446 0	0	0	/5 0	1,193
神戸市	90	118	104	120	396	179	166	161	1,334
広島市	70	90	87	102	311	97	154	135	1,046
北九州市	76	83	93	86	335	113	111	105	1,040
福岡市	102	135	102	101	280	134	134	143	1,131
合計	8,242	10,823	8,484	10,310	33,140	13,815	13,345	15,907	114,066
<u> </u>	U,2-72	10,020	0,107	10,010	00,170	10,010	10,040	10,307	117,000

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数③

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		43	意入院患者	<u>¥</u>		(平成1:	5年6月30日)
	1ヶ月未満	~3ヶ月未	~6ヶ月未	~1年未満	~5年未満	xx ~10年未満	~20年未満	20年以上	合計
北海道	755	811	599	831	3,122	1,434	1,190	1,225	9,967
青森	213	295	157	186	698	431	465	568	3,013
岩手	228	343	256	307	1,056	531	557	457	3,735
宮城	163	207	147	191	652	410	369	321	2,460
秋田	167	218	149	160	651	412	389	427	2,573
山形	200	215	140	165	591	301	243	222	2,077
福島	295	295	249	259	1,141	782	790	930	4,741
茨城	209	262	206	260	1,056	794	913	1,198	4,898
栃木	123	190	152	201	700	409	501	636	2,912
群馬	213	186	141	198	699	455	418	444	2,754
埼玉	415	543	440	587	1,556	748	728	774	5,791
千葉	428	467	328	367	1,791	1,068	1,145	983	6,577
東京	1,352	1,433	1,060	1,130	4,247	2,247	1,951	1,873	15,293
神奈川	268	434	229	241	933	487	354	314	3,260
新潟	200	244	193	208	625	425	397	551	2,843
富山	195	126	83	88	397	289	220	262	1,660
石川	118	152	104	165	534	310	289	415	2,087
福井	125	135	93	96	322	205	227	305	1,508
山梨	119	123	79	81	300	218	229	317	1,466
長野	387	350	231	267	1,004	540	445	547	3,771
岐阜	184	201	160	149	620	427	499	483	2,723
静岡	282	366	311	340	1,031	649	676	681	4,336
愛知	389	474	335	444	1,557	932	891	754	5,776
三重	201	271	146	220	831	498	523	619	3,309
滋賀	97	100	77	83	344	181	168	245	1,295
京都	85	127	99	93	439	227	247	289	1,606
大阪	884	1,060	681	720	3,104	1,618	1,358	1,102	10,527
兵庫	303	316	307	408	1,603	869	711	760	5,277
奈良	79	74	50	59	257	134	139	193	985
和歌山	77	99	71	78	370	222	175	349	1,441
鳥取	81	66	62	80	284	165	158	165	1,061
島根	159	149	88	90	342	194	160	152	1,334
岡山	283	326	261	302	1,040	439	421	436	3,508
広島	246	292	259	305	1,222	590	483	501	3,898
山口	200	200	181	236	849	469	396	551	3,082
徳島	140	164	164	196	774	571	495	585	3,089
香川	181	232	171	217	881	436	433	621	3,172
愛媛	177	214	155	161	652	416	420	476	2,671
高知	212	212	162	202	630	314	307	322	2,361
福岡	517	710	515	634	2,661	1,269	1,221	1,071	8,598
佐賀	178	220	201	253	880	380	383	383	2,878
長崎	337	403	321	418	1,780	788	857	967	5,871
熊本 大分	361	466 252	319	348	1,456	771	620	891	5,232
宮崎	166 285	306	215 280	288	1,111	515	439	400	3,386
<u> </u>	285	401	348	364 423	1,282	748	656 999	774	4,695 6,361
沖縄	297	305	232		1,750	1,081		1,078	
札幌市	402	398	232	262 355	1,190 1,229	684 600	597 457	322 382	3,889 4,062
仙台市	83	134	66	116	239	132	125	148	1,043
さいたま市	30	45	24	28	176	86	69	92	550
千葉市	33	47	32	45	116	86	101	165	625
横浜市	265	267	132	154	564	369	255	220	2,226
川崎市	74	81	80	47	190	131	130	111	844
名古屋市	172	226	138	199	656	451	414	392	2,648
京都市	139	168	135	165	732	483	298	288	2,408
大阪市	85	44	14	15	11	1	0	0	170
神戸市	187	209	130	162	577	332	257	189	2,043
広島市	177	155	120	130	484	244	239	181	1,730
北九州市	191	264	188	193	866	391	395	310	2,798
福岡市	243	285	179	200	758	400	393	303	2,750
合計	14,936	17,358	12,684	15,170	57,613	31,789	29,385	30,720	209,655
	17,300	17,000	12,004	10,170	J1,013	31,/09	23,303	1 30,720	203,000

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数④

				70	の他入院患者	**		(平成1	5年6月30日)
	1ヶ月未満	~3ヶ月未	~6ヶ月未	~1年未満	~5年未満		~20年未満	20年以上	合計
北海道	13	16	23	4	20	11	49	258	394
青森	5	3	2	2	0	0	0	0	12
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城 秋田	0	1	1		0	0	0	0	3
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	4	3	1	0	7	0	3	0	0 25
茨城	0	0	1	1	1	0	0	0	3
栃木	1	0	0	Ö	1	0	0	0	2
群馬	0	0	0	0	0	Ö	Ö	0	0
埼玉	0	0	0	0	21	30	100	177	328
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	13	13	15	15	26	1	3	1	87
神奈川	0	0	0	0	1	0	0	0	1
新潟	3	2	3	1	3	0	1	0	13
富山 石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	1	0	0	0	0	0	0	0	1
静岡	0	0	0	ů 0	0	0	0	0	0
愛知	1	2	1	3	17	19	46	102	191
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	6	10	12	. 9	54	46	138	173	448
兵庫 奈良	0	0	0	2	66	95	35 0	0	198
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	1	0	0	0	0	0	1
島根	0	3	1	1	10	1	1	0	17
岡山	21	7	21	23	46	9	5	0	132
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	1	0	0	0	1
香川	0	1	0	0	0	0	0	0	1
愛媛 高知	3	0	0	0	0	0	0 2	0	0 27
福岡	0	14	0 16	32	11 83	<u>8</u> 27	20	1 2	
佐賀	0	2	2	2	20	8	0	1	194 35
長崎	8	2	3	0	9	0	0	0	22
熊本	0	0	0	0	0	0	0	Ŏ	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌市 仙台市	5	3	3	3	40	29	59	156	298
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市 千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	1	0	0	0	0	0	0	1
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	1	Ö	0	0	0	0	Ö	0	1
京都市	0	0	Ö	0	0	Ö	Ö	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	1	0	1
神戸市	1	0	0	0	0	0	0	0	1
広島市	12	7	1	0	0	0	0	0	20
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	1	0	0	0	. 0	1	0	0	2
合計	99	92	107	100	437	290	463	873	2,461

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数⑤

					在院患者数	······		(平成15	年6月30日)
	1ヶ月未満	~3ヶ月未	~6ヶ月未	~1年未満	~5年未満	~10年未満	~20年未満	20年以上	合計
北海道	1,019	1,081	804	1,078	3,839	1,736	1,596	1,947	13,100
青森	338	446	271	334	987	563	575	672	4,186
岩手	288	449	314	366	1,259	636	667	566	4,545
宮城	238	327	251	287	933	538	463	412	3,449
秋田	292	371	283	340	1,099	608	549	652	4,194
山形	290	348	243	284	995	406	339	334	3,239
福島	478	503	454	473	1,807	1,065	1,082	1,396	7,258
茨城	355	468	348	449	1,663	1,059	1,180	1,566	7,088
栃木	258	348	265	339	1,227	682	776	987	4,882
群馬	339	328	259	332	1,186	689 1,317	699 1,415	857 1,689	4,689 11,114
埼玉	736 721	1,100 839	861 685	1,120 753	2,876 3,274	1,610	1,413	1,457	10,952
千葉 東京	2,297	2,600	1,811	1,948	6,335	3,057	2,625	2,488	23,161
神奈川	554	826	512	610	1,984	924	681	613	6,704
新潟	477	592	464	563	1,790	953	845	1,200	6,884
富山	345	284	206	245	984	529	399	493	3,485
石川	220	315	242	310	1,026	495	472	646	3,726
福井	204	219	148	174	488	300	293	394	2,220
山梨	200	204	120	149	534	306	334	487	2,334
長野	485	468	326	380	1,333	655	567	759	4,973
岐阜	308	331	253	241	986	561	679	754	4,113
静岡	508	612	492	543	1,615	870	941	1,017	6,598
愛知	569	666	507	651	2,246	1,313	1,342	1,236	8,530
三重	335	438	265	367	1,255	699 270	693 267	805 367	4,857 2,146
滋賀	164 167	186 216	131 170	173 151	588 652	329	326	396	2,140
京都 大阪	1,525	1,760	1,300	1,342	5,377	2,449	2,193	2,004	17,950
兵庫	469	501	442	580	2,289	1,283	1,134	1,254	7,952
奈良	178	231	140	185	707	344	340	435	2,560
和歌山	130	165	128	133	526	332	328	650	2,392
鳥取	117	126	111	138	462	255	246	241	1,696
島根	245	260	179	223	775	311	239	261	2,493
岡山	409	548	418	504	1,626	660	606	641	5.412
広島	394	516	432	515	1,941	930	727 7 4 7	791 1,058	6,246 5,986
山口	340 175	419 210	363 195	486 236	1,753 972	820 723	682	844	4,037
徳島 香川	237	293	212	275	1,039	499	499	696	3,750
愛媛	303	400	295	338	1,143	623	714	850	4,666
高知	321	323	251	315	985	452	427	463	3,537
福岡	768	1,066	827	1,033	4,065	1,811	1,679	1,470	12,719
佐賀	257	341	300	386	1,292	525	538	573	4,212
長崎	440	538	455	578	2,392	995	1,058	1,304	7,760
熊本	533	730	499	614	2,420	1,206	1,033	1,530	8,565
大分	275	435	342	453	1,637	719	683	746	5,290
宮崎	347	383	360	438	1,568	913	804	979	5,792
鹿児島	423	595	553	626	2,683	1,555	1,502 750	1,691 424	9,628 5,370
沖縄札幌市	412 574	479 611	361 400	422 584	1,690 2,106	832 1,045	878	860	7,058
仙台市	133	208	138	260	452	1,043	157	189	1,719
さいたま市	73	100	53	69	368	162	136	193	1,154
千葉市	119	154	91	124	271	177	198	297	1,431
横浜市	470	553	346	422	1,478	691	517	461	4,938
川崎市	109	124	124	101	355	190	191	160	1,354
名古屋市	271	382	223	328	1,123	686	693	719	4,425
京都市	209	281	242	301	1,178	652	380	363	3,606
大阪市	94	47	16	18	11	1 514	1 100	0	188
神戸市	279	327	237	284	974		423	352	3,390
広島市	277	272	216	238		351	397 513	320 420	2,881 3,839
北九州市福岡市	269 347	354 424	286 283	281 304	1,210 1,046		513	420	3,839
合計	23,707	28,721	21,503	25,794			43,358	47,881	328,748
	23,707	20,121	41,003	20,794	31,000	70,033	1 70,000	1 7/,001	ULU,/70

(7) 精神障害者診察、申請・通報・届出状況の推移

	申	清	通 報	· 准		牛 数		調査により	診察	を受けた	者
年	一般からの	警察官から	検察官から	保護観察所 の長からの	矯正施設の 長 からの		総	診察の必要 がないと認	精神障法第29条	注害 者 法第29条	精神障害者
次	申請	の通報	の通報	通 報		の届出	計	め た 者	該当症状の者	該当症状で なかった者	でなかった者
昭和41年	23, 433	6, 046	1, 165	116	749	543	32, 052	2, 300	18, 258	10, 481	76
4 5	17, 163	5, 981	997	125	487	908	25, 661	1,766	16, 820	6, 625	76
5 0	9,084	5, 107	1, 156	38	364	720	16, 469	1, 930	9, 383	4, 617	126
5 5	3, 525	4, 152	1, 137	30	341	371	9, 556	1, 956	4, 791	2, 433	82
5 6	3, 036	4, 150	1, 126	32	328	292	8, 964	2, 277	4, 110	2, 452	66
5 7	2, 213	4, 394	1, 169	30	327	257	8, 390	2, 405	3, 438	2, 376	69
5 8	2, 056	3, 761	1, 100	24	279	260	7, 480	2, 007	3, 293	2, 030	62
5 9	1, 744	3, 611	1, 090	26	250	231	6, 952	1, 977	3, 060	1,851	54
6 0	1, 336	3, 510	1, 190	16	263	. 165	6, 480	1, 990	2, 727	1,715	45
6 1	1, 125	3, 485	1,007	14	264	145	6, 040	2, 037	2, 313	1, 639	43
6 2	790	3, 270	1,077	18	234	91	5, 480	1, 905	1, 947	1, 582	44
6 3	740	3, 644	1, 100	13	276	91	5, 864	1, 913	2, 239	1, 629	48
平成 元 年	734	3, 511	1,071	26	295	65	5, 702	1,850	2, 246	1, 624	-
2	581	3, 665	1, 058	12	278	52	5, 646	1, 902	2, 164	1,586	
3	533	3, 581	1, 026	19	246	55	5, 460	1, 745	2, 283	1, 421	-
4	458	3, 710	1, 029	16	277	54	5, 544	1,655	2, 530	1,370	
5	463	3, 788	1, 077	13	253	48	5, 642	1, 769	2, 643	1, 257	_
6	501	3, 859	1,096	12	230	60	5, 758	1, 721	2, 732	1, 230	_
7	394	4, 202	1, 031	10	231	61	5, 929	1,612	3, 074	1, 196	-
8	470	4, 547	1,080	14	257	49	6, 417	1, 815	3, 430	1, 156	_
9	386	4, 827	1, 028	13	237	49	6, 540	2, 004	3, 358	1, 164	-
1 0	414	4, 707	977	11	311	52	6, 472	2, 126	3, 240	1,091	-
1 1	434	5, 245	951	14	325	45	7,014	2, 323	3, 497	1, 177	-
1 2	511	7, 557	1, 075	7	397	44	9, 591	3, 402	4, 546	1, 641	-
1 3	480	8, 012	1, 041	9	495	60	10, 097	3, 716	4, 497	1, 875	-
1 4	563	8, 487	1, 096	10	852	45	11,053	4, 252	4, 792	2, 009	-
1 5	526	8, 876	1,055	16	1, 266	37	11, 776	4, 768	4, 965	2, 028	-

資料:精神保健福祉課調べ(保健・衛生行政報告例より作成

(8)都道府県別疾患名別在院患者数

		h 44 + A + 1 84 8		(FO)		精神作用物	ごよる精神		ı —		I	T	1	,	1	T T		艾15年6月30日)	
	計	大性を含む器質 アルツハイ マ一病の痴呆 (F00)		上記以外の症状性を含む器質性精神障害(F02-09)	ã†	及び行動の アルコール使用 による精神及び 行動の練客 (F10)	の障害(F1) 覚せい剤によ	アルコール、覚 せい剤を除く精 神作用物質使用 による精神及び 行動の障害	精神分裂病、 分裂病型障害 及び妄想性障害(F2)	気分(感情)障 害(F3)	神経症性障害、ストレス関連障害および 身体表現性障害(F4)	生理的障害及 び身体的要因 に関連した行 動症候群(F5)	成人の人格及 び行動の障害 (F6)	精神選滞(F7)	心理的発達の 障害(F8)	小児期及び青年 期に通常発症す る行動及び情緒 の障害の指神障害 (F9)	てんかん	その他	合 計
北海道	2,931	722	1,279		922		12			1,123	347	47	67	423	16	6	387	364	13,100
- 意藝	723	172	366 217		210		2			270	127	13					86	8	4,186
岩手 宮城	577 643	218 176	290		296 119	287 109	3 6			330 357	117						101	62	4,545
秋田	926	306	484		224	210	9			359							106 111	31 29	3,449 4,194
山形	609	173	323		124		Ô			302	144	3	28	93	1	1	62	36	3,239
福島 茨城	1,278 833	287 167	582 335		279 283		13 15			409 325	153 123			370 218			183	58	7,258
栃木	481	105	117		156		9			366	68						156 129	74 71	7,088 4,882
群馬	429	101	143	185	213	185	22	6	3,387	285	100	20	23	126	1	2	89	14	4,682
埼玉	2,838	823	1,057		298		14			672	200						147	43	11,114
東京	1,789 3,103	576 1,191	435 996		641 1,164	594 1,014	34 81			738 1,994	279 446						126 358	83 143	10,952
神奈川	1,578	560	635		408	380	19			484	137						88	22	23,161 6,704
新潟	1,454	567	557		250	238	1			637	142		63				138	119	6,884
富山	657	196	231		114 72	113 71	0			271	90						61	6	3,485
福井	833 390	268 188	332 71		12		0			252 218	89 72		18				86 20	29 13	3,726
山梨	224	99	53		101		8			161	51			98			38	18	2,220 2.334
長野	520	189	159		283	274	3			386	121						105	35	4,973
岐阜	419	107	187		161	151	1	9		290	124						108	48	4,113
静岡 愛知	823 842	287 185	314 317		399 549	357 492	24 19			462 631	218 170						82 174	110	6,598
重量	511	101	100		206		5			340							83	103	8,530 4,857
滋賀	352	134	91		62		. 4			213	78	10	12	37	3		52	30	2,146
京都	466	89	196		37		103		1,563 10,994	206	35		13				30	12	2,407
大阪 兵庫	3,321 1,494	987 351	962 441		1,268 297		15			1,214 356			89 23				217 122	149 282	17,950 7,952
菜 良	499	221	204	74	90	66	9	15	1,609	215	37	. 6	14	62			14	11	2,560
和歌山	143	52	28		60					118	38						15	5	2,392
鳥取	224 593	91 209	59 246		99 108		1			119 210	32 77		19				19 29	21 41	1,696 2,493
島根岡山	1,376	463	642		246		7			349	140						75	96	5,412
広島	1,408	536	535	337	587	557	24			401	56		26	201			91	57	6,246
中口	1,351	523	550		297 191	291 175	11			271 142	81 75					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	89	143	5,986
徳島	373 596	43 165	100 204		242	217	16			183							87 85	39	4,037 3,750
愛媛	687	250	177		246		15			260				109			95	45	4,666
高知	628	222	287		296		7			227	69						58	31	3,537
福岡	2,736	717	1,250		997 205	850 180	98 7			891 254	287 94						192	208	12,719
長崎	982 1,302	407	317 476		551	535	5			512							51 170	78 79	4,212 7,760
熊本	1,797	475	786		439	396	20	23	4,948	452	137	37	72	353	4	29	206	91	8,565
大分	1,138	568	429		311					284							105	8	5,290
宮崎	1,455	401	708		387		<u>1</u> 5			304 642							123	40	
産児島 沖縄	1,610 1,081	491 249	715 418		480 228	466 216	- 5 2			179						56 5	236 41	144	9,628 5,370
1 根市	1,081	397	391		488		20			727							204	35	7,055
仙台市	498	133	202	163	67		1			163							23	24	1,719
さいたま市	41	4			20		1 29			37							11	3	
千葉市 横浜市	121 744	12 366	34 149		80 258		29			96 389							9 69	29	
川崎市	175	63	95				0			117					ó		9	29	
名古屋市	297	38	60	199	208	186	12			347			45		4	1	73	38	4,425
京都市	1,466	763	597				. 4			226							42	10	
大阪市 神戸市	9 337	94	96				0 10			75 193							3 52	134	
広島市	475	175	172	128	202	177	17	8	1,682	252	53	13	62	53	2	2	34	51	
北九州市	839	366	339	134	215	187	15			308	39			130		15	46	50	3,839
福岡市	644	233	256		195		9			365 22,959			1				5.845	28	
合計	57,740	18,488	21,807	17,437	17,462	15,919	809	1 121	200,650	22,959	1 6,770	1 840	1 2,330	9,176	392	1 659	5,845	3,919	328,746

(9) 都道府県別年間入退院患者数等(精神病床)

				(平成15年)
	年間在院	年間新入院	年間 退院	平均在院
11 36 34	患者延数	患者数	患者数	日 数 326.5 日
北海道	4, 796, 321 人	14,631 人	14,940 人	326.5 日
青森県岩手県宮城県	1, 523, 265	4, 889	4, 999	308. 1
岩手県	1, 655, 812	4, 253	4, 305	387. 0
宮城県	1, 260, 160	3, 609	3, 476	327. 9
秋田県	1, 541, 187	4, 555	4, 745	331.4
山形県	1, 189, 896	4, 364	4, 455	269.8
福島県	2, 646, 665	6, 259	6, 477	415.6
茨 城 県	2, 586, 520	5, 303	5, 450	481.1
福 島 県 茨 城 県 栃 木 県	1, 779, 572	4, 277	4, 249	417. 4
群 馬 県	1, 839, 626	5, 054	5, 140	360. 9
埼玉県	4, 055, 904	10, 952	10, 792	375. 0
千葉県東京都	3, 987, 607	10, 055	10, 173	368.6
東京都	8, 440, 263	32, 966	33, 557	253. 8
神奈川県	2, 448, 116	8, 026	8, 500	292. 1
新潟県	2, 534, 363	7, 243	7, 391	346. 4
富山県	1, 276, 620	3, 654	3, 712	346. 6
石川県	1, 366, 141	3, 683	3, 793	365. 5
福井県	808, 864	2, 942	2, 926	275. 7
山梨県	845, 776	2, 465	2, 491	341.3
長 野 県	1, 831, 100	6, 768	6, 840	269. 1
岐阜県	1, 493, 289	4, 682	4, 736	317. 1
静岡県	2, 409, 381	7, 652	7, 708	313. 7
愛知県	3, 099, 446	8, 250	8, 317	377.0
三重県	1, 774, 488	5, 557	5, 873	310. 5
滋賀県	784, 665	2, 402	2, 433	324. 6
京都府	903, 616	2, 689	2, 722	388. 1
大阪 府	6, 673, 028	20, 245	20, 508	313. 7
兵庫県 奈良県	2, 899, 590	6, 195	6, 217	420. 8
奈 良 県	937, 046	2, 439	2, 479	381. 1
和歌山県	869, 120	1, 876	1, 926	457, 2
鳥取県	621, 980	1,916	1, 921	324. 2
島根県	914, 019	3, 361	3, 412	269. 9
岡山 県	1, 966, 757	7, 118	7, 321	272.4
広島県	2, 279, 772	5, 624	5, 720	340. 1
山口県	2, 197, 536	5, 109	5, 204	426. 2
徳島県	1, 466, 764	2, 489	2, 617	574. 5
香川県	1, 365, 132	3, 427	3, 490	394. 7
愛 媛 県	1, 708, 826	4, 465	4, 433	384. 1
高知県	1, 289, 903	4, 674	4, 709	274. 9
福岡県	4, 755, 510	11, 226	11, 416	380. 9
佐賀県	1, 543, 781	3, 659	3, 744	417. 1
長崎県	2, 830, 913	6, 267	6, 484	444. 0
熊本県	3, 131, 668	8, 210	8, 328	378. 7
大分県	1, 941, 955	4, 723	4, 710	411.7
宮崎県	2, 117, 220	4, 667	4, 748	449.8
鹿児島県	3, 524, 614	6, 322	6, 341	556. 7
沖縄県	1, 959, 865	5, 899	5, 986	329.8
札幌市	2, 559, 436	7, 743	7, 748	330. 4
仙台市	623, 893	2, 193	2, 212	283. 3
さいたま	417, 315	1, 062	1, 054	394. 4
<u>千葉市</u>	524, 404	2, 103	2, 151	246. 5
横浜市	1, 803, 371	6, 008	5, 955	301.5
川崎市	501, 969	2, 030	2, 033	247. 1
<u> 名古屋市</u>	1, 627, 812	4, 193	4, 315	382. 7
京都市	1, 317, 592	3, 011	3, 026	436. 5
大阪市	69, 118	1, 088	1, 143	62.0
神戸市広島市	1, 249, 251	3, 614	3, 691	342.0
	1, 049, 947	4, 127	4, 108	255. 0
北九州市	1, 404, 076	3, 934	3, 939	356. 7
福岡市	1, 424, 543	4, 607	4, 696	306. 3
全 国	120, 446, 389	342, 804	347, 985	348. 3
次 小 主主人	保健短外理調べ(会)	H-+0 4L 1 (1/4 -4:\		

資料:精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(10) 精神病院の平均在院日数

年	平均在院日数
昭和55年	535日
昭和60年	536日
昭和63年	509日
平成元年	496日
平成2年	490日
平成3年	492日
平成4年	486日
平成5年	471日
平成6年	468日
平成7年	455日
平成8年	441日
平成9年	424日
平成10年	406日
平成11年	390日
平成12年	377日
平成13年	374日
平成14年	364日
平成15年	349日

資料:精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(11) 都道府県別·入院形態別実地審査状況

(平成15年度)

(V				(-	作成15年度)
都道府県	措置	医療保護	任 意		平成15年度) 計
1 北海道	59	186	90	0	335
2 青 森	15	104	70	. 0	189
3 岩 手	47	121	46	. 0	214
4 宮 城	14	67	9	0	90
5 秋田	14	118	120	0	252
6 山形	16	364	79	0	459
7 福島	45	139	3	0	187
8 茨 城	44	99	0	0	143
9 栃 木	33	20	0	0	53
10 群 馬	14	125	62	0	201
11 埼玉	103	82	98	0	283
12 千 葉	27	28	0	0	55
13 東 京	0	0	0	0	0
14 神奈川	22	145	18	0	185
15 新 潟	21	320	0	0	341
16 富 山	28	106	66	0	200
17 石 川	14	53	14	0	81
18 福 井	12	59	18	0	89
19 山 梨	10	157	36	0	203
20 年 第7					
20 長 野	48	88	102	0	238
21 岐阜 22 静 岡	38	88	22	0	148
22 静 岡	27	0	0	0	27
23 愛 知	73	77	0	0	150
24 三 重	20	88	63	0	171
25 滋 賀	29	7	0	0	36
26 京都	6	17	0	0	23
27 大阪	10	4	0	0	14
28 兵 庫	52	67	Ō	0	119
29 奈 良	17	20	24	0	61
30 和歌山	13	32	6	0	51
31 鳥 取	15	26	0	0	41
32 島 根					35
	19	16	0	0	
33 岡 山	16	42	16	0	74
34 広島	90	178	14	0	282
35 山 口	18	61	26	1	106
36 徳 島	36	37	0	0	73
37 香 川	6	112	12	0	
38 愛 媛 39 高 知	57	99	58	0	
39 高 知	12	212	42	0	
40 福 岡	90	162	54	0	306
41 佐賀	50	166	20	0	236
42 長 崎	39	52	36	0	
43 熊 本	46	67	12	0	
44 大 分	43	91	10	0	
45 宮 崎	43	11	0	0	15
16 唐旧百					
46 鹿児島	103	298	106	0	
47 沖 縄 48 札 幌	46	47	32	0	125
48 札 幌	36	2, 696	3, 935	168	
49 仙 台	15	46	0	0	
50 さいたま市	3	11	5	0	
51 千 葉 52 横 浜	0	12	0	0	12
52 横 浜	26	67	0	0	
53 川 崎	7	14	0	0	
54 名古屋	60	46	0	0	
55 京 都	5	13	13	0	
56 大阪	13	4	4	Ö	
57 神 戸	5	21	0	0	
58 広島					155
	59	96	0	0	
59 北九州	38	23	0	0	Aug.
60 福 岡	28	41	0	0	
合 計	1, 856	7, 548	5, 341	169	14, 914
資料:精神保健	사람 사내 들어 들어				

(12) 精神医療審査会の審査状況

	·-						·····			平成15年度)
	定期報	告(医療保証	7	定期	報告(措置)		退防	請求	処遇改	注語求
			結果			結果		審査結果		審査結果
	審査件数	移行		審査件数	移行	入院継続	審査件数		審査件数	入院又は処
			不 要			不 要		遇は不適当		遇は不適当
1北海道	1,801	0	0	103	0	0	16	0	1	0
2青森県	678	0	0	30	0	0	39	1	1	
3 岩 手 県	451	. 1	0	74	1	0	3	0	0	
4宮城県	640	0	0	17	0	0	9	0	2	
5秋田県	1,082	0	0	24	0	0	14	3	3	
6山形県	721	0	0	28	0	0	11	0	0	·
7福島県	1,785	0	0	66	0	0	25	0	5	
8茨城県	1,484	0	0	74	0	0	18	0	0	
9 栃 木 県 10 群 馬 県	1,444	0	0	63	0	0	14	1	2	
10 群 馬 県	1,629	0	0	24	0	0	15	0	0	
12 千 葉 県	3,153 3,036	0	0	200 42	0	0	26 41	1 0	5	
13 東 京 都	4,399	0	0	121	0	0	129	1	1	†
14 神奈川県	2.088	0	0	21	0	0	49	0	4	
15 新 潟 県	2,924	0	0	28	0	0	49	0	11	
16 富 山 県	1,365	0	0	45	0	0	21	0	1	
17石 川 県	1,123	0	0	15	0	 	24	1	1	
18福井県	439	0	0	22	0		4		0	
19 山 梨 県	627	0	0	17	0	0	15	2	2	0
20 長 野 県	828	0	0	76	0	0	18	0	0	0
21 岐阜県	985	0	0	71	0	0	18	0	2	1
22 静 岡 県	1,501	0	0	42	0	0	29	2	3	0
23 愛 知 県	1,860	0	0	114	0	0	67	6	2	0
24 三 重 県	1,035	0	0	32	0	0	17	1	1	0
25 滋 賀 県	558	0	0	56	0			2	1	
26 京 都 府	99	0	0	4	0	0		0	4	
27 大 阪 府	4,849	0	0	37	0	†	 	9	22	
28 兵 庫 県	1,659	0	0	79	0			4	12	
29 奈良県	1,159	0	0	18	0	0		1	6	+-
30 和歌山県 31 鳥 取 県	737	0	0	17	0					
32 島 根 県	438 833	0	0	28 13	0	0		1 		.
33 岡 山 県	1,193	0	0	32	1	0		2		1
34 広 島 県	1,632	0	0	112	0	0				
35 山 口 県	2,172	0	0	19	0	 	}			1
36 徳 島 県	714	0	0	60		-	 			
37 香 川 県	377	3	2	7		0	 	+	4	1
38 愛 媛 県	1,390	0	1	98	0	0	22	 	1	0
39 高 知 県	761	0	0	13	0	0	23	0	(0
40福 岡 県	2,819	0	0	169	0	0	114	41	8	1
41 佐 賀 県	874	0	0	92	0	0	29	4	1	
42 長 崎 県	1,327	0	0	75	2	0			3	0
43 熊 本 県	2,465	0	0	122	0			i i		
44 大 分 県	1,312	0	0	69	0		 	†	1 	
45宮崎県	781	0	0	. 5	 			 		
46 鹿児島県	2,434	0	0	165				+	 	
47 沖 縄 県	929	0	0	56			 		1	
48 札 幌 市	2,034	2	0	55	0	 				
49 仙 台 市	451	0	0	2			}	 		
50 さいたま市 51 千 葉 市	412 529	0	0	1			† 		 	
52 横 浜 市	1,821	0	0	4	}		 	 		•
53 川 崎 市	358	0	0	22	0	 				
54 名古屋市	1,273	0	0	11 98	0	0	 			
55 京 都 市	884	0	0	4			1		T	1
56大阪市	3	0	0	15						
57 神 戸 市	1,022	2	0	10			•	 	 	
58 広島市	732	0	0	58		 	 		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • 	+
59 北九州市	687	0	0	70						+
60 福 岡 市	719	0	0	55			 		 	
合計	79,515	8	3	3,100			, 	+	+	
			行政報告例		<u></u>		,,,,,,			

資料:精神保健福祉課調べ(保健・衛生行政報告例より作成)

3. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

No. 1

平成17年2月1日現在

		т	T	,			,	1,52	7年2月1日現住
都道府県名	事 業 名			精神科教急医療施設 (空 床 確 保)	救急医療指定 施設数	窓口	移送体制	支援病院	連絡調整機関
北海道 (10'~)	北海道精神科教急医療システム整備事業	8	なし	・輪番制(夜間・休日 ・土曜) ・空床は各圏域毎に1 床以上確保 道典・(機・観)→ 29病院 道央・(機・明) → 9病院 道央 (29) → 16病院 道北 → 6病院 オホーツク → 3病院 十勝 → 2病院 外 ・根室 → 4病院		各当番病院 ・休日 日曜、祝祭日及び 12/29~1/3まで [9:00~17:00] - 夜間 [17:00~ 9:00] - 土曜 [12:00~17:00]	・家族 ・保健所 ・依頼者	力病院 (63病院) · 遠隔地域支援 病院	・ 一 で
青森県 (11'~)	青森県精神科 教急医療シス テム整備事業	6	夜間	・各圏域毎に精神科教 急医療病院が輪番制に より1日1床を確保	19	・各圏域毎の当番精神科教急医療病院・受付時間 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00]・スタッフ 医師、看護婦等	依頼者 ・緊急措置を要 する場合は保健	療機関 ・県立病院	・青森県精神科教 急医療システム連 絡調整委員会 ・各圏域毎の地域 精神科教急医療シ ステム連絡調整委 員会
岩手県 (9'~)	岩手県精神科 教急医療シス テム運営事業	4 果盛料南	なし	- 精神科教急医療施設 4ヶ所 (各施設毎に365日 1 床確保)	4	各精神科教急医療施設 夜間[17:00~ 9:00] 休日[9:00~17:00]	l .	I	岩手県精神科教急 医療システム連絡 調整委員会 ・県無協県支部 ・消析 ・岩手医大等で構成
宮城県 (9'~)	宮城県精神科 救急医療体制 整備事業		[17:00~22:00] 休日昼間 [9:00~17:00] 休日夜間 [17:00~22:00]	休日昼間 国立、県立、指定、非 指定病院の中で当該病 院管理者が指定する病院 き知事が指定する病院 (空床を育して、 通年床でででである。 原生ででである。 原生ででは、 原生ででは、 原生ででは、 原生では、 原生では、 原生では、 原生では、 原生では、 原生では、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに		精神科教急情報センター 休日昼間 各当番病院 [9:00~17:00]	本人、家族	1	県医師会、県精神科 病院協会、県消防長 会、県警本部、消防 等で構成
山形県 (12' ~)	山形県精神科 応急移送医療 事業	2	なし	輪番制 ①村山・置賜地区 4病院 24時間365日 1床 ②最上・庄内地区 2病院 24時間365日 1床	6	 当番精神科教急医療施設(各圏域) 24時間365日 ・各保健所(全4保健所) 24時間365日 (個し、頼山延邦により) 	・本人 ・保護者 ・保健所	主治医のいる精 神科医療機関	・システム運営委員会(構成)・医療関係者・蓋察・消防・保健所等

都道府県 名	事 業 名	J.		精神科救急医療施設 (空 床 確 保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
秋田県 (12'~) ·	秋田県精神科 教急医療シス テム整備事業	5	なし	・秋田周辺精神科教急 医療圏→8病院輪番制・他4医療圏→地域拠 点病院・全県拠点病院→県立 りハビリテーション・精神医療 センケー・その他に合併症拠点 病院 (各圏域1床確保)	18	各教急指定病院 平日夜間 (17:00~9:00) 休日等 〔2 4 時間体制〕	・家族等 ・警察 ・消防 ・県(保健所)	県内の精神病床 を有する病院	・県医師会 ・日精協県支部 ・県警 ・消防・県が病院 ・精神保健福祉センター等
福島県 (10'~)	福島県精神科教急医療システム整備事業	3 中面り 浜面り 会津	設置していない	輪番制 (各病院 1 床)	34	各当番病院 夜間[17:00~ 8:30] 休日[8:30~17:00]	· ·	・県立病院 ・精神科を有す る総合病院(合 併症を有する患 者)	・県診療所協会
茨城県 (8'~)	茨城県精神科 教急医療体制 及び駅が行う 医療保護入院 整備事業	直ヶ浦・豊 行	平日 [17:15~21:15]	県立友部病院 (空床5床) (一般教急相談対応) 輪番制により3病院 で3床(1圏域で1病	28	精神科教急情報セン ターと同じ	〈24条通報〉 県または警察 〈一般教急相 談〉 家族	(24条通報)	精神科病院協会、 県警、保健所、精神保健福祉センタ 一、県立友部病院
	栃木県精神科 教急医療シス テム	1	県立岡本台病院 夜間 [17:00~ 8:30] 土曜・日曜・休日 [8:30~17:00]	基幹病院制 県立岡本台病院 (3床)	26	精神科教急情報セ ンターと同じ	・本人 ・家族 必要に応じ消 防、警察	県内精神病院	県医師会、県精神 衛生協会(総合病 院、大学病院含 む)、県警、県所 防長会、保健所、 精神保健福祉セン ター等で構成
	群馬県精神科 救急医療シス テム整備事業	1	こころの健康センター 平日・休日 [8:30~17:15] 夜間 [17:15~8:30]	輪番制 夜間2病院(2床) 休日2病院(2床) (基幹病院含む)	13	精神科教急情報セン ターと同じ	・県(精神科教 急情報センター) ・警察 ・家族	·精神科協力病 院	・県医師会 ・日精協 ・県警 ・群馬大学 ・保健所 ・こころの健康セ ンター
埼玉県 (8°~)	埼玉県精神科 教急医療シス テム整備事業		県立精神保健福祉セン ケー 休日[8:30~17:00] 夜間[17:00~8:30] 24時間精神医療相談 窓口	夜間2病院(各1床) 休日2病院(各2床)	39	精神科教急情報センター と同じ	・県 ・警察 ・家族 ・依頼者	埼玉医科大学 付属病院 県立精神医療セ ンター	県精神科病院協 会、県整条所協 会、県整、消防、 保健所、埼玉医科 大学病院、県立精 神医療センター

			₇₋ -						
都道府県名	事業名	ì	ļ	精神科教急医療施設 (空 床 確 保)	救急医 療指定 施設数		移送体制	支援病院	連絡調整機関
千葉県 (10' ~)	千葉県精神科 教急医療シス テム事業	4	県立病院 - 平日夜間 [17:00~ 8:30] - 休日 [8:30~ 題:30]	①輪番制(30病院) (各地区1床) ②基幹病院(3病院) (各病院1床)	31	県立病院 - 夜間 (平日) [17:00~ 8:30] - 休日 [8:30~誰8:30]	相談者	特に設けてない	・精神科病院協会 ・精神科病院 ・県医師会 ・千葉市 ・消防等で構成
東京都 (1'~)	精神科教急医 療体制整備事 業	4 (神科急療)	夜間 [17:00~翌9:00] 休日 [9:00~翌9:00] 平日※ [9:00~17:00] ※精神保健福祉課で 対応	- 輪番制 - 初期教急 (3床) - 二次教急 (3床) - 精神科緊急医療 (16床)	54	精神科教急医療情報 センター 夜間 〔17:00~翌9:00〕 休日 〔 9:00~翌9:00〕	家族等	精神科協力病院 · 診療所	·都医師会 ·精神病院協会 ·精神神経科診療 所協会
神奈川県 (7'~)	精神科教急医療対策事業	1	精神保健福祉センター 〇初期・二次教急 平日 [17:00-22:00] 土日 [8:30~28:30] 执日 [8:30~22:00] 〇警察官通報 平日 [17:00~28:30] 休日 [8:30~28:30]	指定病院、 非指定病院 (各病院1床で 1日4床) 夜間:基幹病院(常 時)、準基幹病院(輪	5	○初期・二次教急 平日夜間、休日の8: 30~22:00 精神保健福祉セラー、 横浜衛番で2名 (常動、北日の22:00~翌8:3 0 精神保健福祉セラーの 職員2名(常勤、非 常勤、育通報 非常勤職員1名	相談者が確保 〇警察官通報		県医師会、県精神科 病院協会、県診療所 協会、横浜市、川崎 市等で構成
新潟県 (9'~)	精神科教急 医療システム 運営事業	県北	保健所 兼務 [8:30~17:15] 県庁担当課 兼務 [17:15~8:30]	①休日昼間 輪番制各ブロック当 番病院(各1床) ②夜間 全県1ブロック (1床)	Į.	精神科教急医療施設 (各当番病院) ① 休日昼間 [9:00~17:00] ③夜間 [17:00~9:00]	家族警察 消防	ブロック内の精神病院	県医師会、県消防長 会、県精神病科院協 会、県警察本部等で 構成
富山県 (10'~)	富山県精神科教急医療体制整備事業		設置してない (窓口電話を自動的 に当番病院に転送)	輪番制 (各病院 1 床)	27	窓口電話により自動 的に当番病院に転送 ・平日夜間 [17:00〜翌9:00] ・休日 [9:00〜翌9:00]			
石川県 (10'~)	石川県精神科 救急医療シス テム整備事業	3	なし	輪番制 ・基幹病院 1 床 ・精神科教急病院 輪番制で 1 日 3 床	15	·各当番病院 休日[9:00~17:00] 金曜日夜間1病院 ·県立病院 休日[9:00~17:00] 夜間[17:00~型:00]	本人、家族	精神科協力病院	・県医師会 ・県精神病院協会 ・消防 ・県警 等で構成

都道府県名	事業名		1	精神科教急医療施設	救急医 療指定 施設数	窓口(受付時間、スタッフ)	移送体制	支 援 病 院	連絡調整機関
福井県 (11'~)	福井県精神科 教急医療シス テム整備事業	2	なし	・輪番制 輸北地区 休日夜間7病院1床 横南地区 休日夜間3病院1床 (週3日) ・応急入院指定病院 1床	10	各当番病院 夜間 {17:00~9:00} 休日 {9:00~17:00}	・家族 ・依頼者 ・24条による 診察	指定病院	各当番病院 保健所
山梨県 (10'~)	山梨県精神科教急医療事業	1	県立精神保健福祉センター 平日夜間 [17:15~21:15] 休日(土曜を含む) [11:00~19:30]	輪番制 平日10病院(1床) 県立病院 (1床) 県立病院 (1床) 10病院 (1床) 県立病院 (1床) 県立病院 (1床) 県立病院 (1床) 県日夜間 10病院 (1床)	10	教急医療体制 平日夜間 [17:15-22:00] 休日 (土曜を含む) 昼間[11:00~17:15] 夜間[17:15~20:30] 緊急医療体制 平日及び休日夜間 [17:15~8:30] 翌日が休日の場合は 11:00まで 休日昼間 [11:00~17:15]	・依頼者 ・県(保健所) ・警察	·精神科協力病院(9)	· 県縣警消医命 · 県縣警消医命 · 県縣警消医会 · 県縣警消医会 · 東領協本有 · 東協本有 · 東協本有 · 東 · 東 · 東 · 東 · 東 · 東 · 東 · 東 · 東 · 東
長野県 (9'~)	精神科教急医療整備事業	4 東南信北信	保健所 原則として平日 8:30~17:00まで (平日夜間及び休日 等については緊急連 絡網により対応)	東信・南信は固定2病院 (各1床) 北信・中信は輪番制 (各5病院) (当番病院1床)		精神科教急医療機関 (各圏域) 平日夜間 [17:00~ 8:30] Xは9:00] 土曜休日 24時間体制 ・スタッフ 医師、看護婦等	· 家族等 · 救急車 · 警察 · 保健所	地域の精神病院	県医師会、県精神 科病院協会、県特諸 高原病院、駒ヶ根 病院、長野赤十宗、城保健がター、 保健県が開か、県保健県消骸・ ・ 間割
岐阜県 (9'~)	岐阜県精神科 教急医療シス テム整備事業	1	県精神科病院協会委託 24購3658% 24時間精神医療相談窓口	輪番制 (各病院 1 床)	14	救急医療情報センター (情報提供のみ) 夜間[17:00~ 9:00] 休日[9:00~17:00]	受診者側	当番病院以外の 病院	県精神病院協会、 大学、医師会、診 療所、警察、消防 で構成
静岡県 (7'~)	静岡県精神科 救急医療対策 事業	3		・基幹病院 夜間 [17:00~ 8:30] 休日 [8:30~₹8:30] 土曜 [12:00~₹8:30] ・輪番病院 夜間 [17:00~ 8:30] 休日 [8:30~₹8:30] 土曜 [12:00~₹8:30] (各圏域 1 病院 1 床)	6	各輪番病院・精神科 教急情報センター	家族、知人等 警察 県、中核市、市 町村 消防署	県立病院 協力病院	精神科教急情報センター 県、中核市、市町村
爱知県 (8 [°] ~)	精神科教急医 療対策事業	3 尾張A 尾張B 三河	(社)愛知県精神病院協会に委託 24時間精神医療相談窓口	(社) 愛知県精神病院 協会に委託 (1区域1床 県立病院3床	38	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00] 土曜 [12:00~17:00]	原則として警察 ・消防・家族等 依頼した者]	精神病院協会、医師会、診療所協会、警察、消防、 保健所で構成

· ·	2		(空床確保)	施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支 援 病 院	連絡調整機関
	北部南部	幹事病院2カ所 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00] 土曜 [12:00~17:00]	輪番制 北部ブロック 夜間・休日8病院 南部ブロック 夜間・休日5病院 (各1床)	13	各当番病院 夜間[17:00~ 9:00] 休日[9:00~17:00] 土曜[12:00~17:00] 看護師・医師等		県立こころの医療センター、国立機原病院	
滋賀県精神科 教急医療 システム	3	なし	地域3ブロック 輪番制による当番病 院(各2床) 県立精神保健総合センター (2床)		保健所 24時間365日	· 警察 · 消県 · 泉 · 家族	指定病院	指定病院、警察、 消防、保健所で構 成
京都府精神科 敗急医療シス テム	2 北部 南部	国立舞鶴病院 (2.4時間) 南部教急情報センター 平日 (17:00~ 8:00) 休日 (8:00~ 8:00)	基幹病院他 2 床	11	国立舞鶴病院 府立洛南病院 保健所	等による自己搬 送	指定外病院	・医師会 ・警察 ・消防 ・大学病院 (2) ・府、市 ・診療所協会等
整備事業	登三北中南侯泉 医鸟内内 市 州	なし	精神科教急病院 輪番制により1日7床	35	17:00~9:00 休日:9:00~18:00 18:00~9:00 (緊急措置診察受付) 平日:17:30~22:00 休日:9:00~22:00 ・救急体制 平日:17:00~9:00 休日:9:00~21:00	・家族	院	協会
運営事業	聯·靜 播磨 但馬	託 設置場所:兵庫県災 害医療センター	輪番制をとる。	37	平日 [17:00-嬰:00] 土曜 [9:00-嬰:00] 休日 [9:00-嬰:00] ・スタッフ 精神科専門スタッフ (病院・社会復帰施 設勤務の精神保健福	間は依頼者(警察、救急、家族 等)が搬送を行う。	(当番病院以外 の病院)	・県保 ・県 ・県 ・県 ・大学病院 ・大学病院 ・東戸 ・県本 ・県 ・県 ・県 ・県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
例 うり かい ラブ 側路	かく である では できません はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか	を を を を を を を を を を を を を を	2 国立舞鶴病院 (2 4 時間) 京都 京都 京都 京都 京都 京都 京都 京	全医療	数色医療	(本部府精神科 2 国立舞鶴病院 (名2床) (名2木) (A2木) (A2\lambda) (A2	本語	株

都 道 府 県 名 奈良県 (12'~)	事 業 名 奈良県精神科 救急医療シス テム整備事業	の数	İ	精神科教急医療施設 (空 床 確 保) 輪番制 夜間・休日 1床	救療施器 8	æ 🗅	・警察	支 援 病 院 - 精神科教急協 力病院 - 県立医科大学 附属病院	連絡調整機関 ・精神病院協会 ・県警 ・消防 ・県立医大 ・保健所
	和歌山県精神科教急医療システム整備事業	3	なし	輪番制 紀北ブロック 1床 基幹病院制 紀中ブロック 紀南ブロック 各1床	4	各精神科教急医療施設 夜間 [17:00~9:00] 休日 [2 4時間]	29条→県 34条→県 その他→原則依 頼者	県内全ての精神 科病院	県庁 保健所
鳥取県 (14′1~)	鳥取県精神科 教急医療体制 整備事業	3	なし	基幹病院 (1床/圏域) 輪番制 (1床/圏域)	1	2 4 時間 当番病院対応 休日、夜間	原則、患者家族 または警察によ る病院への搬送		圏域ごとに 病院、地区医師 会、蓍察、消防、 保健所、市町村
島根県 (11'~)	島根県精神科教念医療体制整備事業		·保健所 平日昼間 [8:30~17:15] ·県立湖陵病院 夜間[17:15~8:30] 休日[8:30~8:30] 24時間精神医療相談 窓口	基幹病院 隠岐圏、雲南圏を除	12	精神科教急情報センターのスタッフが対応		県立湖陵病院	・各保健所(平日 昼間) ・県立湖陵病院 (夜間休日)
蜀山県 (10' ~)		泉南東部 泉南西部・ 北部	岡山県精神科休日夜間相談を29- (蘇邦)岡山県医師会平日[18:00~22:00]休日[10:00~22:00]	輸番制 各圏域毎に1床と県立 病院で県下全域に対応	11	- 県立岡山病院 (全域) - 各当番病院 夜間 [18:00~8:30]	主に警察だが、保健所・家族等もある		岡山県精神科教急 医療システム連幹 調整委員会
左島県 (8' ∼)	広島県精神科 教急医療システム整備事業	1 1	県精神病院協会委託 24時間365日対応 24時間精神医療相談 窓口	・東部→3病院輪番制	4	精神科教急医療施設 (各圏域) 2.4時間受付	・精神病院 ・家族 ・依頼者など		· 県医師会 · 精神病院協会 · 大学 - 県警 · 消防 · 保健所等

都道府県名	事 業 名	1		精神科教急医療施設 (空 床 確 保)	救急医 療指定 施設数	i -	移送体制	支援病院	連絡調整機関
	山口県精神科 教急医療シス テム事業	4	県立病院 夜間 [17:00~ 8:30] 休日 [8:30~ 17:00] 24時間精神医療相談 窓口	輪番制 (3床/日) 県立病院 (1床/日) 空床は1日当たり 4床確保	26		者 必要に応じ、保 健所、警察、消 防等が連携して	間病院、国立病	県精神科病院協 会、山口大学付 病院、県警、消 防、保健所等で消 防、保健所等の 関連 を 通会・専門部会を 設置
徳島県 (10'~)	徳島県精神科 教急医療シス テム整備事業	3 東部 南部 西部	なし	輪番制 東部 夜間・休日9病院 西部 月曜~金曜 4病院 (各1床) 南部 未実施	12	各当番病院 夜間[17:00~ 9:00] 休日[9:00~ 9:00]	・家族	・県立中央病院	精神科病院協会、保健所
香川県 (16' 7~)	香川県精神科教急医療システム整備事業	2 高大 一 讃 豊	県立丸亀病院 夜間 〔17:00~8:30〕	輪番制 高松大川 夜間5病院(1床) 中讃三豊 夜間10病院(1床)	15	各当番病院 夜間 {17:00~8:30}	原則として保護者等	関係医療機関等 の協力を得て、	県医師会、精神科 病院協会、診療所 協会、県警、消 防、保健所、県立 丸亀病院、精神保 健福祉セッケー等
愛媛県 (13'~)	愛媛県精神科 救急医療シス テム整備事業	1 (\$\psi_7\$)	精神科教急医療情報 センター 平日夜間 〔17:00~22:00〕 休日等 〔9:00~17:00〕	輪番制(1日1床)	7	精神科教急情報センターと同じ	1	当番病院以外の 精神科教急医療 施設	1
高知県 (7' ~)	高知県精神科教急医療事業	1	なし (教急医療情報センター で当番病院を紹介)	①休日:輪番制:6病院 院 ②平日夜間:1病院 (各1床)	7	各当番病院 平日夜間 [17:00~ 9:00] 土曜日[12:00~9:00] 休日[9:00~至 9:00]	特になし	県立精神科病院	精神科教急医療施設、県医師会、教急医療情報センケー、高知大学、県立精神科病院、消防局、県警で構成
福岡県 (10'~)	福岡県精神科教急医療システム事業	4	センター 夜間 [17:00~ 9:00]	輪番制により、各圏域で受付時間帯毎に 1 病院 (1 床) ・輪番参加病院(80) 指定病院 非指定病院 (計79) 県立病院(1)		精神科教急医療情報 センター 夜間 [17:00~ 9:00] 休日 [9:00~17:00] ・スタッフ 精神保健福祉士 (兼 務) PSW (兼務) 看護婦・士等 (兼務) 看護婦(専従)		県内の精神病院	福岡県精神科教急 医療システム連絡 調整委員会 県医師会、日精協 県支部、県繁、消 防等で構成

都道府県名	事 業 名		İ	精神科教急医療施設 (空 床 確 保)	救急医 療指定 施設数	窓口(受付時間、スタッフ)	移送体制	支 援 病 院	連絡調整機関
佐賀県 (9'~)	佐賀県精神科 教急医療シス テム事業	3	精神保健福祉センタ 一に窓口を設置	輪番制 各圏域 1 床	17	- 日曜、祝日、年末 年始 [9:00~17:00] - 看護婦、PSW、 等の輪番制	・家族・依頼者	· 佐賀医科大学 附属病院 · 県立病院好生館	
長崎県 (11'~)	長崎県精神科教急医療事業	6	県立精神医療センター内 24時間精神医療相談 窓口の設置	輪番制 各圏域毎に1床を確保		各圏域の当番病院 次に掲げる日の昼夜 間 [9:00~翌9:00] ・日曜 ・国民の祝日に関す る法律に規定する 休日 ・年末年始 (12/29~1/3)		9- 国立病院機構長 崎医療センター 長崎大学医学部	
熊本県 (9' ~)	熊本県精神科 教急医療システム整備事業	2 (昼) 1 (夜)	なし	輪番制 国立 : 1 指定病院 : 3 3 非指定病院 : 5 (各病院 1 床)	39	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日昼間 [9:00~17:00] 土曜昼間 [12:00~17:00]	原則として受診 者側	医療センター 国立療養所菊池 病院 (合併症)	県医師会、県精神病院協会、県消防長会、国公立病院、県 警、保健所、精神保健福祉センター、 県家族会等で構成 (年1回)
大分 県 (11 ¹ ~)	大分県精神科 教急医療対策 事業	2 (休日 星間) 1 (平日 夜間)	なし	・輪番制 (各病院 1 床) 休日: 2 施設 夜間: 1 施設		各精神科教急医療 施設 (当番病院) 休日[9:00~17:00] 夜間[17:00~9:00]	者側	1	警察、消防、医師会、 精神科病院協会、大 分大学、保健所、 精神保健福祉セン ター等で構成(年 2回)
宮崎県 (9'~)		3 県東東	なし	3 圏域毎の輪番制 (各圏域、当番病院が 空床1床を確保) ①県央 特練院: 1 指定病院: 1 指定病院: 8 ②県北 (6病院) 指指元病院: 4 非指西病院: 2 ③県西病院: 5 指定病院: 5	ŀ	年末年始)のみ 昼夜間	防機関	合併症等の場合 は一般教急シス テム、国公立病	県医師会、精神病 院協会、精神神経科 診療所協会、宮崎大 学医学部、県警本部 等

No. 9

都道府県名	事 業 名		Ì	精神科教急医療施設(空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
庭児島県 (8'~)	鹿児島県精神 科教急医療シ ステム整備事 業	用 雇 土 義	休日 [9:00-24:00] 警察、消防等からの 入院患者受入の要請 に対応する		43	各当番病院 休日[9:00~24:00]	24条による診察 ・家族 ・警察 ・県 ・指定病院	県立姶良病院	県医師会、県精神科 病院協会、鹿児島大 学、県警察本部、県 消防長会、県保健 所長会
沖縄県 (10'~)	沖縄県精神科 教急医療システム事業	宮古・八	総合精神保健福祉センター内(沖縄県精神障害者福祉会連合会に委託) 平日夜間(17:00〜翌9:00) 休日(9:00〜翌9:00)	・北8、南圏域9病院	19	·県立病院 ·各当番病院 平日夜間 (17:00~翌9:00) 休日 (9:00~翌9:00)	・24条診察 ・警察 ・家族 ・依頼者など	・県立病院 ・連携病院 (一 般病院) - かかりつけ病 院	・県警

都道府県名	事 業 名	圏域の数		精神科教急医療施設 (空 床 確 保)	教急医 療指定 施設数	窓 口(受付時間、スタッフ)	移送体制	支 援 病 院	連絡調整機関
札幌市	北海道精神科教急医療システム整備事業	道が運営	 ・札幌市夜間急病センター 平日夜間 〔17:00~9:00〕 休日〔9:00~9:00〕 	北海道精神科教急医療 システム整備事業に基 づく当番病院 ・輪番制(各病院 1 床) 道が運営	29	各当番病院 平日(17:00~9:00) 土曜(12:00~9:00) 休日(9:00~9:00) 道が運営	・警察 ・消防 ・家族等 道が運営	・後方支援病院 ・合併症受入病 院 道が運営	道が運営
横浜市 (13' ~)	精神科教急医療対策事業	1	①こころの健康相談 セケー(三次教急) 全日(8:45~22:00) ②各区福祉保健セケー (初期・二次教急) 平日(8:45~17:00) ③県立精神保健福祉 セケー(3県市合同) 平日(初期・二次教 急)(17:00~22:00) 土日(初期・二次教 急)(8:30~翌8:30) 休日(初期・二次教 急)(8:30~22:00) 全日(三次教急) (22:00~翌8:45)	指定病院 休日昼間:当番制 指日屋病院 非指 數解病院 基幹病院 準基幹病院:当番制 深夜:当番制 深	4 O うち基幹線 5	(三次教急) 各区福祉保健センター 平日(17:00~22:00) 衛生局精神保健福祉 課 平日(17:00~22:00) 県保健福祉センター内 全日(22:00~28:45) (初期・二次教急) 各区福祉保健センター 平日(8:45~17:00) ・3 県市窓口 平日(17:00~22:00) 土日(8:30~28:30] 休日(8:30~21:30)	(三次教急) 横浜市 (初期・二次教 急) 原動として、相 が が が が が が が が が の が る の が る り に し る る る る ら の し る る ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	民間精神科協力 病院等	・県集神病院協会 ・県特神病院協会 ・県診察川県 ・川崎市市 ・横浜セッター
名古屋市	精神科教急医療対策事業	3	精神科教急情報センター (愛知県精神科病院 協会に委託) 24時間365日対応 24時間365日対応		38	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00] 土曜 [12:00~17:00]	原則として 警察・消防・家 族等依頼した者	県立病院	精神病院協会、医 師会、診療所協 会、警察、消防、 愛知県・名古屋市 で構成
京都市 (12' ~)	京都市精神科教急医療システム整備事業	1	こころの健康増進センター (京都精神保健福祉協会に委託) 平日夜間 [17:00〜翌8:30] 休日 [8:30〜翌8:30] 各保健所(平日昼間) [8:00〜17:00] 24時間終度報第0	1	1 民間 3 民間 8 国公立	精神科教急情報セン ター	〇平日夜間休日 原則自己搬送 〇休日昼間 京都市	民間13病院	医毎会、福神科病院協会、福神神経 連進所協会、結神科医会、私立有院 会、府病院協会、京都福神経経福祉 会、京本府院協会、京都高神経経福祉 会、市済府局、管理、府・市路程所 会、清清有院ところの健康等差別 一、府保養福祉部、市保養福祉局、「の他会選が必要と認めた機関・団体
広島市 (13' ~)	広島市精神科 救急医療システム整備事業	1	広島県精神病院協会 (歴証人がが内) 年間を通じて毎日 2 4 時間体制	(1病院と委託契約)	1	医療法人せのがわ (年間を通じて 24時間体制) (精神保健福祉 士・指定医等)	・依頼者 ・救急医療施設	なし (転院先の確保 が困難な場合 は、情報センタ 一に協力要請)	- 吳精神神経科診療派協会

[※] 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市は道府県と共に実施している。

4. 平成15年度精神保健福祉センター事業実績

(1) 一般事業

#描音音 技術指導 (議習金) (議習金・現金を)	(1) — 殿	事 来 技術援助	研修会	広 報	普及	相談	事業	調査研究	
他 数 回 数 回 数 ● 如 数 ● 如 数 を	都道府県等					70 EX	* *		備考
						実件数	延件数		-
# 音泉 21 3 25 2.441 139 193 3 3 2 3 3 2 3 3 3	北海道								
接 野 県 47 5 5 5 238 120 332 0 1									
密映県 137 3 0 0 0 14 17 8 W 田県 29 4 24 382 34 53 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
山 胎 景									
福島県 220 7 12 59 85 522 9									
接 帳 県 67 55 18 1979 429 3,173 3 1									
据 末 県 109 19 144 783 334 1,505 2 日井 馬 県 47 29 23 683 193 3111 1 日									
群 馬県 47 29 23 683 193 311 1 埼玉県 2.826 36 89 5,514 33 196 5 千葉県 77 47 103 1.857 3.834 5.372 7 東京都 9.289 38 124 6.021 1.252 3.134 12 神奈川県 511 52 6 6.994 16 40 4 新潟県 80 20 25 1.092 112 395 2 富山県 234 9 53 1.586 300 3.408 3 福井県 0 0 0 0 0 0 0 0 福井県 0 0 0 0 0 0 0 0 日本県 335 69 113 5.479 536 2.921 1 長野県 109 10 0 0 97 130 0 <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>									
接 張 県 2,826 36 89 5,514 33 196 5 千葉県 77 47 103 1,857 3,854 5,372 7 東京都 9,269 38 124 6,021 1,252 3,134 12 神奈川県 511 52 6 9,994 16 40 4 新潟県 80 20 25 1,092 112 395 2 富山県 234 9 53 1,586 300 3,406 3 冨川県 255 17 16 958 337 1,405 1 1 福井県 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
子葉県 77 47 103 1.857 3.854 5.372 7 東京都 9.289 38 124 6.021 1.252 3.134 12 神奈川県 511 52 6 9.994 16 40 4 新潟県 80 20 25 1.092 112 395 2 福川県 252 17 16 958 337 1.405 11 福井県 0 0 0 0 0 0 0 0 福井県 0 0 0 0 0 0 0 0 福井県 109 10 3 395 132 212 4 長野県 373 10 3 395 132 212 4 長野県 109 10 0 0 97 130 0 日本県県 10 10 0 0 97 130 0									
東京都 9.289 38 124 6.021 1.252 3.134 12 神奈川県 511 52 6 9.994 16 40 4 新潟県 80 20 25 1.092 112 3355 2 富山県 234 9 53 1.586 300 3.406 3 石川県 252 17 16 998 337 1.405 11 福井県 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
#発列県 511 52 6 9.994 16 40 4 新									
新潟県 80 20 25 1.092 112 395 2 富山県 234 9 53 1.586 300 3.406 3 石川県 2552 17 16 958 337 1.405 1 福井県 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 福井県 373 10 3 395 132 212 4 1 長野県 355 69 113 5.479 536 2.921 1 1 岐阜県 109 10 0 0 97 130 0 0 0 97 130 0 0 0 97 130 0 0 0 97 130 0 0 0 0 126 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
富山県 234 9 53 1,586 300 3,406 3 石川県 252 17 16 958 337 1,405 1 福井県 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>									
石川県 252 17 16 958 337 1.405 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
福井県 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
山 梨 県				$\overline{}$					
長野県 355 69 113 5.479 536 2.921 1 1 岐阜県 109 10 0 0 97 130 0 0 時間 照 170 26 8 444 268 1.996 8 差 知 県 65 38 3 586 758 1.398 8 三 重県 616 63 3 672 182 182 1 1									
枝阜県 109								L	
静岡県								—	
要知果 655 38 3 7 586 758 1,398 8 三 重 票 616 63 3 672 182 182 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
王重県 616 63 3 672 182 182 1 1									
接 質果 114 10 6 136 354 695 1					300				-
京都府 49 8 6 54 41 67 0 大阪府 46 58 254 4,887 492 17.757 21 天庫県 486 6 38 1,607 492 1,537 4 奈良県 10 24 1 512 231 338 1 和歌山県 81 30 1 205 29 112 1 鳥取県 70 5 12 214 426 1,516 5 島根県 21 7 3 470 33 65 0 岡山県 359 20 7 1,524 464 4,353 60 広島県 93 15 50 2,013 262 2,625 2 山口県 217 23 21 2,462 100 630 4 愛島県 1115 0 0 0 126 490 0 番川県 71 4 10 174 69 892 4 愛媛県 569 29 28 741 151 386 0 富知県 313 9 36 234 586 586 1 電岡県 1111 34 33 2,267 1,679 1,966 2 佐賀県 45 0 0 0 45 65 0 長崎県 91 4 25 2,244 37 52 4 熊本県 564 5 17 228 270 685 0 長崎県 728 0 0 0 20 23 0 0 鹿児島県 728 0 0 0 0 20 23 0 0 鹿児島県 44 19 18 1,530 217 829 1 中神県 35 16 0 0 67 618 1 中神県 35 16 0 0 67 618 1 中神県 35 16 0 0 67 618 1 中井県 71 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
大阪府 46 58 254 4.887 492 17.757 21 長庫県 486 6 38 1.607 492 15.37 4 条良県 10 24 1 512 231 338 1 1 和歌山県 81 30 1 205 29 112 1 1								· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
兵庫県 486 6 38 1.607 492 1.537 4 余良県 10 24 1 512 231 338 1 30 1 205 29 112 1 1									
奈良県 10 24 1 512 231 338 1 和歌山県 81 30 1 205 29 112 1 鳥取県 70 5 12 214 426 1.516 5 島根県 21 7 3 470 33 65 0 岡山県 359 20 7 1.524 464 4.353 60 広島県 93 15 50 2.013 262 2.625 2 山県 217 23 21 2.462 100 630 4 徳島県 115 0 0 0 126 490 0 電島県 115 0 0 0 126 490 0 電島県 115 0 0 0 126 490 0 電島県 153 33 2.267 1.679 1.966 2 大質県 4									
和歌山県 81 30 1 205 29 112 1 8									
鳥取県 70 5 12 214 426 1.516 5 島根県 21 7 3 470 33 65 0 岡山県 359 20 7 1.524 464 4.353 60 広島県 93 15 50 2.013 262 2.625 2 山口県 217 23 21 2.462 100 630 4 徳島県 115 0 0 0 126 490 0 香川県 71 4 10 174 69 892 4 登援県 569 29 28 741 151 386 0 高知県 313 9 36 234 586 586 1 福岡県 111 34 33 2.267 1.679 1.966 2 佐賀県 45 0 0 0 45 65 0 長崎県 91 4 25 2.244 37 52 4 熊本県 <									
島根県 21 7 3 470 33 65 0 回山県 359 20 7 1.524 464 4.353 60 広島県 93 15 50 2.013 262 2.625 2 1 山口県 217 23 21 2.462 100 630 4 億島県 115 0 0 0 0 126 490 0 630 4 億島県 115 0 0 0 0 126 490 0 0 630 4 位島県 115 0 0 0 0 0 126 490 0 0 630 4 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6									
田山県 359 20 7 1.524 464 4.353 60 広島県 93 15 50 2.013 262 2.625 2 1									
広島県 93 15 50 2,013 262 2,625 2 山口県 217 23 21 2,462 100 630 4 徳島県 115 0 0 0 0 126 490 0 番川県 71 4 10 174 69 892 4 愛媛県 569 29 28 741 151 386 0 福岡県 111 34 33 2,267 1,679 1,966 2 佐賀県 45 0 0 0 45 65 0 長崎県 91 4 25 2,244 37 52 4 熊本県 564 5 17 228 270 685 0 大分県 99 7 8 253 852 1,419 2 宮崎県 728 0 0 0 0 20 23 0 0 鹿児島県 44 19 18 1,530 217 829 1 沖縄県 35 16 0 0 67 618 1 木幌市 137 22 1 320 2,905 4,670 2 仙台市 234 5 1 235 5 14 2 といたま市 80 11 1 1 60 77 224 0 千葉市 17 17 32 1,348 726 987 1 横浜市 148 67 14 786 24 27 8 川崎市 83 38 10 195 138 690 0 た 五屋市 183 28 6 10 439 814 20 上九州市 80 8 15 799 19 19 19 3 福岡市 183 28 6 110 439 814 20 上九州市 80 8 15 799 19 19 19 3									
世 口 県 217 23 21 2,462 100 630 4 徳 島 県 115 0 0 0 0 126 490 0 番 川 県 71 4 10 174 69 892 4 愛 媛 県 569 29 28 741 151 386 0									
徳島県 115 0 0 0 126 490 0 日本川県 71 4 10 174 69 892 4 受援県 569 29 28 741 151 386 0 日本 111 34 33 2.267 1.679 1.966 2 日本 111 34 33 2.267 1.679 1.966 2 日本 111 34 35 2.267 1.679 1.966 2 日本 111 34 35 2.267 1.679 1.966 2 日本 111 34 35 2.267 1.679 1.966 2 日本 111 34 35 2.267 1.679 1.966 2 日本 111 34 35 2.267 1.679 1.966 2 日本 111 34 35 2.267 1.679 1.966 2 日本 111 34 25 2.244 37 52 4 日本 111 34 37 32 1.349 2 日本 111 32 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3									
番川県 71 4 10 174 69 892 4 愛媛県 569 29 28 741 151 386 0 高知県 313 9 36 234 586 586 1 福岡県 111 34 33 2,267 1,679 1,966 2 佐賀県 45 0 0 0 0 45 65 0 長崎県 91 4 25 2,244 37 52 4 熊本県 564 5 17 228 270 685 0 大分県 99 7 8 253 852 1,419 2 宮崎県 728 0 0 0 0 20 23 0 0 産児島県 44 19 18 1,530 217 829 1 沖縄県 35 16 0 0 0 67 618 1 杜幌市 137 22 1 320 2,905 4,670 2 仙台市 234 5 1 235 5 14 2 さいたま市 80 11 1 1 160 77 224 0 千葉市 17 17 32 1,348 726 987 1 横浜市 148 67 14 786 24 27 8 川崎市 83 38 10 195 138 690 0 名古屋市 57 57 16 1,068 1,680 2,186 10 京都市 40 16 31 202 23 73 9 大阪市 337 55 13 1,195 0 0 0 0 0 1 20 1 20 1 20 1 20 1 20 1 2									
要 媛県 569 29 28 741 151 386 0 高知県 313 9 36 234 586 586 1 1 福岡県 111 34 33 2,267 1,679 1,966 2 位質県 45 0 0 0 0 45 65 0 長崎県 91 4 25 2,244 37 52 4				—					
高知県 313 9 36 234 586 586 1 福岡県 111 34 33 2,267 1,679 1,966 2 佐賀県 45 0 0 0 45 65 0 長崎県 91 4 25 2,244 37 52 4 熊本県 564 5 17 228 270 685 0 大分県 99 7 8 253 852 1,419 2 宮崎県 728 0 0 0 20 23 0 産児島県 44 19 18 1,530 217 829 1 沖縄県 35 16 0 0 67 618 1 札幌市 137 22 1 320 2,905 4,670 2 仙台市 234 5 1 235 5 14 2 さいたま市 80 11 1 160 77 224 0 千葉市 17									
福岡県 111 34 33 2.267 1.679 1.966 2 注 質県 45 0 0 0 0 45 65 0 0 長崎県 91 4 25 2.244 37 52 4 1									
佐賀県 45 0 0 0 0 45 65 0 長崎県 91 4 25 2,244 37 52 4 1									
長崎県 91 4 25 2,244 37 52 4 熊本県 564 5 17 228 270 685 0 大分県 99 7 8 253 852 1,419 2 宮崎県 728 0 0 0 0 20 23 0 鹿児島県 44 19 18 1,530 217 829 1 沖縄県 35 16 0 0 67 618 1 札幌市 137 22 1 320 2,905 4,670 2 仙台市 234 5 1 235 5 14 2 さいたま市 80 11 1 160 77 224 0 千葉市 17 17 32 1,348 726 987 1 横浜市 148 67 14 786 24 27 8 川崎市 83 38 10 195 138 690 0 名古屋市 57 57 16 1,068 1,680 2,186 10 京都市 40 16 31 202 23 73 9 大阪市 337 55 13 1,195 0 0 0 0 7 2 広島市 183 28 6 110 439 814 20 北九州市 80 8 15 709 19 19 3 福岡市 88 13 7 56 323 731 0									
熊本県 564 5 17 228 270 685 0 大分県 99 7 8 253 852 1,419 2 2 2 6 崎県 728 0 0 0 0 20 23 0 0 20 23 0 0 0 0 0 20 23 0 0 0 0				<u> </u>					
大分県 99 7 8 253 852 1,419 2 1									
宮崎県 728 0 0 0 20 23 0 鹿児島県 44 19 18 1,530 217 829 1 沖縄県 35 16 0 0 67 618 1 札幌市 137 22 1 320 2,905 4,670 2 仙台市 234 5 1 235 5 14 2 心にま市 80 11 1 160 77 224 0 千葉市 17 17 32 1,348 726 987 1 横浜市 148 67 14 786 24 27 8 川崎市 83 38 10 195 138 690 0 名古屋市 57 57 16 1,068 1,680 2,186 10 京都市 40 16 31 202 23 73 9 大阪市 337 55 13 1,195 0 0 0 神戸市 61 4 12 803 229 2,091 2 広島市 183 28 6 110 439 814 20 <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>									
度児島県 44 19 18 1,530 217 829 1 沖縄県 35 16 0 0 0 67 618 1 札幌市 137 22 1 320 2,905 4,670 2 仙台市 234 5 1 235 5 14 2 さいたま市 80 11 1 160 77 224 0 千葉市 17 17 32 1,348 726 987 1 横浜市 148 67 14 786 24 27 8 川崎市 83 38 10 195 138 690 0 名古屋市 57 57 16 1,068 1,680 2,186 10 京都市 40 16 31 202 23 73 9 大阪市 337 55 13 1,195 0 0 0 本产市 61 4 12 803 229 2,091 2 広島市 183 28 6 110 439 814 20 北九州市 80 8 15 709 19 19 3 福岡市 88 13 7 56 323 731 0									
沖縄県 35 16 0 0 67 618 1 札幌市 137 22 1 320 2,905 4,670 2 仙台市 234 5 1 235 5 14 2 さいたま市 80 11 1 160 77 224 0 千葉市 17 17 32 1,348 726 987 1 横浜市 148 67 14 786 24 27 8 川崎市 83 38 10 195 138 690 0 名古屋市 57 57 16 1,068 1,680 2,186 10 京都市 40 16 31 202 23 73 9 大阪市 337 55 13 1,195 0 0 0 神戸市 61 4 12 803 229 2,091 2 広島市 183 28 6 110 439 814 20 北九州市 80 8 15 709 19 19 3 福岡市 88 13 7 56 323 731 0 <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>									
札幌市 137 22 1 320 2,905 4,670 2 1 1 3 1 1 2 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1									
他台市 234 5 1 235 5 14 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1									
さいたま市 80 11 1 160 77 224 0 1 千葉市 17 17 32 1,348 726 987 1 1 横浜市 148 67 14 786 24 27 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
千葉市 17 17 32 1,348 726 987 1 横浜市 148 67 14 786 24 27 8 川崎市 83 38 10 195 138 690 0 名古屋市 57 57 16 1,068 1,680 2,186 10 京都市 40 16 31 202 23 73 9 大阪市 337 55 13 1,195 0 0 0 神戸市 61 4 12 803 229 2,091 2 広島市 183 28 6 110 439 814 20 北九州市 80 8 15 709 19 19 3 福岡市 88 13 7 56 323 731 0			<u> </u>						
横浜市 148 67 14 786 24 27 8			 					+	
川崎市 83 38 10 195 138 690 0 名古屋市 57 57 16 1.068 1.680 2.186 10 京都市 40 16 31 202 23 73 9 大阪市 337 55 13 1.195 0 0 0 神戸市 61 4 12 803 229 2.091 2 広島市 183 28 6 110 439 814 20 北九州市 80 8 15 709 19 19 3 福岡市 88 13 7 56 323 731 0			·					+	<u> </u>
名古屋市 57 57 16 1,068 1,680 2,186 10 京都市 40 16 31 202 23 73 9 大阪市 337 55 13 1,195 0 0 0 神戸市 61 4 12 803 229 2,091 2 広島市 183 28 6 110 439 814 20 北九州市 80 8 15 709 19 19 3 福岡市 88 13 7 56 323 731 0									
京都市 40 16 31 202 23 73 9 大阪市 337 55 13 1,195 0 0 0 神戸市 61 4 12 803 229 2,091 2 広島市 183 28 6 110 439 814 20 北九州市 80 8 15 709 19 19 3 福岡市 88 13 7 56 323 731 0									
大阪市 337 55 13 1,195 0 0 0 0 1 神戸市 61 4 12 803 229 2,091 2 広島市 183 28 6 110 439 814 20 北九州市 80 8 15 709 19 19 3 福岡市 88 13 7 56 323 731 0					•				
神戸市 61 4 12 803 229 2,091 2 広島市 183 28 6 110 439 814 20 北九州市 80 8 15 709 19 19 3 福岡市 88 13 7 56 323 731 0									
広島市 183 28 6 110 439 814 20 北九州市 80 8 15 709 19 19 3 福岡市 88 13 7 56 323 731 0									
北九州市 80 8 15 709 19 19 3 福岡市 88 13 7 56 323 731 0								-	
福岡市 88 13 7 56 323 731 0									4
		80	<u> </u>		709	19			
★ 1+ 21709 1250 1660 71929 23325 78724 257	福岡市	88	13	7					
H 81 21,700 1,200 1,000 71,020 20,020 70,724 207	合 計	21,709	1,250	1,660	71,929	23,325	78,724	257	

(東京都内訳)

中	部	2,317	8	31	1,704	314	532	4	
多	摩	3,592	25	40	1,850	695	1,131	8	
下	谷	3,380	5	53	2,467	243	1,471	0	

(2) 特定相談事業(思春期)

	技術援助	研修会	広報	普及	相談	事業	
都道府県等	技術指導	(講習会)	(講習会・)	座談会等)			備考
	回数	回 数	回数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	26	2	0	0	43	65	
青森県	6	1	21	75	43	134	
岩手県	0	4	4	185	14	49	
宮城県	76	6	2	440	67	181	
秋田県	8	1	1	150	6	8	
山形県福島県	65	2	0	0	78	999	
福島県 茨城県	10	1	0	0	29 108	87 682	
栃木県	10	3	23	66	85	327	
群馬県	0	1	0	0	17	20	
埼玉県	87	0	8	1,193	43	224	
千葉県	36	5	3	347	570	783	
東京都	2.051	5	34	885	380	2,190	
神奈川県	4	0	0	0	124	142	
新潟県	0	2	1	150	32	45	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
富山県	29	5	12	204	69	1,481	
石川県	25	2	3	146	92	628	
福井県	52	2	2	75	108	624	
山梨県	407	5	0	0	98	1,129	
長野県	198	9	10	127	174	1,418	
枝阜県	0	1	0	0	0	0	
静岡県	12	1	5	2,015	76	1,236	
愛知県	15	0	0	0	109	223	
三 重 県 滋 賀 県	9	16	16	346	65	263	
滋賀県京都府	11	0	36	265 0	363 50	747 224	
大阪府	11	5	0	0	522	4,208	
兵庫県	33	1	10	983	145	563	
奈良県	10	6	0	0	42	59	
和歌山県	5	1	0	0	8	8	
鳥取県	52	0	28	1,372	215	1,316	
島根県	4	2	0	0	14	29	
岡山県	. 42	0	1	40	88	419	
広島県	53	14	2	540	. 76	376	
山口県	48	0	1	239	60	350	
徳島県	83	2	27	235	108	521	
香川県	67	0	0	0	95	623	
愛媛県	4	1	1	30	52	440	
高知県	13	1	12	431	34	47	
佐賀県	28 69	12	8	1,164 0	288	351	
長崎県	36	1 2	5	917	89 10	347 18	
熊本県	91	5	0	0	149	273	
大分県	2	8	5	490	110	184	
宮崎県	103	0	3	243	53	74	
鹿児島県	4	1	5	52	68	87	
沖縄県	0	3	1	202	16	35	
札幌市	16	1	7	62	121	142	
仙台市	6	3	3	50	98	515	
さいたま市	26	0	0	0	54	125	
千葉市	3	0	0	0	112	170	
横浜市	19	5	5	155	28	34	
川崎市	0	4	9	270	221	1,624	
名古屋市	6	1	31	185	50	98	
京都市	5	7	99	780	59	261	
大阪市	26	1	3	124	112	319	
神戸市	0	1	1	80	26	29	
広島市	19	1	0	120	213	218	
北九州市 福岡市	87	6	12	139	30	30	
	4 127	176	1 461	15 522	6 200	27 902	<u> </u>
合 計	4,127	176	461	15,522	6,209	27,802	

(東京都内訳)

ф	陪	618	1	19	451	89	379	
多	摩	312	2	15	434	176	1,230	
下	谷	1,121	2	0	0	115	581	

(3) 特定相談事業(アルコール)

<u> </u>	技術援助	研修会	広 報	普及	相談	事業	
都道府県等	技術指導	(講習会)	(講習会·I		10 0	7	備考
	回 数	回数	回 数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	9	2	0	0	8	8	
青森県	0	1	0	0	6	6	
岩手県	0	2	12	78	30	55	
宮城県	0	1	0	0	13	21	
秋田県	6	2	2	106	4	4	
山形県	24	0	1	146	22	382	
福島県	24	1	0	0	3	3	
茨城県	2	4	1	67	28	32	
据 木 県 群 馬 県	7 8	3	22	455 0	26 87	50 159	
埼玉県	65	4	7	705	79	480	
千葉県	23	27	51	987	280	445	
東京都	756	5	133	3,278	396	2,903	
神奈川県	29	2	0	0	72	79	
新潟県	0	0	0	0	0	0	
富山県	27	1	12	220	7	31	
石川県	8	1	1.	48	10	10	
福井県	0	0	0	0	0	0	
山梨県	19	0	4	1,302	. 7	14	
長野県	11	1	23	152	30	415	
岐阜県	5	1	0	0	22	22	
静岡県	0	0	1	365	22	34	
愛知県	3	0	0	0	25	25 15	
三重県	6 24	1	0 51	0 1,059	4 88	15 107	
京都府	7	1	9	1,039	7	7	
大阪府	0	3	2	73	207	1,988	
兵庫県	63	5	2	95	31	58	_
奈良県	1	1	0	0	17	17	
和歌山県	2	0	0	0	2	2	
鳥取県	2	8	2	67	9	14	
島根県	6	3	2	185	4	4	
岡山県	0	0	0	0	4	23	
広島県	5	4	1	33	11	16	
山口県	0	1	0	0	.	65	ļ
徳島県	28	2	9		13 8	15 29	
香川県 愛媛県	1 0	0	0				
高知県	0	0	0			-	
福岡県	31		2			158	
佐賀県	4	2				14	
長崎県	16		1	204		}	
熊本県	59		26	755			
大 分 県	1			1			
宮崎県	121	38					
鹿児島県	23		23				
沖縄県	0						
札幌市	1			•			<u> </u>
仙台市	54						
さいたま市 千 葉 市	6	1 0					
横浜市	12						
川崎市	0						
名古屋市	1	Ö					
京都市	2						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
大阪市	1						1
神戸市	0			• 			
広島市	1					61	
北九州市	37	10	21			73	
福岡市	2			1		<u> </u>	
合 計	1,544	187	551	20,765	2,355	8,992	2

(東京都内訳)

	~							
4	部	110	2	114	909	106	763	
多	摩	59	1	4	130	97	719	
下	谷	587	2	15	2,239	193	1,421	

(4) 心の健康づくり推進事業

Am 14			技術援助	研修会	広報	蓍 及	相談	事業	心の電話	
都進	肿	県等		(講習会)		坐談会等)	Φ # #	Z.T. 14 #6-	相談事業	備 考
北	海	道	回数 56	回 数 1	回数 2	参加人数 85	実件数0	延件数	延件数	
青	森	県	117	1	6	18	1	8	2,006	
岩岩	手	県	12	3	3	2,293	84	147	283	<u> </u>
宮	城	県	41	1	13	2,233	126	473	2,754	
秋	田	県	36	3	3	169	21	43	738	
山	形	県	53	1	7	1,105	0	0	1,297	
福	島	県	60	1	0	0	131	683	1,265	
茨	城	県	4	1	0	0	92	403	2,919	
栃	木	県	14	3	2	503	29	102	3,345	
群	馬	県	9	0	7	791	7	8	3,046	
埼	玉	県	177	4	5	2,258	108	613	3,119	
Ŧ	葉	県	34	42	9	3,725	162	1,050	2,084	
東	京	都	497	2	43	3.048	147	633	28,670	
神		!県	26	0	0	0	145	844	3,951	
<u>新</u>	潟	県	18	3	0	0	57	83	1,337	
<u>富</u>	<u>щ</u>	県	68	1	22	634	373	377	3,217	
石	111	県	31	0	8	470	69	262	4,113	
福_	井	県	150	29	51	513	315	1,636	747	
<u>ш</u>	梨	県	33	7	3	395	82	200	692	
長	野	県	23	7	8	1,220	34	45		
岐	阜	県	0	1	11	733	0	1 200		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
静	岡	県	19	2	30	5,376		1,308		
愛三	知重	県	21 41	14	3 23	1,551 970	1,088 101	1,215 101	1,035 4,321	
	置	県	20	2		286	101	101	1,839	
京	都	府	13	2	3	74	42	170		
士	阪	府	247	2	5	237	472	3,602		
숮	庫	県	98	1	12	568	30	186	2,352	
奈	良	県	0	Ö	0	0	1	1	532	
和			1	2	1	10,500	2	2	888	
鳥	取	県	37	0	9	625	0	0	0	
島	根	県	0	0	3	124	54	114	606	
岡	山	県	34	0	4	153	57	672	2,168	
広	島	県	0	0	0	0	0	0	1,286	
Щ	П	県	0	39	9	892	0	0	1,202	
徳	島	県	0	0	0	0	0	0	0	
香	111	県	23	3	12	37	119	837	2,128	
愛	媛	県	0	0	10	1,366	0	0	1,993	
高	知	県	0	0	0	0		354		
	岡	県	42	7	17	1,283	831	961		
佐	質な	県	52	0	0	0	146	410	3,091	
長能	崎大	県	69	0	14	1,030	12	13	1,890	ļ
熊大	<u>本</u> 分	県	36 8	9	3	70	28 62	157		
宮	一輪	県	20	8	5	1,290	44	157	2,360 2,555	
産り			0	0	0	363 0	0	62 0		
沖	縄	県	14	0	0	0	68	75		
札	幌	市	- 14	0	2	3,100	00	75		
仙	台台	市	80	1	3	560	301	2,734		
さい			24	0	1	200	139	335	887	
Ŧ	葉	市	0	0	0	0	0	0		f
	浜	市	18	3	2	139	8	10		•
111	崎	市	0	11	, 6	744	12	25	•	
		市	22	2	0	0	393	470	 	
	都	市	5	1	1	650		131	2,811	
	阪	市	9	0	3	155	0	0		
	F	市	0	0	2	119	0	0		1
	島	市	3	1	1	450	723	795		
北力			93	0	12	352	1	1		
福	岡	क्त	16	2	4	538	0	0		
合		計	2,524	223	405			22,396		

(東京都内訳)

中	部	65	0	22	2,270	57	253	9,223	
多	摩	126	- 1	12	444	58	250	10,011	
下	谷	306	1	9	334	32	130	9,436	

(5) 社会復帰促進事業

(3) 11 24 18	技術援助	研修会	広 報	普及	相談	事業	
都道府県等	技術指導	(講習会)		座談会等)			備考
11. 34- 34	回数	回数	回 数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	0	0	0	0	0	0	
青森県岩手県	0	4	6	88	38	70	
	9	9	9	114 47	0	0	
宮城県秋田県	105	5	6		66	131	
山形県	14	1	0	150	22	34 64	
福島県	371	11	12	59	346	2,246	
茨城県	413	4	0	0	8	17	
栃木県	17	3	0	0	0	0	
群馬県	0	0	0	0	0	0	
埼玉県	49	5	19	410	87	348	
千葉県	136	11	41	2,439	3,292	8,009	
東京都	3,523	14	66	1,080	806	178,661	
神奈川県	539	20	0	0	172	1,156	
新潟県	8	3	2	47	0	0	
富山県	73	1	9	194	42	130	
石川県	58	10	1	129	37	114	
福井県	206	13	2	16	12	81	
山梨県	167	31	10	2,566	64	193	
長野県	385	31	11	1,063	56	369	
岐阜県	0	0	0	0	0	0	
静岡県	56	20	2	2,581	4	72	
愛知県	408	23	1	150	61	225	
三重県	3		10	1,184	4	4	
滋賀県	41	3	0	0	13	14	
京都府	42		12	260	17	110	
大阪府	1,943	73	1	500	3,257	13,173	
兵庫県	208	5	10	366	64	204	
奈良県	0	0	. 0	0	0	0	
和歌山県	1 140	0	0	0	. 0	0 100	
鳥取県島根県	146	13	9	192 60	157	2,186	
岡山県	24 50	2 0	0	0	10 8	12 29	i
広島県	65	8	0	0	106	646	
山口県	13	8	8	635	19	191	
徳島県	190	2	0	000	18	54	
香川県	181	3	12	18	39	912	
愛媛県	0	0	0	0	0	0	
高知県	47	2	0	0	0	0	
福岡県	155	13	68	1,993	52	2,366	
佐 賀 県	1	0	0	0	1	1	
長崎県	82	1	8	680	16	21	
熊本県	135	4	11	142	122	123	
大分県	10	13	15	241	31	95	
宮崎県	144	1	0	0	43	55	
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	
沖縄県	84	2	4	2,062	34	310	
札幌市	0	0	0	0	0	0	
仙台市	121	1	12	297	72	1,193	
さいたま市	0	0	0	0	0	0	ļ
千葉市	21	6	0	0	25	25	
横浜市	0	0	0	0	0	0	
川崎市	0	3	1	165	0	205	
名古屋市	17	25	0	0	254	395	
京都市	352	5	2	213	16	84	
大阪市神戸市	34	0	0	0	0	0	
一种 P 市 広島市	0 77	6	5 24	85 217	0 84	0 494	-
以 島 市 北九州市	401	56					
福岡市	27	9	82 10	. 4,926 1,886	114	1,126	
合計	11,162	492	504	27,255	9,694		
	11,102	492	504	21,200	9,094	210,743	1

(東京都内訳)

中	部	2,534	5	48	640	395	18,209	
多	摩	989	9	18	440	411	160,452	
下	谷	0	0	0	0	0	0	

5 精神障害者保健福祉手帳関係

(1)精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成16年3月末現在)	(平成	16年3	月末現在)
--------------	-----	------	-------

	年	間				年	間	交	付	者	数				ŕ	F度末現在	9 <u>49月</u> F	
	申	請		1 #8	,	<u>`</u>	2 #			3 級		ĺ	合 ā	' †		2,11,20		$\tilde{\Box}$
	者	数	診断書	年金	āt	診断書	年金	計	診断書	年金	åt	診断書	年金	āt	1 級	2級	3 級	合計
	161	~	DO WIE	証書	a ı	ID ID ID	証書	at	D MIE	証書	01	62 PV E	証書	a i	1 70%	<i>∆</i> 16/X	J 100	
1 化海送	- 4	511	529		75.6	1 245		3, 144	127		711	2, 311		1 522	1 941	5 671	1 225	0 227
1 北海道				,	756		1, 799		437	285	722		2, 311	4, 622	1, 341	5, 671	1, 225	8, 237
2 貴 森		962	626			826	599	1, 425	1 1	101	273		1, 319	2, 943	3, 202	2, 529	590	
3 岩 手		160	304		760		553	1, 009	T	139	379			2, 148	1, 489	2, 030	761	4, 280
4		<u>589</u>	96		752	165	352	517	1	149	276			1, 545	1, 067	1, 311	476	t
5 秋 田		614	116	1	244	262	748	1, 010	223	117	340		993	1, 594	407	1, 770	752	2, 929
6 山 形		<u>623</u>	474	-	937	245	266	511	41	51	92	1		1, 540	1, 801	836	149	2, 786
7. 温. 島		317	261	386	647	405	895	1, 300	1	211	352	807	1.492	2, 299	1, 179	2.183	<u>592</u>	3, 954
8 茨 城		<u>845</u>	175		625	671	740	1.411	486	137	623	1, 332	1. 327	2, 659	1, 122	2, 300		4, 432
9 栃 木		228	197		465	542	541	1, 083		134	619	1, 224	943	2, 167	889	2, 134	1. 137	4, 160
10 群 馬		<u>092</u>	253		891	435	397	832	266	<u>85</u>	<u>35 I</u>	954	1.120	2, 074	1, 699	1, 555	627	3, 881
11.埼玉		<u>682</u>	354		545		2, 270	3,639	1	357	1, 365	2, 731	2, 818	5, 549	1, 613	9, 321	3, 200	14, 134
12 千 葉		<u>428</u>	377	,	876		1, 473	2,621	576	252	828	2_101	2, 224	4, 325	1, 777	4, 705	1.412	7, 894
13 東 京	14.	764	1, 546	1, 879	3, 425	4, 758	3, 083	7, 841	2, 687	632	3, 319	8, 991	5, 594	14, 585	6, 600	14, 247	5, 815	26, 662
14. 神奈川	4.	376	377	637	1, 014	994	1, 428	2, 422	637	269	906	2,008	2, 334	4, 342	1, 889	4, 348	1, 569	7, 806
15 新 鳰		<u>649</u>	163	457	620	892	1. 713	2,605	39	308	347	1,094	2, 478	3, 572	1, 538	4, 853	687	7, 078
16 富 山	1_	<u>068</u>	86	140	226	230	383	613	133	96	229	449	619	1, 068	376		381	1, 915
17.石川	11.	<u>352</u>	114	131	245	252	620	872	101	126	227	467		1, 344	413		365	2, 168
18 編 井		731	52		56	240	118	358		27	286	551	149				568	
19 山 梨	1,	893	321	224	545	677	470	1, 147	1	77	188	1, 109	T	1, 880	904	2,005	301	3, 210
20 長 野		189	735	286		610	1, 139	1, 749	3	212	415	1, 548	T	3, 185	1, 693	2, 904	663	5, 260
21 妓 阜		900	132		264	448	688	1, 136		153	500		973	1, 900	504	1, 851	767	1
22 静 岡		560	389		656	892	1, 956	2, 848	1	450	961	1. 792	2, 673	4, 465	1, 678		2, 128	
23 爱 知		478	475		653		2, 282	4, 363	1	375	1, 432	3, 613	1		1, 232	7, 724	2, 565	T
24 三 重		044	219		280	922	523	1, 445	1	64	310	T	648		518		517	3, 690
25 滋 賀		170	48	65	113	299	443	742	1	128	299		T		229		529	F
26 京 都		281	74	220	294	249	434	683		96	301	528	T		778		694	3, 123
27 大 阪		804	1, 836	393	2, 229		1. 996	5, 460		301	1. 080				4, 413		2, 207	ŢJ
28 兵 庫		302	773	70	843		764	3, 345	1	117	1, 059		1	5, 247	1, 719	1	1, 846	T
29 奈 良		442	259	46	305	358	555	913	1	75	199				578	T	223	2, 472
30 和歌山		371	260		405	372	326	698		65	190				808		339	
31 鳥 取		928	107	45	152	425	255	680	3		96							
32 島 根		540	132	340	472	219		740	I	159	304	1	T		467 832	1, 391	198	
33 岡 山		163	7	298			521 776		1				T				483	
I		124	189		487	468	776	1.244	1	159	277				835	1	483	
			225	116	341	1, 637	1, 294	2, 931	559	217	776	F	1, 627	4, 048	619	5, 059		7, 045
35 <u>III</u> D		564	570	434	1, 004	421	775	<u>l. 196</u>	1		341	1, 181	1, 360		2, 088	2, 272	718	1
36 徳 島		060	178	258	436	295	205	500	1	49	119			F	618			
37 香 川		913	51	124	175	167	410	577	1	54	154	T	T	†		1		
38 爱 媛		604	90		228		714											
39 高 知		106	112	38	150		507	723			210			1	275			
40 福 岡		<u>327</u>	242	222	464		1, 266	<u> 2, 214</u>										
41.佐_賀		<u>950</u>	65	87	152		<u>519</u>	658										
42.長_崎		147	203	195	398		808	1, 358	,	1								T
43.態 本		<u>770</u>	799	1, 192	1. 991	1, 128	1. 441	2, 569										
44 大 分		141	86	45	131	304	506	810				466			305			
45 宮 崎		<u>346</u>	43	71	114	258	630	888										
46 鹿児島		<u>536</u>	59		133		925	1, 760							255	3, 345	1, 279	4, 879
47 沖 縄	3.	<u>569</u>	431	132	563	1, 206	1, 162			75								1
48 札 幌	3.	<u>600</u>	206	123	329	968	1, 329	2, 297					1,614		1		1	
49.仙 台		714	200	290	490		441	824										
50 さいたま		097	97		128		419	761										
51 于 葉		838	100		179		295	547										
52 川 崎		730	142		272		292	i, 059						T				1
53 横 浜		152	252		831			2, 831										
54 名古屋		556	223	51	274		1, 159	2, 318		1	928							
55 京 都		855	188	260	448		659	1, 446	1									
56 大 阪		907	691	171	862		802	2, 924										
57 神 戸		842	140		204		918	1, 979										
58 広島		918	534	77			918 594											
								2. 122										
59 北九州		335 700	46		129		542 501	801										
60 福 岡		799 556	147		221		501	1, 105									809	
合計	109,	990	18, 169	10, 137	<i>34, 306</i>	49, 499	ə1, b52	LVI, 151	JZZ, 5/6	9, 324	131, 900	<u>11 90, 24</u> 4	H (1, 113	<u>1107, 357</u>	166, 764	<u>ij 188, 047</u>	157, 983	312, 794

(2)地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス一覧

平成16年2月末現在

北海道 公共施設利用料の減免 (共和設等の申用料の減免 (共和設等の利用料の減免 (共和設等の申用料の減免 (共和設等の申用料の減免 (共和設等の申用料の利用) (大田県 (大田県 (大田県 (大田県 (大田県 (大田県 (大田県 (大田県	和诺应但点	<u> </u>						
青森県 県有施設等の使用料の免除、県バス協会加盟民間バスの県内路線バス運賃割引、県内民間鉄道(JR除く)4社の鉄道 連貫割引制度、1級所料をの返債費制成 医療費制制度(1級)、公共施設等の利用料の減免 宮城県 公共施設等の利用料の割引 (水田県 公共施設等の利用料の割引、バス運賃の割引 山形県 医療費助成(1級)、県宮住宅優先抽選、公共施設利用料の減免 福島県 県立施設等の利用料域免、医療費補助事業(支給要件者)、県内民営バス5社運賃割引 茨城県 県立施設等の入館料等の免除 栃木県 各権公共施設等の利用料の減免 当玉県 公生施設の利用料の減免 当玉県 公生施設の利用料の減免 東京都 都営住宅の優先入居、公共施設使用料等の減免 東京都 都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金資付制度 神奈川県 県営住宅優先入居・審賞減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除 新潟県 県立施設の利用料等の減免 第二山県 泉立施設の利用料等の減免 石川県 県立施設の利用料等の減免 日川県 県立施設の利用料等の減免 民産住宅の家債の減免及び優先入居 競手県 県立施設の利用料の免除・減免 山梨県 県有施設の利用料の減免、民産住宅の家債の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設の利用料の減免、税の不均一課役 愛知県 公共住宅の優先入居・寝の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課役 受知県 公共住宅の優先入居・寝の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課役 公共企業の利用料の減免、税の不均一課役 公共施設等の利用料の減免、税の不均一課役 公共施設等の利用料の減免、税の不均一課役 公共施設等の利用料の減免、税の不均一課役 公共施設等の利用料系免 公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 京都府 お立施設の利用料減免 所営住宅の福祉世帯向け応募	都道府県名							
音解 選貨制助成(1級)、公共施設等の利用料の減免 宮城県 公共施設等の利用料の割引								
宮城県 公共施設等の利用料の割引 八ス環質の割引 山形県 公共施設等の利用料の割引 八ス環質の割引 山形県 医療費助成(1級)、県営住宅優先制選、公共施設利用料の減免 福島県 県立施設等の入配料等の免除 初木県 名様公共施設等の利用料金の割引 公共施設の利用料の減免 工票 公共施設等の利用料の減免 工票 公当住宅優先入居、公共施設使用料等の減免 東京都 都営住宅の優先入居、徐別減額、都立施設使用料網料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅優先及居・特別減額、都立施設使用料網料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅優先及居・特別減額、都立施設使用料網料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅優先及居・務別減額、 東立施設の利用料金免除 第温県 県立施設の利用料等の減免 日川県 公共施設利用料の免除・割引 福井県 県立施設の入場料の免除・割引 福井県 県立施設の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の利用料等の減免、県営住宅の家質の減免及び優先入居 長野県 県有施設の利用料の減免、保営住宅の家質の減免及び優先入居 長野県 県有施設の利用料の減免、保営住宅の家質の減免及び優先入居 東有施設の利用料の減免、役所 段応 段応 段応 段応 段応 段応 段応 段	青森県							
秋田県 公共能設等の利用料の割引、バス運賃の割引 山形県 医療費助成(1級)、県営住宅優先抽選、公共施設利用料の減免 福島県 県立施設の利用料減免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社運賃割引 茨城県 県立施設等の入館料等の免除 栃木県 各種公共施設等の利用料金の割引 非馬県 公共施設の利用料の減免 干葉県 公共施設等の入園料等の減免 干葉県 公共施設等の入園料等の減免 東京都 都営住宅の優先入居、公共施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除 新潟県 県立施設の利用料の免除 富山県 県立施設の利用料の免除・減免 石川県 公共施設利用料の免除・減免 山梨県 県本施設の利用料の免除・減免 山梨県 県本施設の利用料の発除・減免 山梨県 県本施設の利用料の減免、免除 養野県 県立施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・客賃の軽減、公共施設の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の発除・減額 洗質県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免	岩手県	医療費助成(1級)、公共施設等の利用料の減免						
山形県 医療費助成(1級)、県営住宅優先結選、公共施設利用料の減免 福島県 県立施設の利用料減免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社運賃割引 茨城県 県立施設等の入館料等の免除 栃木県 各種公共施設等の利用料金の割引 群馬県 公共施設の利用料の減免 埼玉県 公室住宅優先入居、公共施設使用料等の減免 干菓県 公共施設等の入園料等の減免 東京都 都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県立施設の利用料の免除 富山県 県立施設の利用料の免除 富山県 県立施設の利用料の免除・割引 福井県 県立施設の利用料の免除・割引 福井県 県立施設の利用料の免除・割引 長野県 県立施設の利用料の免除・減免 山梨県 県有施設の利用料の残免、免除 トラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	宮城県	公共施設等の利用料の割引						
福島県 県立施設の利用料減免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社運賃割引 茨城県 県立施設等の入総料等の免除 栃木県 各種公共施設等の利用料金の割引 群馬県 公共施設の利用料の減免 埼玉県 公共施設等の入園料等の減免 東京都 都営住宅の優先人居、公共施設使用料等の減免 東京都 都営住宅の優先人居・常質減免、タウシー運賃割引、公共施設利用料金免除 新潟県 県立6施設の利用料の免除 富山県 県立6施設の利用料の免除・割引 福井県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の利用料等の減免、長雲性宅の家賃の減免及び優先入居・優年入居・寮賃が収免・減免 山梨県 県有施設の利用料等の減免、県雪性宅の家賃の減免及び優先入居 駿阜県 県有施設の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共在宅の優先人居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先人居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の気免、減額 施賀県 遺院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免、	秋田県	公共施設等の利用料の割引、バス運賃の割引						
一 茨城県 保立施設等の入館料等の免除	山形県	医療費助成(1級)、県営住宅優先抽選、公共施設利用料の減免						
#	福島県	県立施設の利用料減免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社運賃割引						
群馬県 公共施設の利用料の減免	茨城県	県立施設等の入館料等の免除						
埼玉県 公営住宅優先入居、公共施設使用料等の減免	栃木県	各種公共施設等の利用料金の割引						
千葉県 公共施設等の入園料等の減免 東京都 都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除 新潟県 県立施設の利用料の免除 富山県 公共施設利用料の免除・割引 福井県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の利用料等の減免、原営住宅の家賃の減免及び優先入居 長野県 県立施設の利用料の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	群馬県	公共施設の利用料の減免						
東京都 都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除 新潟県 県立6施設の利用料の免除 富山県 県立施設の利用料等の減免 石川県 公共施設利用料の免除・割引 福井県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、発除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 受知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	埼玉県	公営住宅優先入居、公共施設使用料等の減免						
神奈川県 県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除 新潟県 県立6施設の利用料等の減免 石川県 公共施設利用料等の減免 石川県 公共施設利用料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	千葉県	公共施設等の入園料等の減免						
新潟県 県立6施設の利用料の免除 富山県 県立施設の利用料等の減免 石川県 公共施設利用料の免除・割引 福井県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 適院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	東京都	都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度						
富山県 県立施設の利用料等の減免 石川県 公共施設利用料の免除・割引 福井県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	神奈川県	県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除						
石川県 公共施設利用料の免除・割引 福井県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 受知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 遊賀県 適院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 所立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	新潟県	皇立6施設の利用料の免除						
福井県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	富山県	県立施設の利用料等の減免						
山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	石川県	公共施設利用料の免除・割引						
長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	福井県	県立施設等の入場料の免除・減免						
岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	山梨県	県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居						
静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	長野県	県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居						
愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	岐阜県	県有施設の利用料の減免、免除						
三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	静岡県	県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税						
滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免京都府 公共施設の利用料減免大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	愛知県	公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減						
京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	三重県	県立施設等の利用料の免除・減額						
大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	滋賀県	通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免						
	京都府	公共施設の利用料減免						
兵庫県 県内公共施設等の利用料の割引、県営住宅の優先入居(1、2級)、作業所通所交通費助成	大阪府	府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募						
	兵庫県	県内公共施設等の利用料の割引、県営住宅の優先入居(1、2級)、作業所通所交通費助成						
奈良県県立施設等の利用料の免除	奈良県	県立施設等の利用料の免除						

都道府県名	主 な サ ー ビ ス の 内 容
和歌山県	県有施設入場料・使用料の無料・減免
鳥取県	県立施設等の利用料の減免、県内路線バスの運賃割引、医療費助成制度(1級)
島根県	県立施設の利用料の免除
岡山県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅入居優先制度
広島県	路線バス、鉄道(JR除く)の運賃割引、県立施設等利用料の減免、県営住宅入居当選率の優遇(1、2級)、生活福祉資金の貸付
山口県	公共施設利用料の減免、県内有料道路通行料金助成、県内バス運賃割引、医療費助成(1級)
徳島県	福祉手当の支給、医療助成制度、福祉バス・タクシーの利用、公共施設の利用料減免
香川県	県立施設入園料等の免除・減免
愛媛県	県公共施設利用料の減免、県営住宅への優先入居
高知県	県立施設利用料の免除・減免、県営住宅の優先入居、土佐くろしお鉄道運賃割引
福岡県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の入居募集の優遇
佐賀県	公共施設等の利用料割引
長崎県	公共施設の利用料減免
熊本県	医療費助成(1級)、県立施設使用料等の免除
大分県	公共施設の一部利用料減免
宮崎県	公共施設の入場料免除
鹿児島県	県立施設等の使用料等減免・免除
沖縄県	公共施設等の利用料の免除・割引
札幌市	市内公共交通機関交通費助成、公共施設の使用料等の減免
仙台市	交通費助成(タクシー利用券、バス・地下鉄乗車証、自家用車燃料費助成券の3つから選択交付)、市営駐車場料金ー部割引、市営住宅入居申込時の所得控除
さいたま市	医療費の一部助成、公共施設の使用料減免
千葉市	通所交通費助成、福祉タクシー利用券(1級)、自動車燃料費助成(1級)、市営住宅入居の優遇措置
横浜市	水道料金等の減免、文化施設等の割引、バス・地下鉄等特別乗車券(無料パス)の交付、住み替え家賃助成、市営住宅 入居優先、入院医療費援助
川崎市	市営住宅入居優遇制度、市内運行バス特別乗車証等の交付、公営施設等の入場料割引、タクシー10%割引
名古屋市	福祉特別乗車券の交付(市バス、地下鉄)、市営住宅の入居、市営施設等利用料の免除・割引、生活福祉資金の貸付、 資源やごみの排出支援
京都市	公共施設の利用料減免、福祉乗車証(市バス、市営地下鉄、一部民営バス)
大阪市	市営交通運賃の免除・割引、上下水道料金の減免(1級)、市内文化施設への入場優待
神戸市	福祉乗車証(市内公共交通機関、1級)、公共施設入館料の減免、障害者用駐車券(1級)
広島市	バス・市内電車の運賃の割引、公共交通機関利用助成(所得制限)、福祉タクシー利用助成(1級、所得制限)、上下水 道料金の減免(1、2級)
北九州市	公営住宅専用募集枠、市営バス福祉優待乗車証、市営渡船運賃割引、公共施設利用料減免、障害者あんしん法律相談
福岡市	市営住宅の優先入居及び家賃の減免、市立施設等の利用料の減免、市営地下鉄運賃の助成

6 精神障害者社会復帰施設設置か所数

(平成16年4月1日現在)

									4月1日現在)
1		生訓施設	福祉ホーム	福祉ホーム		授産施設		福祉工場	地域生活
				B型	通所	入所	小規模通所		支援センター
	北海道	10	3	1	12	0	5	0	11
2	青森県	8	3	3	5	2	3	1	15
3	岩手県	4	1	1	6	0	1	0	9
4	宮城県	1	0	0	3	Ö	3	0	1
5	秋田県	8	4	1	3	1			
					3		0	0	4
6	山形県	2	0	11	1	0	0	0	4
7	福島県	3	3	1	3	0	5	0	7
8	茨城県	7	2	3	5	1	1	0	11
9	栃木県	10	9	3	3	2	4	0	11
10	群馬県	7	2	4	4	0	2	0	9
111	埼玉県	11	2	2	5	0	5	0	16
12	千葉県	6	3	2	4	0	2	0	10
13	東京都	10	9	0	26	0	67	0	41
14	神奈川県	4	2	1	1	0	11	0	
15	新潟県	11	6	5	16	1	3		8
16	富山県	2	1	3	7			0	11
						1	5	1	7
17	石川県	3	4	5	2	1	3	1	7
18	福井県	1	1	0	7	0	0	0	7
19	山梨県	2	0	1	4	0	0	0	4
20	長野県	9	3	1	10	1	6	0	7
21	岐阜県	7	3	1	1	0	1	1	9
22	静岡県	6	2	3	10	0	3	0	15
23	愛知県	6	1	1	7	Ō	6	0	8
24	三重県	4	2	4	5	0	2	0	5
25	—— <u>——</u> 滋賀県	3	1	- 7	5	0	2	0	
26		1	0		3	0			6
	京都府			1			4	0	4
27	大阪府	13	4	3	4	0	54	1	25
28	兵庫県	7	6	1	3	0	6	0	4
29	奈良県	3	0	0	11	0	13	0	7
30	和歌山県	2	0	0	5	0	5	1	4
31	鳥取県	2	1	1	2	0	3	0	3
32	島根県	4	5	0	6	1	3	2	10
33	岡山県	3	6	2	2	2	2	0	9
34	広島県	6	3	5	8	0	5	1	11
35	山口県	8	4	5	4	1	1	1	7
36	徳島県	8	Ö	Ö	1	Ö	i	0	6
37	香川県	5	1	2	2	0	2		
38	- 日川不	4	1					0	7
_	愛媛県		1	2	1	0	4	1	5
39	高知県	3	0	2	1	0	4	0	5
40	福岡県	9	1	3	7	4	0	0	9
41	佐賀県	2	11	11	11	0	0	1	1
42	長崎県	8	4	5	8	2	0	1	7
43	熊本県	4	2	2	7	0	1	2	9
44	大分県	6	4	1	7	1	0	1	6
45	宮崎県	4	2	0	2	1	2	0	3
46	鹿児島県	8	7	ō	5	i	1	1	11
47	沖縄県	7	4	0	3	6	0	0	9
48	札幌市	2	1	1	2	0	3		
	仙台市							0	3
49		2	0	0	4	0	6	0	5
	さいたま市	1	0	0	2	0	0	1	5
51	千葉市	1	0	0	0	0	1	0	0
52	横浜市	3	0	0	2	0	2	0	4
53	川崎市	1	0	0	0	0	2	0	1
54	名古屋市	2	0	1	3	0	0	0	2
55	京都市	0	3	0	2	0	5	0	3
56	大阪市	2	1	0	1	0	21	0	6
57	神戸市	1	Ö	1	3	0	14	0	6
58	広島市	3	0	1	2	0	0	0	
		0	4						4
59	北九州市			1	5	0	1	0	1
60	福岡市	2	0	0	11	0	2	0	1
合	t #	282	132	88	265	29	308	18	446
	I		·	·		1	·		L

平成15年度更生・育成医療の実施状況

刦	3道	府	倶

7

大	- -1
大	療
1 北海道 2、360 253、085 1、216 121、216 285、356 470 51、3 岩 手 382 70、575 411 40、4 宮 城 2: 449 301、636 615 39、5 秋 田 712 105、734 240 17、6 山 形 1、533 221、784 424 30、7 福島 853 113、799 629 37、8 茨 城 400 72、015 654 72、9 栃 木 3、506 290、850 1、294 115、10 群 馬 695 128、969 405 39、11 埼 玉 1、601 286、770 1、972 183、12 千 葉 1、130 254、952 1、594 155、13 東 京 2、544 409、638 3、059 287、14 神 奈 川 322 52、888 877 81、14 神 奈 川 322 52、888 877 81、15 新 潟 4、061 329、690 964 74、16 富 山 815 73、664 285 25、17 石 川 2、521 258、455 323 32、18 福 井 822 123、777 238 29、19 山 梨 3、299 365、352 704 39、20 長 野 1、173 216、381 844 79、21 岐 阜 1、690 89、835 630 50、22 静 岡 1、524 194、418 1、081 111、23 愛 知 6、770 540、666 4、420 252、24 三 重 1、303 145、654 1、112 84、25 滋 賀 2、738 273、436 749 68、26 京 都 4、064 463、640 784 50、27 大 阪 4、987 313、202 2、368 186、27 大 阪 4、987 313、202 2、368 186、27 大 阪 4、987 313、202 2、368 186、27 大 阪 4、987 313、202 2、368 186、30 和 歌 山 1、373 146、031 464 31、31、31 鳥 取 189 35、766 220 22、32 島 根 286 41、370 399 29、33 成 山 2、231 204、592 340 28、34 広 島 749 101、666 588 45、35 山 口 4、208 380、739 838 59、36 660 72、624 504 31、36 660 72 624 504 31、36 660 72 624 504 31、36 660 72 624 504 31、36	
2 青 森 382	円
3 岩	
4 宮 城 2: 449 301, 636 615 39, 5 秋 田 712 105, 734 240 17, 66 山 形 1, 533 221, 784 424 30, 7 福島 853 113, 799 629 37, 8 淡 城 400 72, 015 654 72, 9 栃 木 3, 506 290, 850 1, 294 115, 10 群 馬 695 128, 969 405 39, 11 埼 玉 1, 601 286, 770 1, 972 183, 12 千 葉 1, 130 254, 952 1, 594 155, 13 東京 2, 544 409, 638 3, 059 287, 14 神 奈 川 2, 521 254, 858 877 81, 155 新 第 4, 061 329, 690 964 74, 16 富 山 815 73, 664 285 25, 17 石 川 2, 521 258, 455 323 32, 18 福 井 822 123, 777 238 29, 19 山 梨 3, 299 365, 352 704 39, 20 長 野 1, 173 216, 381 844 79, 21 岐 阜 1, 690 89, 835 630 50, 22 静 岡 1, 524 194, 418 1, 081 111, 23 22 23 24 三 重 1, 303 145, 654 1, 112 84, 25 ※ 資 2, 738 273, 436 749 68, 26 京 都 4, 064 463, 640 784 50, 27 大 阪 4, 987 313, 202 2, 368 186, 29 余 良 1, 762 164, 544 680 53, 30 和 歌 山 1, 373 146, 031 464 31, 31 鳥 取 189 35, 766 220 22, 32 鳥 根 286 41, 370 399 29, 33 山 2, 231 204, 592 340 28, 34 広 島 749 101, 666 588 45, 35 山 口 4, 208 380, 739 338 59, 36 36 640 72, 624 504 31, 31	
5 秋 田 712 105,734 240 17,	
6 山 形	741
7 福 島 853	145
8 茨 城 400 72,015 654 72,	894
9 栃 木 3、506 290、850 1、294 115、10 群 馬 695 128、969 405 39、11 埼 玉 1、601 286、770 1、972 183、12 千 葉 1、130 254、952 1、594 155、13 東 京 2、544 409、638 3、059 287、14 神 奈 川 322 52、888 877 81、15 新 潟 4、061 329、690 964 74、16 富 山 815 73、664 285 25、17 石 川 2、521 258、455 323 32、18 福 井 822 123、777 238 29、19 山 梨 3、299 365、352 704 39、20 長 野 1、173 216、381 844 79、21 岐 阜 1、690 89、835 630 50、22 静 岡 1、524 194、418 1、081 111、23 愛 知 6、770 540、666 4、420 252、24 三 重 1、303 145、654 1、112 84、25 滋 質 2、738 273、436 749 68、26 京 都 4、064 463、640 784 50、25 29 奈 良 1、762 164、544 680 53、30 和 歌 山 1、373 146、031 464 31、31 8、18 取 189 35、766 220 22、23 28 4 286 41、370 399 29、33 日本 19、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、	433
10 群	718
11 埼 玉 1,601 286,770 1,972 183,	379
11 埼 玉 1,601 286,770 1,972 183,	726
12 千 葉 1,130 254,952 1,594 155,	
13 東 京 2,544 409,638 3,059 287, 144 神 奈 川 322 52,888 877 81, 15 新 潟 4,061 329,690 964 74, 166 富 山 815 73,664 285 25, 17 石 川 2,521 258,455 323 32, 18 福 井 822 123,777 238 29, 19 山 梨 3,299 365,352 704 39, 20 長 野 1,173 216,381 844 79, 21 岐 阜 1,690 89,835 630 50, 22 静 岡 1,524 194,418 1,081 111, 23 ৢ	
14 神 奈 川 322 52,888 877 81,	
15 新 潟 4,061 329,690 964 74,	
16 富 山 815 73,664 285 25, 17 石 川 2,521 258,455 323 32, 18 福 井 822 123,777 238 29, 19 山 梨 3,299 365,352 704 39, 20 長 野 1,173 216,381 844 79, 21 岐 阜 1,690 89,835 630 50, 22 静 岡 1,524 194,418 1,081 111, 23 愛 知 6,770 540,666 4,420 252, 24 三 重 1,303 145,654 1,112 84, 25 滋 賀 2,738 273,436 749 68, 26 京 都 4,064 463,640 784 50, 27 大 阪 4,987 313,202 2,368 186, 28 兵 庫 1,025 115,912 1,538 92, 29 奈 良 1,762 164,544 680 53, 30 和 歌 山 1,373 146,031 464 31, 31 8, 取 189 35,766 220 22, 32 8,	
17 石 川 2,521 258,455 323 32,	
18 福 井 822 123,777 238 29,	
19 山 梨 3, 299 365, 352 704 39, 200 長野 1, 173 216, 381 844 79, 210 岐阜 1, 690 89, 835 630 50, 22 静岡 1, 524 194, 418 1, 081 111, 23 愛知 6, 770 540, 666 4, 420 252, 24 三重 1, 303 145, 654 1, 112 84, 25 滋賀 2, 738 273, 436 749 68, 26 京都 4, 064 463, 640 784 50, 27 大阪 4, 987 313, 202 2, 368 186, 28 兵庫 1, 025 115, 912 1, 538 92, 29 宗良 1, 762 164, 544 680 53, 30 和歌山 1, 373 146, 031 464 31, 31 8, 取 189 35, 766 220 22, 32 8, 34 広島 749 101, 666 588 45, 35 山口 4, 208 380, 739 838 59, 36 徳 島 640 72, 624 504 31, 31, 31 31, 31, 31, 31, 31, 31, 31, 31, 31, 31,	1
20 長野 1,173 216,381 844 79, 21 岐阜 阜 1,690 89,835 630 50, 22 静岡 1,524 194,418 1,081 111, 23 愛知 6,770 540,666 4,420 252, 24 三重 1,303 145,654 1,112 84, 25 滋賀 2,738 273,436 749 68, 26 京都 4,064 463,640 784 50, 27 大阪 4,987 313,202 2,368 186, 28 兵庫 1,025 115,912 1,538 92, 29 奈良 1,762 164,544 680 53, 30 和歌山 1,373 146,031 464 31, 31 鳥取 189 35,766 220 22, 32 島根 286 41,370 399 29, 33 岡山 2,231 204,592 340 28, 34 広島 749 101,666 588 45, 35 山口 4,208 380,739 838 59, 36 徳島 640	
21 岐 阜 1,690 89,835 630 50, 22 静 岡 1,524 194,418 1,081 111, 23 愛 知 6,770 540,666 4,420 252, 24 三 重 1,303 145,654 1,112 84, 25 滋 賀 2,738 273,436 749 68, 26 京 都 4,064 463,640 784 50, 27 大 阪 4,987 313,202 2,368 186, 28 兵 庫 1,025 115,912 1,538 92, 29 奈 良 1,762 164,544 680 53, 30 和 歌 山 1,373 146,031 464 31, 31 鳥 取 189 35,766 220 22, 32 島 根 286 41,370 399 29, 33 岡 山 2,231 204,592 340 28, 34 広 島 749 101,666 588 45, 35 山 口 4,208 380,739 838 59, 36 徳 島 640 72,624 504 31,	
22 静 岡	
23 愛 知 6,770 540,666 4,420 252,	
24 三 重 1,303 145,654 1,112 84,25 25 滋 賀 2,738 273,436 749 68,749 68,749 68,749 68,749 68,749 68,749 68,749 68,749 50,749 68,749 50,749 784 50,749 784 50,749 784 50,749 784 50,749 784 50,749 784 50,749 784 50,749 784 50,749 784 50,749 784	
25 滋 質 2,738 273,436 749 68, 26 京 都 4,064 463,640 784 50, 27 大 阪 4,987 313,202 2,368 186, 28 兵 庫 1,025 115,912 1,538 92, 29 奈 良 1,762 164,544 680 53, 30 和 歌 山 1,373 146,031 464 31, 31 鳥 取 189 35,766 220 22, 32 島 根 286 41,370 399 29, 33 岡 山 2,231 204,592 340 28, 34 広 島 749 101,666 588 45, 35 山 口 4,208 380,739 838 59, 36 徳 島 640 72,624 504 31,	
26 京 部 4,064 463,640 784 50, 27 大 阪 4,987 313,202 2,368 186, 28 兵 庫 1,025 115,912 1,538 92, 29 奈 良 1,762 164,544 680 53, 30 和 弘 1,373 146,031 464 31, 31 鳥 取 189 35,766 220 22, 32 島 根 286 41,370 399 29, 33 岡 山 2,231 204,592 340 28, 34 広 島 749 101,666 588 45, 35 山 口 4,208 380,739 838 59, 36 徳 島 640 72,624 504 31,	
27 大 阪 4,987 313,202 2,368 186, 28 兵 庫 1,025 115,912 1,538 92, 29 奈 良 1,762 164,544 680 53, 30 和 歌 山 1,373 146,031 464 31, 31 鳥 取 189 35,766 220 22, 32 島 根 286 41,370 399 29, 33 岡 山 2,231 204,592 340 28, 34 広 島 749 101,666 588 45, 35 山 口 4,208 380,739 838 59, 36 徳 島 640 72,624 504 31,	
28 兵 庫 1,025 115,912 1,538 92. 29 奈 良 1,762 164,544 680 53, 30 和 歌 山 1,373 146,031 464 31, 31 鳥 取 189 35,766 220 22, 32 島 根 286 41,370 399 29, 33 岡 山 2,231 204,592 340 28, 34 広 島 749 101,666 588 45, 35 山 口 4,208 380,739 838 59, 36 徳 島 640 72,624 504 31,	
29 奈 良 1.762 164,544 680 53,30 30 和 歌 山 1,373 146,031 464 31,31,31 31 鳥 取 189 35,766 220 22,2,32 32 島 根 286 41,370 399 29,340 33 岡 山 2,231 204,592 340 28,45,35 34 広 島 749 101,666 588 45,35 35 山 口 4,208 380,739 838 59,36 36 徳 島 640 72,624 504 31,36	
30 和歌山 1,373 146,031 464 31, 31 鳥 取 189 35,766 220 22, 32 島 根 286 41,370 399 29, 33 岡 山 2,231 204,592 340 28, 34 広 島 749 101,666 588 45, 35 山 口 4,208 380,739 838 59, 36 徳 島 640 72,624 504 31,	1
31 鳥 取 189 35,766 220 22, 32 島 根 286 41,370 399 29, 33 岡 山 2,231 204,592 340 28, 34 広 島 749 101,666 588 45, 35 山 口 4,208 380,739 838 59, 36 徳 島 640 72,624 504 31,	
32 島 根 286 41,370 399 29, 33 岡 山 2,231 204,592 340 28, 34 広 島 749 101,666 588 45, 35 山 口 4,208 380,739 838 59, 36 徳 島 640 72,624 504 31,	
33 岡 山 2,231 204,592 340 28,34 34 広 島 749 101,666 588 45,35 35 山 口 4,208 380,739 838 59,36 36 徳 島 640 72,624 504 31,31	
34 広 島 749 101,666 588 45,35 山 35 山 口 4,208 380,739 838 59,36 36 徳 島 640 72,624 504 31,31	
35 山 口 4,208 380,739 838 59, 36 徳 島 640 72,624 504 31,	
36 徳 島 640 72,624 504 31,	
1 a = 1 are	904
	580
38 愛媛 2,659 313,641 275 30,	097
	983
	767
41 佐 賀 3,005 334,427 399 30,	079
42 長崎 5,112 413,249 583 49,	
43 熊 本 7,594 697,688 572 46.	
44 大 分 1,605 236,689 199 20,	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	148
46 鹿 児 島 3,042 343,738 1,906 55,	341
47 沖 縄 6,054 666,044 1,368 120.	

指定都市・中核市 (別掲)

				核市(別	掲)			
9	実施	主	本	更	生 医	療	育	成医療
				実人舅	公費負担	額	実人員	
				J		千円	人	千円
48	札		幌	387		017	876	
49	仙		台	1, 48		452	435	50, 223
50		いた		257		228	571	38, 948
51	千		葉	29	•	394	342	34, 907
52			浜	299		982	1, 197	107, 439
53			崎	108		073	413	54, 730
54		古	屋	3, 92		039	1, 184	
55	京		都	7, 84	1 849,	495	1, 299	110, 936
56	大		阪	1, 84	1 279,	975	691	58, 222
57	神		戸	4, 07	2 301,	595	1, 438	54, 1 <u>5</u> 3
58	広		島	1, 52		859	443	
59	北	九	州	5, 21	1	405	194	19, 553
60	福	• •	岡	4, 12	4	644	485	67, 538
61	旭)II	77		1079	118	
62	化秋		田田	31		734	105	9, 269
63	都							
64 64	()	t	山	6		244	140	
		わ	き	36		418	103	10, 042
65	宇	都	宫	1, 32		090	849	50, 535
66	Ш		越	10		832	178	
67	船		橋	18		524	121	11, 153
68	横	須	賀	4:		194	174	
69	相	模	原	70		384	175	17, 101
70	新		潟	1, 31	1 107.	814	325	23, 348
71	富		山	46		654	113	8, 782
72	金		沢	2, 49	7 166	021	220	20, 865
73	長		野	19	0 23	034	97	10, 209
74	岐		阜	9:		661	126	10, 663
75	静		岡	11		012	411	33, 215
76	浜		松	36		972	306	
77	豊		橋	47.		725	323	
78	豊		<u> </u>	53		757	314	
79	岡		崎	40		417	274	
80	''	堺	~0]	1, 59		. 882	525	
81	高	77	槻			, 002 , 208		
	1				1			
82			<u>路</u>			<u>956</u>		
83	奈	=**	良	1		, 853		
	和	歌	Щ	6, 58		, 182	1	1
85	岡		Щ	1, 10	1	, 288	1	
86	倉		敷	78		, 423		
87	福		山			<u>, 215</u>		12, 102
88	高		松	82	7 52	, 268	199	13, 489
89	松		Ш	91	1 67	, 587		
90	高		知			, 653		
91	長		崎			, 077		
92	熊		本	3, 44		, <u>000</u>		li :
	天		分			, 290		
	宮		崎			, 955		
	鹿	児	島			, 292 , 292	267	30, 794
	合	計		181, 31				
咨		. ##	44	但确垣如				h #E # /Bi 1-

資料:精神保健福祉課作成(「福祉行政報告例」より)

8 精神保健福祉全国大会の開催状況

第1回(昭和28年)	東京都	第28回(昭和55年)	神奈川	県
第2回(昭和29年)	"	第29回(昭和56年)	福岡	県
第3回(昭和30年)	11	第30回(昭和57年)	北 海	道
第4回(昭和31年)	IJ	第31回(昭和58年)	静岡	県
第5回(昭和32年)	II .	第32回 (昭和59年)	新潟	県
第6回(昭和33年)	II	第33回(昭和60年)	広島	県
第7回(昭和34年)	II .	第34回(昭和61年)	青森	県
第8回(昭和35年)	II .	第35回(昭和62年)	京 都	府
第9回(昭和36年)	大 阪 府	第36回(昭和63年)	茨 城	県
第10回 (昭和37年)	神奈川県	第37回(平成 元年)	宮崎	県
第11回(昭和38年)	福 岡 県	第38回(平成 2年)	北 海	道
第12回(昭和39年)	宮 城 県	第39回(平成 3年)	高 知	県
第13回(昭和40年)	愛 知 県	第40回(平成 4年)	神奈川	県
第14回(昭和41年)	北 海 道	第41回(平成 5年)	大 阪	府
第15回(昭和42年)	東京都	第42回(平成 6年)	岡山	県
第16回(昭和43年)	兵 庫 県	第43回(平成 7年)	岩 手	県
第17回(昭和44年)	広島県	第44回(平成 8年)	岐 阜	県
第18回(昭和45年)	新潟県	第45回(平成 9年)	佐 賀	県
第19回(昭和46年)	愛 媛 県	第46回(平成10年)	新潟	県
第20回(昭和47年)	熊本県	第47回(平成11年)	三重	県
第21回(昭和48年)	石川県	第48回(平成12年)	鹿児島	県
第22回(昭和49年)	東京都	第49回(平成13年)	長 野	県
第23回(昭和50年)	福島県	第50回(平成14年)	東京	都
第24回(昭和51年)	北海 道	第51回 (平成15年)	兵 庫	県
第25回(昭和52年)	島根県	第52回(平成16年)	長崎	県
第26回(昭和53年)	香川県	第53回 (平成17年)	岩 手	県
第27回(昭和54年)	大 阪 府		(予	定)